平成１７年3月１６日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
　理事長　牧野　力　殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究評価委員会　委員長代理　曽我　直弘

ＮＥＤＯ技術委員・技術委員会等規程第３１条の規定に基づき、別添のとおり評価結果について報告します。

「福祉用具実用化開発推進事業」
中間評価報告書

平成１７年３月

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

研究評価委員会

目　次

はじめに　0-2
評価委員会分科会名簿　0-3
評価委員会分科会審議経過　0-4
評価概要　0-5
研究評価委員会におけるコメント　0-14
研究評価委員会名簿　0-15

第１章　評価
１．制度全体に関する評価結果　1-1
１．１　総論　1-1
（１）総合評価　1-1
（２）今後に対する提言　1-4
１．２　各論　1-15
（１）政策軸　1-15
（２）マネジメント軸　1-23
（３）成果軸　1-29
（４）コストパフォーマンス軸　1-35

第２章　評価対象制度
１．制度評価項目・基準・視点　2-1-1
２．制度原簿　2-2-1
３．データ収集結果　2-3-1
（１）制度評価に係る調査概要　2-3-1
（２）アンケート調査結果　2-3-3
（３）ヒアリング調査結果　2-3-70
（４）文献調査結果　2-3-91

参考資料１　制度評価について　参考資料 1-1

はじめに

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、被評価制度毎に外部有識者で構成される制度評価分科会を研究評価委員会によって設置し、同分科会にて被評価対象制度の評価を行い、評価報告書案を策定の上、研究評価委員会において確定している。

本書は、「福祉用具実用化開発推進事業」の中間評価報告書であり、第１回研究評価委員会において設置された「福祉用具実用化開発推進事業」（中間評価）制度評価分科会において評価報告書案を策定し、第５回研究評価委員会（平成１７年３月１６日）に諮り、確定されたものである。

平成１７年３月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究評価委員会

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　研究評価委員会

「福祉用具実用化開発推進事業」（中間評価）

評価分科会委員名簿

（平成１７年１月現在）

	氏名	所属・役職
分科会長	齋藤（さいとう）　正男（まさお）	東京大学　名誉教授
委	雨宮（あめみや）　恵美（めぐみ）	保険・医療・福祉サービス研究会　接遇トレーナー
	小林（こばやし）　麻理（まり）	早稲田大学大学院　公共経営研究科　教授
	田村（たむら）　俊世（としよ）	千葉大学工学部　メディカルシステム工学科　教授
	徳田（とくだ）　哲男（てつお）	埼玉県立大学　保健医療福祉学部　教授
	米崎（よねざき）　二朗（じろう）	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市職業リハビリテーションセンター援助技術研究室主任研究員
	増田（ますだ）　正（ただし）	東京医科歯科大学大学院　疾患生命科学研究部　教授

敬称略、五十音順

事務局：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究評価部

評価分科会審議経過

●「福祉用具実用化開発推進事業」（中間評価）第１回制度評価分科会

日　時：平成１６年8月１７日（火）　１３：００～１６：３０

１．開会、分科会の設置、資料の確認

２．分科会の公開について

３．制度評価について

４．福祉用具実用化開発推進事業の概要説明（報告）

５．１５年度試行的調査結果について（報告）

６．第１回分科会の審議事項について

７．評価項目・基準（案）について（審議）

８．評価報告書構成（案）について（審議）

９．制度の論点について

１０．　まとめ（今後のスケジュール等）

●「福祉用具実用化開発推進事業」（中間評価）第２回制度評価分科会

日　時：平成１７年1月１９日（水）　１３：００～１７：００

１．資料の確認、第１回分科会の議事録確認

２．評価項目・基準・視点の確認

３．データ収集の概要説明

４．データ収集の結果（報告・審議）

５．今後に対する提言について（審議）

６．まとめ（評価コメントの記載方法、今後の予定等）

●「福祉用具実用化開発推進事業」（中間評価）第３回制度評価分科会

日　時：平成１７年3月8日（火）　１３：３０～１６：３０

１．開会、資料の確認、第２回分科会の議事録確認

２．評価報告書（案）の審議・確定

● 第５回研究評価委員会

日　時：平成１７年3月１６日（水）　１３：３０～１７：３０

評価概要

１．１　総論

（１）総合評価

福祉用具産業が重要であるにもかかわらず、未熟な現状において、本制度には、技術開発を方向づけ、産業を育成することが求められている。この意味において、福祉用具産業の将来性に国が期待していることを表明し、これまで福祉用具と関連が無かった企業に新規参入を促すとともに、堅実な技術育成を志向したこの制度のインパクトは大きいと言える。福祉用具開発には、多くの中小企業が参加しているが、その支援としても評価できる。また、事業者への精神的な意味でのバックアップとしての役割もあり、NEDO が実施する事業として妥当である。

成果の観点では、他の NEDO の助成事業に比較しても、比較的高い水準で機器の製品化がなされており、事業として成り立ってきているテーマもある。またアンケート結果からも、本制度で開発された製品群は、客観的に見て障害者・高齢者の QOL（Quality of life：生活の質）の向上に役立っていることが示唆されており、評価できる。

一方、成果が広く普及し利用されるためには、それ以外に多くの面での問題を解決することの必要性が指摘されている。例えば、助成事業を「助成金の交付」という機能でのみ捉えるのではなく、実用化開発から製品化、普及まで視野に入れた技術開発事業として捉えるべきであるし、より実効を挙げるための改善点として、交付先選定プロセスの一層の明確化、現実との整合への指導、優れた技術の掘り出し、普及・使用等技術開発の周辺環境の整備、産業構造の変化への対応、人材の養成・再教育、新 JIS 制度への対応など、本制度の内外にわたって健康・福祉・産業等についての総合的なビジョンを NEDO として持って、本制度を運営していくことが重要である。

第 2 回分科会（平成 17 年 1 月 19 日）において、制度の「今後に対する提言」について、下記の論点を基に審議を行い、本制度の「今後に対する提言」を纏めた。

（現状）

現行の福祉用具実用化開発推進事業は平成５年度より福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質（ＱＯＬ）を向上することを目的に公募方式により今まで、140 件の採択を行ってきたが、下記のような問題意識が存在する。

Ⅰ．現行の公募方式の在り方について

現行の公募方式では、排泄の分野など基本的な日常生活動作に係わる分野の技術に関し

応募がほとんどなされない分野があり、応募のなされる分野が一部に集中してしまっている状況も見受けられる。

Ⅱ．少し不自由な高齢者について

少し不自由な高齢者とは、要支援及び要介護度 1 の人のことをいう。今後、このような少し不自由な高齢者が増大していくことを考えると、このような少し不自由な高齢者を支援するような機器の開発も本制度が対象としていることを明確に打ち出していくべきとの指摘がある。

Ⅲ．高齢者および障害者の QOL の向上と本福祉用具実用化開発推進事業との関係

近年、高齢者および障害者の QOL の向上が強く指摘されているが、高齢者および障害者の QOL の向上とは日常生活動作がより円滑に行えるようになることを意味し、さらには就労が可能になることを意味する。

（2）今後に対する提言

1．公募方式について

「民間に優れた着想があり、公募すればそれが申請され、発想の通りに製品化すれば世の中に受け入れられ、流通する」という考えは甘すぎる。公募方式は残しておくべきだが、現状の公募方式について、次の観点で見直しを検討すべきである。

問題点として、潜在的に有用な福祉用具開発能力を有する公募企業が多いが、一方で、技術開発以外の側面、例えば、福祉実務における機器使用の現状等についての基本的認識、福祉技術の方向性に関する情報等の福祉用具開発に当たっての基本コンセプトを形成するための情報が極めて不足しており、明確な方向性を打ち出すことができない例が見受けられる。この点を認識し、福祉用具をめぐるこれらの重要な要素について、必要な情報を整理し、公募や研究開発に当たってこれらの情報に容易にアクセスできる体制をまず整備すべきである。

例えば、フィージビリティスタディや中間評価を充実させるなど柔軟なテーマの運用を行い、既存のリハビリセンター等の福祉関係者からの意見を反映させる継続的なニーズ及びシーズの観点などの現状分析調査が、さらなる実用化の向上のため、また制度がより充実するよう検討されてもよい。

またこの分野が極めて広範囲にわたるにもかかわらず、研究資源、特に人材が少ないことを考慮すれば、漫然と手を広げて民間の開発努力に待つのではなく、その時点での緊急の課題に対し、ピンポイントに民間の目を向けるよう誘導する必要がある。そのために公募の一部に指定課題方式を行うことも考慮されてよい。

ただしニーズ及びシーズ調査は福祉の全般領域という観点からは、調査がその全てを網羅できない恐れがあること、指定課題方式は、有用な福祉用具の開発を促進するに当たって、行政が福祉用具開発にプライオリティをつけることを意味するため、本事業・制度の広義のミッションと乖離することがないように留意すべきである。

2．事業の対象領域について（「少し不自由な高齢者」を対象領域に含めるかということも含めて）

「少し不自由な高齢者」の生活機能の維持・低下の予防を重視することについて考えることは、高齢者が活気を出すことにもつながり、今後深刻化が予想される高齢化する社会のために重要である。福祉用具のユーザーとしての「少し不自由な高齢者」は、これまでも福祉用具市場を形成するポテンシャルを有していた。今後、急増が予想される「少し不自由な高齢者」の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策には、従来までの福祉用具の枠を緩めて、対象領域の拡大を図る方策も必要である。

ただし医学的リハビリテーション、介護技術などとの総合的な連携が重要であるため、機器システムのみで「少し不自由な高齢者」対策のすべてを網羅することには限界がある。また本事業の目的として、どこに重点を置くべきかを明確にする必要があり、「少し不自由な高齢者」を対象領域に含めることで、真のニーズに適しないアイデア製品が氾濫しないよう、また、従来の障害者・高齢者を相対的に軽視する結果にならないように、NEDO が指導性を発揮し、方向性を示していくべきと考えられる。さらに「少し不自由な高齢者」が福祉用具を多用することにより、身体機能の退行が促進される可能性もある。こうなると、製品の枠が広がることによって、自立の補助ではなくなってしまうという問題も危惧される。

以上の点を考慮の上、「少し不自由な高齢者」の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策に役立つ福祉用具開発に取り組むことが望ましい。

3．成果の評価について（QOL：Quality of life（生活の質）の向上という目的との関連）

本制度の本来の目的は、高齢者及び障害者の QOL を向上させることにある。QOL については多くの研究があるが、これらは主に治療後の患者、あるいは障害者を念頭においたもので、「少し不自由な高齢者」については必ずしも適切ではない。NEDO としてはまず QOL について意識を持つべきである。QOL 自体は客観化が困難であるが、QOL につながる客観的定量指標を設定することは可能であり、ユーザーに対する調査の実施により、その指標を把握することができる。

ただし QOL の判断には主観的要素が大きく関わるため、個人によっては、機能的には非常に良い結果を出しているにも関わらず、不満足という回答を返すこともある。

従って、現時点では QOL からは主観は排除できないことを考慮しつつ、ユーザーが

本制度の成果を使うことでどのような効果があったのか、また何ができるようになったのかという客観的な事例を積み上げていくことが必要と考える。

1．2　各論

（1）政策軸

1）根拠（位置付け）

本制度は福祉用具法（※）に基づき、中小企業が中核を担う福祉用具業界において、中小企業の特色を活かした福祉用具産業育成を志向した。このことによる民間へのインパクトは想像以上に大きかったものと推定され、当該領域の活性化に高く貢献している。また福祉用具は医療診断機器にもまして多様で少量生産であり、個別対応の要求が強いため、研究開発者の熱意は高くても、経営者側のインセンティブに乏しく、このため民間の活動に委ねるだけでは、研究開発費用が捻出できない。このため本制度の助成の有無が開発の着手や成否に直結する場合も多い。本制度のような国の支援は、妥当である。

ただし、福祉分野は、その市場性、ニーズなどが他の業界に比べて特殊な性質であるため、技術開発だけでなく、福祉用具の流通・普及・情報・支援・保守・再使用やユーザーに対するアフターケアまで、製品ライフサイクル全般にわたった福祉分野におけるインパクト、経済効果をも視野に入れて制度運用の改善を行うべきである。

本制度は、高齢者、障害者の支援という福祉用具法のもとで行われているが、一方でＮＥＤＯの使命として、福祉用具産業の育成があり、この二つの目的を整合させていくことが必要である。

（※）福祉用具の研究開発および普及の促進に関する法律第 20 条第 1 号

2）目的

本制度の目的である福祉用具の実用化開発の推進と、高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質(QOL)の向上は、高齢化の進展や障害者の自立などの社会的な背景からの要請にかなっている。また自立期間の延長を支援する本制度の機器開発は、上位施策である「健康安心プログラム」とほぼ整合性がとれた目的と言える。

ただし、上位施策の中での本制度の位置づけについては、さらに明確化することが望まれる。例えば、目的達成に至るまでの NEDO の機能、役割を明示することである。これにより、現在、十分とは言えない類似他制度との独自性がより明確になる。

3）目標

本制度の目標に指標として示されている、「助成期間終了後 3 年経過した時点で 50%以上が製品化」については、具体的かつ明確な客観的指標であると言え、評価できる。加えて、NEDO の他制度と比較しても、本制度の実用化率は非常によい。

ただし、「実用化」という言葉は定義が曖昧であり、「売れたか」と「役に立っているか」とも異なる。また、実用化できそうなテーマだけを集めれば、製品化率を上げることもできる。制度の目標に製品化率だけを使用することは、福祉用具産業の育成という観点から見ると、余り適切とは言えない。

NEDO の役割と機能に焦点を当てた業績目標を設定すること、すなわち、目的を達成するための具体的行動とそれに対するターゲットから構成するよう検討すべきである。

（2）マネジメント軸

1）制度の枠組み

助成条件、投入資金、実施期間の設定については、アンケート結果からも特段の問題はない。特に、直近 6 年間の採択件数では、中小企業の採択割合が 80%前後を推移しており、助成目的に合致した制度運営がなされている。また、公平性や客観性にも概ね問題はなく、本制度は中小企業等の事業見直し、推進の一助になっているものと推測される。

ただし、本制度がより実効を上げるためには改良すべき点もある。基本的には、「潜在的なよい技術を助成すれば、実用化し、普及する。」という考えは幻想であり、よいものを拾い出し、見込みのあるものだけを最後まで育てる姿勢が必要である。このためには、開発の初期から最後まで福祉実務者の意見を取り入れ、試用・改良のサイクルに一層力を入れることや、開発の方向が誤っていた場合の計画の柔軟な変更を可能とすること、制度のスキームに市場化（マーケティング）、製品化までのフォローアップやコンサルティングの仕組みを盛り込むことも検討していくべきである。

また、単に資金を提供するだけでなく、福祉用具の実用化開発に関する NEDO の考え方を、機会あるごとに表明するとともに、今後、高齢社会がピークを迎えるにあたり、目標、助成率等の制度の枠組みについて、頻繁に見直しを行い、柔軟に対処する必要がある。

2）テーマの採択審査

本制度の採択審査では、各分野の第一線の専門家が集まり、大多数の委員は精力的に審査してきた。また不採択企業へのアンケート結果においても、その 2/3 程度が採択審査のプロセス等について、許容あるいは明確であると回答したこと等から、その基準や体制の妥当性、透明性、委員の選定については、問題はないと考えられる。

ただし、委員からは、審査過程における負担が大きく、学術的な知識を有する者だけでなく、福祉分野の実務者を入れるべきという指摘がされている。また本制度には、公募書類の記入に不慣れな企業が申請することも多い。中には内容的に非常にいい仕事をしている企業も多いので、こうした企業を対象に審査書類の書き方も含めたアドバイスを一層充実すべきである。このような不採択者が次年度以降も本制度に応募してもらえるよう、NEDO として指導性を発揮することが望ましい。

3）制度の運営・管理

公募開始に先立ち、公募説明会を全国複数箇所で実施しており、きめ細やかな運営体制が窺える。助成事業としての運営・管理という側面においては、特段の問題はないように考えられる。

ただし、改善すべき点はある。例えば、福祉分野においては、その特殊性も重なり、採択審査委員会の委員が個別の事業に対し、細かな指導を行うことが難しく、数分の議論では当該委員会の真意が通じない可能性がある。この点に鑑み、NEDO は、採択審査委員、当該分野実務者などの視野や考えが正しく総合して開発担当者に伝わり、開発が正しい方向に進むよう、運営・管理の仕組みを工夫するとともに、より指導性を発揮することが重要である。また日常的に NEDO や関係有識者が考えている方向性を、種々の媒体を通じて、世間に周知していってはどうか。

（3）成果軸

1）主題的成果

製品化率をみる限り、当初設定された「助成事業終了後 3 年経過した時点で 50%以上が製品化」という本制度の定量的目標を達成している。また役に立つものが多く開発されており、本助成事業の効果だけとは言えないが、福祉車両や電動アシストなどの採択テーマは、事業としても成り立ってきている。さらに、交付先企業、不採択企業及び審査委員へのアンケート結果は、本制度で開発された製品群が、障害者・高齢者の QOL に有用であったとの割合が大きいことを示しており、技術開発だけでは限界があるものの、その中では良くやってきたと言える。制度の目的に見合った成果は得られていると考えてよい。

ただし、全体として見ると実用化されたものは多いが、売上高への貢献は全般的に低調であり、産業と言えるほど育っていない。流通システム、フォローアップを含めた助成体制の一層の検討が必要である。

また成果として QOL の向上を考えるのであれば、NEDO の制度として、QOL についてどのように捉え、どの範囲を対象としていくべきかを明確にすべきである。

今後、より成果を出していくためには、開発された福祉用具を普及させるに到る背景となる技術も開発すべきである。例えば、フィッティングを容易にする技術、部品の標準化、再使用のための技術など、解決すべき問題は少なくない。NEDO が指導性を発揮し、このような現実を変革していく努力が必要である。

2） 副次的成果

アンケート結果からは、特許、論文、学会発表の件数、採択企業のイメージ向上や社内における立場の向上等、副次的成果が得られていると評価できる。また中小企業にとっては、本事業の採択を受けたことで企業のモチベーションの昂揚につながり、福祉を取り巻く施策の推進にも影響を与えたと思われる。

反面、特許については、出願件数に比較して登録件数が比較的少ない点が課題として挙げられ、出願方法等についての NEDO の個別指導があっても良い。また、副次的成果については、極めて具体的な視点が抽出されており、適切なものといえるが、今後、このような副次的成果を評価する上では、それらを包括的に把握する方法の検討が必要である。なお失敗例を分析して得られる情報は、副次的成果として非常に貴重であり、丁寧に分析する意味がある。

注)成果軸に関係する用語の語義

主題的成果：制度目的・目標に見合った成果
副次的成果：主題的成果以外の副次的な成果
アウトプット：形式的(あるいは現象的)側面に関する直接的成果
アウトカム：内容的(あるいは本質的)側面に関する直接的成果
インパクト：直接的成果が社会に移転浸透する過程で新たに成立する間接的成果(波及効果)

本制度に関しては、

＜主題的成果＞

アウトプット

・制度目標である「助成事業終了後 3 年経過した時点で 50%以上が製品化」の達成度はどの程度であったか。
・製品化率の年次推移はどうか、製品売上高や収益納付額はどの程度か。

アウトカム

・ 本制度により、障害者、高齢者等の生活における負担の軽減が図られているか。
・ 助成企業の販売力、技術力向上、雇用の増大等に結びついているか。

インパクト

・ 本制度により高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質（QOL）の向上の実現に対して成果が出ているか。
・ 本制度が解決に貢献した福祉上の問題点はあるか。
・ 既存の社会ニーズをみたし、また将来の社会ニーズの先取りにつながっているか。
・ 本制度により我が国の福祉関連の産業・市場の発展・形成につながり、産業競争力の強化に寄与したか。

＜副次的成果＞

アウトプット

・ 特許、論文、学会発表の件数等はどうか。
・ 被採択者の信用向上、社内外における位置付け・周囲の認知度の向上、社内人材の育成・技術力向上などはどうか。

アウトカム

・ 助成企業がビジネス資金、技術協力、販路を得やすくなったのか。
・ 福祉関連ビジネスへの新たな展開があったか。

インパクト

・当初、想定されていなかった分野での実用化開発、技術力向上が認められるか。
・ 本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。
・ 福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。

（4）コストパフォーマンス軸

1）主題的成果のコストパフォーマンス

採択企業に一定規模の開発予算の自己負担を強いる中で、高い製品化率を達成しており、国費を投入した助成事業として、基本的には妥当であると判断できる。

ただし研究開発したテーマに関して、投入した資金を企業の売上から回収するほどの成果にはなっていない。これらの項目以外の主題的成果については、コストパフォーマンスの観点で評価することは難しい。

コストパフォーマンス評価は大変重要と考えるが、福祉用具機器については、中小企業的産業の役割が重要であり、かつ市場の特殊性から経済原則があてはまらないことが多い。投入資金の把握は可能だが、それに対する主題的成果が様々な指標により示されているため、投入する資金に成果を対応させ、パフォーマンスを数値化することが困難である。福祉用具分野のコストパフォーマンスの評価方法、本制度評価における位置付けについて、再検討すべきである。コストパフォーマンスを捉えようとする姿勢自体は評価できるが、この評価基準については有意味な評価が現在のところ不可能であり、今後の課題である。

2）成果全体のコストパフォーマンス

NEDO による本制度の効率的な実施や、助成額と成果のコストパフォーマンスの視点を検討すること自体は肯定できる。また本制度は福祉用具産業界を活気づけ、世間の関心を高め、本制度での開発経験は新たな製品開発の原動力となった。その意味でNEDO の努力は引き合うものであり、全体的なコストパフォーマンスは、ある程度評価できる。

ただし、主題的成果のコストパフォーマンスと同様に、副次的なコストパフォーマンスについても、経済原則に則った評価軸では、例えば、販路拡大、インフラ整備の向上などを肯定的に評価することは難しい。福祉用具にみあったコストパフォーマンス評価、例えば、個別対応の難しさを克服した生産システムの構築など、福祉用具生産に特徴的な評価軸を全面的に出した評価の検討を要す。

注)コストパフォーマンス軸の評価については、現状で把握可能なパフォーマンスおよびコストにより評価を試みたものである。・

研究評価委員会におけるコメント

第５回研究評価委員会（平成１７年３月１６日開催）に諮り、了承された。研究評価委員から分科会の評価結果に対しコメントは特になし。

研究評価委員会委員名簿

委員長代理	曽我　直弘	独立行政法人　産業技術総合研究所　理事
委員	伊東　弘一	大阪府立大学大学院　工学研究科　教授
	稲葉　陽二	日本大学　法学部　教授
	内山　明彦	早稲田大学　理工学部　教授
	大西　優	株式会社　カネカ　常務取締役
	尾形　仁士	三菱電機株式会社　上席常務執行役　開発本部長
	黒川　淳一	横浜国立大学大学院　工学研究院　教授
	小柳　光正	東北大学大学院　工学研究科　教授
	冨田　房男	放送大学　北海道学習センター　所長
	西村　吉雄	東京工業大学　監事
	架谷　昌信	愛知工業大学　工学部　機械学科　教授
	平澤　　泠	東京大学　名誉教授

平成１７年3月１６日現在

（合計　12 名）

（敬称略、五十音順）

第１章　　評価

この章では、分科会の総意である評価結果を枠内に掲載している。なお、枠の下の箇条書きは、評価委員のコメントを原文のまま、参考として掲載したものである。

１．制度全体に関する評価結果

１．１　総論

（１）総合評価

福祉用具産業が重要であるにもかかわらず、未熟な現状において、本制度には、技術開発を方向づけ、産業を育成することが求められている。この意味において、福祉用具産業の将来性に国が期待していることを表明し、これまで福祉用具と関連が無かった企業に新規参入を促すとともに、堅実な技術育成を志向したこの制度のインパクトは大きいと言える。福祉用具開発には、多くの中小企業が参加しているが、その支援としても評価できる。また、事業者への精神的な意味でのバックアップとしての役割もあり、NEDO が実施する事業として妥当である。

成果の観点では、他の NEDO の助成事業に比較しても、比較的高い水準で機器の製品化がなされており、事業として成り立ってきているテーマもある。またアンケート結果からも、本制度で開発された製品群は、客観的に見て障害者・高齢者の QOL（Quality of life：生活の質）の向上に役立っていることが示唆されており、評価できる。

一方、成果が広く普及し利用されるためには、それ以外に多くの面での問題を解決することの必要性が指摘されている。例えば、助成事業を「助成金の交付」という機能でのみ捉えるのではなく、実用化開発から製品化、普及まで視野に入れた技術開発事業として捉えるべきであるし、より実効を挙げるための改善点として、交付先選定プロセスの一層の明確化、現実との整合への指導、優れた技術の掘り出し、普及・使用等技術開発の周辺環境の整備、産業構造の変化への対応、人材の養成・再教育、新 JIS 制度への対応など、本制度の内外にわたって健康・福祉・産業等についての総合的なビジョンを NEDO として持って、本制度を運営していくことが重要である。

＜肯定的意見＞

○ 福祉用具法の下で、NEDO が行う事業であり、経産省としての役割も存在する。福祉産業が重要かつ未熟な現状においては、目的はヒット商品を生むことではなく、技術開発を方向づけ産業を育成することだ。その意味で任務は重い。世間一般がハイテクの幻想かあるいは目先の技術に捉われているとき、堅実な技術育成を志向したこの制度のインパクトは大きかった。

○ 本事業の主旨でもある、中小企業を対象とした開発製品の実用化達成率には満足出来る.

○ 福祉用具産業の将来性に国が期待していることを表明した点。また、それによって、これまで、福祉用具と関連の無かった企業に、新規参入を促した点。本制度の根拠となっている「福祉用具法」の制定により、経済産業省、厚生労働省以外の省庁の福祉施策への取り組みを促進した点。

○ 福祉への取り組みが遅れている日本を考えるとき、今後このような制度は重要であると考えます。大小いろいろな企業が開発に取り組むための助成活動を実施することにより、障害を持つ人の自立支援がさまざまな角度から可能となり、より質の高い、自分らしい生活を実現できると考えます。
○ 本事業は、助成金交付というインプットにウェイトをおいて設計されているため、助成金交付プロセス自体の管理運営は、適正に実施されていると評価することができる。
○ 福祉機器開発には、多くの中小企業が参加しているが、その支援として評価できる。他の NEDO の助成事業に比較しても、比較的高い水準で機器の製品化がなされていると思われる。
○ 全般的な印象としては、この制度はもちろんゼロではなく大変役に立っている。それがどういう意味で役に立っているかというと、要するに事業者への精神的な意味でのバックアップであると思う。

＜問題点・改善すべき点＞
● 理念は正しかったと思うが、実効を挙げ、成果を広く普及し利用されるために改善すべき点は多い。優れた技術の掘り出し、現実との整合への指導、普及・使用等技術周辺の整備、産業構造の変化、人材の養成・再教育など、この制度の内外にわたって健康、福祉、産業等についての総合的なビジョンを NEDO として持って進んでほしい。個々の問題については各論で述べたい。交付先の選定プロセスには、いっそうの明確化が求められる。
● 新規参入した企業にとって、必ずしも利益となるような事業に育っていない。
● 実際に使用する現場（利用者本人、家族、介護者、OT（作業療法士）・PT（理学療法士）等）の意見を取り入れてはどうかと考えます。
● 上位施策のサブカテゴリーである本事業の目的を実施主体である NEDO の機能による目的達成という視点で再定義すべきである。目的、目標の設定に NEDO が、「助成金の交付」という機能のみで関わるという位置づけは、制度自体の機能不全を引き起こすと考えられる。助成事業を開発から市場化、さらに実用化、普及まで含めたプロセスにおいて考えるべきである。NEDO としての上位施策目的達成のための業績目標が、これにより明らかになると考える。
● 機器の製品化から普及への過程で NEDO がさらに関わりをもてるシステムの構築が必要ではないか。厚生労働省の補助事業に、支援機器の実用化のための項目を加えてもらうのも一案。さらに評価施設、病院を選定することも重要と考える。

＜その他の意見＞
● この分野では、「売れれば作る」でなく、現実との整合、エンド・ユーザーとの整合を深く意識することが大事なのだが、行政のトップや政治家などが重要性を意識しているの

だろうか。「ローテクに少し金をつければ何かできる」程度ではないのか。トップからは「癒し系ロボット」とか、「介護ロボット」などという発言をよく聞く。その程度ではこの分野の産業育成は空念仏に終わる。

- 一時期に比べて、福祉用具産業に対する経済産業省の取り組みに、熱意が薄れてきているように感じられる。本制度による助成は、福祉用具産業への取り組みの一部にしか過ぎないので、高齢化社会のビジョンに立脚した上で、機器の標準化、環境整備、流通、人材育成などの総合的な施策を実施してほしい。
- 開発品が普及していないとの意見も散見されるが、技術的には、十分評価されると思う。ただ、NEDO の公募として、市場性を考慮した取り組みも必要。製品化５０％は、福祉の専門家から考えると妥当と思えるが、一般の人からみると低い水準かもしれない。
- 評価軸を政策軸、マネジメント軸、成果軸、コスト・パフォーマンス軸に分けて評価をすすめたことは、制度を多面的に捉える意味でよいと考える。しかし、成果軸については、本制度の中で、ＱＯＬ的視点が妥当なのか、どの範囲までをとらえるのかの議論が必要と考えます。
- それぞれの評価軸間の関係性、指標的なバランスが十分には取れていないような感じも見受けられた。その主な原因は、成果軸にあるかと認識しております。部分的な事項については、それぞれの評価項目・基準において記述する。
- 経済的側面だけではない評価が必要だ。国民全体の福祉という立場も強調しなければならない。
- 本制度は実用化率は高い。しかし、実用化ということと普及とは大分話が違うわけであり、普及促進にあたっては様々な課題がある。
- 本事業について、事業自体が生み出すアウトプット、アウトカム、インパクトを含めて制度評価を構築する視点は重要である。上位施策とのリンケージについても評価するものとなっていることは優れている。
- 助成事業としての制度評価にとどまらず、事業サイクルをターゲットとした評価軸、視点が設定されるべきことを一貫して堅持すべきである。
- 評価軸、視点において、極めて具体性を持つものと抽象的な表現となっているものが混在している。客観的な評価を可能とする評価軸、視点の開発が必要である。
- 明確に定義されている用語とそうではない用語が存在する点を整理し、評価基準として精緻化すべきである。

（２）今後に対する提言

第２回分科会（平成 17 年１月 19 日）において、制度の「今後に対する提言」について、下記の現状を基に審議を行い、下記の論点について、本制度の「今後に対する提言」を纏めた。

（現状）

現行の福祉用具実用化開発推進事業は平成５年度より福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質（ＱＯＬ）を向上することを目的に公募方式により今まで、140 件の採択を行ってきたが、下記のような問題意識が存在する。

Ⅰ．現行の公募方式の在り方について

現行の公募方式では、排泄の分野など基本的な日常生活動作に係わる分野の技術に関し応募がほとんどなされない分野があり、応募のなされる分野が一部に集中してしまっている状況も見受けられる。

Ⅱ．少し不自由な高齢者について

少し不自由な高齢者とは、要支援及び要介護度 1 の人のことをいう。今後、このような少し不自由な高齢者が増大していくことを考えると、このような少し不自由な高齢者を支援するような機器の開発も本制度が対象としていることを明確に打ち出していくべきとの指摘がある。

Ⅲ．高齢者および障害者の QOL の向上と本福祉用具実用化開発推進事業との関係

近年、高齢者および障害者の QOL の向上が強く指摘されているが、高齢者および障害者の QOL の向上とは日常生活動作がより円滑に行えるようになることを意味し、さらには就労が可能になることを意味する。

１．公募方式について

「民間に優れた着想があり、公募すればそれが申請され、発想の通りに製品化すれば世の中に受け入れられ、流通する」という考えは甘すぎる。公募方式は残しておくべきだが、現状の公募方式について、次の観点で見直しを検討すべきである。

問題点として、潜在的に有用な福祉用具開発能力を有する公募企業が多いが、一方で、技術開発以外の側面、例えば、福祉実務における機器使用の現状等についての基本的認識、福祉技術の方向性に関する情報等の福祉用具開発に当たっての基本コンセプトを形成するための情報が極めて不足しており、明確な方向性を打ち出すことができない例が見受けられる。この点を認識し、福祉用具をめぐるこれらの重要な要素について、必要な情報を整理し、公募や研究開発に当たってこれらの情報に容易にアクセスできる体制をまず整備すべきである。

例えば、フィージビリティスタディや中間評価を充実させるなど柔軟なテーマの運用を行い、既存のリハビリセンター等の福祉関係者からの意見を反映させる継続的なニーズ及びシーズの観点などの現状分析調査が、さらなる実用化の向上のため、また制度がより充実するよう検討されてもよい。

またこの分野が極めて広範囲にわたるにもかかわらず、研究資源、特に人材が少ないことを考慮すれば、漫然と手を広げて民間の開発努力に待つのではなく、その時点での緊急の課題に対し、ピンポイントに民間の目を向けるよう誘導する必要がある。そのために公募の一部に指定課題方式を行うことも考慮されてよい。

ただしニーズ及びシーズ調査は福祉の全般領域という観点からは、調査がその全てを網羅できない恐れがあること、指定課題方式は、有用な福祉用具の開発を促進するに当たって、行政が福祉用具開発にプライオリティをつけることを意味するため、本事業・制度の広義のミッションと乖離することがないように留意すべきである。

２．事業の対象領域について（「少し不自由な高齢者」を対象領域に含めるかということも含めて）

「少し不自由な高齢者」の生活機能の維持・低下の予防を重視することについて考えることは、高齢者が活気を出すことにもつながり、今後深刻化が予想される高齢化する社会のために重要である。福祉用具のユーザーとしての「少し不自由な高齢者」は、これまでも福祉用具市場を形成するポテンシャルを有していた。今後、急増が予想される「少し不自由な高齢者」の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策には、従来までの福祉用具の枠を緩めて、対象領域の拡大を図る方策も必要である。

ただし医学的リハビリテーション、介護技術などとの総合的な連携が重要であるため、機器システムのみで「少し不自由な高齢者」対策のすべてを網羅することには限界がある。また本事業の目的として、どこに重点を置くべきかを明確にする必要があり、「少し

不自由な高齢者」を対象領域に含めることで、真のニーズに適しないアイデア製品が氾濫しないよう、また、従来の障害者・高齢者を相対的に軽視する結果にならないように、NEDO が指導性を発揮し、方向性を示していくべきと考えられる。さらに「少し不自由な高齢者」が福祉用具を多用することにより、身体機能の退行が促進される可能性もある。こうなると、製品の枠が広がることによって、自立の補助ではなくなってしまうという問題も危惧される。

以上の点を考慮の上、「少し不自由な高齢者」の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策に役立つ福祉用具開発に取り組むことが望ましい。

３．成果の評価について（QOL：Quality of life（生活の質）の向上という目的との関連）

本制度の本来の目的は、高齢者及び障害者の QOL を向上させることにある。QOL については多くの研究があるが、これらは主に治療後の患者、あるいは障害者を念頭においたもので、「少し不自由な高齢者」については必ずしも適切ではない。NEDO としてはまず QOL について意識を持つべきである。QOL 自体は客観化が困難であるが、QOL につながる客観的定量指標を設定することは可能であり、ユーザーに対する調査の実施により、その指標を把握することができる。

ただし QOL の判断には主観的要素が大きく関わるため、個人によっては、機能的には非常に良い結果を出しているにも関わらず、不満足という回答を返すこともある。

従って、現時点では QOL からは主観は排除できないことを考慮しつつ、ユーザーが本制度の成果を使うことでどのような効果があったのか、また何ができるようになったのかという客観的な事例を積み上げていくことが必要と考える。

＜公募方式について＞

○ 「民間に優れた着想があり、公募すればそれが申請され、発想の通りに製品化すればそれが世の中に受け入れられ、流通する」というのは甘すぎる考えで、どこをとっても間違いがある。公募の道を残しておくべきだが、今のままでは民間の活気を誘う「景気付け」だけになる恐れが大きい。一本道的発想から修正すべきである。

○ この分野が極めて広範囲にわたるにもかかわらず、研究資源特に人材が少ないことを考慮すれば、漫然と手を広げた民間の開発努力に待つのではなく、その時点での緊急のピンポイントに民間の目を向けるように誘導する必要がある。

○ さらなる実用化の向上には、Ｆ／Ｓを初年度の助成制度とし、次年度以降に実機開発助成への絞り込み審査へと続く２段階助成方式が検討されても良い。

○ テーマを設定して公募を行うのも、試みとして良いかも知れないが、具体的にどのようなテーマを取りあげるかと考えると難しい。その前に、取り組むべきテーマに関して、福祉の関係者から意見を吸い上げて、報告書などで公表するのが良いと思う。

○ 福祉用具開発に向けたニーズ及びシーズの現状分析調査の実施は重要なことである。し

かし、このような取り組みは、継続性を持って意味をなし、中枢機構にあわせて地域性もふまえた地域ブロック的なサブ・センター機構の整備が必要となるであろう。スウェーデンにおいては障害研究所とテクニカルエイドセンター、デンマークにおいては社会保健省とテクニカルエイドセンター、北米においては NIDRR などの組織的な取り組みが長年行われてきている。新たに構築するのは財政的な負担も大きくなるため、既存のリハビリセンター及び工業試験センター、研究機関、関連団体等への委託事業的な展開が望ましいと考える。また、その場合は相互のコンセンサスを十分にとるための情報交換の場が必要となる。

○ 「事業者の取り組みに任せた現状の公募方式」について、次の観点で見直すべき点があると考える。すなわち、現在の公募方式の問題点は、潜在的に有用な福祉用具開発能力を有する公募企業において、福祉の現状に関する基本情報の欠如、保健医学の進展に伴う福祉技術の方向性に関する情報、高次の福祉政策の目的目標に関する情報等、福祉用具開発に当たっての基本コンセプトを形成するための情報が不足している点にあると考えられる。したがって、福祉用具をめぐるこれらの重要な要素について、必要な情報を整理し、公募に当たってこれらの情報に、容易にアクセスできる環境をまず整備すべきであると考える。公募方式のよい点は、アイディアに制約を課さない点にある。福祉政策をめぐる十分な情報を提供することにより、福祉ニーズに対する一定レベルの認知を形成し、しかも柔軟な発想を喚起することが可能となると考える。ニーズ及びシーズ調査は福祉の全般領域という観点からは、調査がその全てを網羅できない恐れがあること。また、指定課題方式は、有用な福祉用具の開発を促進するに当たって、行政が福祉用具開発についてプライオリティをつけることを意味し、本事業・制度の広義のミッションと乖離する可能性がある。したがって、事業者が、福祉に関する十分な情報に容易にアクセスできる環境を整備すべきと考える。

○ 指定研究といわないまでも、あるテーマを決めて、それに対する公募をすることも、新しい業種の企業の参画をはかることも重要と思う。ただし、やはり中小企業を中心とすべき。

○ 助走期間というのをおく。その期間はあまり額は大きくなくて、比較的緩やかにテーマ採択をする。それで本採択にするときに厳しいことをする。自社の資金を持ち出してやって途中で切られたらどうしてくれるみたいなことを言う人がいるかもしれないので、助成率も助走期間のときは 100%にする。

○ 公募方式だから良いテーマが出てこないという論理は理解しにくい。むしろ逆に、指定課題方式にすると、それ以外のものを抑制してさらに出にくくなる可能性もある。設計や仕様を指定された物を製作するという下請的な発想の会社にとっては、目標を設定された方が応募しやすい場合もあるかと思われる。その場合でも，最初から指定課題方式にするよりは、NEDO としてこういうものが有望と考えているという報告書のようなものを出すのも 1 つの考え方かではないか。10 年位前に、福祉機器のニーズ・シーズ調査

を行い、開発が望まれる福祉機器に関するレポートを出した．その後しばらくの間、企業の方がそれを見て考えてきた例がある。定期的にそういう報告書を出すのも良いのではないか。

○ （公募方式に関連するニーズ調査について）リハビリセンターの立場からみると、利用者ニーズ調査は非常に難しく、福祉用具の分野だけで語れない複雑な構造や地域差がある。我々のセンターでも今後の課題として考えていることだが、中間ユーザーからのまとめがきっちりまだ出てきていない状況がある。利用者ニーズと、NEDO が支援する中小企業の事業化とのマッチングをどう見ていくかということが鍵である。利用者ニーズに応じて NEDO のプロジェクトを全部進めていくということには無理がある。中小企業の状況を調べたことがあるが、ニーズを知りたいために支援機関、中枢機関に足を運んでも、特に中小企業に対しては敷居が非常に高く、答えてもらえないという嘆きの声をよく聞く。その敷居を低くしてオープンにするだけで相談件数が増加する。従って、利用者ニーズ調査よりは、事業者がどんなことで本当に困っているかを調査されるよう希望する。

○ （公募方式に関連するニーズ調査について）中間ユーザーのニーズ調査は、ある意味では、役に立たないものも出てくるということで理解していただいたほうが良い。我々の調査結果では、利用者が本当に求めている商品よりも、中間ユーザが取り扱いたい商品の方が強く出てくる。全国に 3 カ所ほど、組織づくりをしてきちんと利用者ニーズをまとめようとしている機関がある。単純なアンケートではなくて、利用者にも福祉用具の情報をきっちりと一緒に勉強していただいて、ニーズを整理していこうというグループが、リハビリセンター関係と協働して行っている。そういった所をフォーカスグループの 1 つとしてターゲットにした方がまだ妥当な答えが返ってくると思われる。全くの中間ユーザだけの機関を調査すると、本当にユーザが求めている答えが出てこない可能性がある。

○ （公募方式に関連するニーズ調査について）厚生労働省関係で「ぼけ老人の会」（旧名称）のような組織が幾つかある。その中で支援機器を使いたいという会があるはずなので、そういう会に、どういう用具・機器（特に排泄関係）が欲しいか、利用者としての考え方・意見を調査すると、本当に欲しいものが出てくるのではないか。

＜事業の対象領域について（「少し不自由な高齢者」を対象領域に含めるかということも含めて）＞

○ 高齢者は元気な人から寝たきりの人まで連続的につながっており、境界線を引くことはできない。また家族や介護者の幸せもはかりたい。本当は「すべての人が幸せ」を目指すべきだ。しかし行政の立場から曖昧な理念は許されないだろう。「本音と建て前」を上手に使い分け、できるだけ広い範囲の人達が恩恵に預かるように心がけるべきだ。

○ 今後、急増が予想される虚弱高齢者の自立支援対策には、従来までの福祉用具の枠を緩

めて、対象領域の拡大を図る方策も必要。

○ これまでにも対象としてきたので、このような方向性を前面に押し出すかどうかが問題と思われるが、反対である。むしろ、個別の障害者におけるニーズに密着して対応した上で、そのような製品を、高齢者にとっても便利な道具として改良し、普及していくことを考えるべきである。そうでないと、ニーズの低いアイデア製品ばかりになって、福祉用具の底上げにならない。

○ 今後の方向が、介護予防、自立支援、という観点から含めてよいのではないかと思います。（ただし、「少し不自由」の範囲がむずかしいと思いますが）

○ 予防については、二次的障害の予防と健康維持・管理という２つの側面が存在する。前者については、これまでの応募案件の中にもいくつかあったが予防方法のプロセスが非常に単純で有効なものがほとんどなかった。医学的リハビリテーション、介護技術などとの総合的な連携が重要であるため機器システムですべてを網羅することには限界がある。後者においては、必要性はあるが一般化する機器システムを開発するためには、安価で利用しやすいシステムの開発が重視されるべきである。

○ 少し不自由な高齢者という表現については、ややわかりにくい印象を受けるとともに、高齢者は少し不自由であるという表現にもとられてしまう傾向を予測する必要性がある。

○ 事業の対象領域については、福祉政策の一環事業であることを前提として、確かに「少し不自由な高齢者」から「重度の障害者」まで対象は広範にわたることが望ましいと考えられるが、これらのさまざまなレベルの対象範囲が、福祉用具、社会のインフラ整備、社会参加の機会の拡張等必要とされる施策レベルが異なることを認識すべきであると考える。すなわち、この観点から、本事業の目的として、どこに重点を置くべきかを明確にする必要がある。この意味では、「少し不自由な高齢者」については、福祉用具のみではなく、さまざまな社会環境の整備が重要な要素となるのであり、本制度の主たる対象として識別することは適当ではない。また、福祉用具ニーズについては、障害の程度に関わらず、多様なニーズが存在することは明らかであるのに対し、市場化については、障害の軽重をはじめとするさまざまな要因により影響を受ける。このことを考慮すると、本制度が支援すべき事業は、開発が重要かつ必要であるが、助成がなければ困難である事業に焦点が当てられるべきである。したがって、本制度の対象事業は、本制度の目的と密接にリンクする事業に限定すべきであり、「少し不自由な高齢者」まで拡張することには慎重であるべきと考える。

○ 定義が難しいと思いますが、福祉機器の範疇（共用品、健康機器などは除外）であれば賛成します。

○ 特殊な障害者は切り捨てようなどとは明らかに言うべきではないことである。それを範囲の中に入れておくことによって、将来何かいい技術が出てくるかもしれない。しかし、本制度の範囲をさらに広げなければいけないところも確かにある。

○ 基本的には事業の対象領域はむしろ広げたほうがいい。しかし、少し不自由な高齢者が

福祉用具を多用することにより、身体機能の退行が促進される可能性もある。こうなると製品の枠が広がることによって自立の補助ではなくなってしまうという問題がおこる。

○ 少し不自由な高齢者は福祉機器を使用することに抵抗感を持っている層である。そこにターゲットを当てるとなかなか売れないのではないか。

○ 「福祉用具」のイメージがある機器を使用すると自分の身体機能の衰えを周りに知られてしまう。電動三輪車のように「福祉用具」のイメージが薄い機器なら自分の衰えている機能をあまり第三者に知られない形で使用できるので、少し不自由な高齢者も抵抗感が無く使用できる。

○ 少し不自由な高齢者用の機器を開発するということは、一種、共用品的なイメージにも通じると思われる．介護予防重視型の福祉用具開発は、それともまた少し違うことなので、混同すると問題を生じる可能性がある。少し不自由な高齢者用の用具開発を重視しているということを対外的に宣言すると、いわゆる福祉の専用器具を軽視するというような印象を与えかねない。その辺の表現が難しいと思う。

例えば電動三輪車を開発した例があるが、こういうのも開発したという例を示すことによって、NEDO がこの種のものを受けつけるということを示すのは良いと思う。しかし、この種のものを重視する、というのはなかなか言えないのではないか。

○福祉機器展等の NEDO のブースに、実際に車いすに乗っているような方々が、ほかのブースと同じぐらい寄っていくかどうか、はた目で見ていて、気になる点がある。厚生労働省でも「要支援、要介護１」位の方々への対策の話が出ており、確かにそういうニーズもある。一方で、本当に重度の障害の方々のための機器はほとんどなくなりつつあり、開発がストップし、海外製のものに頼らざるを得なくなってきている。高額な商品を輸入して、助成制度からも非常に高いお金を支払わなければならない状態になっている。そういった事実は、福祉用具法の流れとしては絶対見落としてはいけない部分である。

○ 少し不自由な高齢者対応で予防重視型になると、どうしても健康器具のようなイメージとして受け取ってしまう。これまで NEDO やテクノエイド協会が助成した中には非常に大がかりなものがあるが、実際に個人使用に至るような、実用化のプランを見た経験は少ない。一方、通信販売のデータをみると、個人使用器具の売上が上がってきている。福祉用具として見たときに、私自身、対象器具のイメージが見えない。器具が先行して何かが言えるような対象には感じない部分であるため、ターゲットをどの辺に絞るかについて十分検討が必要なのではないか。

○ NEDO ではこれまで、IT を使って高齢者の日常生活を向上させるプロジェクトが幾つか行われてきたが、残念ながらあまり成功してない。これからは加齢に伴い不自由になってくる方が増えるし、筋力のパワーリハビリテーションやバランスの向上で転倒をなくす技術等について、どのぐらい関心を持っている方がいるかわからないが、とりあえず世の中のニーズとして、NEDO としてはこういうものを公募するとして、特定領域のような形で公募を行う方向には全く賛成である。

○ 高齢になると転倒しやすくなる。朝起きたときに体重計のような装置に乗って自分のバランス能力がわかり、その日 1 日注意できるような機器があれば、福祉機器の範疇に入るのではないか。

○ シルバーサービス振興会からの助成で大企業が開発した、身体バランス改善のための乗馬療法の機器がある。最初は福祉機器として市場に出たが、徐々に低価格化して、現在はダイエット用の機器として、非常に安い価格で通信販売されている。それはメーカーにとっては非常に良いことで、個人的には否定的ではないが、福祉機器として補助した側としては、生活習慣病の予防に役に立てば補助をした甲斐があるが、一般健常者のダイエット用となると助成の趣旨と異なる面がある。「少し不自由な高齢者」に範囲を拡大するとこのような事例が増えてくるため、留意が必要である。

＜成果の評価について（QOL の向上という目的との関連）＞

○QOL については多くの研究があるが、これらは主に治療後の患者、あるいは障害者を念頭においたもので、元気に近い高齢者については必ずしも適切ではない。

○ QOL を振り回して評価に使うのは無理だが、QOL について絶えず議論するのはよいことだ。現在のところ QOL は患者、障害者を主に想定しながら論じられている。しかし健康に近い高齢者を対象にするのならば、少し重点の置き方が変る。身体、精神、社会の 3 軸を意識すべきだし、主観的、客観的評価、その違い、生活とともに変化する側面など考慮すべきことは多い。

○ 老年学におけるＱＯＬの枠組み（①生活機能や行為・行動の健全化、②生活の質への認知、③居住環境、④主観的幸福感）を前提としながらも、本制度に有効とされる独自の評価軸の確立が望まれる。

○ QOL の評価となると、通り一遍の調査などでできる問題ではない。このような評価を業務として行える機関を育成する必要がある．近年、リハビリ工学関連で、このような評価が行える機関や人材が、逆に減少している。

○ QOL の定義づけをした上で、「QOL の向上」という目的を掲げてもよいのではないかと思います。

○ 利用効果測定手法（Outcomes Measurements）が海外では開発され用いられているが、わが国はこの領域の研究がほとんどなされていない現状がある。これまでに、経済産業省の事業として QOL 評価システム、J-ATOMS（大阪市援助技術研究室開発）の開発と国立身体障害者リハビリテーションセンターの開発した日本語版 PIADS、日本語版 QUEST のみである。よりその研究をすすめるべく調査・研究プロジェクトの推進を希望する。

○ 定量的評価としての「事業終了後 3 年経過した時点で 50%以上製品化」は、製品化できない事例の原因が、製品自体の特性によるものではなく、マーケティング能力の不十分性等市場化する場合のノウハウの欠如によるものである場合が多いことを認識し、市場

化のためのフォーローアップを含めた情報提供・支援制度を整備した上で、指標として活用すべきと考える。その上で、製品の普及と QOL の向上との相関について評価指標を開発することが必要である。QOL については、客観化の困難性が指摘されるが、QOL 自体ではなく、QOL につながる客観的定量指標を設定することは可能であり、ユーザに対する調査の実施によって、把握することが求められる。福祉用具自体が極めて個別性、多様性が高いことを勘案し、分野別の指標モデルの開発を実施することが必要である。

○ QOL 向上を定量的に示すとなると人間工学的な評価が必要になるので、利用者の満足度といったもので良いのではないでしょうか。

○ QOL を向上させるためには福祉の実務者が福祉用具の研究開発チームに入っていることが必要ではないか。

○ 非常に単純に点数で評価するということになると、QOL を身体軸と精神軸と社会的充実度の 3 つの軸で考える。そして軸と軸を更に小分けにした設問で評価を試みればよいのではないか。しかし、最後は主観的評価で本人が満足しなければ意味がない。

○ 満足度というのは 1 時点で計れるものではなかろうと思う。

○ QOL が最終的な目的ということになると、福祉用具をつくっただけではだめであり、それの使用者を取り巻く周辺の状況を整備しろということになる。

○ 本制度の成果を使うことでどんなような効果があったのか、何ができるようになったのかという、そういう事例の積み上げみたいなものが今、一番大切ではないか。

○ QOL をきちんと評価することは非常に難しい。NEDO が本気で QOL 評価を行うのなら、研究能力があり，かつ現場に密着した組織や施設とタイアップして予算的な裏づけを行わない限り，うまく行かないと予想される。実用化助成の本制度で開発されたものを該当施設に持ち込み、次から次へと評価を依頼しても先方にとって負担が大きいので、本来の業務として位置づけて行う必要がある。そこまで腰を据えて、NEDO が評価機関として幾つかの組織を育てられるかどうかということにかかっているのではないか。

もう 1 つの問題は、製品評価を、開発の中で行うのか、それとも開発が終わった段階で独立して行うのかということである。開発の中で行うと客観的な評価にならない可能性がある一方，開発後に評価を行ったのでは結果がフィードバックされない懸念もある。その辺の運営をきちんと考える必要がある。

○ 利用者の満足度評価については、背後に非常に複雑な絡みがある。満足度を見るときに考えていただきたいのは、期待感である。期待感をどのように持ち、その後福祉用具を利用して、期待感がどれぐらい達成されたかというのが 1 つの目安になるが、どうしても供給の仕方によって感情的なものが発生する。機能的には非常に良い結果を出しているにもかかわらず、不満足という回答が返ってきたりする。我々は今、満足度調査について、そのようなプロセス、即ちどのような導入・利用の仕方をされたかというヒアリングも含めて、指標づくりを行っている。そこで見えてきたことは、利用者側にこういうふうに聞けば答えやすいという聞き方があることである。福祉用具を渡した中間ユー

ザがアフターフォローに行って行う質問は「使ってみてどうですか」というのが一般論である。しかしそれでは「そこそこ、まあまあ」程度の返事しか返ってこず、利用者も具体的にどう答えていいのかわからない。我々は幾つかの項目をつくって、アフターフォローに行ったときに、それに合わせて聞くようにしている。そうすると利用者も具体的に答えやすいということで、見過ごしていたことが返ってくる。特に、利用者と家族の意見がずれている場合が非常に多い。

○ 北米、欧州、豪州、日本の４極で進めている満足度評価の研究において、次の点が言われている。①QOL あるいは当人の人生の達成目標は、第三者が評価できるものではないということを認識した上で満足度評価を行うこと、②満足度評価は、本人のニーズや本人が達成しようとしていることに対するコミュニケーションツールとして使えること。

○ QOL の評価は非常に難しく、人間工学的な評価もしなければならない。また、老人保健施設等の中間ユーザに機械を入れた場合、老人保健施設の作業/理学療法士が働くプログラムや病室の位置まで変えないと、福祉機器の効果が出ない場合がある。QOL を高めるためには、そういうところを含めて統合的にやらなければならない。それを制度の中で行うか外で行うかは難しいところだが、そのような周辺環境についても外部的に（制度の外で）支援していくことが必要ではないか。

＜その他の意見＞

○ 高齢者が元気を出し、自立して活動するために、機器・環境がどのような役目を果たすべきなのか、掘り下げて意識を持つ必要がある。機器はただ物理的不自由さを補えばよいのか、娯楽機器は喜んで買うから作ればよいのか、・・高齢者の生活・意識・人間関係などと機械技術の関係を、もう少しじっくりと考えたい。

○ 本事業が有意義なものであるとしても、何年後に福祉用具産業をどのような状態にしたいというような将来ビジョンを示さないと、予算的にも漸減して行くのではないか.

○ 評価軸・項目・基準の構成が、全体的によく整理され、まとまっていると思います。

○ QOL については、総合的な評価カテゴリーが必要となるため限界もあろうかと思いますが、このような視点を成果軸に常においておくことは重要と考えます。

○ 事業の目的、事業が貢献すべき政策分野、その政策のミッションとの関連性を明確化して、対象事業、公募方式を検討すべきである。

○ NEDO 独自のアウトカムや利用効果の考え方を構築していくこと。そのためには、単発の取り組みではなく、きちっとした組織づくりを行うこと。最終的には（そこまで到達するには大変な苦労があると思うが）福祉機器展で利用者が本制度で開発された製品を手にした時の認識度が高まること。そういった認知度の高まりが販路拡大にもつながる。

○ 機械と本人をつなぐところでどうしてもフィッティングが必要になる。そこをどうカバーするかによって普及率がかなり変わってくる。かといってそれを企業にゆだねるのは大変で採算が取れない。我々のところでもボランティア活動等の組織づくりを行い、企

業に全部任せてしまうのではなく、連携のもとで供給体制をつくって普及を進めている。NEDO の助成で電動車いすを開発したメーカがあり、開発後あまり台数が売れなかったが、少しつけ足してアレンジすることで台数や売上が上がったという事例が実際にある。こういった事例を少し検討されるとよい。

１．２　各論

（１）　政策軸

①根拠（位置付け）

本制度は福祉用具法（※）に基づき、中小企業が中核を担う福祉用具業界において、中小企業の特色を活かした福祉用具産業育成を志向した。このことによる民間へのインパクトは想像以上に大きかったものと推定され、当該領域の活性化に高く貢献している。また福祉用具は医療診断機器にもまして多様で少量生産であり、個別対応の要求が強いため、研究開発者の熱意は高くても、経営者側のインセンティブに乏しく、このため民間の活動に委ねるだけでは、研究開発費用が捻出できない。このため本制度の助成の有無が開発の着手や成否に直結する場合も多い。本制度のような国の支援は、妥当である。

ただし、福祉分野は、その市場性、ニーズなどが他の業界に比べて特殊な性質であるため、技術開発だけでなく、福祉用具の流通・普及・情報・支援・保守・再使用やユーザーに対するアフターケアまで、製品ライフサイクル全般にわたった福祉分野におけるインパクト、経済効果をも視野に入れて制度運用の改善を行うべきである。

本制度は、高齢者、障害者の支援という福祉用具法のもとで行われているが、一方でＮＥＤＯの使命として、福祉用具産業の育成があり、この二つの目的を整合させていくことが必要である。

（※）福祉用具の研究開発および普及の促進に関する法律第 20 条第 1 号

＜肯定的意見＞

○ 福祉用具法の下では使命であり、それを経産省としての役割に円滑に融合させることが望まれる。独自性は高いはずで、他の制度と競合すべき性格のものではない。この制度が中小企業の特色を活かした福祉産業育成を志向したことで、民間へのインパクトは想像以上に大きかった。また技術的興味からのハイテク一辺倒で無駄な開発が多かった中で、堅実な方向を示した点は評価できる。

○ 中小零細企業が中核を担う福祉用具領域では、本制度の助成の有無が開発の着手や成否に直結する場合も多く、国支援の制度として当該領域への活性化に高く貢献している。

○ 国が政策実施の一環として関与するのには理解が得られると思う。本制度によって、福祉に対する、省庁や企業の取り組みは促進されたと考えられる。

○ 妥当である。特に、福祉用具法に基づいて国が推進すべき事業と考えます。しかし、地域的には自治体レベルで行われている事業もあり、できる限り役割性を明確にして、国と自治体との連携を図りながらすすめられることを望みます。

○ 福祉用具の開発、同産業の育成・発展、それによる有用かつ効果的な福祉用具の普及促進、さらにはバリアフリー社会の実現、「国民が健康で安心して暮らせる社会」の実現と

いう意味で、本制度は国が支援すべき制度である。

○ 福祉機器は、診断機器と異なり、高価なものは少なく、民間の活動に委ねるだけでは、研究開発費用が捻出できない。国の事業として必要な制度と考える。

＜問題点・改善すべき点＞

● 福祉分野が極端に特殊であること、研究者の多くがこの分野の難しさを経験していないことなどのために、審査・資金・評価という定型的な支援制度では効果が少ない。技術開発だけでなく、流通・普及・情報・支援・保守・再使用などといった技術を取り巻く制度を意識すべきだ。試用・改良のサイクルを重視し、また考え違いからの無駄を無くす仕組みがほしい。

● 他の制度に関する認知度は全般的に低く、本制度の特徴と共に、他の制度の紹介を含めた広報も必要。

● 経済産業省の施策の中での位置づけが段々と薄れていっている感じがする。

● 製品化は、目標を達しているが、NEDO 助成で行われた福祉機器の普及は今一歩である。普及のための広報活動ならびに情報公開を今以上に行ってもらいたい。

● 本制度は、福祉用具法の一端として NEDO が引き受けている。一方、NEDO の使命自体として産業を育成するということがある。両者を整合させることが必要である。

＜その他の意見＞

- 経産省の健康増進等についての施策は、この制度の上位施策とは言いがたい。
- 包括的に高齢者の生活、意識、支援などのビジョンを持った上で、当面重要な課題に取り組むべきではないのか。シーズ、ニーズだけでなく、望まれる姿、機器・環境技術との関係を、物理的だけでなく、気分・精神面も含めて考えてほしい。
- テクノエイド協会の事業との性格分けを明確にして、NEDO は産業政策の一部というビジョンを示してほしい。
- 国の支援が、資源の投入時(インプット)のみに限定されて、制度設計が行われるべきではないことを明確に示すべきである。製品の開発から市場化、ユーザに対するアフターケアまで、製品ライフサイクルにわたった福祉分野におけるインパクト、経済効果をも視野に入れるべきである。
- 制度を利用する企業、メーカー等のそれぞれの機能、状況、考え方等は異なっており、また同じ事業所内でも調査対象の相手がどの部署の担当かによっても異なることが予測される。いくつかのフォーカスグループを選定し、その点をふまえてヒアリング調査があるとよいかと思います。
- 収益が必ずしも上がらない分野に NEDO が係わることの意義の再確認をするべきはないか。
- 他の類似制度との差別化、独自性、上位施策に対する位置づけの観点はきわめて重要な

点であり、制度評価に不可欠である。

- 社会的・経済的要請という観点において、本制度が「国が支援しなければならない制度であるか」という「支援」の意味を「有用な福祉用具の開発・市場化」というプロセスに対する支援として捉えるべきである。このことにより、他の類似制度に対する本制度の独自性が明確になるのであり、福祉産業の育成に貢献し、政策の有効性が確保される。

②目的

本制度の目的である福祉用具の実用化開発の推進と、高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質(QOL)の向上は、高齢化の進展や障害者の自立などの社会的な背景からの要請にかなっている。また自立期間の延長を支援する本制度の機器開発は、上位施策である「健康安心プログラム」とほぼ整合性がとれた目的と言える。

ただし、上位施策の中での本制度の位置づけについては、さらに明確化することが望まれる。例えば、目的達成に至るまでの NEDO の機能、役割を明示することである。これにより、現在、十分とは言えない類似他制度との独自性がより明確になる。

＜肯定的意見＞

○ 自立期間の延長を支援する機器開発は、上位施策である「健康安心プログラム」と合致するものと判断される。

○ 社会的な背景としての、高齢化の進展や、障害者の自立などの要請にかなっている.

○ 上位施策との整合性の点では、「健康維持・増進にかかる新しい産業の創出」、「福祉機器等の開発・実用化を促進し『健康寿命の延伸』の実現」とリンクする目的の設定となっている。

○ 上位政策とは、ほぼ整合性がとれている。

＜問題点・改善すべき点＞

● 開発の難しさについて周知を図ることがまず必要だ。開発途中での指導に重点を置きたい。また開発後本当に見込みのあるものは支援をしたい。これからは家庭での介護、自立者の使用する器具、特殊な障害者のための技術など、ニーズが多様化する。伝統的な福祉機器開発の意識は重要だが、それだけで対応できない。社会の変化が早いから完成したものは陳腐化している。

● 社会的・経済的要請により早急に研究開発の着手が必要とされる領域については、指定課題方式等により開発促進策が考慮されても良い。

● 企業・メーカーの意識に基づいて、その方針・方向付けが大きく異なっていますので、全体的にまとめることは難しいかと思います。

● 当制度の目的は、上位施策の目的をそのままミッションとするものであり、その意味では、整合性に問題はない。しかし、本制度は、「福祉用具の実用化開発」支援、助成制度として上位施策のミッションに貢献することを目的とするものであり、具体的に何をターゲットとし、達成すべきかについて記述することが必要である。その意味において、当目的は、助成金の交付にのみ言及があるが、それ以外には何ら提示がなく、不十分である。このことは、社会的・経済的要請、研究開発動向との整合性についても同様である。すなわち、上位施策の目的をそのままミッションとする本目的は、その点では整合

性に問題はないが、現実にアンケートにより、ニーズとシーズのギャップが存在することが明らかになっており、この重大なギャップを補完する NEDO の機能を識別し、それを含んだ形で目的に織り込む必要がある。本制度の目的には、その達成を確保する手段の明確な提示が必要である。

- 上位の健康安心プログラムとの位置づけをさらに明確にしてほしい。福祉機器を提供することにより、生活の質が向上し、社会に貢献できる側面を強調してほしい機器開発から普及までの過程のなかでの位置づけを再検討する必要がある。社会システム、年齢構造を考えた場合、新しい発想の福祉機器の出現を期待するような公募を考える必要があると思われる。
- 最終的に利用するエンドユーザー層の調査が必要かと思います。国民自身の視点はそこにあり、その有効な結果が証明できなければ説得力を持てなくなると考えます。
- 上位施策とのリンクする本制度の目的は、①福祉用具の実用化開発の推進、②高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質（QOL） の向上と設定されている。しかし、（助成金の交付＝これらの目的の達成）となるわけではないことは明白であり、開発に助成金を交付する類似の制度との独自性は、明らかでない。独自性を明らかにするためには、ここに示されているインプット(助成金)と目的の達成を明確にリンクする効果を結実するための本制度独自の内容、アウトプット、アウトカム達成に至るまでに果たすべき NEDO の機能、役割を明示することが必要である。このことにより、他の類似制度に対する本制度の独自性が明確になるのであり、福祉産業の育成に貢献し、政策の有効性が確保される。

＜その他の意見＞

- 福祉機器の開発、産業としての普及等については、現状はまさに泥沼的難しさがある。現状分析だけでは解決しない。研究開発陣に対しては、「夢だけでは駄目だ」と「難しさを承知の上で対決せよ」の二面を教育したい。またマスコミがハイテクの面白さだけを取り上げて、「これですべてが解決」のような記事を書く。これも不整合を煽る有害無益なことで、その対策も長い目で考えたい。
- 最近の高齢化対策関連の研究開発がほとんどバイオ医療に向かっていて、福祉用具の影が薄くなっている．もう少し、福祉にも力を入れてほしい。
- 制度目的には、上位施策目的を達成するためのより具体的な方策とそれによる目的の達成が含まれるべきである。
- 研究者の発想だけでは何も実らない。福祉、機器産業、現場の実態、人々の意識との整合性が大事である。このことは選考に当たっては充分に意識したし、期間中も指導してきた。問題は、研究申請者がしばしば独走し、「よいものを作れば独りで普及する」幻想に捉われていることである。よいものが応募してこなければ、よいものを選ぶことはできない。

- 本制度の目的や、上位施策との関係を考慮すると、結局、実用化というところに力点があるので、この事業は福祉用具の開発をして、採択をして、開発をして製品化して市場化して、それが QOL の向上とか経済的意味、市場にインパクトを与えるということまで考えていかなければならない。
- 開発、設計、試作、フィッティング、製作、販売、使用支援、保守、更新というサイクルにおいて、本制度の目的がいかに捉えられるべきであるかを明示している点は優れている。
- 「上位施策の目的との整合性」の観点は、より明確に定義すべきと考える。すなわち、「整合性」とは、上位施策の目的をいかなる次元で、どのように貢献するものであるのかを明確にするものとして捉えられなければならない。上位施策の「健康寿命の延伸」という目的に対して、本事業が具体的に何をターゲットとし、達成すべきかが明らかにされているか、が問題とされるべきである。
- 「整合性」という言葉の意味を明確に示すべきである。評価基準として正確な定義が必要である。

③目標

本制度の目標に指標として示されている、「助成期間終了後 3 年経過した時点で 50%以上が製品化」については、具体的かつ明確な客観的指標であると言え、評価できる。加えて、NEDO の他制度と比較しても、本制度の実用化率は非常によい。

ただし、「実用化」という言葉は定義が曖昧であり、「売れたか」と「役に立っているか」とも異なる。また、実用化できそうなテーマだけを集めれば、製品化率を上げることもできる。制度の目標に製品化率だけを使用することは、福祉用具産業の育成という観点から見ると、余り適切とは言えない。

NEDO の役割と機能に焦点を当てた業績目標を設定すること、すなわち、目的を達成するための具体的行動とそれに対するターゲットから構成するよう検討すべきである。

＜肯定的意見＞

○ 実用化率では、この制度は抜群によい数字だと思う。「できそうなものに金をだすから当たり前だ」などと言う人もいるが、けっしてそのようなことはない。しかしこの数字では効果を表せない。「本当に使ってもらえているのか」が大事だが、エンド・ユーザの調査から実態は掴みにくい。むしろ技術と現場のわかる人に採点してもらった方が真実に近いのではないか。

○ 開発製品達成率は、客観的な評価指標として有効である。

○ 定量的な指標（助成期間終了後 3 年経過した時点で 50%以上が製品化）が存在する点は評価できる。

○ 受け取る側の解釈が異なる可能性はあるが、具体的で明確な目標は設定している。

＜問題点・改善すべき点＞

● 表面的な数学は数字として結構だが、それを評価に使うことは止めたい。実用化は定義が曖昧だし、「売れたか」と「役に立っているか」も違う。まだ数字で表現できるほどこの産業構造は固まっていない。事例研究でもよいから少数例をじっくりと追跡し、成功例や挫折例を示すことができれば、実質的に進歩を促すことができるだろう。

● 助成終了より３年以上経過後の開発製品の現状や、他の開発製品への波及効果についてのフォローアップ体制が望まれる。

● 実用化率だけを使用とすることは、福祉用具産業の育成という観点から見て、余り適切とは言えない。実用化されそうなテーマだけ集めれば、実用化率を上げることはできる。

● 特に厚生労働省などの政策との関連性があまり整備されていないと思います。そうすることで、さらに本制度の役割性と機能性が明確になるのではないでしょうか。

● 目的の設定自体が上位施策をそのまま直接取り入れており、具体的ではないため、ター

ゲットが適切かつ有効なものとして設定されているかどうか疑問である。戦略的であるかどうかについてはさらに疑問である。本目的達成のための NEDO の機能が「助成金の交付」に限定されて記述されているため、NEDO の役割と機能に焦点を当てた業績目標が設定されないことに問題がある。目標は、目的を達成するための具体的行動とそれに対するターゲットから構成されるべきである。

- 他（制度）の政策軸との関連性に不備を感じます。
- 成果評価、業績評価という観点からすると、本制度の目標はやや不十分であり例えば、事業終了後 3 年経過した時点で、50%以上が製品化されていることという評価指標は不十分なものであり、助成事業採択の段階でインプットが行われ、それが製品化されるアウトプットの段階、そしてそれが QOL にインパクトを与えていくというようなアウトカムの段階にまで、すべての過程に NEDO としてかかわりを持っていく必要がある。

＜その他の意見＞

- 開発期間が終わったときの状態を専門家が見れば、「勝敗はほぼ明らか」である。潜在的に芽のあるものだけを大事に育てればよい。そのためには、専門家をマンパワーとしてこき使うのでなく、成果をじっくりと眺め、頭脳を活用してもらいたい。
- 満足度のような指標も、必ずしも適切とは言えない。要求が強いために現状に不満が出て、必要なものなのに満足度が低いこともあり得るし、あきらめのために不満が余り出ないことも考えられる。いずれにしても、表面的な評価から、その実態を解明できる評価機関が必要である。
- 目的、目標の設定方法自体を見直すべきである。
- 「適切な指標の設定」が評価基準として設定されていることは重要である。
- 「具体的、明確かつ戦略的な目標」が、本制度が広義に対象とする福祉用具のライフサイクルを前提として記述されていることを明確化すべきである。すなわち、目標自体が必然的に、アウトプット、アウトカムにシフトする傾向が否めないため、制度自体がフォローすべきサイクル全般にわたる具体的な業績目標の設定が求められることを強調すべきである。また、視点における「目標達成のための具体的な目標」等の「目標」という表現は、混乱を招いている。すなわち下線の目標は「業績目標」と言い換えるべきではないかと考える。視点の表現を検討する必要がある。
- 「戦略的」の意味を明確化すべきである。本評価制度における「戦略的」がいかなる意味づけであるかを明確化すべきである。

（2）マネジメント軸

①制度の枠組み

助成条件、投入資金、実施期間の設定については、アンケート結果からも特段の問題はない。特に、直近 6 年間の採択件数では、中小企業の採択割合が 80%前後を推移しており、助成目的に合致した制度運営がなされている。また、公平性や客観性にも概ね問題はなく、本制度は中小企業等の事業見直し、推進の一助になっているものと推測される。

ただし、本制度がより実効を上げるためには改良すべき点もある。基本的には、「潜在的なよい技術を助成すれば、実用化し、普及する。」という考えは幻想であり、よいものを拾い出し、見込みのあるものだけを最後まで育てる姿勢が必要である。このためには、開発の初期から最後まで福祉実務者の意見を取り入れ、試用・改良のサイクルに一層力を入れることや、開発の方向が誤っていた場合の計画の柔軟な変更を可能とすること、制度のスキームに市場化（マーケティング）、製品化までのフォローアップやコンサルティングの仕組みを盛り込むことも検討していくべきである。

また、単に資金を提供するだけでなく、福祉用具の実用化開発に関する NEDO の考え方を、機会あるごとに表明するとともに、今後、高齢社会がピークを迎えるにあたり、目標、助成率等の制度の枠組みについて、頻繁に見直しを行い、柔軟に対処する必要がある。

＜肯定的意見＞

○ 基本的にはよいと思う。しかし実効を挙げるためには改良すべき点が多い。基本的には「潜在的なよい技術→助成→実用化→普及」という一本道の幻想から抜け出し、よいものを拾い出し、見込みのあるものだけを最後まで育てる姿勢が必要である。高齢社会のピークを迎えるとき、制度が適切かどうかを頻繁に見直し柔軟に対処してほしい。

○ 直近６年間の採択件数では、中小企業の採択割合が 80%前後を推移しており、助成目的に合致した制度運営がなされている。

○ 助成金の制度としては、公平性や客観性を含めて、適切と思われる。

○ 妥当である。特に、中小企業等の事業見直し、推進への一助にもなっていると考えます。

○ 助成条件、投入資金、実施期間の設定についてはアンケート結果からも特段の問題はないと考えられる。

○ 投入金額、実施機関については、この程度で良いと考える。他の制度に比較しても遜色ない。

＜問題点・改善すべき点＞

● 研究者が製造・流通・現場についての広い視野を持つこと、開発の初期から最後まで福

祉実務者の意見を入れ、試用・改良のサイクルに力を入れることが挙げられる。助走期間を置き、開発期間中は計画よりも、申請者に正しい方向を意識させる指導性に重点を置く。終了後は成果も見るが、普及の見込み、当事者の熱意を見定めた上で試用・普及の後押しをしてもよい。

- 助成対象者には助成額の１／３以上の自己負担が必要とされるが、自己負担に関する執行状況が不明。
- 研究テーマを事前に評価したり、相談を受けたりするような周辺環境が整備されていない。
- 十分に本制度に対するマネージメントが事業所内で行えない場合は、コンサルタント的な指導・助言を継続的に受けられる体制があるとよいかと思います。
- 本制度は、インプット時に極端にウェイトが置かれるスキームとなっている。制度の目的が「産業の創出・育成」「福祉機器の開発・実用化の促進と QOL の向上」であり、川上の開発援助を通して、川下における効果の達成を確保するものであることは、開発以後の市場化段階における「フォーローアップ」「事業サイクルを視野に入れたスキーム」の必要性が強調されるべきであり、これらをスキームとして持たない本制度は欠陥があるといえる。制度のスキームに、市場化、実用化までのフォーローアップを盛り込んで、はじめて制度として完成したものとなり、業績評価も実施可能となる。
- フォローアップのための資金確保は必要。助成条件、一律２／３は検討すべき課題。

＜その他の意見＞

- 研究者の独りよがりで申請をし、実は全社的理解を得ていない場合が多い。特に製造・営業の理解がないまま出発したのでは、仮に成功しても普及の道は厳しい。まして「開発が終わったがどう売ればよいかわからない」などという者は論外である。資金については、審査委員が精査する余裕はない。確かに控え目のものと大風呂敷のものがある。事務局側でも注意すべきだ。
- 単に資金を提供するだけでなく、NEDO の考え・ポリシーを、機会あるごとに表明してほしい。
- スキームの適切性、助成条件の適切性、投入資金、実施期間については、適切に評価基準が設定されている。
- 制度の枠組みにおける「市場性」の位置づけを明確化した上で、実用化開発による「具体的な効用」をいかに捕捉すべきかを検討する必要がある。その意味で、「フォーローアップがない仕組みは適切か」は、「事業サイクルを視野に入れたスキームとなっているか」とすべきである。スキーム自体が、助成というインプットのみならず、アウトプット、アウトカムも焦点とするものとなっているかを強調すべきである。
- 「制度の枠組み」が、事業サイクルを対象とするという観点に基づき、視点を見直すことが必要である。

②テーマの採択審査

本制度の採択審査では、各分野の第一線の専門家が集まり、大多数の委員は精力的に審査してきた。また不採択企業へのアンケート結果においても、その 2/3 程度が採択審査のプロセス等について、許容あるいは明確であると回答したこと等から、その基準や体制の妥当性、透明性、委員の選定については、問題はないと考えられる。

ただし、委員からは、審査過程における負担が大きく、学術的な知識を有する者だけでなく、福祉分野の実務者を入れるべきという指摘がされている。また本制度には、公募書類の記入に不慣れな企業が申請することも多い。中には内容的に非常にいい仕事をしている企業も多いので、こうした企業を対象に審査書類の書き方も含めたアドバイスを一層充実すべきである。このような不採択者が次年度以降も本制度に応募してもらえるよう、NEDO として指導性を発揮することが望ましい。

＜肯定的意見＞

○ これ以上は望めないほどに専門家が集まり、大多数の委員は精力的に審査してきた。
○ 交付先の選定プロセスの明確性は、不採択企業向けアンケート結果であっても２／３程度が許容あるいは明確と判断されていたことから、適正な審査が行われたと判断される。
○ 基準は適切と思われる．不採択でも、NEDO が相談にのるだけで、貢献できる面もあるのではないか。
○ 基準の妥当性、審査体制の妥当性、透明性、参加者の選定については、問題はないと考えられる。
○ 採択審査について、特殊な機器開発を除き、審査体制、審査分野の適正配分はなされていると思う。

＜問題点・改善すべき点＞

● 審査委員は贅沢に人選されている。数少ない貴重な大家に集まっていただき、義務感で審査をお願いしている。程度の低い申請にコメントするのでなく、もっと仕事を選んで割り当ててほしい。忙しい人は本意でなくても丁寧には申請書を見ない。若手をうまく使い、大事なところだけ大家の意見を聞いてほしい。国研の研究陣は、嫌がらずに選考や指導に積極的に当たってほしい。また審査には学術的知識よりも実務者を入れるべきである。

● 予備審査と本審査委員会の選定指標に相違点はないのか、そのことによって何か影響がでていないのかを調査する必要性を感じます。
● 審査結果の公開は、慎重にしてもらいたい。審査委員の意見を反映することは必要であ

り、コメントは必ずつけるべきであるが、個人が特定できない方法を取るべき。

- 予備審査と本審査委員会の連携についての検討が不十分かと思います。
- 透明性というよりも、委員会の希望に沿う応募が少ないことを問題に感じている。「一発当てよう」を望んでいるわけではない。「会社の多角経営の一環として」という意識も困る。自ら苦労して道を拓く意識がほしい。それは研究者の思いつきでは困る。
- この制度は中小企業を念頭に置いて始まった。中小企業は大企業と比べて申請書の書き方からしてうまくいかない、しかし、内容的には非常にいい仕事をしているというようなケースが結構あったと思う。従って、NEDO の中で、中小企業をどういうふうにとらえるかを再度検討するべきではないか。
- だめなテーマははじめからわかるのではないか。これはつくってもだめだというのは製作前の審査段階からわかる。今のように各委員の点数の合計点で合否を決めていると、よくわからない人に合格点をつけてしまったりして、専門家がだめだと言ってるのに、採択されたりするおそれが多分にある。そのテーマの専門家がだめだと言ったら通らないというぐらいにしてもいいと思っている。
- 福祉用具の領域はかなり中小あるいは数名程度の小さな企業が多い。なかなかそういうような企業の方が分厚い補助金の申請書を書くのは大変だ。大企業の方は書きなれているという部分が随分ありますので、そういうハンデを考慮することが望ましい。
- 大きな企業の中で申請書などの書類を書くことになれているところでは、非常に優等生的な回答をきちんとつくることができる。それに対し、申請書を書いた経験のない中小企業はハンデを持っていると思う。

＜その他の意見＞

- 零細企業では、申請書の記入に不慣れな申請者も多く、書式アドバイザー窓口等が設置されても良い。
- 不採択結果を適切に通知するのは難しい。申請者の思い入れが強いと、不採択になった理由を納得してもらえない可能性が高い。
- 本制度が、助成金交付にウェイトをおいたものとなっているため、審査という制度の川上時点における制度開発は十分に行われていると考えられる。
- 不採択者には、丁寧な指導を。次年度も公募してくれるような指導が望ましい。
- 「採択審査にかかる負荷」の意義が不明確である。「負荷」が審査に参加する者の「負担」を意味するものとすれば、「負担」自体は極めて主観的なものであるため、「採択審査プロセスの適切性、合理性」等客観的に評価できる基準とすべきである。
- 「妥当性」、「適切」、「可能な限り」の明確な定義が必要である。「適切」については、視点で、適切性の尺度が明示されているものもあるが、他のものについては、制度評価における定義づけを行うことが必要である。

③制度の運営・管理

公募開始に先立ち、公募説明会を全国複数箇所で実施しており、きめ細やかな運営体制が窺える。助成事業としての運営・管理という側面においては、特段の問題はないように考えられる。

ただし、改善すべき点はある。例えば、福祉分野においては、その特殊性も重なり、採択審査委員会の委員が個別の事業に対し、細かな指導を行うことが難しく、数分の議論では当該委員会の真意が通じない可能性がある。この点に鑑み、NEDO は、採択審査委員、当該分野実務者などの視野や考えが正しく総合して開発担当者に伝わり、開発が正しい方向に進むよう、運営・管理の仕組みを工夫するとともに、より指導性を発揮することが重要である。また日常的に NEDO や関係有識者が考えている方向性を、種々の媒体を通じて、世間に周知していってはどうか。

＜肯定的意見＞

○ 公募開始に先立ち、公募説明会を全国複数箇所で実施しており、きめ細やかな運営体制が窺える。
○ 十分に良く運営・管理されているように見える。
○ 助成事業としての運営・管理という側面においては、特段の問題はないと考えられる。
○ 申請書を書き慣れていない企業の方には、少し負荷になると思うが、現状で良いと思う。2、3 度と申請するうちに読みやすい目的がはっきりとした申請書になることもあります。

＜問題点・改善すべき点＞

● NEDO は事務的に関与するだけでなく、実質的に指導性を出してほしい。常時相談に応じていると思うが、持ってきた案件について指導するだけでなく、企業側からも責任者を連れてきてもらい、この分野の開発体制のあり方、難しさなど、自覚を促してほしい。
● 採択審査よりも、期間中の指導が極めて重要である。計画通り進行するよりも、申請者が実情に目覚めて頻繁に計画変更を申し出るくらいになってほしい。福祉実務者は、少し話を聞いただけでは適切な助言ができない。計画前、進行中、プロトタイプを見るなど、密接に関与する必要がある。開発チームの中に必ず福祉実務者が入ること、それも名前だけでないことを義務づけるべきだ。
● 開発が正しい方向に進むよう、専門家、実務者の視野が正しく総合して担当者に伝わるような仕組みを工夫することが極めて重要である。
● 公募のアナウンスはＮＥＤＯホームページはもとより、国際福祉機器展等の多くの関係者が集まる場所や、様々な媒体を通して周知させる努力が必要。
● 制度の運営・管理は、事業サイクルと捉えるべきであり、NEDO の機能自体が事業サイ

クルのプロセス管理に置かれるべきである。

- 巡回してまで説明をすることが必要だろうか。ネットワーク上で意思が通じるように丁寧に説明してはどうか。まったく白紙から公募するのではないから、いままでの歴史に基づいて、NEDO や委員会がどのような方向を望んでいるのか、募集側と応募側で意思が通じているという実感がほしい。
- 書類等の記載方法などの理解が進まないときのアドバイザリーサービスが整備されるとよいかと思います。

＜その他の意見＞

- 委員会は細かな指導はできないし、数分の議論では真意が通じたかどうかも疑わしい。しかし今以上の負担をお願いするのは無理だ。開発の方向はもとより、つまらない技術的問題の壁、試作・試用のあり方、実務者との意見交流、資金の無駄遣いなど、細かなことは事務局でないと見られない。初期には NEDO 当局がコストを無視して相当な努力を注いでいた。
- 本制度を「助成金の交付」事業とのみ捉えるべきではない。
- 国からの交付金の申請書は、ほぼ同じ内容であるので、申請書提出には、それほど問題はないのではないか。
- 例えば製品化できなかったというところでも、その事業者自体の問題と、それから情報が足りないとかマーケティングのノウハウがないとか、価格設定が間違っていたというようなところで、事業者に努力を求めるのではなくて、この事業を行っている主体としての NEDO が情報提供していく必要がある部分もあるわけで、川上の部分から川下の部分まですべてに NEDO が、情報収集してそれを提供していくといった形でも、かかわっていく必要がある。
- 制度の運営・管理については、助成というインプット部分については評価基準を網羅しているといえる。
- 制度の運営・管理を広義に事業サイクルと捉えるのであれば、事業サイクルのプロセス管理の評価基準、視点を含めるべきである。「妥当」性の評価について、何を基準とするのか明示されていない。「妥当であるか」の尺度を明確化すべきである。また「十分か」についても、同様に不明確であり、基準、定義を明確化すべきである。
- 「妥当」「適切」「十分」等の用語について、整理を行う必要がある。

（３）　成果軸

①主題的成果

製品化率をみる限り、当初設定された「助成事業終了後３年経過した時点で 50%以上が製品化」という本制度の定量的目標を達成している。また役に立つものが多く開発されており、本助成事業の効果だけとは言えないが、福祉車両や電動アシストなどの採択テーマは、事業としても成り立ってきている。さらに、交付先企業、不採択企業及び審査委員へのアンケート結果は、本制度で開発された製品群が、障害者・高齢者の QOL に有用であったとの割合が大きいことを示しており、技術開発だけでは限界があるものの、その中では良くやってきたと言える。制度の目的に見合った成果は得られていると考えてよい。

ただし、全体として見ると実用化されたものは多いが、売上高への貢献は全般的に低調であり、産業と言えるほど育っていない。流通システム、フォローアップを含めた助成体制の一層の検討が必要である。

また成果として QOL の向上を考えるのであれば、NEDO の制度として、QOL についてどのように捉え、どの範囲を対象としていくべきかを明確にすべきである。

今後、より成果を出していくためには、開発された福祉用具を普及させるに到る背景となる技術も開発すべきである。例えば、フィッティングを容易にする技術、部品の標準化、再使用のための技術など、解決すべき問題は少なくない。NEDO が指導性を発揮し、このような現実を変革していく努力が必要である。

＜肯定的意見＞

○ 実用化率では成績がよいようだが、それをもって満足すべきではない。産業側の熱意を盛り上げる効果は大きかった。展示会でも NEDO のブースには関心が高い。それではこの制度から生まれた機器が世の中でたくさん使われて人々を幸せにしているかというと、そんなようには見えない。技術開発だけでは限界があり、その中ではよくやってきたと言うべきだ。

○ 本制度で開発された製品群は、交付先企業、不採択先企業及び審査委員のそれぞれからの回答として、障害者・高齢者のＱＯＬに有用であったとの割合が寡占していたことから、適切なアウトプットが得られているものと判断される。

○ 役に立つものも多く開発されている．助成金の効果だけではないが、福祉車両や電動アシストなどは事業としても成り立ってきている。

○ 主題的効果、実用化率をみる限り、当初設定された定量的目標を達成しており、その意味では問題を指摘することはできない。

○ 制度、目的にみあった成果は得られていると考えて良い。

＜問題点・改善すべき点＞

● 機器自体を開発するだけでなく、それを普及させるに到る背景の技術も開発すべきである。フィッティングを容易にする技術、部品の標準化、再使用のための技術、計画段階でユーザの評価を得るための仮想現実、狭い展示面積から有用な情報を提供する工夫など多数の問題がある。現実を整える努力が必要だが、整っていないことを知らずに機器を開発する側も非常識である。
● 開発製品の実用化率は高いものの、売上高への貢献は全般的に低調であり、流通システムを含めた助成体制を検討されても良い。
● 実用化されたものは多いが、まだ、産業といえるほどには育っていない．個々の企業でも売り上げに貢献しているものは少ないのではないか。
● アウトカム、インパクトの評価基準に対する評価は困難であり、これまでのデータでは評価不能である。示されている効果(製品市場化を果たした事業者数、実用化率、実用化までのタイムラグ)は、あくまでも助成事業としての本事業の結果を把握するものでしかなく、事業を実施する NEDO の業績評価にリンクするものとして把握された効果とはいえない点に問題がある。NEDO の事業の実施によるアウトカム、インパクト評価のための指標を開発をすべきである。

＜その他の意見＞

● 産業の底力をつけることが第一に必要である。人材の養成と再教育が大事だが、遠大な計画よりも安直にノウハウを提供することが望まれる。高齢者の動作特性についてのデータベース構築の作業が打ち切られたままになっている。国として「現場の設計にすぐ使える高齢者データ」の提供に努力してほしい。UD（ユニバーサル・デザイン）のような概念だけの指導では底力はできない。
● 生活の質が向上したというエビデンスについて NEDO 独自の考え方をまとめておいて頂きたい。
● 成果軸として QOL に焦点を合わせたことはよいと思うが、このＱＯＬそのものを評価する場合、個人々のライフスタイル、生活目標、人生経験などによって多種多様に異なるため、確実な評価手法は未だ確立されていない。ＮＥＤＯの制度として、このＱＯＬについてどのようにとらえ、どのように評価として取り扱うかといった十分な討議が必要と考えます。
● QOL の視点は、NEDO の制度目的にそって指標・基準等を定めるのがよいかと考えます。制度内でどのようにとらえ、どの範囲を対象とするかという意味です。
● 評価基準が、アウトプット、アウトカム、インパクトに分類されて明示されている点は優れている。
● アウトカム、インパクトの評価基準に対する視点の把握は極めて困難であり、視点評価

のための指標の開発を行う必要がある。指標の開発を前提として、視点が明示されなければならないことに留意すべきである。

- アウトカム、インパクトの評価は重要であるが、視点の記述が極めて抽象的で、測定可能なものとなっていない。

②副次的成果

アンケート結果からは、特許、論文、学会発表の件数、採択企業のイメージ向上や社内における立場の向上等、副次的成果が得られていると評価できる。また中小企業にとっては、本事業の採択を受けたことで企業のモチベーションの昂揚につながり、福祉を取り巻く施策の推進にも影響を与えたと思われる。

反面、特許については、出願件数に比較して登録件数が比較的少ない点が課題として挙げられ、出願方法等についての NEDO の個別指導があっても良い。また、副次的成果については、極めて具体的な視点が抽出されており、適切なものといえるが、今後、このような副次的成果を評価する上では、それらを包括的に把握する方法の検討が必要である。なお失敗例を分析して得られる情報は、副次的成果として非常に貴重であり、丁寧に分析する意味がある。

＜肯定的意見＞

○ 発想自体が他で役に立っている例は多い。しかしそれはどこでも起きることだから、特に効果というほどではない。NEDO で採択されると「錦の御旗」で社内的地位が向上するという話はよく聞く。独りよがりを援護することはないが、まじめに努力する人達は支援したい。広報誌や表彰などを工夫して、見かけ上でも勢いをつけてあげられるとよい。

○ 助成の採択は、中小零細企業に対するモノづくりへのモチベーションの昂揚につながる。

○ 福祉を取り巻く施策の推進にはインパクトを与えたと思う。

○ やや妥当である。副次的成果は何を対象に、またその範囲などを設定・想定するかによって異なってくると思います。また、その評価をすすめる場合には、他の制度との関連性が重視される必要性があるかと存じます。

○ アンケート結果からは、アウトプット、アウトカムについて副次的成果が得られていると評価できる。

○ 採択者の企業イメージの向上や社内での立場が向上している例が散見されるので、副次的効果は大きいと思う。

＜問題点・改善すべき点＞

● 成功例もよいが、失敗例は非常に貴重だから、当事者が傷つかないようにして情報を流したい。少数例でよいから丁寧に分析する意味がある。開発した機器を福祉の現場に持ち込むと、拒否反応に会うのが普通である。それは結論ではなく始まりだ。見込みのありそうな少数例を執念深く面倒を見て、メーカー、ユーザー側の反応、姿勢の変化などを分析すると、資料として大変参考になる。

● 特許の出願件数に比較して、登録件数が比較的少なく、出願方法についての支援体制があっても良い。
● 他の制度との関連性の検討が必要と考えます。
● これら把握された副次的成果はあくまでもアンケート等の調査により明らかにされるものであり、しかも助成事業としての本制度の特質により得られたものに限定されていると考えられる。本事業が、示されているような副次的効果までもターゲットとするものであれば、事業自体のスキームの見直しと、スキームに沿った具体的方法、プロセスを開発した上で、評価されるべきであると考える。
● 採択者への補助金交付以降の追跡調査を制度化する必要があるのでは。製品の販路の拡大、支援を経済産業省、厚生労働省を含めて考える時期ではないかと思います。

＜その他の意見＞
● よく見かけるが、開発計画は大きな機器・システムだが、そのまま実用化するのでなく、ごく一部が製品になっている。どの省庁でも、申請時には技術の先端を行く姿勢を見せないと予算として通りにくい。しかしそれは真実ではない。実際に役に立つのは技術的にはささやかなことである。両者の妥協としてこのようなことが起きる。あまり歪みが起きないようにしたい。
● 何年かごとに将来ビジョンを示してほしい。
● もちろん、3 年以内という形で一つは期間を決めて評価をしていくということも必要であるが、それ以降の問題というものもかなり大切ではないかと思う。例えばある機械を開発して、それがだめであっても、そういう経験が次の福祉機器とかそういうものの開発に生かされるという、波及効果というものも本制度の成果を評価する一つの指標になる。
● 副次的成果のアウトプット、アウトカム、インパクトについては、極めて具体的な視点が抽出され、適切なものとなっている。
● 副次的成果の範囲をどのように限定するのか、どこまで把握することが必要であり、適切であるのかを明確化し、視点が必要十分に設定されているかを検討する必要がある。

注)成果軸に関係する用語の語義
主題的成果：制度目的・目標に見合った成果
副次的成果：主題的成果以外の副次的な成果
アウトプット：形式的(あるいは現象的)側面に関する直接的成果
アウトカム：内容的(あるいは本質的)側面に関する直接的成果
インパクト：直接的成果が社会に移転浸透する過程で新たに成立する間接的成果(波及効果)

本制度に関しては、下記の通りである。

＜主題的成果＞

アウトプット

・制度目標である「助成事業終了後 3 年経過した時点で 50%以上が製品化」の達成度はどの程度であったか。

・製品化率の年次推移はどうか、製品売上高や収益納付額はどの程度か。

アウトカム

・ 本制度により、障害者、高齢者等の生活における負担の軽減が図られているか。

・ 助成企業の販売力、技術力向上、雇用の増大等に結びついているか。

インパクト

・ 本制度により高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質（QOL）の向上の実現に対して成果が出ているか。

・ 本制度が解決に貢献した福祉上の問題点はあるか。

・ 既存の社会ニーズをみたし、また将来の社会ニーズの先取りにつながっているか。

・ 本制度により我が国の福祉関連の産業・市場の発展・形成につながり、産業競争力の強化に寄与したか。

＜副次的成果＞

アウトプット

・ 特許、論文、学会発表の件数等はどうか。

・ 被採択者の信用向上、社内外における位置付け・周囲の認知度の向上、社内人材の育成・技術力向上などはどうか。

アウトカム

・ 助成企業がビジネス資金、技術協力、販路を得やすくなったのか。

・ 福祉関連ビジネスへの新たな展開があったか。

インパクト

・当初、想定されていなかった分野での実用化開発、技術力向上が認められるか。

・ 本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。

・ 福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。

（4）コストパフォーマンス軸

①主題的成果のコストパフォーマンス

採択企業に一定規模の開発予算の自己負担を強いる中で、高い製品化率を達成しており、国費を投入した助成事業として、基本的には妥当であると判断できる。

ただし研究開発したテーマに関して、投入した資金を企業の売上から回収するほどの成果にはなっていない。これらの項目以外の主題的成果については、コストパフォーマンスの観点で評価することは難しい。

コストパフォーマンス評価は大変重要と考えるが、福祉用具機器については、中小企業的産業の役割が重要であり、かつ市場の特殊性から経済原則があてはまらないことが多い。投入資金の把握は可能だが、それに対する主題的成果が様々な指標により示されているため、投入する資金に成果を対応させ、パフォーマンスを数値化することが困難である。福祉用具分野のコストパフォーマンスの評価方法、本制度評価における位置付けについて、再検討すべきである。コストパフォーマンスを捉えようとする姿勢自体は評価できるが、この評価基準については有意味な評価が現在のところ不可能であり、今後の課題である。

＜肯定的意見＞

○ もともとこの制度は、中小企業的産業の役割が重要であることを認めた上で、コストに眼をつぶって始めたものである。それはその時の本省・NEDO 関係者全員の理解であった。コストパフォーマンスを上げるのなら、少数の課題に多額の資金を出せばよい。コストパフォーマンスを計算してみるのはよいことだが、制度の評価には結びつけないでほしい。

○ 採択企業に一定規模の開発予算の自己負担を強いる中で、高い実用化率を達成している点は評価出来る。

○ NEDO の助成金としては有意義に使われている。

○ 妥当である。制度を利用する対象者の意識・理解にも左右されるかと思いますが、基本的には妥当と考えます。

○ NEDO が本事業を効率的に達成しているか否か、助成額と成果のコストパフォーマンスはどうかという視点を検討すること自体は肯定できる。

＜問題点・改善すべき点＞

● コストを議論すること自体は有意義だと思う。福祉の世界ではコストの議論はある程度タブーであった。国家的見地から議論するなら意味がある。ユーザーは大きく 3 つに分かれる。健康な高齢者で商品を買うだけの人、本質的に支援機器を必要とし、買った後のフォローが必要な人、特殊に障害を持つ人で、産業の採算に乗らない支援が必要な人、

それぞれに適した産業と技術が必要である。

- 開発製品の価格は、当初の目標値よりも全般的に高めになりやすく、関連製品に対する標準化等によりコストダウンを図る必要がある。
- 投入した資金を企業の売り上げから税金として回収するほどの成果にはなっていない。
- コストパフォーマンスの本事業における定義とその位置付け、重要性について再検討すべきである。投入資金の把握は可能だが、それに対する主題的成果をいかに把握し、対応させて、評価するのか、パフォーマンスの評価自体が困難であり、かつ明確なものとされていない。投入資金に対する成果を対応させて、パフォーマンスを数値化することが必要であるが、成果がさまざまな指標により示されているため、数値化が困難である。その意味で、この評価基準については有意味な評価が現在のところ不可能である。
- コストパフォーマンスの評価は大変重要と考えるが、福祉機器については、経済原則があてはならないことが多い。一般的な評価が当てはまらないので、独自のコストパフォーマンス評価を検討する必要があるのではないか。

＜その他の意見＞

- 3 種類の人達（健康な高齢者で商品を買うだけの人、本質的に支援機器を必要とし、買った後のフォローが必要な人、特殊に障害を持つ人で、産業の採算に乗らない支援が必要な人）への技術コストをどう考えるのか。家庭での介護が増えると、これらの区分も曖昧になる。さらに多様な意味での国際化が進行する。現在の産業界は進むべき方向を明確に意識していない。「小さく城を守る」、「当面の情勢に対処する」、「売れるなら作る」、・・といった状態では、発展は期待できない。
- コストパフォーマンスの評価軸を本制度においていかに位置づけるのか、明確化すべきである。コストパフォーマンスとして把握する場合には、合理的に意味ある相対関係をもって数値化されることが必要であることに留意すべきである。
- 機器を利用した人が幸せになれば良いといった側面も否定できない。
- 評価の基準がやや不明瞭な感じを受けます。どこを指標の始点・終点として考え、評価をおこなうかという点がわかりにくいと思います。
- コストパフォーマンスを捉えようとする姿勢自体は評価できるが、本制度の目的からすれば、コストパフォーマンスより、有効性の視点が重視されるべきであろう。
- コストパフォーマンスをどのように定義するのか不明確であり、分かりにくいものとなっている。投入資金の把握は可能だが、それに対する主題的成果をいかに把握し、対応させて、評価するのか、パフォーマンスの評価自体が困難であり、かつ明確なものとされていない。投入資金に対する成果を対応させて、パフォーマンスを数値化することが必要であるが、成果がさまざまな指標により示されているため、数値化が困難である。インプットに対するアウトプット、さらにはアウトカムの対応を精緻化する必要がある。その上で、コストパフォーマンスの測定式を確立すべきである。

②成果全体のコストパフォーマンス

NEDO による本制度の効率的な実施や、助成額と成果のコストパフォーマンスの視点を検討すること自体は肯定できる。また本制度は福祉用具産業界を活気づけ、世間の関心を高め、本制度での開発経験は新たな製品開発の原動力となった。その意味で NEDO の努力は引き合うものであり、全体的なコストパフォーマンスは、ある程度評価できる。

ただし、主題的成果のコストパフォーマンスと同様に、副次的なコストパフォーマンスについても、経済原則に則った評価軸では、例えば、販路拡大、インフラ整備の向上などを肯定的に評価することは難しい。福祉用具にみあったコストパフォーマンス評価、例えば、個別対応の難しさを克服した生産システムの構築など、福祉用具生産に特徴的な評価軸を全面的に出した評価の検討を要す。

＜肯定的意見＞

○ 産業界を活気づけ、世間の関心を高める意味で、NEDO の努力は引き合うものであった。それはもっと徹底してよい。経産省の範囲でなくても、地に足のついた研究、人材の育成、開発のあり方、‥といった総合的な体勢作りに資源を注入してもよいのではないか。

○ 申請製品による一連の開発経験は、これに続く新たな製品開発を生み出す原動力となり、効率的な製品開発の展開が期待される。

○ やや妥当である。副次的成果は何を対象に、またその範囲などを設定・想定するかによって異なってくると思います。また、その評価をすすめる場合には、他の制度との関連性が重視される必要性があるかと存じます。

○ NEDO が本事業を効率的に達成しているか否か、助成額と成果のコストパフォーマンスはどうかという視点を検討すること自体は肯定できる。

＜問題点・改善すべき点＞

● 開発成果を活かすには、第一に現場への整合性が必要である。過去の例では、試作品を一回だけ現場で試用してもらったとか、計画段階に実務者の意見をいただいた程度のものが多く、実情に基づいたといえない。福祉実務者にその気になって一貫して開発に参加してもらうべきだ。開発資金が無駄になることを考えれば、助言に多額の報酬を出してもよいのではないか。

● 製品開発の過程で発生してきた、さまざまな問題点や解決策を公開できるデータベースの構築が望まれる。

● やや妥当である。他の制度との関連性の検討が必要と考えます。

● コストパフォーマンスの本事業における定義とその必要性、重要性について再検討すべきである。投入資金の把握は可能だが、それに対する主題的成果をいかに把握し、対応

させて、評価するのか、パフォーマンスの評価自体が困難であり、かつ明確なものとされていない。投入資金に対する成果を対応させて、パフォーマンスを数値化することが必要であるが、成果がさまざまな指標により示されているため、数値化が困難である。その意味で、この評価基準については有意味な評価が現在のところ不可能である。また副次的成果についてまで、この評価が必要かどうかを含めて検討すべきである。

- 副次的コストパフォーマンスについても同様で、経済原則に則った評価軸では、販路拡大、インフラ整備への向上などの肯定的な評価は難しい。福祉機器にみあったコストパフォーマンス評価、例えば、個別対応の難しさを克服した生産システムの構築など、福祉機器生産に特徴的な評価軸を全面的に出した評価の検討など。

＜その他の意見＞

- 本評価軸・評価項目においても、コストパフォーマンスよりむしろ制度の有効性に焦点を当てるのが適切であると考える。
- これらの他にも、パフォーマンスとして考慮すべきことは実に多く、表面に出ないことの方が重要な場合が多い。コストを議論することは大いに結構だが、それがどのような効用を生み出すかについては、広い範囲の総合的見地が欲しい。
- 本評価軸・評価項目においても、コストパフォーマンスよりむしろ制度の有効性に焦点を当てるのが適切であると考える。
- コストパフォーマンスを捉えようとする姿勢自体は評価できるが、本制度の目的からすれば、コストパフォーマンスより、有効性の視点が重視されるべきであろう。
- 主題的成果のコストパフォーマンスと同様に、コストパフォーマンスをどのように定義するのか不明確であり、分かりにくいものとなっている。投入資金の把握は可能だが、それに対する主題的成果及び副次的成果をいかに把握し、対応させて、評価するのか、パフォーマンスの評価自体が困難であり、かつ明確なものとされていない。投入資金に対する成果を対応させて、パフォーマンスを数値化することが必要であるが、成果がさまざまな指標により示されるため、数値化が困難である。インプットに対するアウトプット、さらにはアウトカムの対応を精緻化する必要がある。その上で、コストパフォーマンスの測定式を確立すべきである。また、副次的成果をどのように限定するのかについても検討が必要である。

注)コストパフォーマンス軸の評価については、現状で把握可能なパフォーマンスおよびコストにより評価を試みたものである。・

第２章　　評価対象制度

１．制度評価項目・基準・視点

次ページに当該制度の制度評価項目・基準・視点を示す。

制度評価の評価項目、視点について

評価軸・評価項目	評価基準	視点
1-1. 根拠(位置付け)	・国(NEDO)が支援しなければならない制度であるか。	・民間活動の主体に委ねるだけでは、社会的・経済的要請に応えられないか（福祉用具・機器に関する市場の特殊性、産業の未成熟性、中小企業の位置付け、国際競争力等に鑑みて、国・NEDOからの支援が必要か）。
		・本制度は公共性が、高いか。
	・本制度が無いと仮定した場合、どのような影響があったか。	・本制度が無いと仮定した場合、研究活動の有無はどうか。
		・本制度が無いと仮定した場合、研究活動の進展への影響はどうか。
	・本制度の独自性はどの程度高いか。	・他の類似制度（厚生労働省関連福祉用具・機器開発制度）と比較して、本制度の独自性は高いか。
	・上位施策との関係で本制度はどのように位置付けられているか。	・本制度は上位施策（健康安心プログラム）との関係で適切な位置付けとなっているか。
1-2. 目的	・社会的・経済的要請、研究開発動向とどの程度整合がとれた目的となっているか。	・社会的・経済的要請によると本制度の目的との整合性は十分か（福祉用具・機器の開発－設計－試作－フィッティング－製作－販売－使用支援－保守－更新というサイクルの中で、本制度はどのような役割を果たしているか）。
		・研究開発動向と本制度の目的との整合性は、十分か（研究陣の現実からの乖離はないか）。
	・上位施策とどの程度整合が取れた目的となっていか。	・上位施策（健康安心プログラム）の目的との整合性は十分とれているか。
1-3. 目標	・具体的、明確かつ戦略的な目標を設定しているか。	・目標達成のための具体的な目標となっているか。
		・目標達成のための明確かつ戦略的な目標となっているか。
	・目標達成度を判断するための適切な指標を設定しているか。	・本制度の目標達成度の指標は適切か。
		・目標達成度を適時判断するための指標が設定されているか。
2-1. 制度の枠組み	・本制度のスキームは、適切であるか。	・企業支援に企業規模の枠を設けていないのは適切か。
		・フォローアップがない仕組みは適切か。
		・本制度の研究開発フェーズ（実用化研究）は適切か。
	・テーマの助成条件は適切であるか。	・助成期間（3年以内）は適切か。
		・助成額（1件当たり全期間で3,000万円以内）は適切か。
		・助成率（助成対象費用の2／3以内）は適切か。
		・対象事業者に係る要件は、適切か。
	・本制度に関わる投入資金、実施期間は適切であるか。	・本制度に係わる投入資金（事業費+運営費）は他制度との比較を含めて適切か。
		・目的を達成するため、事業実施期間は、適切な長さか。

2-2. テーマの採択審査	・採択審査基準は妥当であるか。	・具体的かつ明確な審査基準が設定されているか。
		・各審査項目は制度目的を実現するための項目となっているか。
		・各審査項目と提案書書式との間の整合性は取れているか。
	・採択審査体制は十分かつ妥当であるか。	・事前書面審査、採択審査委員会(外部有識者)の各体制での審査は妥当であるか。
		・各審査段階での投入人員、人員構成は適切か。
	・採択審査に係る情報は、可能な限り公開するなど、透明性を確保しているか。	・審査基準、事前書面審査委員は、公開されているか。
		・審査フローは、可能な限り公開されているか。
		・採択審査委員は、審査後に公開されているか。
	・採択審査に参加する者は適切に選定しているか。	・採択審査に利害関係者は排除されているか。
		・審査に係わる委員の専門性は、適切か。
	・採択審査に参加する者に対して、適切な情報、期間が提供されたか。また、採択審査にかかる負荷は適切なものであったか。	・審査のための適切な情報が、提供されたか。
		・審査期間は、無理のない長さがとられているか。
		・採択審査にかかる負荷は、適切か。
	・採択審査結果は採択者及び不採択者に適切に通知されているか。	・採択者に採択通知(時期、内容、方法)は適切に通知されたか。
		・不採択者に不採択理由の通知(時期、内容、方法)は適切に行われたか。
2-3. 制度の運営・管理	・公募説明会は妥当であるか。	・公募説明会会場は妥当か。
		・公募説明会説明時間は適切か。
		・公募説明会説明資料は適切か。
		・公募説明会開催PRは適切か。
	・公募の募集要件は妥当であるか。	・提案書等の提出書類に記載すべき内容は、適切か。
		・提出書類のボリュームは、妥当か。
		・提出方法は、妥当か。
		・公募時期は、妥当か。
		・公募回数は、妥当か。
		・応募期間の長さは、十分か。
	・公募期間中の対応は十分であるか。	・公募期間中の質問対応は、適切であったか。
		・公募期間中の受理・手続き対応は、適切であったか。
	・本制度の運営・管理を行うにあたり、NEDOの運営体制(投入人員)は十分か。	・NEDO推進部署の人員は、十分か。
		・関係機関や類似の他制度との連携・調整体制は、適切であるか。
	・被採択者の利用しやすさに心がけ、適切な本制度の運営を行っているか。	・交付決定(複数年度含む)など手続きは適切であるか。
		・助成額の支払い時期は妥当か。
		・成果の普及活動(成果報告会開催などのPR、わかりやすいHPの作成)は適切であるか。
		・テーマの評価とその後のテーマの方針変更、資源配分変更、中止決定等への反映は妥当か。
	・情勢変化への対応は適切であるか。	・情勢変化の把握は、十分か。

3-1. 主題的成果 (制度目的・目標に見合った成果)	・得られた主題的成果は形式的(あるは現象的)にどの程度であったか。(ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ)	・制度目標である「助成事業終了後3年経過した時点で50%以上が製品化」の達成度はどの程度であったか。
		・製品化率の年次推移はどうか、製品売上高や収益納付額はどの程度か。
	・得られた主題的成果は内容的(あるいは本質的)にどうであったか。(ｱｳﾄｶﾑ)	・本制度により、障害者、高齢者等の生活における負担の軽減が図られているか。
		・助成企業の販売力、技術力向上、雇用の増大等に結びついているか。
	・得られた主題的成果の波及効果はどうであったか。(ｲﾝﾊﾟｸﾄ)	・本制度により高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質(QOL)の向上の実現に対して成果が出ているか。
		・本制度が解決に貢献した福祉上の問題点はあるか。
		・既存の社会ニーズをみたし、また将来の社会ニーズの先取りにつながっているか。
		・本制度により我が国の福祉関連の産業・市場の発展・形成につながり、産業競争力の強化に寄与したか。
3-2. 副次的成果 (主題的成果以外の副次的な成果)	・本制度からどのような副次的成果が創出され、この成果は形式的(あるは現象的)にどの程度であったか。(ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ)	・特許、論文、学会発表の件数等はどうか。
		・被採択者の信用向上、社内外における位置付け・周囲の認知度の向上、社内人材の育成・技術力向上などはどうか。
	・本制度からどのような副次的成果が創出され、この成果は内容的(あるいは本質的)にどうであったか。(ｱｳﾄｶﾑ)	・助成企業がビジネス資金、技術協力、販路を得やすくなったのか。
		・福祉関連ビジネスへの新たな展開があったか。
	・本制度からどのような副次的成果が創出され、この波及効果はどうであったか。(ｲﾝﾊﾟｸﾄ)	・当初、想定されていなかった分野での実用化開発、技術力向上が認められるか。
		・本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。
		・福祉関連のインフラ整備(流通ネットワークの整備、標準化)への寄与が認められるか。
	注)制度の継続期間とその投入額のあり方の判断材料となる。また、独法評価委員会の業績評価の材料にもなる。	
4-1. 主題的成果のコストパフォーマンス	・事業費(助成額)に対する主題的成果のコストパフォーマンスは如何なものか。	・事業費(助成額)に対する主題的成果(本制度の製品化率、生活における負担軽減、販売力・技術力向上、雇用増大、QOL向上など)のコストパフォーマンスは、如何なものであったか。
	・本制度に関わる投入資金に対する主題的成果のコストパフォーマンスは如何なものか。	・本制度に関わる投入資金*に対する主題的成果(本制度の製品化率、生活における負担軽減、販売力・技術力向上、雇用増大、QOL向上など)のコストパフォーマンスは、如何なものであったか。 *＊本制度に関わる投入資金：事業費(助成額)、直接運営費(推進部署)、間接運営費(人事・経理・企画・評価などの事務費)の合計値(税金)*
4-2. 成果全体のコストパフォーマンス	・事業費(助成額)に対する成果全体(主題的成果及び副次的成果)のコストパフォーマンスは如何なものか。	・事業費(助成額)に対する成果全体(主題的成果、および特許・論文数、信用向上、販路拡大、インフラ整備への寄与など)のコストパフォーマンスは、如何なものであったか。
	・本制度に関わる投入資金に対する成果全体(主題的成果及び副次的成果)のコストパフォーマンスは如何なものか。	・本制度に関わる投入資金*に対する成果全体(主題的成果、および特許・論文数、信用向上、販路拡大、インフラ整備への寄与など)のコストパフォーマンスは、如何なものであったか。

２．制度原簿

次ページに当該制度の推進部室から提出された制度原簿を示す。

「福祉用具実用化開発推進事業」
制度原簿

独立行政法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構

目　次

Ⅰ．制度原簿概要 2-2-3
Ⅱ．上位施策の概要 2-2-5
１．施策の目的 2-2-5
２．施策の背景 2-2-5
３．施策の行政関与の必要性 2-2-6
４．施策内の他の制度、プロジェクト等 2-2-6
５．施策の目標 2-2-7
６．施策の目標達成時期 2-2-7
７．施策の指標 2-2-7
８．施策の中間・事後評価時期 2-2-7
Ⅲ．制度の仕組み 2-2-8
１．制度の背景 2-2-8
２．制度の目的 2-2-8
３．制度の目標 2-2-8
４．制度の事業概要 2-2-8
Ⅳ．制度運営マネジメント 2-2-9
１．事業方針 2-2-9
２．助成条件 2-2-9
３．公募 2-2-9
４．採択審査 2-2-10
Ⅴ．制度の成果実績 2-2-22
１．主題的効果 2-2-22

（参考１：実施方針）
（参考２：募集要項）
（参考３：交付規定）
（参考４：平成 13～16 年度採択リスト）
（参考５：他の類似制度例）

Ⅰ．制度原簿概要

１．作成日（改定日）
平成 17 年 1 月 6 日

２．上位施策名
健康安心プログラム

３．制度名
福祉用具実用化開発推進事業

４．プロジェクト番号
P93012

５．根拠法
「福祉用具の研究開発および普及の促進に関する法律第 20 条第１号」（平成 5 年 5 月に公布、平成 5 年 10 月施行）
・第 20 条　新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和 55 年法律第 71 号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第 39 条第１項及び第２項に規定する業務のほか、福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するため、次の業務を行う。

一　産業技術の実用化に関する研究開発であって、福祉用具に係る技術の向上に資するものを助成すること。

６．担当推進部署：NEDO 機械システム技術開発部

７．制度の概要：
優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を交付する。

８．開始年度：平成 5 年度

９．実績額推移

表1　福祉用具実用化開発費助成金の予算･確定

	助成金 交付決定額 （円）	助成金 確定額 （円）	管理費 予算額 （円）	管理費 確定額 （円）
平成5年度	95,844,000	95,844,000	1,812,000	―
平成6年度	109,280,000	108,129,000	16,617,000	―
平成7年度	132,455,000	129,293,000	18,621,000	18,455,982
平成8年度	130,379,000	126,216,000	27,870,000	19,787,876
平成9年度	154,106,000	153,273,000	23,102,000	23,042,743
平成10年度	162,260,000	161,552,000	21,829,000	22,001,875
平成11年度	197,412,000	194,269,000	27,880,000	24,658,923
平成12年度	202,453,000	192,923,000	22,925,000	22,783,554
平成13年度	198,930,000	196,707,000	26,448,000	22,115,942
平成14年度	142,148,000	129,643,000	15,714,000	13,772,007
平成15年度上	30,399,000	29,647,000	4,906,000	3,896,798
平成15年度下	45,338,000	42,949,000	－	－
平成16年度	109,326,000	―	―	―

Ⅱ．上位施策の概要
上位施策名：健康安心プログラム
経済産業省担当課：商務情報政策局 サービス産業課

１．施策の目的

今後世界に類を見ない少子高齢社会を迎える我が国において、国民が健康で安心して暮らせる社会を実現するため、遺伝子やタンパク質、糖鎖、ＲＮＡ等の生体分子の機能・構造・ネットワーク解析等を行うとともに、それら研究を強力に推進するためのバイオツールやバイオインフォマティクスの開発、成果を高度に活用するためのデータベース整備や先端技術を応用した高度医療機器開発等を行う。これらにより、テーラーメイド医療・予防医療・再生医療の実現や画期的な新薬の開発、健康維持・増進に係る新しい産業の創出につなげる。さらに、医療機器、福祉機器等の開発・実用化を促進し「健康寿命の延伸」を実現する。

一方、こうした研究開発プロジェクトと平行して、ゲノム研究等の実施やその産業化にともなう安全性及び法的・社会的・倫理的問題について研究等を行い、その成果を必要な措置に活用することにより、安全面・倫理面での適切な対応を図る。

２．施策の背景

近年、国内の疾病構造の変化を見ると、感染症などの急性疾患が減少した反面、がんや循環器病、糖尿病などの生活習慣病が増加し、さらに「寝たきり」や「痴呆」「うつ病」などの障害も増加している。また、急速な少子高齢社会の到来により、医療費の増大や家族の介護負担の増加といった国民生活にとって重要な課題を生じさせている。

平成１５年４月のヒトゲノム情報解読の終了宣言を受け、米国は、今後の研究戦略として「ENCODE 計画(Encyclopedia of Human DNA Elements)」を提唱し、ヒトゲノムの持つ意味（機能）を全て解読（解析）する研究に平成１５年度から着手した。欧州やシンガポールにおいても、国家戦略として取組が強化されており、わが国においても、バイオテクノロジー戦略大綱（平成１４年１２月ＢＴ戦略会議取りまとめ）が策定され、がん、高血圧、糖尿病等に対する画期的な医薬品の開発等、多大な可能性を有するバイオテクノロジー分野の研究開発を国として戦略的に取り組むこととしている。

バイオテクノロジーに係る研究開発及び医療福祉機器開発は、多種多様な応用展開や産業化の可能性を有している。その産業化は医療・介護・医薬品・医療福祉機器製造をはじめ、化学、分析機器、情報産業など、広い分野に関係し、その発展は我が国の経済発展に不可欠である。他方、バイオ分野は最先端の研究成果が産業化に結びつくことも多いが、その研究は、ヒトゲノム情報・タンパク質関連情報・多型遺伝子情報など膨大なデータ量の取得と解析が必要であることなど、その推進には多額の設備投資、研究投資及び膨大な時間を要する。また、医療機器開発においては、人間の生命に係わる分野であることから、

非常に高い安全性・信頼性が求められる。このため、これらの技術開発を民間企業等が独自に行うにはリスクが高い。

また、技術開発に伴って発生する人体や環境への安全性の確保と法的、社会的、倫理的問題を並行して解決しなければ、それら技術が実用化された際に国民に受け入れられない。これらの問題解決に関する研究は、直接企業の利益とは関わらず、民間の市場原理に基づく行動では実施され得ない。

３．施策の行政関与の必要性

このような状況の下、ポストゲノムシーケンス研究の時代を迎え、新たなバイオテクノロジー戦略として遺伝子やタンパク質、ＲＮＡなどの生体分子の機能・構造解析及びネットワーク解析が重要であること、バイオツール、バイオインフォマティクス研究などの最先端の機器開発の推進が最先端の研究の加速に結びつくという好循環を創出するため、先端機器の開発・調達など開発段階から産学官、医工連携による効率的な研究開発の推進が必要であること、健康で安心して暮らせる社会を実現するための医療福祉機器の開発には非常に高い信頼性が要求されるため、その開発にはリスクが大きいこと、さらに研究及び産業化にともなう安全性や倫理的問題などを並行して解決しなければならないことから、これらの産業化の推進を図るためには、国が積極的に関与して総合的に推進していく必要がある。

４．施策内の他の制度、プロジェクト等	平成 15 年度予算額
（１）タンパク質機能解析・活用プロジェト	1,499,810[千円]
（２）生体高分子立体構造情報解析	874,683[千円]
（３）機能性ＲＮＡプロジェクト	－
（４）糖鎖エンジニアリングプロジェクト	1,042,297[千円]
（５）モデル細胞を用いた遺伝子機能等解析技術開発	－
（６）細胞内ネットワークのダイナミズム解析技術開発	574,276[千円]
（７）ゲノム情報統合プロジェクト	－
（８）遺伝子多様性モデル解析技術開発	497,161[千円]
（９）バイオ・ＩＴ 融合機器開発プロジェクト	1,112,122[千円]
（１０）先進ナノバイオデバイスプロジェクト	266,248 [千円]
（１１）ナノ微粒子利用スクリーニングプロジェクト	72,886 [千円]
（１２）ナノカプセル型人工酸素運搬体製造プロジェクト	315,672 [千円]
（１３）微細加工技術利用細胞組織製造プロジェクト	286,817 [千円]
（１４）タンパク質相互作用解析ナノバイオチッププロジェクト	148,772 [千円]
（１５）ナノ医療デバイス開発プロジェクト	0 [千円]

（１６）バイオインダストリー安全対策調査	62,900 [千円]
（１７）バイオ事業化に伴う生命倫理問題等に関する研究	42,000 [千円]
（１８）国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発	129,400[千円]
（１９）早期診断・短期回復のための高度診断・治療システムの開発	430,001［千円］
（２０）身体機能代替・修復システムの開発	360,382[千円]
（２１）福祉用具実用化開発推進事業　（＝本制度）	37,837[千円]
（２２）福祉機器情報収集・分析・提供事業	11,956 [千円]
（２３）障害者等ＩＴ バリアフリー推進のための研究開発	266,167 [千円]
（２４）医療福祉供給体制整備	－
（２５）次世代 DDS 型悪性腫瘍治療システムの研究開発事業	－
（２６）分子イメージング機器研究開発事業	－
（２７）医療機器開発ガイドライン作成事業	－

５．施策の目標

健康で安心して暮らせる社会を実現するため、高度医療機器や高齢者等の健康で積極的な社会参加を支援する機器等の開発、疾患関連遺伝子やタンパク質等の生体分子の機能・構造等の解明に基づくテイラーメイド医療・予防医療・再生医療の実現に寄与する。さらに、バイオテクノロジーの応用によって幅広い分野における産業の創出に繋げ、画期的な治療を可能とする新薬等の開発に寄与する。これらにより、２０１０年までに健康で安心して暮らせる質の高い生活を実現するとともに、「健康寿命の延伸」を実現する。また、２０１０年における健康安心分野のバイオテクノロジー関連市場の市場規模１６兆円の実現に寄与する。

なお、本プログラムは、従来の健康維持・増進のためのバイオテクノロジー基盤研究プログラムと健康寿命延伸のための医療福祉機器高度化プログラム等及び障害者等によるＩＴ利用促進とを統合したものである。

６．施策の目標達成時期

平成 18 年度

７．施策の指標

・健康安心分野のバイオテクノロジー関連市場規模
・健康安心分野のバイオテクノロジー関連雇用者数
・健康寿命の延伸

８．施策の中間・事後評価時期

平成１６ 年度（直近の中間)、平成１９ 年度（事後）

Ⅲ．制度の仕組み

１．制度の背景

高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や心身障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を実現する福祉用具の開発が強く求められている。このような背景のもと、平成５年に制定された福祉用具法において本助成事業が規定されている。

さらに、科学技術基本計画（平成１３年３月３０日閣議決定）においても、高齢者が健康で活力に満ちた質の高い生活を送れるようにすることが重要であると指摘しており、福祉用具の研究開発の重要性はますます増しているところである。

福祉用具は、高齢者や障害者がユーザであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なるなどの理由により個別用具毎のマーケットが小さく他品種少量生産となっている。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、福祉用具製造メーカの多くは中小企業であり、経営基盤が脆弱な中で技術開発への投資が大きな負担となっている。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、企業活動に伴うリスクの中で大きなウェイトを占める開発時のリスクを軽減することができる補助金での支援が必要である。

２．制度の目的

福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質（ＱＯＬ）を向上することを目的とする。

３．制度の目標

①高齢者、障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発の促進により、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心できる生活が実現されること。

②より具体的な目標として、助成事業終了後３年経過した時点で５０％以上が製品化されていること。

（注：ここでの製品化とは製品の販売開始を意味する）

４．制度の事業概要

優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を交付する。

Ⅳ．制度運営マネジメント

１．事業方針

＜助成対象事業＞

以下の要件を満たす事業とする。

○研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。

○その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。

○その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体機能代替の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、さらにユーザーからみて経済性に優れているものであること。

○その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

＜助成要件＞

○助成対象者　福祉用具の実用化開発を行おうとする民間企業等

○審査項目　　交付規程第５条（交付に係る選定の基準）による。

・助成事業を的確に遂行するのに足る技術的能力を有すること。
・助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
・助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
・研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。
・開発する福祉用具が、利用者のニーズに適合すること。
・開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性、研究開発要素を有すること。

２．助成条件

（１）助成期間

３年以内

（２）助成金額　　１件当たり全期間で 3,000 万円以内

（３）助成率　　助成対象費用の２／３以内

３．公募

（１）公募の概要

公募要領を NEDO ホームページ上に掲載して、当該要領に基づいて募集する。１６年度の公募要領については添付資料２「公募要領」を参照。

公募期間は（２）公募時期の通りであり、平成１６年度から公募開始の約一ヶ月前に公募開始の予告をホームページ上に掲載する。公募締切日から採択・不採択結果の通知までは７０日以内。

（２）公募時期

平成 10 年度： 10 年 1 月 12 日～23 日（12 日間）
平成 11 年度： 11 年 1 月 11 日～22 日（12 日間）
平成 12 年度： 12 年 1 月 10 日～21 日（12 日間）
平成 13 年度： 13 年 1 月 10 日～24 日（15 日間）
平成 14 年度： 14 年 1 月 10 日～24 日（15 日間）
平成 15 年度： 15 年 1 月 15 日～31 日（17 日間）
平成 16 年度：16 年 1 月 19 日～2 月 3 日（16 日間）
平成 16 年度(追加)：16 年 8 月 26 日～9 月 9 日（15 日間）

（３）公募説明会開催時期

各経済産業局と協力して、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡において下記、期間中に各１回ずつ開催。

平成 10 年度　 9 年 11 月 25 日～12 月 5 日
平成 11 年度　 10 年 11 月 9 日～12 月 4 日
平成 12 年度　 11 年 11 月 15 日～12 月 13 日
平成 13 年度　 12 年 12 月 8 日～12 月 19 日
平成 14 年度　 13 年 12 月 3 日～12 月 10 日
平成 15 年度　 15 年 1 月 14 日～1 月 20 日
平成 16 年度　 16 年 1 月 9 日～1 月 19 日

４．採択審査

事前審査は書面審査および事業化、経営基盤の観点からの企業化審査よりなる。次の段階として福祉機器採択審査・技術委員会におけるヒアリング及び審査がなされる。その後、NEDO 機械システム技術開発部において、予算額の観点等からのチェックを行い、理事会に上程して、採択・不採択の最終決定が行われる。

テーマの採択プロセス

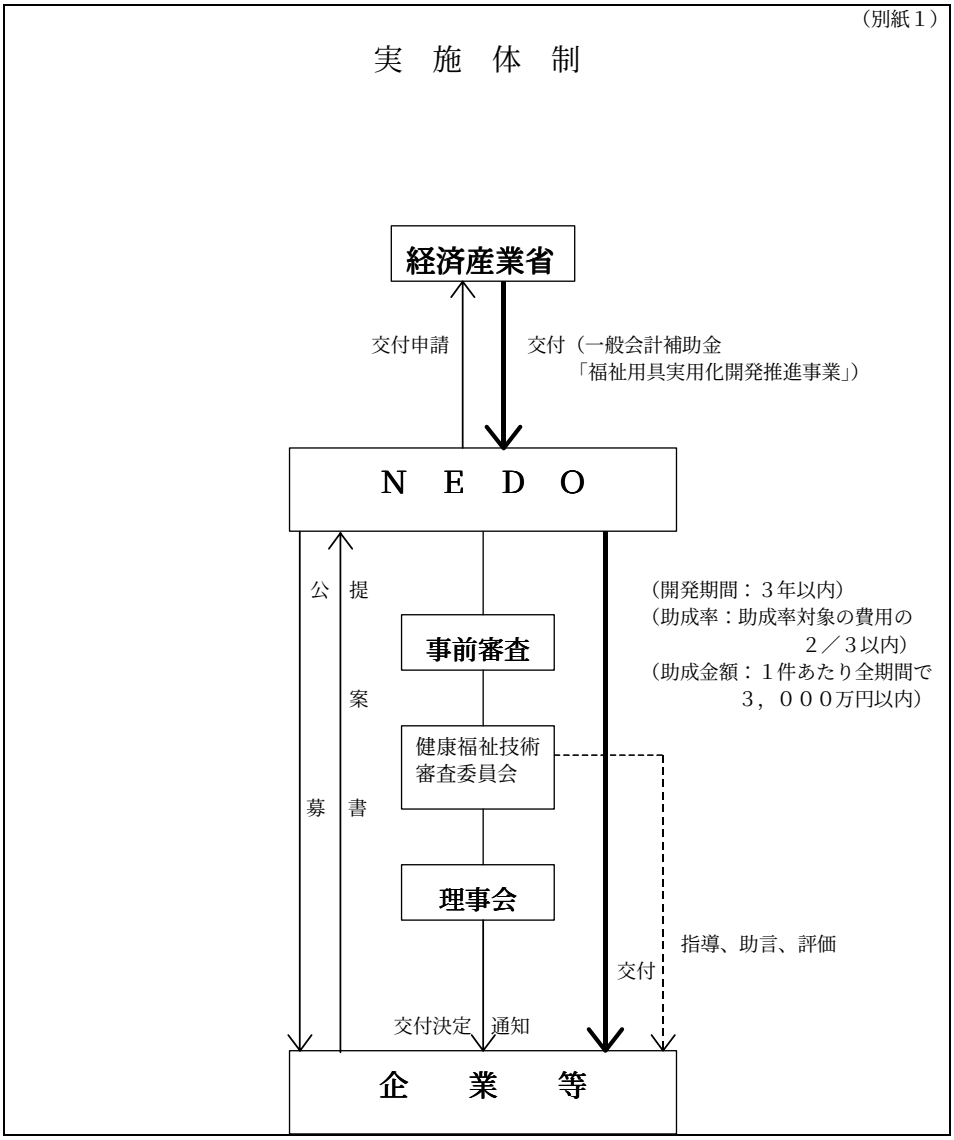

①事前審査

ｉ）書面審査　（ニーズ、新規性、実用化の観点で審査）

締切内に到着した全応募案件のうち、書類不備分を除く案件について、１案件につき５名の事前審査委員（福祉用具の専門家 37 名）により、書面審査を実施。

事前審査委員に対する審査依頼書（審査要領）及び評価表フォーマット（いずれも出所：NEDO 健康福祉技術開発室、現 NEDO 機械システム技術開発部）を以下に示す。

申請テーマの事前審査要領

今回の事前審査は、平成 15 年度福祉用具実用化開発費助成事業に申請があった 115 件のテーマのうち、お手元に届いた案件について審査をお願い致します。

審査に当たりましては、以下の交付の要件に基づき審査をお願い致します。

1. 助成金の目的

この助成金は、福祉用具法に基づき、福祉用具の開発を行って高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質(QOL)を向上することを目的としています(いわゆる医療機器は対象としていません)。

2. 助成金**交付の要件**

●助成事業者として次の要件を満たすことが必要です。

① 助成事業を的確に遂行するに足る**技術的能力**を有すること。

② 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な**経理的基礎**を有すること。

③ 助成事業に係る経理その他の事務について的確な**管理体制及び処理能力**を有すること。

④ 助成事業終了後の**企業化**を達成するのに必要な能力を有すること。

●助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

⑤ 開発する福祉用具が品質及び価格面で**利用者のニーズ**を反映したものであること。

⑥ 開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、**技術的な新規性**を有すること。

⑦ 基礎研究に留まらず、実用化試験等を行うことにより**明確に企業化**を図るものであること。

3. 記入方法

各テーマ毎に用意させていただきました事前審査表の**「ニーズ」「新規性」「実用化」**の項目欄に、下記の 1～4 による 4 段階の審査点を記入お願いします。また、**「審査理由」の欄には審査に際しての理由をご記入願います。**

***尚、極力全ての項目について審査点をご記入下さい。申請書の内容では判断がつかない場合には、その欄はブランクとして下さい。**

***お手元に届いた申請案件相互の相対評価ではなく、絶対評価での採点をお願い致します。**

<審査点>

4：採用すべきである　　(かなり優れている)

3：採用した方がよい　　(やや優れている)
2：採用しない方がよい　　(やや劣っている)
1：採用すべきでない　　(かなり劣っている)
ブランク　：　採点不可

*　**各審査項目「ニーズ」「新規性」「実用化」については、上記「2.助成金交付の要件」に述べた次の内容に照らして、審査をお願い致します。**

1)　「ニーズ」…利用者のニーズを反映したものであること

2)　「新規性」…全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性を有すること

3)　「実用化」…助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
基礎研究に留まらず、実用化試験等を行うことにより明確に企業化を図るものであること。
助成事業終了後の企業化(製品化・販売の開始)を達成するのに必要な能力を有すること。

表　事前審査（書面審査）の際の評価表フォーマット

評価表（福祉用具実用化開発助成事業）

所属：　　委員：　　殿

＜評価基準＞

受付番号	委員名	分野	会社名	申請テーマ	ニーズ	新規性	実用化	評価理由

ⅱ）企業化審査

次に、金融関連の委員２名により、事業化、経営基盤の観点から「企業化審査」が行われる。

②健康福祉技術審査委員会におけるヒアリング及び審査

次に、福祉関連の専門家を中心に 15 名（現在の人数）の外部委員で構成される健康福祉技術審査委員会を１回開催し、最終候補に残った企業を招いてヒアリングを実施する。その後、その場で各委員が総合的な観点からの評点法（評価項目・基準は１つ、評定区分は４区分）による採点を行い、平均点により最終順位を決定する。

＜審査点＞

4：採用すべきである　　(かなり優れている)
3：採用した方がよい　　(やや優れている)
2：採用しない方がよい　　(やや劣っている)
1：採用すべきでない　　(かなり劣っている)

③NEDO 理事会での最終決定

その後、NEDO 健康福祉技術開発室において、予算額の観点等からのチェックを行い、理事会に上程して、採択・不採択の最終決定が行われる。

④交付決定通知

交付決定先企業、不採択企業の双方に通知書が送付される。

交付決定先企業への「交付決定通知書」（福祉用具実用化開発費助成金交付規定第８条で定められた様式第２）については、ここでは省略する。

不採択企業には「不採択通知書」と「不採択理由書」が送付される。後者の雛型を以下に示す。

（参考）　不採択理由書の雛型

平成 15 年 7 月

«社名 2»　«宛名»

新エネルギー・産業技術総合開発機構

平成 15 年度福祉用具実用化開発費助成金交付申請について
(テーマ名 ： «テーマ名»)

拝啓　時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
この度は「平成 15 年度　福祉用具実用化開発費助成事業」にご応募頂きまして、誠にありがとうございました。

今回は全国各地から 115 件と多数の応募がございました。その中から厳正かつ慎重に選考を進めて参りましたが、最終的に新規テーマは 5 件を採択することとなりました。

貴社より申請頂いたご提案につきましては、医療・福祉・介護・リハビリテーション等各分野の研究者あるいは現場の専門家による審議結果を参考に審査を進めて参りましたが、その結果、

≪コメント≫

との指摘があり、今回は採択見合わせとさせて頂くこととなりました。

当機構と致しましては、貴社が今後とも福祉用具の研究開発における取り組みを発展させて行かれるよう期待しております。

敬具

【事務局】新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)　健康福祉技術開発室
〒170-6028　東京都豊島区東池袋 3-1-1　サンシャイン 60　29F

・審査委員リスト（書面審査、ヒアリング審査）

福祉機器技術審査会議　委員名簿

菊地　眞	防衛医科大学校　医用電子工学講座　教授
木村　哲彦	日本医科大学　客員教授
熊谷　公明	社会福祉法人聖母訪問会小さき花の園　園長
高橋　儀平	東洋大学　工学部建築学科　助教授
田中　理	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 企画研究室　担当部長兼企画研究室長
寺山　久美子	帝京平成大学　健康メディカル学部学部長兼作業療法学科長
徳田　哲男	埼玉県立大学　保健医療福祉学部社会福祉学科　教授
土肥　健純	東京大学　大学院情報理工学系研究科 知能機械情報学専攻　教授
野村　歡	日本大学　理工学部建築学科　教授
橋本　栄二	財団法人電力中央研究所情報研究所　副所長
東畠　弘子	株式会社環境新聞社月刊ケアマネジメント　編集顧問
藤元　登四郎	社団法人八日会　理事長（藤元病院長）
藤本　浩志	早稲田大学　人間科学部　助教授
増田　正	独立行政法人産業技術総合研究所　人間福祉医工学研究部門 高齢者動作支援工学グループ　リーダ
米崎　二朗	社会福祉法人大阪障害更生文化協会 大阪市職業リハビリテーションセンター 大阪市援助技術研究室　主任研究員

表２　事前審査委員名簿

所属機関	役職名	氏名
立命館大学	教授	飯田 健夫
独立行政法人産業技術総合研究所	シニアリサーチャー	池田 喜一
医療法人社団和風会	理事長	石田 信彦
長崎大学	教授	石松 隆和
社団医療法人啓愛会	理事長	井筒 岳
徳島大学	助教授	井手 将文
長野大学	助教授	伊藤 英一
北海道大学	講師	井野 秀一
東京大学	教授	伊福部 達
東京中小企業投資育成株式会社	グループ長	大田 聡
神奈川県総合リハビリテーションセンター	リハビリテーション部長	大橋 正洋
岡山理科大学	教授	奥 英久
埼玉県総合リハビリテーションセンター	技師	河合 俊宏
生活クラブ生活協同組合	所長	北 昌司
東京都立保健科学大学	講師	木之瀬 隆
財団法人 滋賀県レイカディア振興財団	参与	小嶋 寿一
兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所	課長補佐	小山 美代
山梨県障害者相談所	主任義肢装具士	佐藤 久
富山県工業技術センター	主任研究員	清水 俊治
財団法人電力中央研究所	上席研究員	鈴木 正
東京電機大学	助教授	鈴木 真
日本ベンチャーキャピタル株式会社	ゼネラルマネージャー	関野 正明
阿南工業高等専門学校	助教授	田中 達治
札幌医科大学	助教授	田中 敏明
埼玉県立大学	助教授	谷合 義旦
静岡県静岡工業技術センター	研究主幹	田村 久恵
山梨医科大学	助教授	中島 育昌
国立療養所中部病院 長寿医療研究センター	室長	中島 一樹
新潟工科大学	教授	中嶋 新一
長崎県工業技術センター	科長	永田 良人
杏林大学	教授	林 潤一
広島県立東部工業技術センター	部長	平田 勉
石川県工業試験場	専門研究員	前川 満良
兵庫医科大学	教授	宮本 正喜
株式会社シルバー産業新聞社	編集長	安田 勝紀
株式会社ヤマシタコーポレーション	課長	山本 一志
財団法人製品輸入促進協会（ミプロ）	主任調査研究員	山本 恵子
（社）人間生活工学研究センター	部長	吉岡 松太郎
実践女子大学大学院	教授	吉田 あこ
岩手県立大学	助教授	米本 清

４．実施プロセス

（参考２：募集要項）の中の「５．事業スキーム図」および「６．実施方法」、「７．年間スケジュール」を参照

５．制度の運営管理体制

経済産業省担当原課：商務情報政策局 サービス産業課 医療・福祉機器産業室
運営部署　　：独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構
機械システム開発部
ＮＥＤＯ職員：　機械システム技術開発部　部長１名
主幹１名
主査２名

（ただし他事業も兼任）

６．成果の普及活動

福祉用具実用化開発推進事業の中において成果報告会は特別行なっていないが、福祉機器情報収集・分析・提供事業において随時展示会等への出展を行ない、福祉用具実用化開発推進事業における開発成果の発表を行っている。

７．助成テーマの評価

＜中間評価＞

対象事業；中間報告会として平成 7 年度から開始。
形式；委員会方式にて助成事業者は、事前資料（１．現在までの開発進捗状況、成果、２．技術的な課題、問題等、３．開発期間終了後の企業化計画（生産、販売体制等））を提出、委員会においては、各テーマについて助成事業者のヒアリング形式にて説明 10 分、質疑応答 10 分で実施。総合コメントを委員が記載する。
評価委員会；福祉用具実用化事業採択審査委員会が行う。
評価項目・基準；設定していない。

＜事後評価＞

対象事業；12 年度終了テーマ　13 件（評価委員会 H14 年 9,10 月に全 9 回）
13 年度終了テーマ　21 件（評価委員会 H14 年 9,10 月に全 9 回）
14 年度終了テーマ　14 件（評価委員会 H16 年 3 月 19 日）

形式；

委員会方式にて助成事業者は、事前資料（事業の概要、目的、目標、開発計画、成果、新規性、先進性、実用化の見通し等を記載）を提出、委員会においては、各テーマについ

て助成事業者からのヒアリング形式にて説明 10 分、質疑応答 10 分で実施。委員は評価項目・基準に基づき、評価項目毎および総合的に評点(A,B,C,D)、コメント（各評価項目に数行程度）を記載、また総合評価文（数行程度）を作成の上、最終的には評価報告書として事務局（機械システム部）において取り纏める。

評価委員会；

福祉機器開発成果技術審査分科会　各分科会 6 名
（12, 13 年度終了テーマ）
福祉機器評価委員会 12 名（14 年度終了テーマ）

評価項目・基準；
必要性、目標・計画・成果、要素技術から見た成果の意義、開発体制、実用化の見通し、および総合評価（下記、参照）

評価項目	評価基準
必要性	・当該事業に対する社会的ニーズが具体的かつ明確となっており、ニーズを満たすために相当程度有効な事業であるか。国の支援が必要な事業であるか。
目標・計画・成果	・ 技術動向等の変化に対応して、事業の目的や計画は妥当であったか。 ・ 成果は目標値をクリアしているか。 ・ 事業は成功したといえるか。
要素技術から見た成果の意義	・新規性、先進性が認められるか。
開発体制	・開発体制及び能力は適切であったか。
実用化の見通し	・成果に関する特許権取得または出願の予定はあるか。 ・ 実用化に向けたスケジュールや体制は明確になっているか。 ・ 実用化による産業社会への波及効果は認められるか。 ・ 実用化による市場の創出効果が大きいか。または市場を占めるシェアが大きいか。 ・ 実用化した製品が継続的に受け入れられる市場環境にあるか。 ・ 事業化に結びつくための生産に必要な資源の確保や、販売ルートを保有しているか。 ・ 事業化に結びつくための（競争相手に対する）優位性が存在するか。

テーマ事後評価結果

A,B,C,D を各 3.2.1.0 点とし、各年度におけるテーマ評価の各評価項目毎の平均点を記す。

１２年度終了テーマ(13 件)

	必要性	目標・計画・成果	要素技術の新規性・先進性	体制	実用化見通し	総合評価
平均点	1.77	1.35	1.22	1.18	1.08	1.20

１３年度終了テーマ(21 件)

	必要性	目標・計画・成果	要素技術の新規性・先進性	体制	実用化見通し	総合評価
平均点	1.85	1.4352	1.1946	1.4651	1.2427	1.3742

１４年度終了テーマ（14 件）

	必要性	目標・計画・成果	要素技術の新規性・先進性	体制	実用化見通し	総合評価
平均点	1.77	1.52	1.46	1.43	1.47	1.38

８．運営マネジメントの改善経緯

特記事項無し

Ⅴ．制度の成果実績

１．主題的効果

表３　本制度により製品市場化を果たした事業者数

（単位：件）

年度	終了事業者数	市場化事業者数	収益納付事業者数
平成　５年度	0	0	0
平成　６年度	8	0	0
平成　７年度	１０	4	0
平成　８年度	１２	8	1
平成　９年度	１２	6	1
平成１０年度	１８	１３	1
平成１１年度	２１	１０	2
平成１２年度	１４	5	0
平成１３年度	２１	１０	2
平成１４年度	１０	5	1
平成１５年度	6	3	0
合　計	１３２	６４	8

出所）本制度の平成 15 年度実施方針

平成 14 年度までの実績では、終了事業者 116 件に対して市場化事業者 61 件、収益納付事業者 7 件であり、集計ベースでの市場化率は 52.6%（61÷116）、収益納付率は 6.0%である。この市場化率は本制度の目標値（各々の助成事業終了後３年経過した時点で５０％以上が製品化されていること）を上回っている。

知的成果のうち、論文や口頭発表については、報告義務が無く、推進部署でも把握していない。本制度の対象はローテク中心、中小企業中心であるため、論文や口頭発表面での知的成果は、それほど重要な評価指標ではないとも考えられる。

特許については、上位施策の平成 15 年度事前評価書により、以下のデータが得られている。

・平成 12 年度　新規採択案件（21 件）

12 年度末での特許出願件数　　５件

13　〃　　６件

14　〃　　０件　（計１１件）

・平成 13 年度　新規採択案件（10 件）

13　〃　　２件

14　〃　　４件　（計６件）

・平成 14 年度　新規採択案件（10 件）

14　〃　　０件　（計０件）

また、同評価書によれば、過去の各年度中の特許件数（出願を含む）は、以下の通りである。

・平成 5～11 年度出願件数　　６７件

・平成 12 年度出願件数　　１０件

・平成 13 年度出願件数　　１０件

・平成 14 年度出願件数　　８件

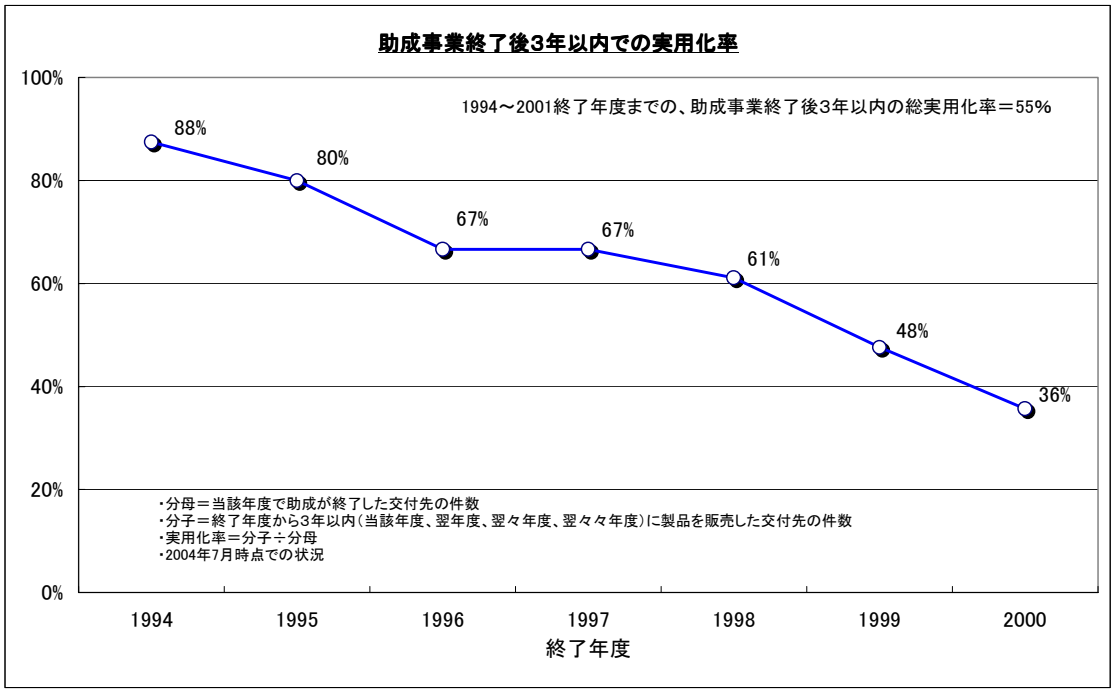

図１　助成事業終了後３年以内での実用化率

表４　終了年度・実用化年度別の実用化件数及び３年以内実用化率

終了年度	終了事業者数	実用化年度										実用化件数	うち3年以内	3年以内実用化率
		1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004			
1994	8	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	88%
1995	10	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	8	8	80%
1996	12	0	0	3	5	0	0	1	0	0	0	9	8	67%
1997	12	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	8	8	67%
1998	18	0	0	0	1	9	0	1	0	0	0	11	11	61%
1999	21	0	0	0	0	0	5	5	0	1	0	11	10	48%
2000	14	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	5	5	36%
2001	21	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	7	7	－
2002	10	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	6	－
2003	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	4	－
94～01計	116	4	8	6	13	10	5	10	7	9	4	66	64	55%

注）実用化している場合は、大部分が３年以内に実用化していることがわかる。

出所）NEDO 推進部署データをもとに計算・作成

下の図・表は、上のデータをもとに、助成終了年度からの経過年別に、実用化件数を整理したものである。これによると、実用化したテーマについては、助成終了から実用化までのタイムラグは１年後が最も多く、タイムラグの加重平均値は 1.4 年である。

表５　助成終了年度から実用化までのタイムラグ

終了年度	終了事業者数	助成終了年度からの経過年別の実用化件数								
		０年後	１年後	２年後	３年後	４年後	５年後	６年後	７年後	計
1994	8	0	4	3	0	0	0	0	0	7
1995	10	0	5	3	0	0	0	0	0	8
1996	12	0	3	5	0	0	1	0	0	9
1997	12	0	7	1	0	0	0	0	0	8
1998	18	1	9	0	1	0	0	0		11
1999	21	0	5	5	0	1	0			11
2000	14	0	3	1	1	0				5
2001	21	0	6	1	0					7
2002	10	0	5	1						6
2003	6	1	3							4
94～01計	116	2	42	18	2	1	1	0		66

＜制度原簿の添付書類＞

１．実施方針
２．募集要項
３．交付規定
４．平成 16 年度採択リスト
５．他の類似制度例

（参考１：実施方針）

Ｐ９３０１２

平成16年度実施方針

機械システム技術開発部

１．件名 ： プログラム名　健康安心プログラム
（大項目）「福祉用具実用化開発推進事業」

２．根拠法 ： 独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構法第１５条第１項第１１号
福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第２０条第１号

３．背景及び目的

＜背景＞

高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や心身障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を実現する福祉用具の開発が強く求められている。このような背景のもと、平成5年に制定された福祉用具法において本助成事業が規定されている。

さらに、科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)においても、高齢者が健康で活力に満ちた質の高い生活を送れるようにすることが重要であると指摘しており、福祉用具の研究開発の重要性はますます増しているところである。

福祉用具は、高齢者や障害者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なるなどの理由により個別用具毎のマーケットが小さく多品種少量生産となっている。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、福祉用具メーカーの多くは中小企業であり、経営基盤が脆弱な中で技術開発への投資が大きな負担となっている。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、企業活動に伴うリスクの中で大きなウェイトを占める開発時のリスクを軽減することができる補助金での支援が必要である。

＜目的＞

福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質(QOL)を向上することを目的とする。

＜実施の効果＞

高齢者、障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発の促進により、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心できる生活が実現されること。より具体的な目標として、助成事業終了後3年経過した時点で50%以上が製品化されていること。

４．実施状況

（１）予算額の推移(福祉用具実用化開発推進事業)

単位：百万円

	当初予算額	確定額
平成 5年度	106	97
平成 6年度	140	122
平成 7年度	168	148
平成 8年度	173	146
平成 9年度	190	176
平成10年度	198	184
平成11年度	243	219
平成12年度	243	216
平成13年度	243	219
平成14年度	170	143
平成15年度	100	
平成16年度	144	

注)平成16年度は予算要求の金額

（２）応募状況の推移

単位：件

	応募件数	採択件数	内中小企業件数		倍率
平成 5年度	64	13	8	(61.5%)	4.9倍
平成 6年度	54	6	4	(66.7%)	9.0倍
平成 7年度	77	9	7	(77.8%)	8.5倍
平成 8年度	128	13	11	(84.6%)	9.8倍
平成 9年度	123	15	8	(53.3%)	8.2倍
平成10年度	123	15	12	(80.0%)	8.2倍
平成11年度	158	20	16	(80.0%)	7.9倍
平成12年度	183	21	17	(81.0%)	8.7倍
平成13年度	129	10	7	(70.0%)	12.9倍
平成14年度	121	10	8	(80.0%)	12.1倍
平成15年度	115	5	5	(100.0%)	23.0倍
合　計	1,275	137	108	(75.2%)	9.3倍

注)中小企業の区分は申請時の資本金、従業員数

（３）製品市場化を果たした事業者数の推移

単位：件

	終了事業者数	市場化事業者数	収益納付事業者数
平成 5年度	0	0	0
平成 6年度	8	0	0
平成 7年度	10	4	0
平成 8年度	12	8	1
平成 9年度	12	6	1
平成10年度	18	13	1
平成11年度	21	10	2
平成12年度	14	5	0
平成13年度	21	10	2
平成14年度	10	5	1
平成15年度	1	3	－
合　計	127	64	8

(平成15年度終了事業者は上期分のみ)

（４）採択テーマの機能別分類

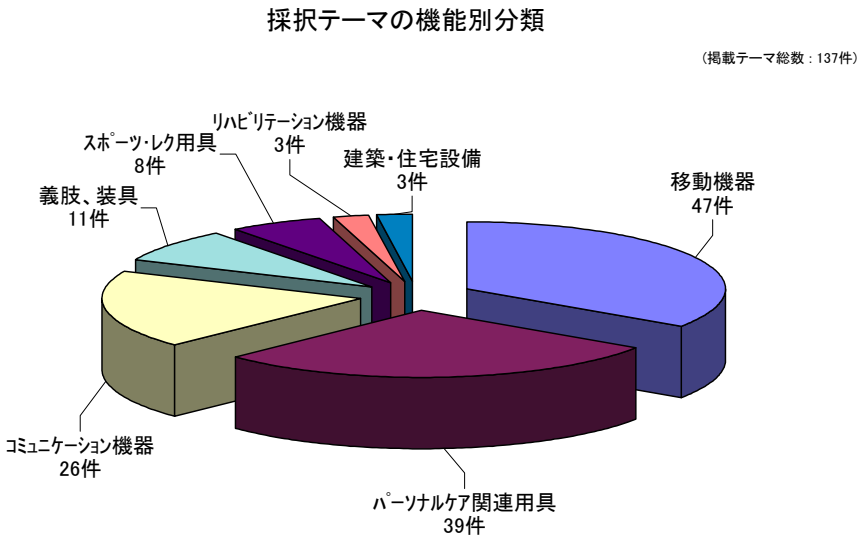

５．事業内容

５－１．事業概要

優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を交付する。

５－２．事業方針

＜助成対象事業＞

以下の要件を満たす事業とする。

①研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。

②その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。

③その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体機能代替の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、さらにユーザーからみて経済性に優れているものであること。

④その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

＜助成要件＞

①助成対象者　　福祉用具の実用化開発を行おうとする民間企業等

②審査項目　交付規程第5条(交付に係る選定の基準)による。

（1）助成事業を的確に遂行するのに足る技術的能力を有すること。

（2）助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

（3）助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。

（4）研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。

（5）開発する福祉用具が、利用者のニーズに適合すること。

（6）開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性、研究開発要素を有すること。

＜助成条件＞

①助成額　　1件当たり全期間で30百万円以内

②助成率　　助成対象費用の2/3以内

③助成期間　3年以内

④採択・継続予定件数

平成16年度事業規模：約　百万円(概算要求ベース、一般会計)…注記

新規採択予定件数：10件程度を予定

継続予定件数：5件

６．事業の実施にあたって

６－１．実施体制

別紙１参照

６－２．審査委員会の設置

①審査方法

外部有識者で構成する福祉機器技術審査会議(仮称)で行う。また、福祉機器技術審査会議(仮称)に先立ち、事前書面審査を行う。

②審査委員

福祉機器技術審査会議(仮称)　委員名簿(案)は別紙２参照

③審査委員の公表

事前審査委員については、公募の際に公表し、申請者は利害関係がある場合はその旨記載することとする。福祉機器技術審査会議(仮称)委員については、採択結果公表時に併せて公表する。

④審査結果の公表

採択された事業については、申請者の名称、助成事業の名称、助成事業の概要を公表する。また、不採択の事業者に対しては、不採択理由を通知する。

７．その他重要事項

７－１．評価

採択された事業については、16年夏以降、福祉機器技術審査会議(仮称)において進捗状況を報告し評価を行う。また、事業終了後に福祉機器技術審査会議(仮称)において技術評価実施規程に基づき評価を行う。

７－２．取得財産の取り扱い

助成事業者の所有となるが処分制限がある。

７－３．継続事業に係る取り扱いについて

継続予定事業者についても新規公募の申請書提出時期と同時期に申請書(継続)を提出してもらう。

平成15年度からの継続予定の助成先は次のとおり(5事業者)

(1) 株式会社ナブコ「冬期凍結路面でも歩ける電子制御義足の開発」
(2) 株式会社H･F義足研究所「小中学生用高機能低下下肢義足の開発」
(3) 株式会社ユーキ・トレーディング「レンタル対応リサイクル・シーティングシステム」
(4) 川村義肢株式会社「簡便に機能調節ができる短下肢装具足継手の開発」
(5) エナックス株式会社「電動車椅子の開発」

７－４．スケジュール(案)

15年12月26日	公募案内開始
1月 中旬	公募説明会の開催
16年 1月下旬～2月初頭	16年度分の提案書の受け付け
2月初旬～中旬	事前書面審査
2月下旬～3月中旬	ヒアリング対象候補の選定
3月 中旬	審査委員会…ヒアリング、採択テーマの選定
3月 下旬	契約・助成審査委員会
4月 上旬	(公募締切より70日以内)採択先決定
7月 以降	中間報告、実績報告等

(注) 事業規模については多少の変動があり得る

（別紙１）

実　施　体　制

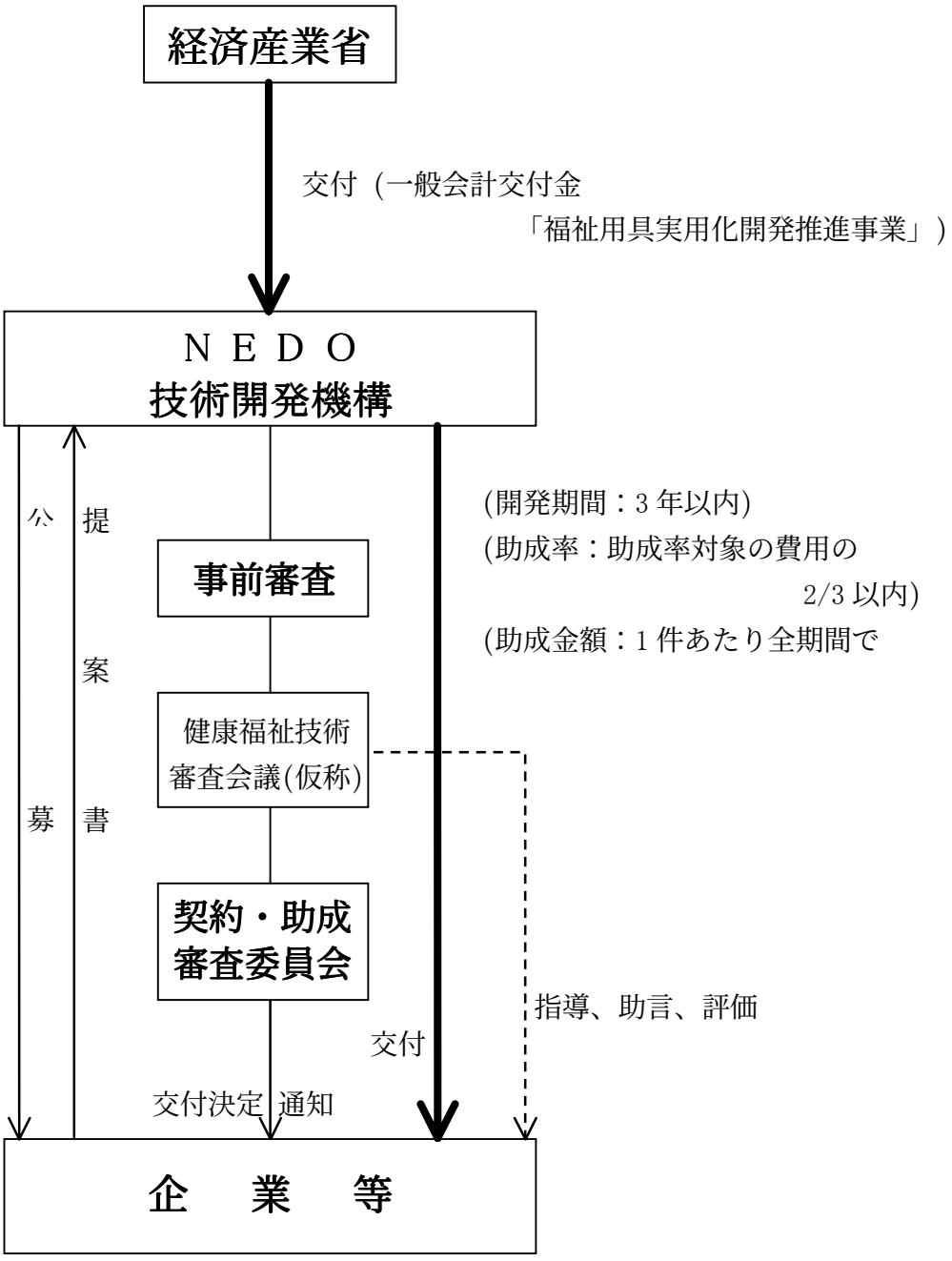
経済産業省
交付（一般会計交付金
「福祉用具実用化開発推進事業」）
ＮＥＤＯ
技術開発機構
公募
提案書
事前審査
健康福祉技術
審査会議(仮称)
契約・助成
審査委員会
交付決定
通知
交付
(開発期間：3年以内)
(助成率：助成率対象の費用の
2/3以内)
(助成金額：1件あたり全期間で
指導、助言、評価
企　業　等

（別紙２）

福祉機器技術審査会議(仮称)　委員名簿(案)

菊地　眞　　防衛医科大学校　医用電子工学講座　教授

高橋　儀平　東洋大学　工学部建築学科　助教授

徳田　哲男　埼玉県立大学　保健医療福祉学部社会福祉学科　教授

土肥　健純　東京大学大学院情報理工学系研究科
知能機械情報学専攻　教授

野村　歡　　日本大学　理工学部建築学科　教授

東畠　弘子　株式会社環境新聞社月刊ケアマネジメント　編集顧問

藤本　浩志　早稲田大学人間科学部　助教授

増田　正　　東京医科歯科大学大学院 疾患生命科学研究部
生命システムモデリング分野

米崎　二朗　社会福祉法人大阪障害更生文化協会
大阪市職業リハビリテーションセンター
大阪市援助技術研究室　主任研究員

事前審査委員名簿（予定）

所属機関	役職名	氏名
立命館大学	教授	飯田 健夫
独立行政法人産業技術総合研究所	シニアリサーチャー	池田 喜一
医療法人社団和風会	理事長	石田 信彦
長崎大学	教授	石松 隆和
社団医療法人啓愛会	理事長	井筒 岳
徳島大学	助教授	井手 将文
長野大学	助教授	伊藤 英一
北海道大学	講師	井野 秀一
東京大学	教授	伊福部 達
東京中小企業投資育成株式会社	グループ長	大田 聡
神奈川県総合リハビリテーションセンター	リハビリテーション部長	大橋 正洋
岡山理科大学	教授	奥 英久
埼玉県総合リハビリテーションセンター	技師	河合 俊宏
生活クラブ生活協同組合	所長	北 昌司
東京都立保健科学大学	講師	木之瀬 隆
財団法人 滋賀県レイカディア振興財団	参与	小嶋 寿一
兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所	課長補佐	小山 美代
山梨県障害者相談所	主任義肢装具士	佐藤 久
富山県工業技術センター	主任研究員	清水 俊治
財団法人電力中央研究所	上席研究員	鈴木 正
東京電機大学	助教授	鈴木 真
日本ベンチャーキャピタル株式会社	ゼネラルマネージャー	関野 正明
阿南工業高等専門学校	助教授	田中 達治
札幌医科大学	助教授	田中 敏明
埼玉県立大学	助教授	谷合 義旦
静岡県静岡工業技術センター	研究主幹	田村 久恵
山梨医科大学	助教授	中島 育昌
国立療養所中部病院 長寿医療研究センター	室長	中島 一樹
新潟工科大学	教授	中嶋 新一
長崎県工業技術センター	科長	永田 良人
杏林大学	教授	林 潤一
広島県立東部工業技術センター	部長	平田 勉
石川県工業試験場	専門研究員	前川 満良
兵庫医科大学	教授	宮本 正喜
株式会社シルバー産業新聞社	編集長	安田 勝紀
株式会社ヤマシタコーポレーション	課長	山本 一志
財団法人製品輸入促進協会(ミプロ)	主任調査研究員	山本 恵子
(社)人間生活工学研究センター	部長	吉岡 松太郎
実践女子大学大学院	教授	吉田 あこ
岩手県立大学	助教授	米本 清

（参考２：募集要項）

平成16年度「福祉用具実用化開発費助成金」に係る助成事業者の募集について

NEDO 技術開発機構 機械システム技術開発部

平成16年度「福祉用具実用化開発費助成金」に係る助成事業者の募集について

平成15年12月26日
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

1.背景

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO技術開発機構」という)では、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(平成5年5月6日法律第38号。以下「福祉用具法」という。)に基づき、福祉用具を開発する事業者を対象として「福祉用具実用化開発費助成金」を交付し福祉用具の実用化開発を推進しています。このたび、次のとおり平成16年度「福祉用具実用化開発費助成金」に係る助成事業者の募集を行います。

2.目的

この助成金は、福祉用具法に基づき、福祉用具の開発を行って高齢者、心身障害者及び介護者の生活の質(QOL)を向上することを目的としています(いわゆる医療機器は対象としていません)。

なお、助成事業の対象としては共用品も含まれています。

3.事業内容

(1) 助成対象事業

以下の要件を満たす事業とします。

1)研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。

2)その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有するあるいは研究開発を行った製品の実証試験を必要とする等、の目的に適合するものであること。

3)その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体機能代替の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、更にユーザーから見て経済性に優れているものであること。

4)その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと

(2) 助成対象事業者

次の1)あるいは2)のいずれかに該当した上で、次の3)及び4)の要件を満たすものとします。

1)福祉用具の実用化開発を行おうとする民間企業等

2)1)に掲げるもののほか、実証試験を行うことが特に必要なもので、実証試験に重点をおいて実用化開発を行おうとする民間企業等。

3)福祉用具関連市場、技術分野等に十分な知見を有し、その実用化開発を行う能力及び研究体制を整備していること、かつ福祉用具の研究開発に意欲的であること。

4)その事業者の経理が明確になっており、経営の安定性が確保されていること。

(3)助成対象となる事業のスキーム

1)助成金の交付にあたっては、次のいずれかの段階の事業が、実用化を前提にした開発を行うものであることが必要です。

①概念設計や基礎的な研究を終えている等、研究開発の方向性が確立したもの。

②この助成金による研究開発の実施により、実用化する目途を有すること。

③試作品によるテストを行う等、実用化のための評価も含んでいること。

2)審査項目

交付規定第5条(交付にかかる選定の基準)により、次の項目にて審査を行います。

①助成事業を的確に遂行するのに足る技術的能力を有すること。

②助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

③助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。

④研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。

⑤開発する福祉用具が、利用者のニーズに適合すること。

⑥開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性、研究開発要素を有すること。

(4) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、福祉用具の実用化開発に必要な費用のうち、設備費、材料費、物品費、労務費、外注費及び諸経費の範囲です。また、各費目ごとの内容は、次のとおりです。

1)設備費

・設計費

研究開発(試作品の試験・評価を含む。以下同じ)に必要な設計費(自社で行うものに限る)。

・建設費

建物の建造、改造、購入、借用に要する費用(ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む)であって、もっぱら提案に係る研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。

・機械装置購入費

研究開発に必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費。

2)材料費

研究開発を行うために直接必要な原材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含

む。

3)物品費

研究開発を行うために直接必要な工具器具備品(木型、金型、試験器具を含み、耐用年数1年以内のものを除く)の購入、製造、改造、修繕又は据付けに必要な経費。

4)労務費

研究開発職員、工員等、研究開発に直接従事する職員に対する人件費。

各々の人件費は基本給のほか、賞与、家族手当、住宅手当及び法定福利費を含むが退職金は除く。

5)外注費

研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費。

6)諸経費

研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、コンピューター使用料、試料分析鑑定料、試作品運搬料、傭上費、技術指導の受入れ等に必要な経費。

(5) 助成率・助成額

1)助成率は、助成対象費用の3分の2以内です。

2)1件、全期間で3,000万円以内を目途とします。

(6) 事業期間

事業期間は3年以内とします。

(7) その他

1)本件は、国の平成16年度予算原案が成立することを前提として募集しております。従って、成立した予算の内容に応じて事情の変更があり得ます。

2)開発した福祉用具を販売した場合は、助成は打ち切りとなります。

3)助成金の交付額は、審査の結果により提案額から減額する場合があります。

4)複数年の提案であっても、毎年度審査を行い、結果によっては次年度への継続が認められない場合もあります。

4.予算

(1) 採択予算枠

約100百万円(年間)

(2) 採択予定件数

10件程度を予定しています。

5.事業スキーム図

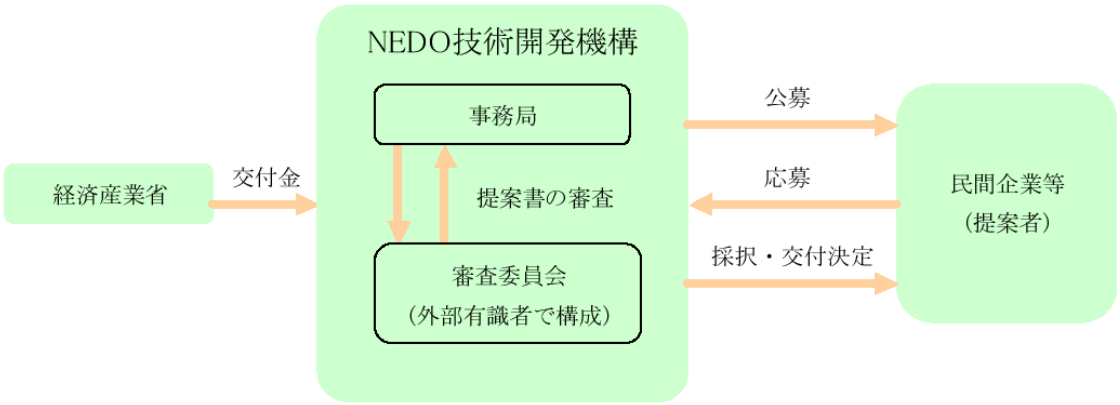

6.実施方法

(1) 事業の公募について

1)公募に当たっては、経済産業公報及びNEDO技術開発機構ホームページに掲載するほか、この助成事業についての内容、応募に当たっての具体的な手続き、提出頂く書類の記載方法等についての説明会を実施します。

なお、応募に当たり公募説明会への出席は義務とはなりません。

2)公募説明会の日時及び場所

添付した(別紙1)を参照下さい。

(2) 提案について

「3.事業内容(3)助成要件　1助成対象者」における2 つの分類のうちどちらに当てはまるかを提案書にご記入下さい。

(3) 交付の決定について

1)審査

助成事業者の採択は、公募要領に合致する応募を対象にNEDO技術開発機構が設置する審査委員会(外部有識者で構成)で行います。審査委員会は、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者を選定し、NEDO技術開発機構はその結果を踏まえて助成事業者を決定します。また、審査委員会に先立ち事前審査を外部の有識者及び介護、リハビリテーション等の専門家により行います。

事前審査及び審査委員会は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承下さい。

なお、採択に先立ち、必要に応じてヒアリングを行います。対象となる事業者には通知を行います。

2)採択の通知

採択された事業については、NEDO技術開発機構から「採択通知」として提案者に通知します。不採択の場合も、審査結果及び不採択理由を添えてその旨を通知します。

なお、通知の時期は、平成16年4月を予定しています。
不採択理由についてのそれ以上のお問い合せには応じないこととしていますので、ご承知おき下さい。

(4) 助成事業の開始について
採択通知を行った事業者には、改めて助成金交付申請書をご提出頂きます。その申請に基づき交付決定通知が発行されて以後事業開始となります。
なお、事業期間が複数年度にまたがり、かつ、継続が認められた場合、2年度目以降は4月1日から開始できますが、国の予算が4月1日に成立していない場合はこの限りではありません。

(5) 助成事業の計画変更について
研究開発あるいは経理の担当者が変更になる場合には計画変更届、助成金の使途が変更になる場合は事前に計画変更承認申請書を提出頂く必要があります。

(6) 助成事業の完了について
交付決定通知に記載された日(通常は交付決定の日を含むNEDO技術開発機構の事業年度の3月20日)。

(7) 実績報告及び額の確定について
遅くとも交付決定の日を含むNEDO技術開発機構の事業年度の3月20日までに実績報告書をご提出頂きます。
また、実績報告書に基づき検査を行い、助成額を確定します。

(8) 助成金の支払いについて
助成金の支払は、原則として各年度の助成額確定後、後払い精算となります。

(9) 取得財産の管理等について
本事業により購入した機器・設備については、助成事業者の所有となりますが、管理義務が生じます。
また、その機器・設備については、本研究開発以外の目的に使用する場合、事前に承認が必要となります。
また、本事業により特許等の知的所有権が発生した場合は、助成事業者に帰属します。

(10)プレス発表等について
採択された事業にあっては、提案者の氏名、助成事業の名称、助成事業の概要等を公表します(プレス発表及びNEDO 技術開発機構ホームページにて)。

7.年間スケジュール

平成15年12月26日	公募開始
平成16年 2月3日	書類提出締め切り
3月中旬	ヒアリング(実施する場合)
4月13日	この日までに採択を通知
10～11月	中間検査
平成17年 3月下旬	確定検査
4月頃	助成金支払い

8.公募期間・書類提出先

(1) 提案書受付期間

提案書提出の期間は平成16年1月19日(月)から平成16年2月3日(火)17：00までとします(郵送・宅配便等、持参の場合共に、同日同時刻までに必着のこと)。

期限までに着かなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効となります。また、押印忘れ等書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので(その場合はその旨ご連絡致します)、よく注意して記入して下さい。

(2) 提出先

後述の問い合わせ先に同じです

(3) 提案に関する注意

この助成事業では、2以上の者による共同の提案は認めません。

9.秘密の保持

提出頂いた書類につきましては､今年度提案に関する審査の用途以外には使用致しません。

10.提出書類について

(1) 助成金を希望する事業者は、提案書(様式第1、添付資料1～3及び別紙1～2)一式(正1部及びその写し5部)をNEDO技術開発機構事務局(機械システム技術開発部…［10.公募期間・書類提出先(2). 提出先参照］)までご提出下さい。郵送・宅配便等でも受け付けます。

(2) なお、提案書受付の確認のため、FAXにて受付番号と受付日を御連絡致します。

(3) 提案書(様式第1、添付資料1～3、別紙1～2)及び記入上の注意事項は、NEDO技術開発機構ホームページ(http://www.nedo.go.jp/)お知らせの公募情報からダウンロードできます。また、公募説明会の場でもお配りします。これらの方法で入手できない方は、FAXにて、返信先の住所を記入し、NEDO技術開発機構事務局まで請求して下さい。

(4) 提出された提案書類、添付資料等は返却されません。

(5) 提出書類の記載例につきましては、「『提案書』記入上の注意」をご覧下さい。

(6) 提案書作成に関する注意

・用紙のサイズはすべてA4版とし、提案書様式中の(別紙1)の「使用イメージ図」に

写真を代用されるときは、写真現物を添付せず、A4版用紙にコピーしたものを使用して下さい。

・指定した様式以外のもの(製品パンフレット、会社案内等)は添付・同封しないで下さい。

・提案書(正本1部、写し5部)については、各一式を左上1箇所でホチキス止めして下さい。

・提案書の記入は、両面印刷でなく片面印刷として下さい。

・記入は日本語で行って下さい。

・本資料(別紙2)に記載の事前審査委員と何らかの関係がある場合は(指導協力者等)、「提案書」様式の(添付資料3)(10)「その他」の欄に、委員名と提案者との関係を必ず記入して下さい。

11.採択事業について

(1) 助成期間終了後5年間、毎年販売状況及び販売があった場合の該当事業の収益状況を確認させて頂きます。その結果一定額(事業毎に控除額を算定)以上の利益があった場合には、その利益の一部を収益納付して頂き、NEDO技術開発機構は国庫に返納します。

(2) 採択された事業にあっては、助成終了後に1回の事後評価及び助成期間中に少なくとも1回の進捗状況報告を行います。

(3) 助成に関し不正があった場合は、不正があった金額に、加算金を加えて返納頂きます。その際、返納が遅れた場合は返納までの日数に応じた延滞金を合わせて返納頂くことになります。

12.その他

(1) 中小企業技術革新制度(SBIR)による事業化支援について

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)における「特定補助金等」として指定される見込み(予定となっています。「特定補助金等」に指定された場合には、当該補助金等の交付を受けた中小企業者は、その成果を利用した事業活動を行う際に支援措置の特例等を受けることができます。

(2) 圧縮記帳について

本助成金は、法人税法に基づく「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の対象となっています。

お問い合わせ先及び書類の提出先

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
機械システム技術開発部 渡辺、藤嶋
〒170- 6028　東京都豊島区東池袋3丁目1番1号サンシャイン60(29階15番扉)
電話:03-3987-9498　　FAX:03-3987-9396
(電話でのお問合せは、平日の9:30～12:00及び13:00～17:30の間でお願いします)。

(別紙1)公募説明会の日時及び場所

(公募内容に関するお問合せは、「10.公募期間・書類提出先 (2)提出先」を参照下さい)

	日　時	開　催　期　間	説明会問い合わせ先
北海道地方	平成16年1月13日(火) 14:00～16:00	北海道経済産業局第一会議室 札幌市北区北8条西2丁目 第一合同庁舎6階	NEDO 技術開発機構 北海道支部 山本有三 TEL.011-281-3355 FAX.011-221-4349
東北地方	平成16年1月9日(金) 13:30～15:30	関東東北鉱山保安監督部8F会議室 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	東北経済産業局 産業技術課 藁谷(ﾜﾗｶﾞｲ)尊 TEL.022-215-7297 FAX.022-223-2658
関東地方	平成16年1月15日(木) 14：00～16：00	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO技術開発機構) 270会議室 東京都豊島区東池袋 3-1-1サンシャイン60ビル 27階	NEDO 技術開発機構 機械システム技術開発部 渡辺浩一郎 TEL.03-3987-9498 FAX.03-3987-9396
中部地方	平成16年1月19日（月） 14：00～16：00	中部経済産業局2階　大会議室 名古屋市中区三の丸2-5-2	中部経済産業局 流通・サービス産業課 後藤美裕 TEL.052-951-0598 FAX.052-961-9885
近畿地方	平成16年1月14日（水） 13：30～15：00	大阪合同庁舎第1号館 第1別館3階 第4会議室 大阪市中央区大手前1-5-44	NEDO 技術開発機構 関西支部 手嶋弘紀 TEL.06-6945-4555 FAX.06-6945-4556
中国地方	平成16年1月16日（金） 13：30～15：00	中国経済産業局第1会議室 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館2階	NEDO 技術開発機構 関西支部 手嶋弘紀 TEL.06-6945-4555 FAX.06-6945-4556
四国地方	平成16年1月15日（木） 13：30～15：00	香川県社会福祉総合センター6 階 OA 研修室香川県高松市番町 1-10-35	NEDO 技術開発機構 関西支部 手嶋弘紀 TEL.06-6945-4555 FAX.06-6945-4556
九州地方	平成16年1月14日（水） 14：00～16：00	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構) 1階会議室 福岡市博多区博多駅東3丁目3番3号 新比恵ビル	NEDO 技術開発機構 九州支部 石井久美子 TEL.092-411-7833 FAX.092-471-6975

（別紙2）

事前審査委員名簿（予定）

所属機関	役職名	氏名
立命館大学	教授	飯田 健夫
独立行政法人産業技術総合研究所	シニアリサーチャー	池田 喜一
医療法人社団和風会	理事長	石田 信彦
長崎大学	教授	石松 隆和
社団医療法人啓愛会	理事長	井筒 岳
徳島大学	助教授	井手 将文
長野大学	助教授	伊藤 英一
北海道大学	講師	井野 秀一
東京中小企業投資育成株式会社	グループ長	大田 聡
神奈川県総合リハビリテーションセンター	リハビリテーション部長	大橋 正洋
岡山理科大学	教授	奥 英久
埼玉県総合リハビリテーションセンター	技師	河合 俊宏
生活クラブ生活協同組合	所長	北 昌司
東京都立保健科学大学	講師	木之瀬 隆
グループ ヒューマン クラフト	代表	小嶋 寿一
兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所	課長補佐	小山 美代
山梨県障害者相談所	主任義肢装具士	佐藤 久
富山県工業技術センター	主任研究員	清水 俊治
財団法人電力中央研究所	上席研究員	鈴木 正
東京電機大学	助教授	鈴木 真
日本ベンチャーキャピタル株式会社	ゼネラルマネージャー	関野 正明
阿南工業高等専門学校	助教授	田中 達治
札幌医科大学	助教授	田中 敏明
埼玉県立大学	助教授	谷合 義旦
静岡県静岡工業技術センター	研究主幹	田村 久恵
山梨医科大学	助教授	中島 育昌
国立療養所中部病院 長寿医療研究センター	室長	中島 一樹
新潟工科大学	教授	中嶋 新一
長崎県工業技術センター	科長	永田 良人
杏林大学	教授	林 潤一
広島県立東部工業技術センター	部長	平田 勉
石川県工業試験場	専門研究員	前川 満良
兵庫医科大学	教授	宮本 正喜
株式会社シルバー産業新聞社	編集長	安田 勝紀
株式会社ヤマシタコーポレーション	課長	山本 一志
財団法人製品輸入促進協会(ミプロ)	主任調査研究員	山本 恵子
(社)人間生活工学研究センター	部長	吉岡 松太郎
(株)吉田研究室	代表	吉田 あこ
岩手県立大学	助教授	米本 清

（参考３：交付規定）

福祉用具実用化開発費助成金交付規程

平成１５年１０月１日
平成１５年度規程第５４号

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成１４年法律第１４５号。以下「機構法」という。）第１５条第１項第１１号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う福祉用具実用化開発費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、機構法、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針（平成５年厚生省通商産省告示第４号）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第１２０号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（１５度新エネ総第１００１００４号。以下「業務方法書」という。）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった福祉用具に係る実用化研究開発事業をいう。

２　この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

（交付の対象）

第４条　機構は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成５年法律第３８号。以下「福祉用具法」という。）第２０条第１号に規定する産業技術の実用化に関する研究開発であって、福祉用具に係る技術の向上に資するものを行う者に対し、当該研究開発に必要な費用を助成する。

（交付に係る選定の基準）

第５条　機構は、助成事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

一　助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

二　助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
三　助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
四　研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。
五　当該助成事業者が遂行する助成事業が、利用者のニーズに適合し、研究開発要素を有する等福祉用具法第１条及び福祉用具法第２０条第１号の規定に基づく助成金の目的に適合するものであること。

（助成対象費用等）
第６条　機構が行う助成対象費用は、第４条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。
２　助成金の額は、助成対象費用に対して３分の２以内とする。

（交付の申請）
第７条　機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第１による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。
２　機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規程による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）
第８条　機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。
２　機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第２による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
３　前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
４　機構は、第２項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

５　機構は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

６　機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付に当たっての条件）

第９条　機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一　助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

二　助成事業者は、助成対象費用の配分の変更（各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の１０分の１以内の範囲内で流用する場合を除く。）又は助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

三　助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

四　助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争入札によるべきこと。

五　助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

六　助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

七　助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第４による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

八　助成事業者は、助成事業が完了したとき（第３号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）から３０日を経過した日又は交付の決定をした日の属する機構の事業年度の３月２０日のいずれか早い日までに、様式第５による実績報告書を機構に提出すべきこと。

九　助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。

十　助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたとき

は、機構の指示に従うべきこと。

十一　助成事業者は、機構が第１９条第２項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

十二　助成事業者は、第１９条第１項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。

十三　助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

十四　助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度の終了後５ 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後３０日以内に様式６による届出書を機構に提出すべきこと。

十五　助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第１６条第１項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十六　助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

十七　助成事業者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から２０日以内に、様式第７による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

十八　助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度以降５年間、当該助成事業に係る企業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

十九　助成事業者は、機構が実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うべきこと。

２　機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第８条第２項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第10条　機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者が前条により付された条件のうち同条第１項第１７号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第11条　機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第８による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。

一　助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

二　助成事業の期間を変更しようとするとき。

三　助成対象費用の配分を変更しようとするとき。ただし、各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の１０分の１を超えない流用である場合を除く。

２　機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。

３　第８条及び第９条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（助成事業の承継）

第12条　機構は、助成事業者について相続、法人の合併若しくは分割又は事業の譲渡等により助成事業（助成事業に続く企業化等を含む。）を行う者が変更された場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第９による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

２　機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（助成金の額の確定）

第13条　機構は、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第１０による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

２　前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に３分の２を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

（助成金の支払）

第14条　機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に

対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の一部につき概算払をすることができる。

２　機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第１１による助成金概算払請求書又は様式第１２による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

（財産の管理等）

第15条　助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　助成事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

３　助成事業者は、取得財産等についての管理台帳を備えて管理させるとともに、助成事業の完了後、様式第１３による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第16条　助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和５３年通商産業省告示第３６０号を準用する。

３　助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第１４による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

４　助成事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第２項の規定は適用しない。

（中止又は廃止の承認）

第17条　機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

２　機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第８に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第１５により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

３　第１３条の規定は、機構が第１項の承認をした場合に準用する。

（交付決定の取消）

第18条　機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の規定による交付の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

一　助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

二　助成事業者が、第８条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。

三　助成事業者が、第９条の規定により付された条件に違反したとき。

四　助成事業者が、その他法令等に違反したとき。

五　助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

２　前項の規定は、第１３条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

３　機構は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第１５に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還等）

第19 条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

２　機構は、第１３条第２項の規定に基づき額の確定をした場合（第１７条第３項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

３　機構は、前２項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。

一　返還すべき助成金の額

二　加算金及び延滞金に関する事項

三　納期日

４　機構は、第１項又は第２項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第１６又は第１７により報告させるものとする。

５　機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第３項第３号に規定する納期日から１０日以内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第20条　助成事業者は、助成事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第１８により速やかに機構に報告しなければならない。

２　機構は、第８条第４項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

３　前条第３項及び第５項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

（加算金の計算）

第21条　機構は、助成金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

２　機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第22条　機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（成果の普及）

第23条　機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及に努めるものとする。

（企業化の報告）

第24条　機構は、助成事業者に助成事業が完了した日の属する会計年度以降５年間、毎会計年度終了後２０日以内に、当該助成事業に係る過去１年間の企業化状況について、様式１９による報告書を提出させるものとする。

（収益納付）

第25条　機構は、前条の報告書により、助成事業者に当該助成事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、助成事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

２　前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

３　収益納付すべき期間は、助成事業が完了した日の属する会計年度以降５年間とする。

（その他必要な事項）

第26条　この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附　則

この規程は、平成１５年１０月１日から実施する。

（別記）

助 成 対 象 費 用

（費目）　　（ 内 容 ）

Ⅰ．設備費

（細目）

１．設計費

研究開発（試作品の試験・評価を含む。以下同じ。）に必要な設計費（自社で行うものに限る。）。

２．建設費

建物の建造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む。）
であって、もっぱら申請に係る研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。

３．機械装置購入費

研究開発に必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費。

Ⅱ．材料費

研究開発を行うために直接必要な原材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含む。

Ⅲ．物品費

研究開発を行うために直接必要な工具器具備品（木型、金型、試験器具を含み、耐用年数１ 年以内のものを除く。）の購入、製造、改造、修繕又は据付けに必要な経費。

Ⅳ．労務費

研究開発職員、工員等、研究開発に直接従事する職員に対する人件費。

Ⅴ．外注費

研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費。

Ⅵ．諸経費

研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、コンピューター使用料、試料分析鑑定料、試作品運搬料、傭上費、技術指導の受入れ等に必要な経費。

（参考４：平成１３～１６年度採択リスト）

平成１３年度　新規 テーマ概要（10 件）　　**別紙１**

件数	テーマ名	会　社　名	研究場所	内　　容
1	福祉住環境設計支援ＣＡＤの開発 （13 年度）	株式会社 エー・アイ・エス	福岡県 福岡市	建築士が高齢者・障害者の住宅を設計する際に、その住宅居住者の身体機能が生活機能に適合し、かつ、福祉住環境等の基準を満たしているかどうかを判断し、どこに注目して設計しなければならないかの注意事項やチェック事項を立体的にガイド表示するシステム。
2	車椅子使用者向けシッティング（座位型）ファッション衣服の開発（13 年度）	キノ・ノードプランニングルーム	岐阜県 岐阜市	福祉現場との連携を基に車椅子使用障害者の社会活動支援、自立支援を目的に機能的で,ファッション性のある衣服を提供する。車椅子使用障害者の画像データよりデータベース化をはかり、標準化の道を探る。
3	車いす用多用途テーブル・かごの開発 （13 年度）	株式会社 ウェルパートナーズ	岡山県 岡山市	車いす生活者の有意義な社会生活を支援するために、より様々な状況（例えばパソコンの使用、携帯電話等の収納、楽しく買い物をなど）に対応できる車いす用多用途テーブル・かごを開発する。使用時には最適の位置に配し、容易に脱着可能、回転移動をすることにより乗り降りが可能となる構造。
4	座面昇降、スタンドアップ機能付電動車椅子の開発 （13 年度）	関東自動車工業 株式会社	神奈川県 横須賀市	下肢または体幹に傷害があり、一人では歩けない人が自立（例えば買い物や就労）できるよう、座面からの昇降機能、およびスタンドアップ機能（高いところの物を取ったり、人と目線を合わせられる）を付加した電動車椅子。
5	車いす用電動補助駆動装置の開発 （13 年度）	ミクニ・マキノ工業 株式会社	神奈川県 足柄上郡	タイヤの側面に駆動ローラーを押し当て、それら駆動ローラーとタイヤ側面との間の摩擦力により車輪を駆動する装置を開発する。屋外での使用も想定し、身体機能の衰えた高齢者、障害者の生活圏の拡大と社会参加、自立支援を目的とする。
6	粘弾性樹脂（ゲル）を素材とした、リサイクル可能な床ずれ予防用具の開発 （13～14 年度）	株式会社　クラレ	大阪市 北区	粘弾性樹脂を成型加工することで、床ずれの難治化の原因といわれる「ズレ」を軽減し、軽量で扱いやすい床ずれ予防用具の開発を目指す。 低公害でリサイクル性のある樹脂素材を使用し、環境問題にも対応させ、最適な形態で実用化する。寝たきり高齢者のＱＯＬの向上、介護者の負担軽減を目指す。
7	指先及び手全体の握力を適切な筆記荷重に変換できる新形状、新機能を有する高齢者用筆記具の開発 （13～14 年度）	ぺんてる　株式会社	埼玉県 草加市	握力低下があるような高齢者に、適切な筆記荷重を付与できるような軸形状、機能を持たせることで、力強い文字が書け、また長時間使用しても快適な筆記が継続できる、高齢者用筆記具を開発する。
8	ホールディング性を高めたリハビリ用陶磁器製パーソナル食器の開発 （13～14 年度）	株式会社　アイトー	愛知県 尾張旭市	陶磁器製食事用具にエラストマーなどのコーティングや竹の節のような凹凸を入れることにより、保持のし易さとともに、触ることによる刺激からリハビリを促進する食器を開発する。
9	聴覚障害者用警告音通報システムの開発 （13～14 年度）	株式会社 ワイ・シー・シー	山梨県 甲府市	聴覚障害者のアシスト機器として、例えば危険を知らせる音や声に対して、手などに付けた振動装置を介してそれらを知らせる装置を開発する。
10	安全に楽しめる障害児用チェアスキーの商品化への研究開発 （13～15 年度）	株式会社 ウェルテック	北海道 札幌市	安全性、操作性、可搬性及びデザインについて完成度を向上させ、他に類似商品のない重度障害児用のチェアスキーとして商品化し、加えて普及啓蒙にも注力し障害児の冬期間の活動の増大に寄与する。

平成１４年度　新規テーマ概要（１０件）

別紙１

件数	テーマ名	会　社　名	研究場所	内　　容
1	冬期凍結路面でも歩ける電子制御義足の開発 （14～16 年度）	株式会社ナブコ	兵庫県 神戸市	油圧制御と空圧電子制御の組み合わせにより、冬期に凍結した路面でも滑らず安心して歩けるインテリジェント義足の開発
2	要介護者の生活空間における室内環境改善装置の開発 （14 年度）	株式会社光触媒研究所	愛知県 小牧市	トイレまで移動できない肢体不自由の要介護者・その介護者を対象とし、排泄に伴う臭いを脱臭し、室内空気を除菌して要介護者・介護者にとって気持ちの良い生活環境を提供する装置の開発
3	多機能で簡素な下向き動作補助手摺棒装架腰掛の開発 （14～15 年度）	榎本金属株式会社	大阪府 東大阪市	玄関・浴室等への設置を目的とし、腰掛座は手摺棒に装架して空間に馴染むデザインとした使い易い機能を備えた安価な介助腰掛の開発
4	小中学生用高機能低下腿義足の開発 （14～16 年度）	株式会社 H・F 義足研究所	熊本県 熊本市	成人用義足に高い耐久性を持たせながら、小型軽量化することにより、義足を使用している小中学生に高い機能を持った下腿義足の開発
5	全介助用口腔ケア用吸引ブラシ及び開口部の開発 （14 年度）	ファイン株式会社	東京都 品川区	寝たきりの人の口腔内を清潔にし、介助者の多大な労力負担、口を開ける際、指を口の中にいれるので噛まれる危険性（傷口から細菌等の感染）がある等の課題を解決し、低価格で、広く普及させることを目的とした吸引菌ブラシ及び照明付開口器の開発
6	オゾン・オゾンレスランプと光触媒担持ハニカム鏡面体による殺菌脱臭装置の開発 （14 年度）	岩崎環境施設株式会社	東京都 豊島区	①病院・リハビリステーション及び介護者家庭において、院内（家庭内）感染症の原因となる付着病原菌をオゾン発生ランプによる殺菌方法とその発生・消滅制御方法を研究。 ②更に悪臭成分の分解と浮遊性細菌を殺菌するオゾン発生ランプとオゾンレスランプであるデュアル紫外線ランプの開発。 ③大容量空気を空気抵抗なく大表面積且つ鏡面体のある酸化チタン担持材の研究 ④上記デュアル紫外線ランプと酸化チタンの組合せによる脱臭殺菌装置の開発
7	視覚障害者向け携帯型経路・音声誘導システムの開発 （14 年度）	株式会社ソフト工房	東京都 千代田区	市販の携帯情報端末機(PDA)を利用し、視覚障害者が安心して目的地へ歩行移動できる、安価で操作の容易な携帯型経路・音声誘導システムの開発
8	高齢者が簡単に操作できるボイスメールシステムの開発 （14 年度）	旭化成株式会社	東京都 新宿区	日常生活で使用されているテレビをディスプレイとし、音声認識やシンプルなボタン操作により、家族や仲間・隣人とコミュニケーションできるボイスメールシステムの開発
9	レンタル対応リサイクル・シーティングシステムの開発 （14～16 年度）	株式会社ﾕｰｷ・ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ	東京都 台東区	歩行できない身体障害者や高齢者が様々な生活場面でベッド上ではなく、車椅子中心の生活ができるように身体の機能に合わせ車椅子への取り付けを自由に変えたり、組み合わせができるレンタル可能なシーティングユニットの開発
10	義肢材、装具材、ならびに関連品への「複合シート」応用品の開発 （14～15 年度）	株式会社ｴﾑｴｰｼｰ	東京都 港区	開発した「複合シート」に基づき、義肢装具における採型材、義肢装具用材、並びに固定包帯への応用とその完成品の開発

平成１５年度　福祉用具実用化開発費助成金新規テーマ概要（5 件）

件数	テーマ名	助成事業者名	研究場所	内　　容
1	電動車椅子の開発 (15～16年度)	エナックス株式会社	東京都文京区	電動車いすとしては初めてリチウムイオン電池を搭載した、軽量かつ長時間の使用が可能な電動車いすの開発
2	車いすの動力を利用した「無動力段差解消機」の実用化研究 (15年度)	株式会社富士製作所	石川県能美郡根上町	電源を使用せず、軽量かつコンパクト、スイッチ等の特別な操作は不要で、介護者を必要としない無動力段差解消機の開発
3	簡便に機能調節ができる短下肢装具足継手の開発 (15～16年度)	川村義肢株式会社	大阪府大東市	12～13年度にNEDOの助成にて開発した「片麻痺者の為の背屈補助機能付き短下肢装具」にさらに新しい機能を付加した、対象者の症状変化と訓練環境変化に対応できるコンパクトな短下肢装具用足継手の開発
4	携帯電話を利用した編集機能付き電子拡大表示装置の開発 (15年度)	有限会社 インフォメーションヒーローズ	栃木県宇都宮市	市販のカメラ付携帯電話を利用し、高齢者や視覚障害者(弱視・色弱等)が印刷物を自分の見やすい配色と大きさで見ることのできる、安価で操作の容易な携帯型電子拡大装置の開発
5	障害を持つ子供用チャイルドシート(1～3才用) (15年度)	有限会社 メリックプロダクト	愛知県海部郡甚目寺町	重い障害を持った子供のための、EC規格に基づくチャイルドシートの開発

別紙1

2-2-57

平成16年度　福祉用具実用化開発費助成金新規テーマ概要(10件)

	テーマ名	助成事業者名	内　容	イメージ図
1	おむつ処理パック機の開発 (16年度)	株式会社スミロン (大阪府大阪市)	使用済み紙おむつは悪臭が発生して不快である上衛生面でも不潔であるため、その廃棄処理については介護者にとって多大な負担になっていた。 この装置は、その使用済みの紙おむつを特殊な材料にて手軽に処理し、処理を楽にすることによって介護者の負担を軽減することを目指している。	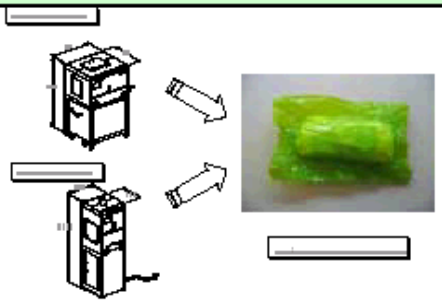
2	寝たきり、及び下肢障害者用ノートパソコン取り付け自在アームの開発 (16～17年度)	大放レントゲン (京都府京都市)	健常者のみならず、障害者にとってもパソコンは外界から情報を入手し、そして外界へと情報を発信するための重要な道具となっている。しかし、障害者にとってはその身体特性からパソコンを使用することは身体的に負担が大きい。 この装置は、ベッド上、車いす、机上等どのような場所でも違和感なく使用でき、必要な時に自分でパソコンの準備が行える、障害者のみならず健常者でも使いやすいノートパソコン用アームとすることで、障害者も今まで以上に社会参加が可能となることを目指している。	
3	高齢者を対象とした 簡易型入浴装置の開発 (16～17年度)	東陶機器株式会社 (神奈川県茅ヶ崎市)	入浴という行為は、体を清潔にするという機能の他に、リラックスしたり身体の代謝機能を活発にしたりするという効果がある。しかし、身体機能の低下などで、高齢者本人のみならず介護者にとっても全身入浴は大きな負荷となっている。 この装置は、全身浴の代替として、簡易的な部分浴でありながら全身浴と同程度の入浴効果を実現し、介護者の負担を軽減しながら高齢者本人が全身浴と同等の効果を得ることを目指している。	

別紙1

	テーマ名	助成事業者名	内　容	イメージ図
4	自閉症療育支援のための音声制御スクリーンシステムの開発 (16年度)	有限会社 アイエイチエム (静岡県静岡市)	現在、自閉症児は500人に1人存在するといわれる。また、以前は自閉症児の7割が知的障害を合併していたが、最近では知的障害の無い高機能自閉症児が増えている。自閉症児は視覚情報には強いが聴覚や運動等の感覚統合が弱く、時間･空間の組織化が難しいという特徴がある。自閉症児は電子モニタ等の発光媒体に興味を持つ特性が強く、この教育にパソコンは有効な道具となりうるが、しかしパソコンの使用に当たっては、それ自体が自閉症児の興味を引くことになってしまう可能性がある。 この開発では、既に開発中の音声による合図で画像が切り替わるシステムにて使用する自閉症児教育に適したコンテンツを開発し、各地の自閉症児教育を行なっている教育機関による独自の素材を使用したオリジナルコンテンツの製作を支援することを目指している。	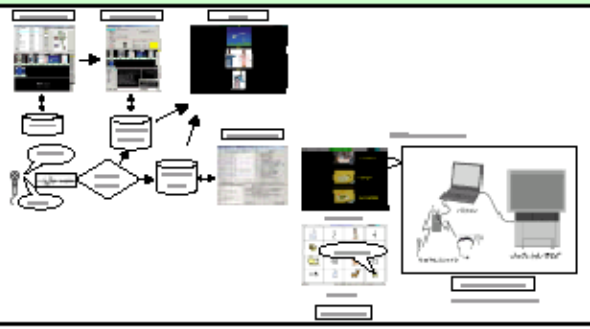
5	難聴児や高齢者向け携帯端末による文字変換ソフトの開発 (16～18年度)	有限会社 エヌ･エム･シィー (愛知県名古屋市)	健常者と聴覚障害者の間のコミュニケーションは、健常者が手話を理解しない、あるいは聴覚障害者(特に中途者)が口話を理解しない等阻害要因があることが多く、意思の疎通が困難である場合が多い。 この装置では、聴覚障害者と健常者との間のコミュニケーションを図るため、音声認識と文字入力とを併用し、携帯端末(PDA)を用いることで、聴覚障害者と健常者が手軽にコミュニケーションできるようになることを目指している。	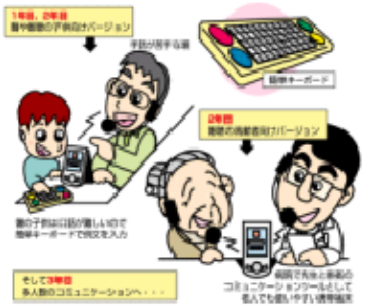
6	障害児の為の座位保持装置の手動及び電動昇降システムの開発 (16～17年度)	神奈川でく工房 (神奈川県川崎市)	現在障害児の座位保持装置は、日本の家屋によく馴染み、製作が容易で、成長に合わせての適用も可能な木製座位保持装置が主流であるが、現在木製座位保持装置には、コミュニケーションを取ったり、介護をしたり、移乗したりする際に必要な高さ調整機能が付加されているものはほとんど無く、調整機能が付加されているものでも成長に合わせるための高さ調整機能に留まっている。 この開発では、手動式と電動式の2種類を開発し、手動式では軽い力で体重18kg位までの障害児を、電動式では体重40kg位までの障害児を昇降させることができる座位保持装置の開発を目指している。	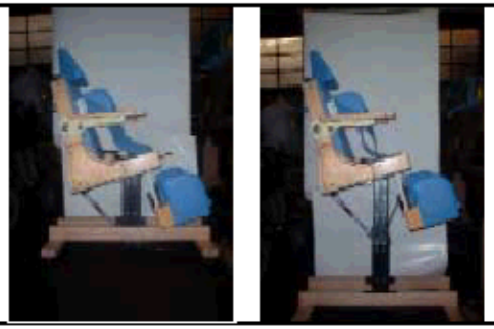

別紙1

	テーマ名	助成事業者名	内　容	イメージ図
7	視覚障害者用ウェアラブルディスプレイの開発 (16～18年度)	三洋電機株式会社 (大阪府大東市)	弱視者等の視覚障害者は、網膜が正常であっても眼内レンズ等に光学的な屈折異常があるため、外界の情報が網膜に本来あるべき姿で届かず、そのために視覚による情報が極めて制限され、不便な思いをしている。 この装置は、光学的焦点深度が極めて深い「網膜投影ディスプレイ」を強度の屈折異常者等視覚障害者に適用し、鮮明な電子映像が観察できる日常生活用具を提供することを目指している。	
8	コミュニケーション支援型福祉ロボットの開発 (16～17年度)	株式会社 システクアカザワ (大阪府大阪市)	一般に、デイサービスのための通所施設では、スタッフ数と要介護者等の関係から、必ずしも高齢者・要介護者に対して行き届いたケアを期待できない。また、様々な地域から初対面の高齢者・要介護者が集まるために、高齢者・要介護者間で必ずしも良好な対人関係が成立しない場合も存在する。 この装置は、デイサービスやデイケアのための通所介護施設等において、介護者と要介護者、要介護者同士でのコミュニケーションを引き出し、活性化させることで、閉じこもりがちな高齢者・要介護者を準公共の場に引き出し、社会的な孤立感を解消させる手助けになることを目指している。	
9	車椅子利用者や高齢者の姿勢に応じた高さ自動調整洗面台の開発 (16～18年度)	東陶機器株式会社 (神奈川県茅ヶ崎市)	健常者・高齢者・車いす使用者等、様々な体格の人が利用する洗面台は通常高さが固定されており、人によっては不便を感じることがある。そのため、洗面台を使用するに当たって高さを調整できる洗面台は既に商品化されているが、ガススプリングの圧力を用いており、調節時に力が必要である。 今回の開発では、高さ調節の動力を感電の心配の無い水道の水圧によって行ない力を掛ける必要が無く、かつ、利用者の身長や車椅子着座等の姿勢を判別し、使いやすい洗面高さに自動調整する。 また、公共の場で不特定多数が使用することになるオストメイト(人工肛門使用者)用の汚物流し台も合わせて開発することを目指している。	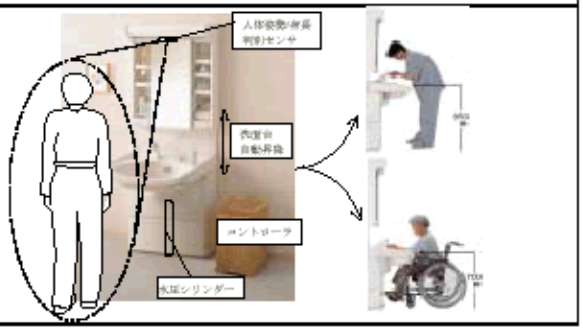

別紙1

	テーマ名	助成事業者名	内　容	イメージ図
10	高齢者自立型下肢運動機能評価システムの開発 (16～17年度)	株式会社ヒューリア (東京都墨田区)	近年、高齢者が要介護状態になるのを防止するために「筋トレ事業」「転倒予防事業」等の事業が全国の自治体で行なわれるようになってきた。その効果を確かめるためには評価を実施しなくてはならないが、装置が大掛かりかつ高価であったり、筋力測定の際のアタッチメント交換が煩雑であったり、理学療法士等の専門家でないと計測ができなかったり、総合的な筋力計測ができなかったり等、評価の実施が十分になされているとは言えない。 この開発では、軽量かつ安価な、専門家でなくても計測マニュアルを元に操作することで、簡便ではあるがある程度の精度での筋力計測ができる装置を目指している。	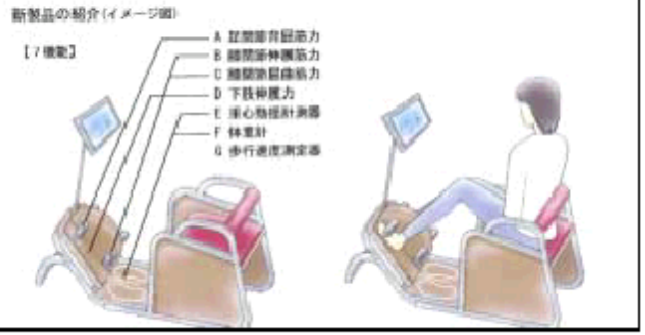

（参考５：他の類似制度例）

制度の名称	制度の概要	担当機関 （担当省庁）	助成要件	助成期間	制度の予算 （１６年度）	採択数／応募数
ａ．福祉用具・機器に関する全国的な制度例						
福祉用具実用化開発推進事業	福祉用具の実用化開発を行って、高齢者、心身障害者等の自立や社会参画、介護者の負担の軽減を図ることを目的に助成金を交付。	NEDO （経済産業省）	生活支援、社会活動分野を中心とした福祉用具開発	助成額:3 千万円以内 補助率：2/3 以内 補助期間:3 年以内	1 億 1 千万円	10 件／131 件 （16 年度）
高齢者・障害者等用情報通信機器等開発事業	障害者・高齢者自身が使って社会参加することを前提に、アクセシビリティの高い機器・システムの開発を支援。（13 年度で終了）	ニューメディア協会（経済産業省）	民間企業のアクセシビリティの高い機器・システムの開発を支援。	助成額：５千万円 委託期間：1 年	７億 5 千万円	採択 14 件 （13 年度）
高齢者・障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う民間企業等に対して、助成。	情報通信研究機構 （総務省）	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術	助成額:3 千万円以内 補助率：1/2 以内 補助期間:3 年以内	2 億円	12 件／23 件 （16 年度）
福祉用具研究開発助成事業	高齢者・障害者の自立の促進と介護者の負担の軽減に資するため､｢福祉用具の研究開発を行う者及び普及促進に資する事業を行う者」に対して助成を行う	テクノエイド協会 （厚生労働省）	福祉用具の研究開発と調査研究	助成額:4 千万円以内（大型用具は 6 千万円以内） （調査研究； 4 百万円以内） 補助率：100％ 補助期間:2 年以内	2 億 1 千万円	14 件／119 件 （16 年度）

制度の名称	制度の概要	担当機関 （担当省庁）	助成要件	助成期間	制度の予算 （１６年度）	採択数／応募数
b．福祉用具・機器を含んだ総合的技術課題に関する全国的な制度例						
産業技術実用化開発助成事業	民間企業における実用化開発を支援するため、助成事業終了後３年以内で成果が市場に出ることが可能な事業を対象。	NEDO （経済産業省）	民間企業の実用化開発	助成額：１億円以内 補助率：2/3 以内 補助期間:2 年以内	６７億３千万円	28 件／150 件 （16年度第1回公募）
地域活性化創造技術研究開発	中小企業の技術開発への取り組みを支援し、中小企業の生産工程の効率化、中小企業製品の高付加価値化及び中小企業の新分野進出の円滑化等を図ることを目的とする。	中小企業庁 ／各都道府県	中小企業	3,000 万円以内。 補助率：2/3 以内 補助期間：	１１億円	353 件／1,189 件 (15 年度)
創造技術研究開発事業 （SBIR 制度の一環）	事業化に直結する実用化技術開発を行うことにより、新製品開発・新分野進出を図る、優れた中小企業を支援することを目的として、研究開発に要する経費の一部を補助。	中小企業庁	・中小企業、個人等であること。 ・中小企業による事業化に直結する研究開発であること。	4,500 万円以内。 補助率：1/2 以内 補助期間：	３０億２千万円	144 件／329 件 （16 年度）

このうち本制度に最も類似しているのは「ａ．福祉用具・機器に関する全国的な制度」に該当する制度群であり、特にアンケートではテクノエイド協会の福祉用具研究開発助成事業が多く挙げられている。

審査委員や交付先企業からのヒアリング結果によると、本制度とテクノエイド協会の同制度は、少なくとも外部からみた印象としては、助成率の違い（NEDO：2/3、テクノエイド協会：全額）、実用化の重視（テクノエイド協会の方がより実用化を重視）を除くと、似た制度との印象を持たれている方が多かった。しかし、審査委員からのアンケート結果ではやや異なる結果が出ている。

（参考）

◇本制度とテクノエイド協会の福祉用具研究開発助成事業との比較・評価

□　テクノエイド協会の福祉用具研究開発助成事業の概要

図１　テクノエイド協会の福祉用具研究開発助成事業の仕組み

概要：　高齢者・障害者の自立の促進と介護者の負担の軽減に資するため、独立行政法人 福祉医療機構から交付金を受け、「福祉用具の研究開発を行う者及び普及促進に資する事業を行う者」に対して助成を行う事業。

テクノエイド協会の福祉用具研究開発助成事業の募集要綱

○募集内容

・応募対象者　：　企業、研究機関等

・募集の対象となる研究開発　：　用具の研究開発および用具に関する調査研究を対象とし、概ね次のような内容のものとする。

①用具の研究開発　[在宅または施設において、日常生活、社会参加等を支援する用具の実用化研究開発]

ア.新技術・新材料を利用した研究開発

イ.既存技術・既存材料を応用した研究開発

ウ.既存製品（外国製品を含む。）の改良研究開発

エ.単機能製品を組み合わせた新システム製品の研究開発

オ.生産工程を合理化するための技術開発

②用具に関する調査研究　[実際上有用な用具の研究開発につながる調査研究]

○研究開発助成費及び研究開発期間

1. 研究開発助成対象期間（研究開発内容に応じて、適切な期間を設定）

（１）用具の研究開発：原則として２年以内

（２）用具に関する調査研究：２年以内

2. 研究開発助成額（１件あたりの研究開発助成金額：年次計画の場合はその総額）

（１）用具の研究開発：４千万円以内（施設向け大型用具は、６千万円以内）

（２）用具に関する調査研究：４百万円以内

なお、助成額については、事業内容、事業規模等を考慮して決定する。

○応募方法等

応募にあたっては、別紙様式による助成金交付要望書を作成して提出していただく。

○選考方法

財団法人 テクノエイド協会において、福祉用具開発研究委員会の選考を経て決定する。

出所）テクノエイド協会資料（TRI で字句を微修正）

表１　テクノエイド協会福祉用具研究開発助成事業の応募、採択及び商品化状況

	応募件数Ａ（件）	採択件数Ｂ（件）	採択率 Ｂ／Ａ（%）	商品化率（件）
元年度	41	8	19.5%	0
２年度	39	10	25.6%	1
３年度	31	10	32.3%	6
４年度	55	12	21.8%	1
５年度	69	12	17.4%	8
６年度	82	15	18.3%	8
７年度	98	13	13.3%	6
８年度	117	9	7.7%	7
９年度	119	10	8.4%	6
10 年度	117	9	7.7%	8
11 年度	129	16	12.4%	7
12 年度	161	20	12.4%	8
13 年度	153	16	10.5%	10
14 年度	122	21	17.2%	3
15 年度	129	18	14.0%	-
合計	1,462	199	13.6%	79

出所）テクノエイド協会

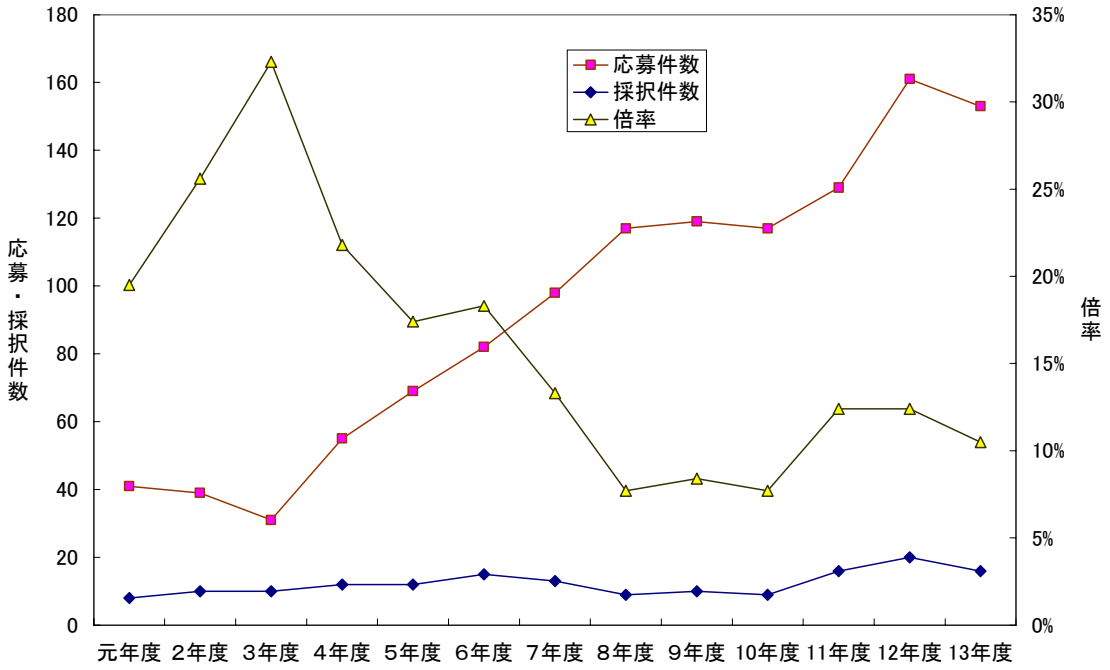

図２　テクノエイド協会福祉用具研究開発助成事業の応募、採択件数、及び倍率

出所）テクノエイド協会

応募件数は増加の傾向にあり、採択件数は微増程度である。採択率はやや低下の傾向にあったが、最近若干３年間は若干増加している。

表２　テクノエイド協会福祉用具研究助成事業の分野別応募・採択件数、採択率

(平成元年度～１５年度)

	応募件数		採択件数	
	件数	割合(%)	件数	採択率(%)
ベッド関連	73	5.0%	4	5.5%
入浴関連	116	8.0%	5	4.3%
車いす関連	215	14.7%	35	16.3%
移乗・移載	281	19.2%	41	14.6%
排泄関連	105	7.2%	13	12.4%
コミュニケーション	195	13.3%	39	20.0%
その他の用具	382	26.1%	40	10.5%
調査	95	6.5%	22	23.2%
計	1,462	100.0%	199	13.6%

出所）テクノエイド協会

過去 15 年間の分野別応募総数の構成比は、その他の用具が 26%、移乗・移載が 19%、車いすが 15%などとなっている。

表 3　平成 15 年度のテクノエイド協会採択課題及び事業者名

課題名　　【事業者名】
ブタンガス・エンジン車椅子
【株式会社コイズミ（東京都）】
福祉用具と住宅改修の利用環境における適正化に関する実地研究事業
【特定非営利活動法人住まいと介護のコミュニティネット（東京都）】
人工肛門用消化管ストーマパウチ専用の脱臭用品の研究開発
【株式会社メディポート（大阪府）】
視覚障害者の生活に活用できる自立支援の為のマーキングおよび点字加工を容易に行う超音波接着装置の研究開発
【ＡＳＴＩ株式会社（静岡県）】
福祉用具貸与に対応した標準型車いす用バッグシステムの研究開発
【有限会社介護パーク・ネット（東京都）】
姿勢支持性能と通気性を両立させた姿勢保持バギーの実用化
【社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団研究部（神奈川県）】
片麻痺者の歩行能力改善のための調整機能を持つコンパクトな短下肢装具の開発
【北里大学医療衛生学部（神奈川県）】
スキー用下腿義足に関する研究開発
【国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所　小池　雅俊（埼玉県）】
視覚障害者用録音図書制作のためのネットワーク録音システム
【株式会社サン・データセンター（神奈川県）】
自分の力で移乗および排泄ができない重度障害者のための自立移乗装置の開発及び実用化
【セコム株式会社（東京都）】
災害時の避難・生活支援データベース構築に関する研究
【東京都立保健科学大学　勝野とわ子（東京都）】
失語症者用ホームページ閲覧ソフトの開発
【株式会社広島情報シンフォニー（広島県）】
視覚障害者のための音楽学習・制作ソフトウェアの研究と開発
【株式会社マイクロ・シー・エー・デー（東京都）】
触覚ディスプレイの量産とモデル運用の研究
【有限会社ユニプラン（島根県）】
腹圧の軽減化をはかり、自然な姿勢がとれる超低床ベッド
【株式会社ランダルコーポレーション（埼玉県）】
階段昇降可能な電動車いすの開発と実用化
【株式会社ワコー技研（神奈川県）】

出所）テクノエイド協会

□　審査委員からのアンケート結果

審査委員向けのアンケートでは、特にテクノエイド協会の同制度と本制度の比較という観点から深堀りしてきいており、以下のその結果を示す。

・制度の仕組み・助成対象・助成条件に明確な違いがあるか

アンケートでは、「よく知らないので判断できない」を除くと、「明確な違いがある」及び「違いはあまり見当たらない」がそれぞれ 30%の回答比率で並んでいる。

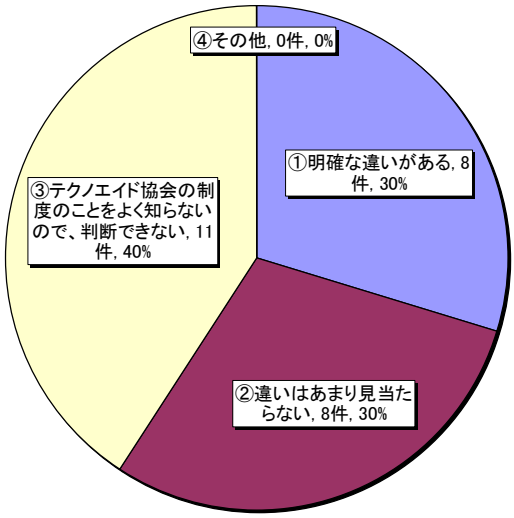

図 3　本制度とテクノエイド協会の福祉用具研究助成事業の違いに関するアンケート結果（審査委員）

具体的な違いについては、例えば以下の回答が得られている。

- 明確ではないが、テクノエイド協会の方が、新規性よりも現場での実用化にウェイトを置いているのではないか。
- 助成金額、採用されている製品内容
- 予算枠や申請者の事業規模
- 金額が違う*
- 用具開発は近いが、（テクノエイド協会の方は）評価法、手段も助成対象である
- 個人的にはテクノエイド協会の方が、より障害者のための開発であり、製品の市場性より有用なものへの採択が多いものを判断して申請先を分けている。ローテクでも OK なのがテクノエイド協会で、ハイテクや特許的な目新しさがないと難しいのが NEDO

* 1 件当たりの助成金額の上限値の違い（テクノエイド協会の方が NEDO より高い）を意味しているものと推察される。

- （テクノエイド協会は）開発でないものもある
- 実用化、透明性（テクノエイド協会は不明等)、助成額
- （テクノエイド協会は）必ず製品化につなげている。他の表現では、製品化できるほど成熟した課題にしか助成できていない。

これらを総合すると、以下のように集約される。

① 研究開発に関する助成金額の上限 ：
テクノエイド協会（4,000～6,000 万円以内） ＞ NEDO（3,000 万円以内）

② 助成期間 ： NEDO（３年以内） ＞ テクノエイド協会（原則２年以内）

なお、NEDO 機械システム技術開発部からの情報によると、NEDO の本制度とテクノエイド協会の福祉用具研究助成事業は、同一年度に同じ事業者に重複して交付しないよう、採択時に相互にチェックしている。

・本制度のテクノエイド協会制度に比べた、利点、問題点の比較

この点に関する審査委員からのアンケート結果（記述回答）は以下の通りである。

・テクノエイド協会に比して本制度（NEDO）の利点

①技術開発の視点を評価すること。
②企業向けの実用化助成という点で研究費の額が豊かである。
③実用化、商品化に力を入れている。
④NEDO の助成対象は、福祉用具の実用化研究支援である点。
⑤書式が分かりやすい。
⑥審査がより明確。実用化がまずありきなので評価がわかりやすい、
⑦まだ開発初期のものを助成できている、助成金額が大きい。

・テクノエイド協会に比して本制度（NEDO）の問題点

①個人のアイデアによるものはこの制度にそぐわない（そのために他の制度とすみわけているが）
②テクノエイド協会には調査研究があり、製品化とは別の観点からの研究が可能である。（NEDO の方は、助成対象が明確であるが、適用範囲が狭いとも解釈できる）
③ローテクしかなくて製品としての有用性の高いものは採択されにくいような気がする。費用面で、もっと使いやすくならないか。計画時からの変更は容易にならないか。
④書類の審査・提出がこまごまとして、わずらわしいと企業がなげいている。
⑤助成割合。助成期間が１年足りない。

３．データ収集結果

次ページにシンクタンクが実施した評価用データの収集方法とその結果を示す。

３．データ収集結果

（１）制度評価に係る調査概要

１）アンケート調査

⑴アンケート実施数

本制度における、交付先企業、不採択企業および審査委員に対して下表のようにアンケートを実施した。

表　アンケート調査票の回収結果

	送付数①	未達返送数	再送付数	**送付数②**	**回収数**	**回収率**	未回収数
交付先企業	128	4	2	126	**64**	**51%**	62
不採択企業	328	45	23	306	**66**	**22%**	240
審査委員	36	1	1	36	**28**	**78%**	8
計	492	50	26	468	**158**	**34%**	310

注）送付数②　＝　送付数①－未達返送数＋再送付数

回収率　＝　回収数／送付数②

未回収数　＝　送付数②－回収数

⑵アンケートのポイント

a)交付先企業

①本制度の助成金額、研究開発期間等について

②公募プロセスについて

③交付先の選定プロセスについて

④制度の運営・運用について

⑤制度の効果と実用化について

⑥本制度で開発した製品のユーザについて

⑦仮に本制度が利用できなかったと仮定した場合の想定について

⑧他の制度との比較等について

⑨本制度の必要性と波及効果について

⑩実用化に対する新たな助成制度の必要性について

b)不採択先企業

①公募プロセスについて

②交付先の選定プロセスについて

③不採択後の対応について

④他の制度との比較等について

⑤本制度の必要性と波及効果について

⑥実用化に対する新たな助成制度の必要性について

c)審査委員

①交付先選定のための審査プロセスについて

②他の制度との比較等について
③本制度の必要性と波及効果について
④実用化に対する新たな助成制度の必要性について

⑶アンケート送付・回収
①アンケート送付・回収方法
　シンクタンクが直接アンケート調査票を郵送し、郵送（希望者は E-mail）で回収した。

②実施時期
　2003 年 10 月～11 月

２）ヒアリング調査および文献調査
　制度評価に係わる様々な論点に関して、ヒアリング調査および文献調査により、世間一般の意識及び制度評価に資する情報を把握し、評価委員に提供する基礎情報とする。

⑴ヒアリング調査
　第一に制度評価の「評価の視点」に係わる情報を収集し、評価委員が評価コメントを作成する際の参考資料の作成を行うこと、第二に本制度評価で今後提言していく予定の事項についての関連情報の収集を行うことを目的として、専門家・有識者・本制度交付先企業（実用化を果たした企業・果たしていない企業）等に対してヒアリング調査を行う。
　ヒアリングのポイントは以下の通りである。
①制度の現状評価項目（評価の視点に係る情報、未調査分）
・上位施策とどの程度整合が取れた目的となっていか。
・本制度に係わる投入資金（事業費+運営費）は他制度との比較を含めて適切か。
・各審査段階での投入人員、人員構成は適切か。　等

②今後の提言に関連する項目
・少し不自由な高齢者の定義について
・公募方式の是非について　等
⑵文献調査
　本制度の対象領域を「少し不自由な高齢者」向け用具・機器に拡大すること及び公募方式の是非、QOL の向上の評価に係わる論点について文献の中から関連情報の収集を実施する。

（2）アンケート調査結果

福祉用具実用化開発推進事業に関する

調査結果

１．政策軸

①客観的にみて、本制度は日本の福祉用具・機器の開発に役立っており、今後も必要とお考えですか。【採択 A41】【不採択 B23】【審査委員 C29】

交付先企業	不採択企業	審査委員
客観的に観て、本制度は今後も必要か。	客観的に観て、本制度は今後も必要か。	客観的に観て、本制度は今後も必要か。

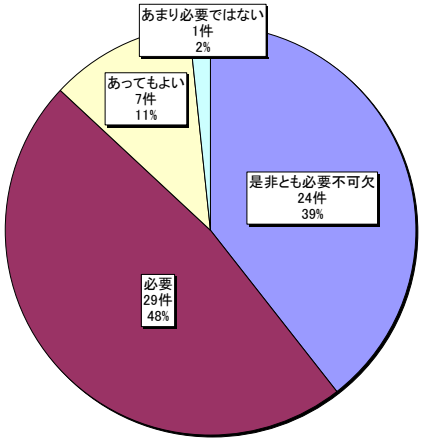

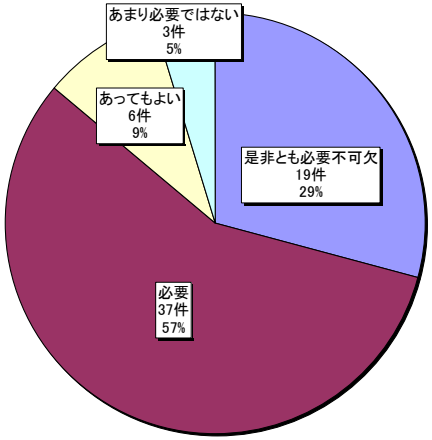

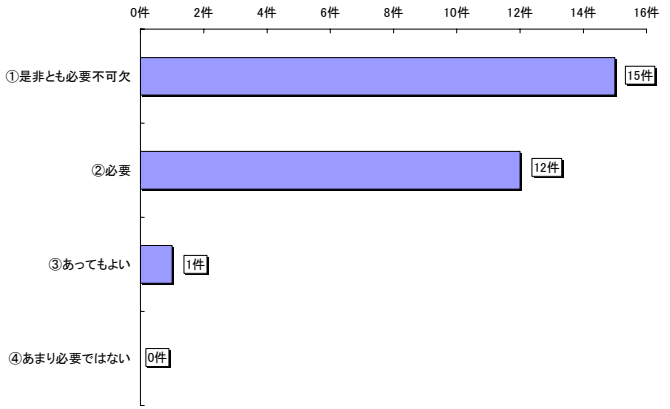

【交付先企業】

（肯定的記述）

- 単独では、利益が出るまで企業の体力がもたない。まだまだ、インフラの整備が必要。
- アイデアを形にする為に必要。ただし、助成の際には、事業としての可能性の検討が必要か？
- こういった助成制度が廃止されると、福祉用具の開発・改良が、わが国においては、ストップしてしまうほどのインパクトがあると考えるため。
- 商品化の助成がない為。
- 開発は、大きな費用がかかるものであり、助成は有用。
- この種の製品を開発いたす企業は必ずしも大手企業ばかりではなく中小企業の方には特に必要。
- 開発資金の援助になり、開発のトリガーになる。

- 企業にとって福祉機器は開発リスクが大きいので助成金は必要
- ニッチ市場である為、開発費確保に必要。
- 福祉用具･機器は他の製品に比べて収益を得にくいので、特に開発ドライブが弱まりがちとなりますから
- 福祉用具は健常者用の物よりもマーケットが小さく、開発費を投じ難いため、公的補助制度は不可欠と考える。
- 開発助成金が無ければ、弊社の商品が市場に出ることは無かったように、中小企業の商品開発実用化に弾みがつく。
- 比較的小さな事業体（弊社の様な）では貴重な制度である。社会的認知度も高い。
- 一般経済市場では福祉の市場の領域はまだ安定しておらず、企業単独で資金投入して開発するほどの利益もすぐにはあげ難い。市場はあるが制度や給付の拘束により経済的なサイクルが難しい（タイムラグがある）。その為にもこの制度は有用である。
- 資金用の零細中小企業等が、本制度の助成を利用することで製品化できれば、産業の活性化につながる。
- 将来を先取りした開発が多く、即、実用化は難しいがその関心度は高く他への影響力があると思うから。
- 福祉はマーケットとしては、現状では採算に乗りにくい特殊な分野であるが将来はビッグマーケットになる。税金を受ける立場の方々が税金を払う立場に移ることになる。
- 助成金がいただけないと仮定すると、断念する企業は、多いと予想する。

（否定的記述）

- 規模の大きい企業は、できている製品の態様からして本制度があっても、無くても完遂できたのではないか？

（その他の記述）

- 交付先、テーマ選定の改善は必要だが。
- あまりも頭でっかちで現場（開発企業及びエンドユーザー）を知らなさすぎる。
- （必要だが）但し各種助成をハシゴ的に受けている企業があるように思う。横の連絡を取り、ある社に集中しないようにする必要がある。

【不採択企業】

（肯定的記述）

- 大局的に見れば福祉用具、機器類は日本では遅れていると考えられる。従って行政の後押しが必要。
  福祉機器ニーズは、カスタマイズ。汎用性が少なく、採算が合わないという理由で、製品開発を断念するケースが多いと思われる。
- パンフレットを拝見すると、本支援を得てアイデアの実用製品化が様々に進められてきた経緯が、よく伝わってくる気がします。
- 市場参入の場合の技術的水準の参考及び開発費の圧縮の為。及び他社企業の情報。
- 新しいアイデアのものに関しては積極的に採用して頂きたい。
- 障害者、高令者のニーズにジャストフィットした機器（-大量生産には向かない）を作り出すという事では有効。
- まだまだ、市場は海外製品に頼っているので…。
- 発展途上であり、資金力のない会社が多いから。

（否定的記述）

- 本当に必要とされて、製造されない。また、企業として、成立出来ない。
- 商品化へ向けての助成なのか実用化の為の研究開発助成であるのかが、曖昧に思えます。
- あまり役立っていないものが多過ぎる。パンフレットを見る限り新しく開発されたと云うより今迄自社で製造したものを改良しただけに見られる。

【審査委員】

①の理由

・福祉用具は大きな利益を上げる産業に至っていない。したがって、製品開発への投資もリスクが大きい。国の支援が必要である。

・製品を知っている

・福祉用具法以後、はやり市場が拡大した.NEDO の助成効果は高いと思う。

・急いで開発すべき福祉キキ分野には、少しでも多くの国税を投入すべきであるから

・他の省庁の研究助成は、基盤技術、先端技術に傾いており、本制度のように福祉：高齢社会の生活への配慮研究への助成は考えられていない。ぜひ、維持してほしい。

②の理由

（特に記述なし）

③の理由

・開発された製品の中には、作り手の思い入れが先行し、市場性に対する視点が欠けていると思われるものも見られ、折角の助成制度の目的が充分に果たしきれていないと考えられる為。

②もし仮に本制度が利用できなかったと仮定した場合、貴社ではどのようにされていたでしょうか。【採択 A33】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度を利用できなかった場合、どうしていたか。 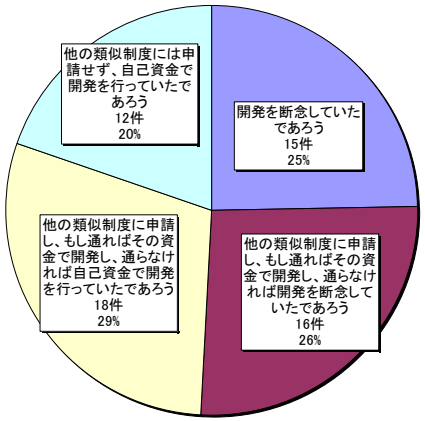 	なし	なし

③もし仮に自己資金のみで開発を行っていたと仮定すると、貴社の当該製品開発の速度・スケジュールはどのようになっていたでしょうか。【採択 A34】

交付先企業	不採択企業	審査委員
自己資金のみでの開発の場合、製品開発の速度・スケジュールはどうなっていたか。 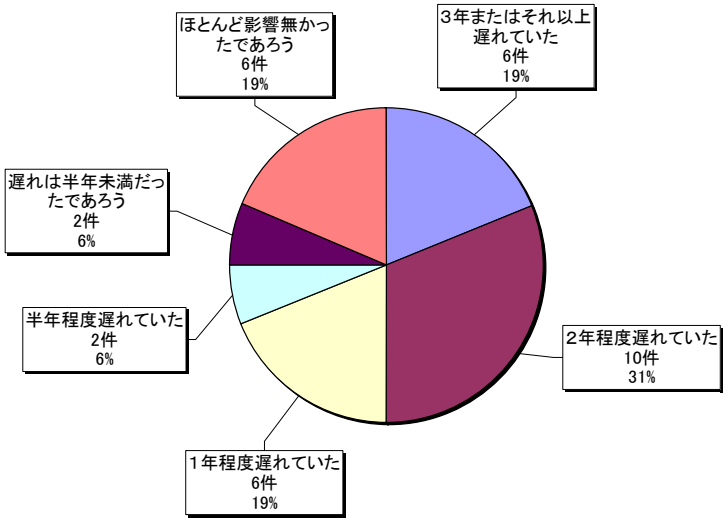 	なし	なし

④もし仮に自己資金のみで開発を行っていたと仮定すると、貴社の当該製品開発の規模（開発要員数）・スペックはどのようになっていたでしょうか。
【採択 A35】

交付先企業	不採択企業	審査委員
自己資金のみでの開発の場合、製品開発の規模・スペックはどうなっていたか。 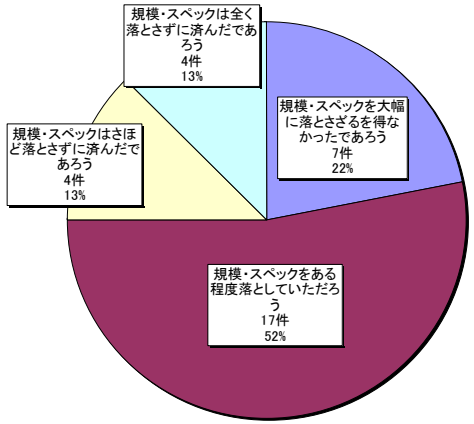 	なし	なし

⑤本制度以外で、福祉用具・機器の研究開発や実用化・普及に関する支援制度をご存知ですか。【採択 A36】【不採択 B18】【審査委員 C23】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度以外で、福祉用具・機器の研究開発や実用化・普及に関する支援制度をご存知か。	本制度以外で、福祉用具・機器の研究開発や実用化・普及に関する支援制度をご存知か。	本制度以外で、福祉用具・機器の研究開発や実用化・普及に関する支援制度をご存知か。

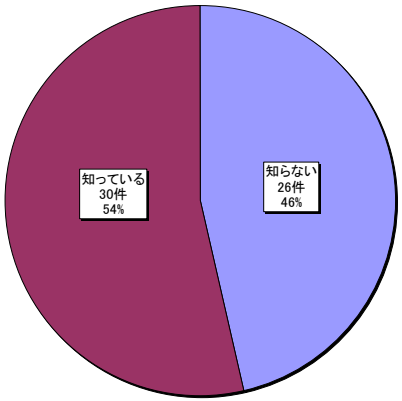

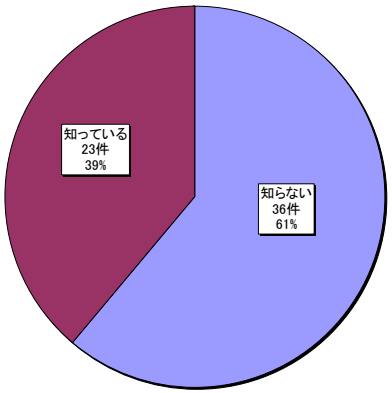

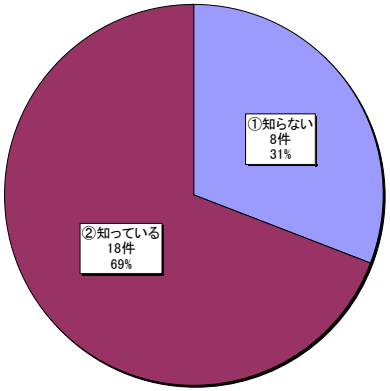

【交付先企業】

○テクノエイド協会（福祉用具研究開発助成事業）：　23 件

○その他：

・ニューメディア開発協会（高齢者・障害者等用情報通信機器等開発）：　3 件

・TAO（高齢者・障害者向通信開発事業）：　1 件

・機械システム振興協会：　1 件

・シルバーサービス振興会：　1 件

・科学技術振興事業団（独創的研究成果育成事業）：　1 件

・中小企業庁/地域経済産業局（地域活性化創造技術研究開発）：　1 件

・その他（地方自治体の制度等）

【不採択企業】

○テクノエイド協会（福祉用具研究開発助成事業）： 14 件

○その他：

・科学技術交流財団（RSP 事業）： 1 件

・新技術開発財団： 1 件

・日本福祉供給協会： 1 件

・科学技術振興事業団： 1 件

・その他（地方自治体の制度等）

【審査委員】

○テクノエイド協会（福祉用具研究開発助成事業）： 15 件

○その他：

・厚生労働省（厚生労働科学研究費補助金）： 2 件

・文部科学省（科学研究費補助金）： 1 件

・中小企業総合事業団（課題対応技術革新促進事業）： 1 件

・その他（地方自治体の関連団体の制度）

⑥本制度以外で、福祉用具・機器の研究開発や実用化、普及に関する支援制度に（を）申請、あるいは利用されたことがありますか。
【採択 A37】【不採択 B19】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度以外で、福祉用具・機器の研究開発や実用化、普及に関する支援制度に（を）申請、或いは利用されたことがあるか。 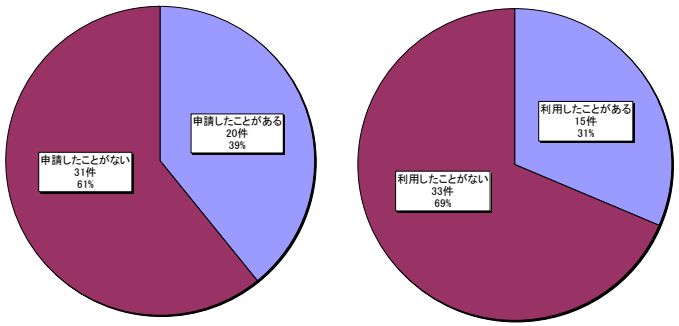	本制度以外で、福祉用具・機器の研究開発や実用化、普及に関する支援制度に（を）申請、或いは利用されたことがあるか。 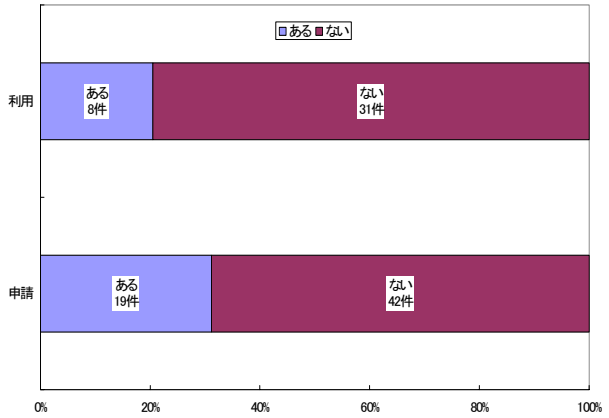	なし

【交付先企業】
○テクノエイド協会（福祉用具研究開発助成事業）： 10 件
○その他：
・ニューメディア開発協会（高齢者・障害者等用情報通信機器等開発）： 2 件
・情報処理振興事業協会（情報化教育モデル学習システム構築事業）： 1 件
・機械システム振興協会： 1 件
・科学技術振興事業団： 1 件
・中小企業総合事業団： 1 件
・中小企業庁/地域経済産業局（地域活性化創造技術研究開発）： 1 件
・その他（地方自治体の制度等）

【不採択企業】

○テクノエイド協会（福祉用具研究開発助成事業）：　4 件

○その他：

・経済産業省（地域コンソーシアム事業）：　1 件

・経済産業省（実用化技術向上費助成金）：　1 件

・その他（地方自治体や地方の産業・技術振興機関の制度等）

⑦他の類似制度に比べて、本制度はどのような点が利用しやすいですか。【採択 A38】【不採択 B20】

交付先企業	不採択企業	審査委員
他の類似制度に比べて、本制度はどのような点が利用しやすいか、当てはまるものに○を、特に当てはまるものには◎を付けてください。 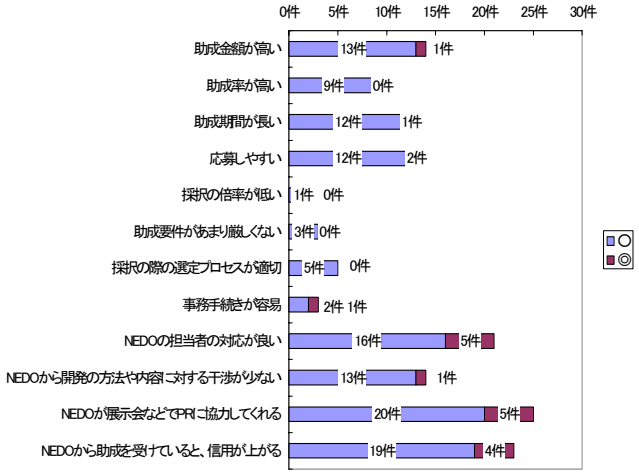	他の類似制度に比べて、本制度はどのような点が利用しやすいか、当てはまるものに○を、特に当てはまるものには◎を付けてください。 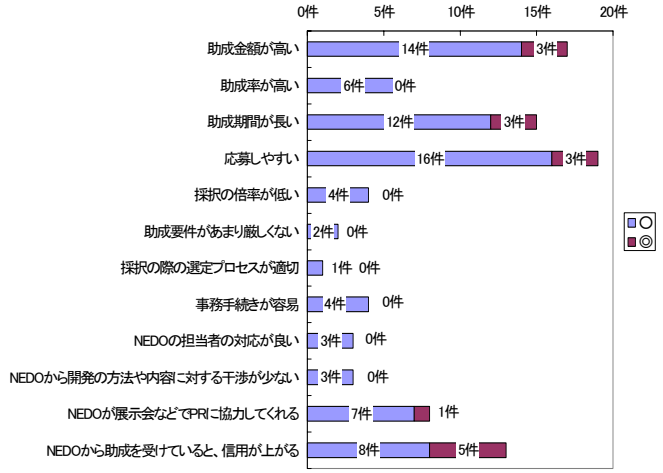	なし

⑧他の類似制度に比べて、本制度はどのような点が利用しにくいですか。【採択 A39】【不採択 B21】

交付先企業	不採択企業	審査委員
他の類似制度に比べて、本制度はどのような点が利用しにくいか、当てはまるものに○を、特に当てはまるものには◎を付けてください。 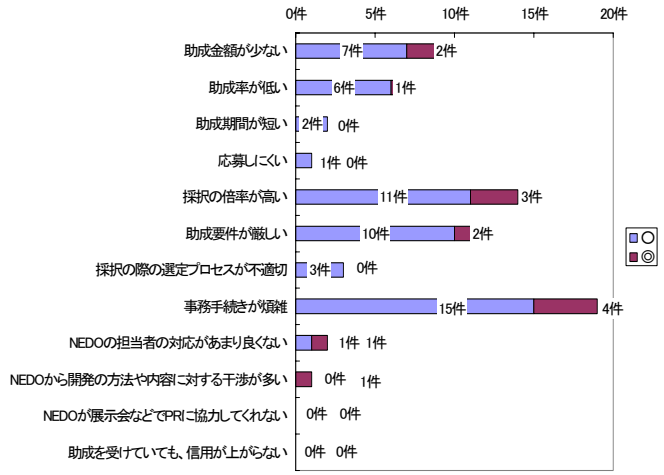 	他の類似制度に比べて、本制度はどのような点が利用しにくいか、当てはまるものに○を、特に当てはまるものには◎を付けてください。 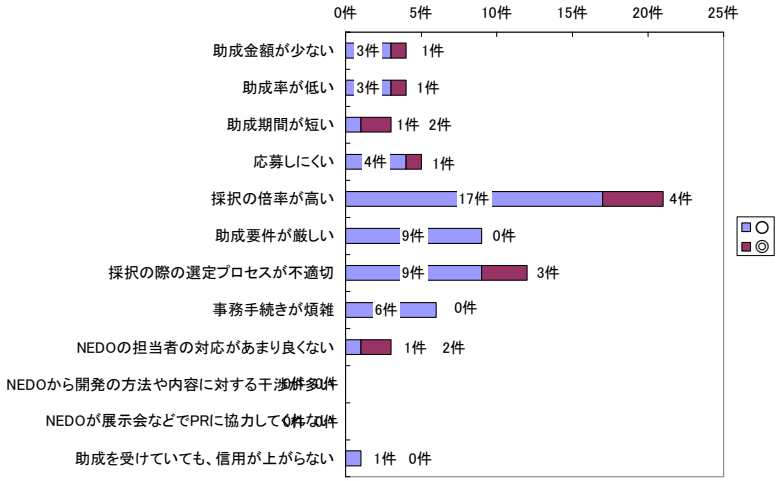 	なし

２．マネージメント

①本制度の研究開発期間（最長 3 年で合計 3,000 万円以内）は充分とお考えですか。【採択 A8】【審査委員 C3】

交付先企業	不採択企業	審査委員
助成期間（3 年以内）は充分か。 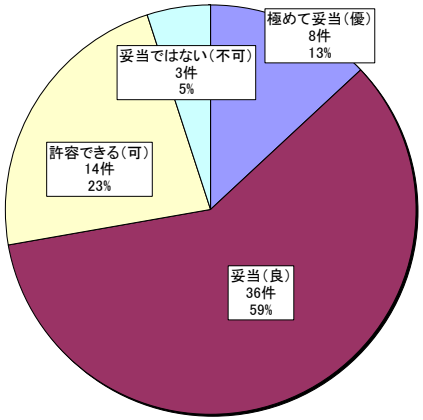 	なし	助成期間（3 年以内）は充分か。 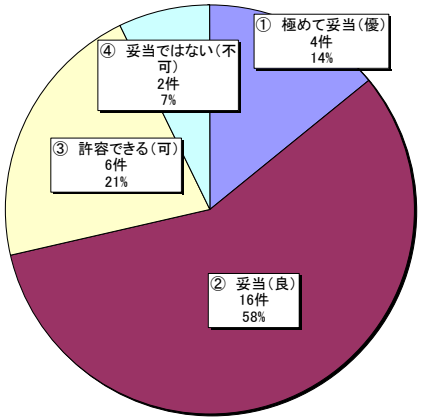

【交付先企業】

- ２年間でよいと思いますが、予算の令達の時期を早めるべきだと思います。
- 弊社、開発期間は半年間だったのでなんともいえない。
- テーマによるが、本社の本テーマの場合５年。
- 世の中にない新規の開発商品は、３年間は短い。
- １年分しかもらえませんでしたが..
- ２年まで

【審査委員】

- 実用のレベルでの判断を下す場合、３年は少々長いような気がする。企業として事業化を狙う場合、早く製品化したいはずである。ステージを２段に分けて補助金を分割する方法

もあるのではないかと思う。

- 5年
- 最長４年
- 分野、内容によっては最長5年程度まで認めるべきだと思う。
- ５年間
- 最長３年間が妥当と思うが、プレ研究（研究アイディアの実証）助成、実用化研究助成、流通・普及助成と段階別に企業の成果を評価しながら選別をしていく方が、確実な成果に到達できると思う。

②本制度の 1 件当たりの助成金額は貴社にとって充分ですか。【採択 A5】／本制度の 1 件当たりの助成金額（最長 3 年で合計 3,000 万円以内）は充分とお考えですか。【審査委員 C1】

交付先企業	不採択企業	審査委員
助成金額（1 件当たり全期間で 3000 万円以内）は充分か。 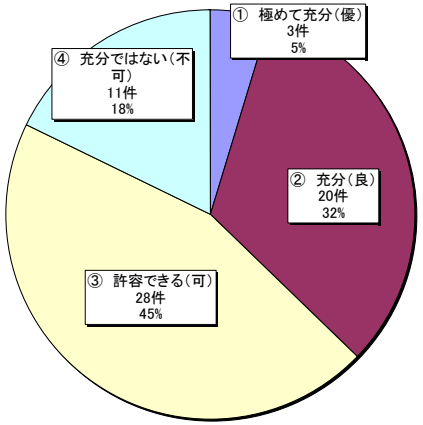 	なし	助成金額（1 件当たり全期間で 3000 万円以内）は充分か。 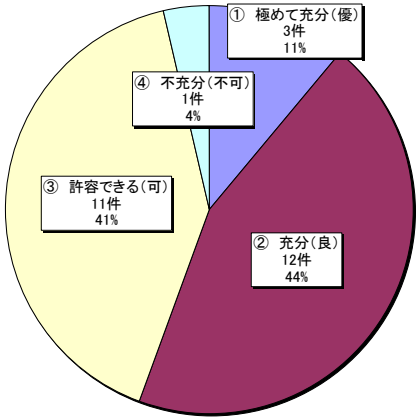

【交付先企業】

- 5,000 万円は必要
- 33%UP
- 80～100%UP
- 1000 万円程度
- 5000 万円
- 2000 万円
- 建前 2/3 の助成率であるが、申請額を 70%に減額した上での 2/3 であるため、自己負担分の増加、事業の見直しを余儀なくされた。
- 申請した金額の 2/3 に減額されたため、全ての開発ができない。80%位までの完成を目ざすよう方向を転じた。

【審査委員】

- 最大 3,000 万円／年×３年。しかし、100 万円×１年で十分な課題もある。
- 5,000 万円

③本制度の助成率（2/3 以内）は当該技術開発を遂行するに当たって充分でしたか。【採択 A6】／本制度の助成率（2/3 以内）は充分とお考えですか。【審査委員 C2】

交付先企業	不採択企業	審査委員
助成率（助成対象費用の 2/3 以内）は充分か。 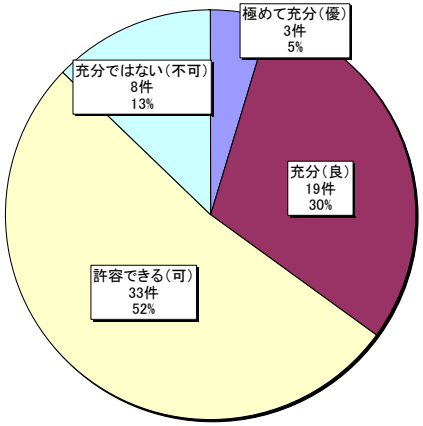 	なし	助成率（助成対象費用の 2/3 以内）は充分か。 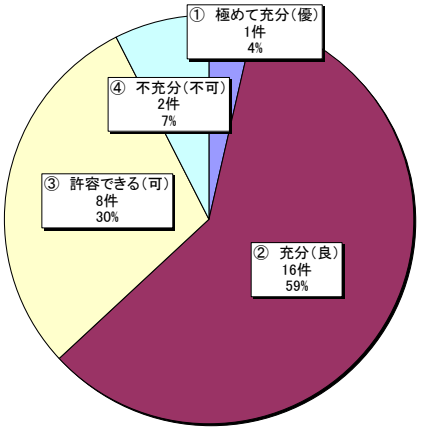

【交付先企業】

- 100%を望みます。
- 100%UP
- 総費用に対し 1/3 程度の助成をしてほしい（総費用 3200 万に対し、助成金 667 万　20%）。
- 80～100%
- 100%
- 2/3
- 開発助成金 2000 万円/年
- 3/4 もしくは 4/5
- 建前 2/3 の助成率であるが、申請額を 70%に減額した上での 2/3 であるため、自己負担分の増加、事業の見直しを余儀なくされた。

- 80%

【審査委員】
- 全ての案件を2/3とすることに疑問、とりわけ中小企業での開発において相当な困難が伴うものについては１００％補助があっても良いと思う。
- 研究開発の内容（製品として利用、活用度が高く効果が高いと考えられる物)、研究団体（自己負担能力が低いが信頼できる組織または機関）により特別審査を経て成功率を上げてもよいのではないかと考える。
- NPO 等、資金がない組織もあるので、金額助成も必要
- 事業に関する知識がないため、お答えできません。
- １０/１０の助成は、お金があれば実施するといった変な提案も増えそうである。逆に1/2とすると書類・検査の煩しさから少々少ないような気がする。結構適切な率のように思える。
- 多くは問題ないが、4/5 程度まで引き上げた方が良い案件もあるように感じている。
- 現状の企業を見た時、ケースによっては 100%も認めるべき。

④公募の際の NEDO からの広報は、充分とお感じですか。【A10】【B6】

交付先企業	不採択企業	審査委員
公募の際の NEDO からの広報は、充分とお感じですか。 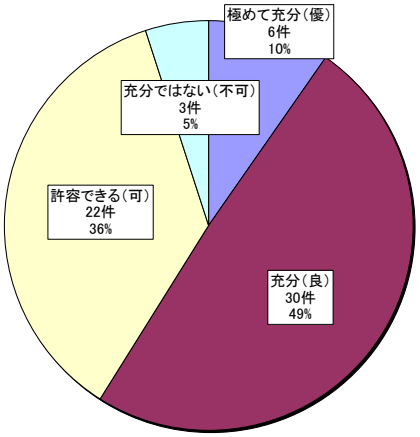 	**公募の際の NEDO からの広報は、充分とお感じですか。** 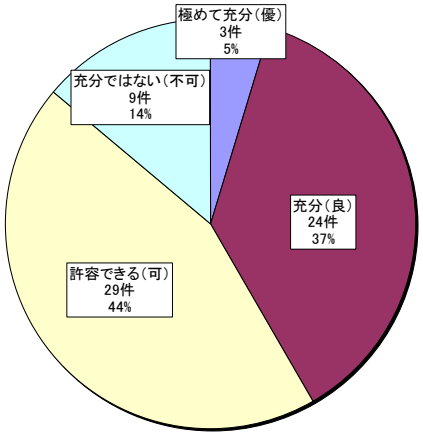 	**なし**

【交付先企業】

- 事業化完後、返還義務がある件を知らなかった。
- 公募について毎年同じ様なものが配られているようである。費用見積など例を載せてもらいたい。
- 私自身、偶然ある出版物で知り、応募しました。

【不採択企業】

- 個人、中小企業に対する、考え方が、申請時に理解していない。受付時
- 一般誌等に載らない
- 広報がなかなかこない。
- 初めてのことなので。
- 一般的認識度は低いと感じられる。行政経由の PR だけでなく、他の（一般誌や雑誌等）方法も検討されたらどうか。

- 採用の条件等が分からなかった。
- 商工会議所より各企業へ、もっと案内があるとよい。
- あまり来ない
- 情報を直接得ていない。
- 経産省のメールは随時入ってくるが、NEDO のは見たことがない。

【ヒアリング】
- NEDO のメール配信サービスおよびホームページ上で開催案内を見た。ＰＲは適切だった。
- もともと制度の存在は知っていたが、PR は適切だった。
- 私の場合は公募説明会を知ったのが開催の間際だった。情報が少なかったという気がする。
- 公募説明会開催ＰＲは積極的に調べないと、判らないので、もう少し考えた方法を採用して頂きたい。
- PR は適切でした。

⑤応募の際の提出書類の分量についてどのようにお感じになりましたか。【A13】【B9】

交付先企業	不採択企業	審査委員
応募の際の提出書類の分量についてどのように感じたか。 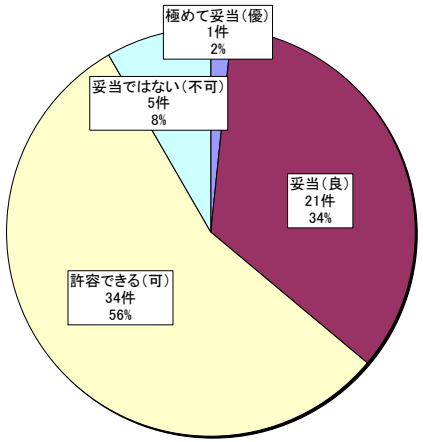 	応募の際の提出書類の分量についてどのように感じたか。 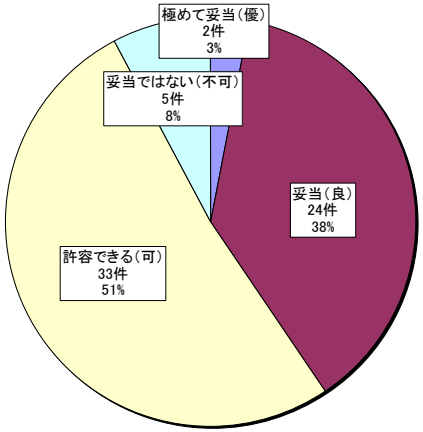 	なし

【交付先企業】
- もっとご説明したい、あるいはしないと理解していただけないのに、添付資料等に制限があります。あまり非常識な分量も困りますが、ある程度補足資料として、ビデオテープや特許公報等も最初の申請時に送らせていただきたいです。（近年の制度について。当社が通過した当時は、まだＯＫでした。）
- 期間が短いわりに量が多い、多くないと採用してもらえないという認識がある。
- 多すぎる。
- 多すぎる。

【不採択企業】
- もっと簡単にしてほしい。
- 初めてなので、その書類の質と量にびっくり。
- 上記の通りより簡便にお願いしたい。
- どの程度の厚さとするのが適切かは、良く分からなかった。
- 量が多すぎる。
- 他と比べて非常に多すぎる

⑥公募の際に NEDO から提示された情報は、応募に際して充分なものでしたか。【採択 A11】【不採択 B7】

交付先企業	不採択企業	審査委員
公募説明会資料は充分であったか。 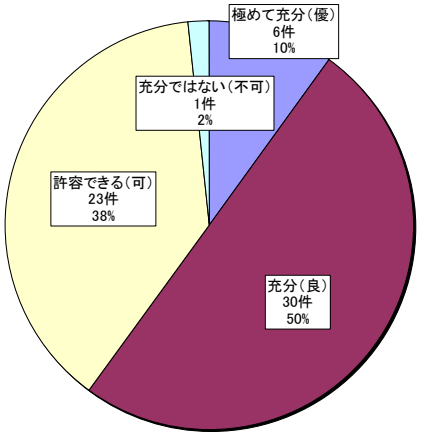 	公募説明会資料は充分であったか。 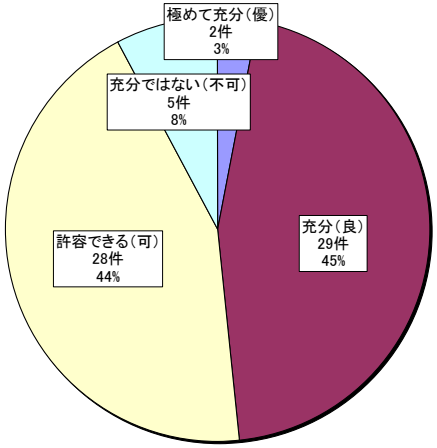 	なし

【交付先企業】

- 2/3 助成ということが明記されていなかったように思う。研究開発期間（年数）と助成額の関係が判り難い。研究開発期間を長くした方が助成額が多くなることはおかしい。
- 申請書の書き方が良く判らなかった。

【不採択企業】

- 申請者は、ひまでないのと、経費もないので、良い考え、良い品物を理解しない。
- 提出書類の書き方一例があると良い
- 過去の評価・判定が公募情報ではよく判らず、内容に精通するまでは、人の教えを乞う必要がある
- 初めてのことなので。
- 初めての応募だったので判断が困難
- 合格対象とされた基準
- システムがよく分からなかったのでホームページで確認した。

⑦公募開始から締め切りまでの期間は充分でしたか。【採択 A12】【不採択 B8】

交付先企業	不採択企業	審査委員
応募期間の長さは充分であったか。 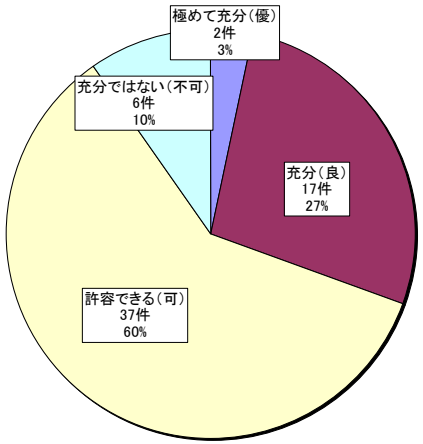 	応募期間の長さは充分であったか。 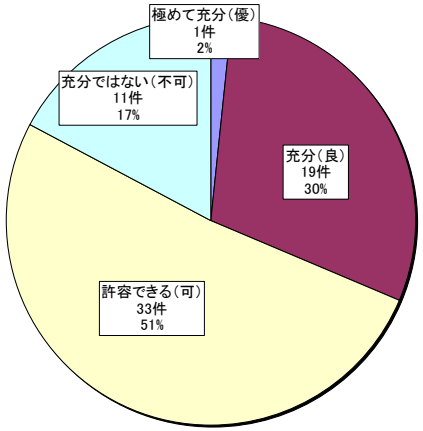 	なし

【交付先企業】

- H15 年度だったせいか、短期間すぎた。
- 締切が早過ぎ、会計処理に苦労した。
- 期間が短く、資料を十分にそろえることが困難。
- 〆切が早すぎる（次年度 4 月からなので）。
- 期間が短い。

【不採択企業】

- 用紙発刊から期限までが短かった
- １年程度の期間が必要
- 初めてなので。

- 書類作成に時間がかかる。上記業は人的余裕もなく、もっと簡便な仕組にしてほしい。申請に関する時間的余裕も少ない。
- 知ってからは短かかった（知る以前から公募をしていたのだと思うが）
- 知ったのが遅かったのであわてて準備しました。
- もう少し期間が欲しい。
- 新規に取り組もうとする場合、資料作成にあたっての練込時間が不足
- 期間が短かすぎる。
- 情報を得てから〆切迄が短い
- 情報を得たのが遅く、1 週間しかなかった。
- 準備の時間が少ない。最低 2 ヶ月、できれば、4～5 ヶ月ほしい。

⑧交付先の選定プロセスは明確でしたか。【採択 A17】【不採択 B13】

交付先企業	不採択企業	審査委員
交付先の選定プロセスは明確であったか。 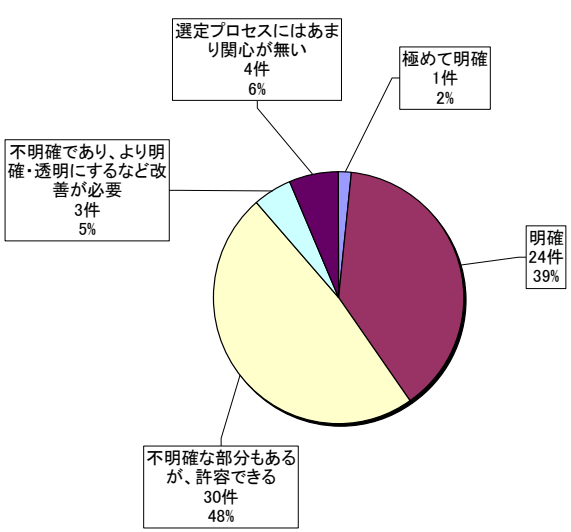 	交付先の選定プロセスは明確であったか。 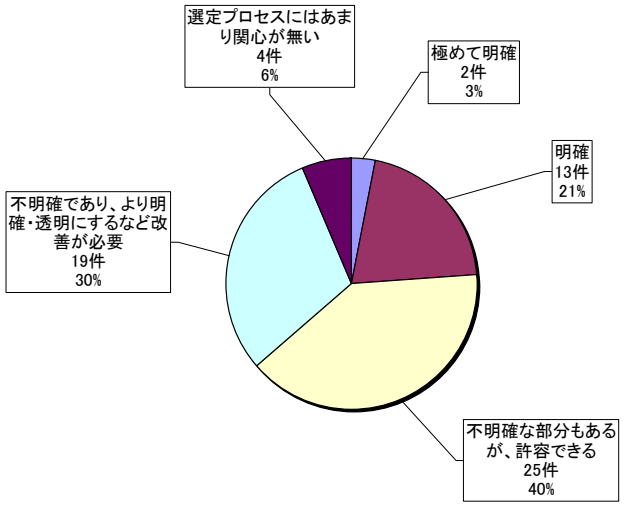 	なし

【交付先企業】

- 選定委員の方々に「かたより（ご自分のしてこられた分野にしか理解を示さない方や、お金（助成金額）の多過についてしか言わない人）」があるようなので、年度ごとにシャッフルされることを望みます。
- なぜ採用されたのか、不採用になったのか明確でない。他案件で不採用となったが、それは大企業だからという理由だけであった。
- 失敗する危険のない交付先、テーマが選定されているような危惧を感じる。本当に援助を必要としている交付先、リスクのあるテーマも選定できるような仕組が欲しい。
- なぜ、選定から外れたかについて、明確な情報をもらえない。選定委員の知識不足の為、外されるケースも充分考えられる。

【不採択企業】

- 誰がどのような審査をするのか？審査員の主観なのか？評価表があるのか？
- 学問的に片寄り過ぎる。大がかりな商品が多い（開発コストが）

- 選定基準がなく、どのようにして選定されたか良く分からないし、助成金対象になった製品を見ても助成金を必要としていないような物が多すぎる。
- 相当な経営基盤のあることが選定条件のように思われる。
- 採用されなかった理由など知らせてほしい。
- 不採用理由が不明確であった様な気がする。逆にどの様なものなら、ご採用いただけるのか、アイデアの方向を示すべきである。（書類作成にも労力がかなりかかります）
- 採択案件の採択理由の開示が説明されるべき
- 何も連絡なし
- 選定員の知識不足が感じられる。
- プロセスをよく知らない。
- 基準がよく見えない。
- ヒアリングの結果が不明のまま不採択とされた点
- 応募された他の物との対比が出来ればと思いますが難しい問題とも思います
- ヒアリングを行う旨の案内（公募資料及び説明会）があり、口頭説明の機会を期待していたが結局ヒアリングは行なわれなかった。（電話で問い合わせには担当者が出張中で不在とされた。）ヒアリングを行なわない場合もあると明言すべきである。
- （選定後でよいので）選定に関わった審査員の職業・氏名等を件別毎に明確にして頂きたい。透明性を増して、応募者に対する理解も上げるようにして頂きたい。
- 具体的に誰が選定したかを明示してもらいたい（判断力が不十分ではないか訝しく感じた何社中何番あるいは次のような部分の明確化（１）落選原因、決定要因（２）落選の概ねのレベル（不合格中の上、中、下ｅｔｃ）
- 開発対象の機器は、実際に不具合を持つ人の意見・賛同を入れて提案しているが、当事者とはまったく異なる理由で不採用になっている。選定者には、少なくとも、開発しようとしている不具合を持つ人の意見を聞いて決めてほしい。

⑨選定結果に関する NEDO からの通知書の内容は妥当ですか。【採択 A18】／採択された申請者（企業等）に対して、評価結果をどのようにフィードバックすることが望ましいでしょうか。【審査委員 C20】

交付先企業	不採択企業	審査委員
選定結果に関する NEDO からの通知書の内容は妥当か。 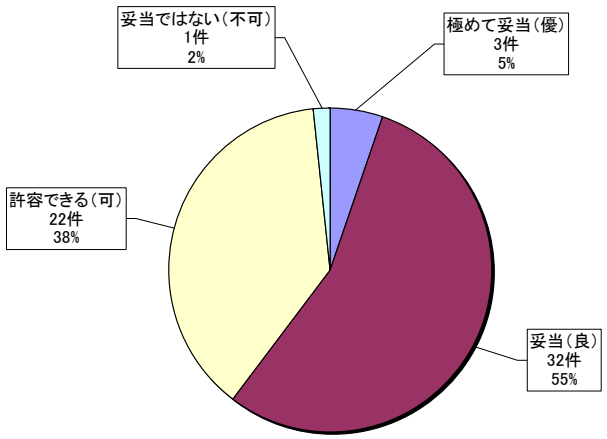 	なし	**採択された申請者（企業等）に対して、評価結果をどのようにフィードバックすることが望ましいか。** 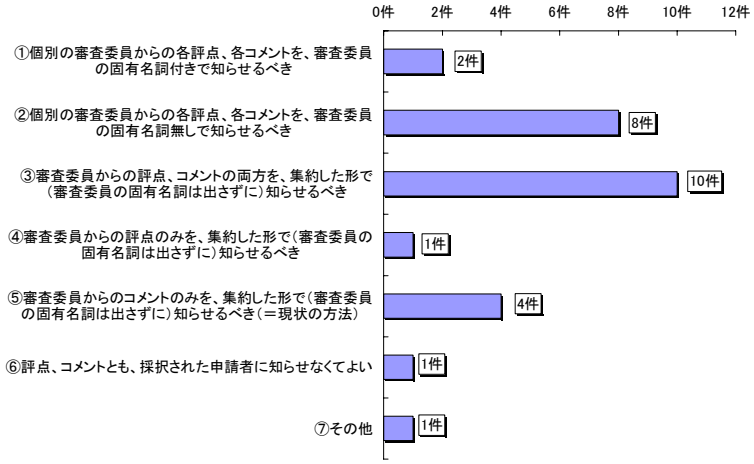

【交付先企業】

- 小型の額に入るような、証書を発行していただけるとありがたいと思います。「認定書」「採択通知書」など。
- もっと具体的に明示してほしい。

【審査委員】

- NEDO 担当（部署）から企業への指導を行っていただく際の手持ち資料として使われた方が良いと思います。審査員は審査だけでなく企業へのアドバイザーとして派遣することも事業を成功させる方法だと思います。（申請者の中では思い込みがはげしくコメントを理解されない方も多いです。書面による通知はどの内容でも難しいと思います。結果のみで OK ではないか？その後が重要です。）
- 個別の審査委員からの各コメントを審査委員の固有名詞付きで知らせるべき。評点は審査委員すべての平均・SD・最高点・最低点を示すべき。個別の委員の評点公開はメリットはない。デメリットだらけである。

⑩本制度の研究開発成果に関するフォローアップとして、助成機関終了後の企業での実用化への取り組みに対して、本制度とは別に、どのような支援制度が必要とお考えですか。【採択 A46】【不採択 B28】【審査委員 C34】

交付先企業	不採択企業	審査委員
交付先選定のための審査を行う際、審査方法や制度の内容に関する NEDO からの説明・情報提供は充分でしたか。	**交付先選定のための審査を行う際、審査方法や制度の内容に関する NEDO からの説明・情報提供は充分でしたか。**	**交付先選定のための審査を行う際、審査方法や制度の内容に関する NEDO からの説明・情報提供は充分でしたか。**
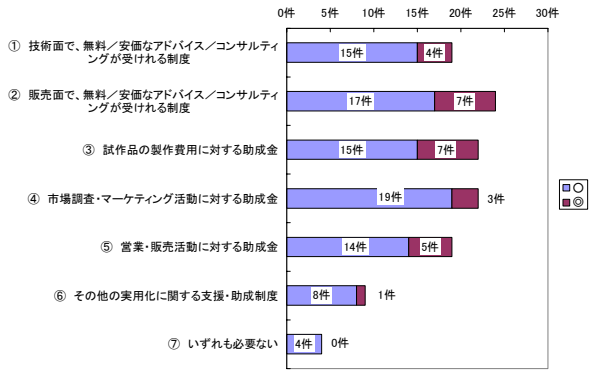	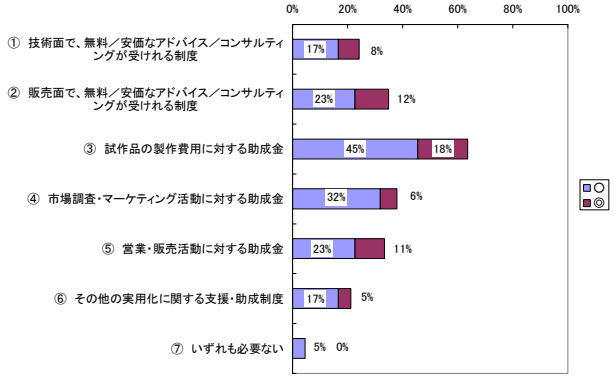	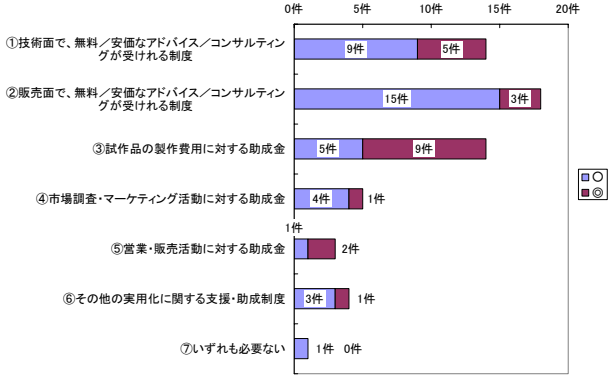

【交付先企業】

- 実用化に直結する開発費用、コストダウンに必要な投資費用に対する助成。
- 主にソフト面（どのような物を作るべきか、具体的な開発品に対する仕様面でのアドバイス）での指導が必要と感じます。
- 異業種の企業が製品の開発を実施した場合に販売ルートが不明の為。
- 他業種からの参入の場合、販売ルートや知名度がないため、販売活動に時間と資金がかかります。製品化（事業化）のための補助金があれば良いと思います。
- 助成金額は 500 万程度で書類手続が簡便なこと
- いずれも助成以前にクリアするべきことであって助成決定の前提条件である。
- 福祉用具は一般の企業からみると、特殊なマーケットであるため、マーケティング試作、試売等にアドバイスを受けられたらよいと思う。
- 開発商品の販売に困っている会社が大多数であり、特定流通にのせないと売れない仕組みに大きな問題がある。展示ブース提供以外にも、販売に必要な費用の助成金が欲しい。
- 他省庁などとの連携の指導がいただければありがたい。
- 試作・開発費用が、開発商品にとっては、とても足らない商品開発がある。個々により、助成金額を変える必要がある（上限含）。

- 特に試乗会等を含めたマーケティング活動に対する支援。
- 試用、モニター等で協力願える施設等の紹介。
- 新製品、新しいシステム、新規参入分野、すべてにノウハウが無い状態で販路開拓に苦戦している。リスクが高いので何とかしたい。
- 実用化への取組みには、営業、販売活動等の助成金が必要と考えます。
- 研究開発の域を出ないケースも多いかと思われますので、関連の企業・団体・教育機関等と提携し、実用化に向けられる支援・助成制度
- 実用化のための生産設備・材料助成、販売流通軌道の助成制度。

【不採択企業】

- 製品化する事は必要ですが、安価な製品にするためには多くの数量を製品化しなければならない。安価な製品は、開発する事と販売する価格との差が多きい。製品化のための助成が必要。
- ＮＥＤＯが求める内容と異なる案件を持つ場合、採用されない。もっと巾広い間口を有する制度があればよいと思う。
- 助成制度にランクをつけて戴ければと思う。①②…etc もう少しで良いものがと考えた場合。
- メールや電話で気軽に技術的アドバイスが常に受けられる制度。試作品を沢山作れる制度。
- 当該開発品の最大の問題はやはり、販売するということがある。製品化と販売活動への援助がキーポイントだと考える。
- モニタリング制度（つまり、必要とする人々の意見が、取り集められる方法）にも、助成が欲しい。
- 営業（マーケットイン）活動支援制度＝機器告知支援制度
- 社会のあり様への提案は非常識に見えるが重要であり、この点にこそ助成が必要。
- 中小企業の事業では、利益にならない商品開発は（すぐに売上げが見込みづらい商品開発）、社内の決済を得ることが困難です。しかし、いろいろとあったらいいな、あると喜ぶ人達がいると思えるものは、商品開発を日常行なう者は、多くの気づきがあるものです。世の中をもっと便利に、もっとみんなが幸せになれるものづくりを多くの企業が手がけられることは、大変うれしいことです。
- 助成金額が減っても、助成率を 100%に上げてくれたらとても嬉しい。
- 新しいアイデアで本当に必要性、市場性、価格の点で有効なものに関しては全額支給及び共同開発等など考いて頂きたい。
- 開発製品完成後は販売活動が必要になります。これに対する助成があればと考えられます。
- 資本の少ない中小企業の研修開発更に販売に関する支援・助成制度
- 東京都（中小企業振興公社）のニューマーケットへのビジネスナビゲータのような制度
- 福祉機器は目的別に少量多品種生産なので、もともと高額商品になる性格を持っています。一方で、必要とする人は購入費が経済的に負担になるので、リースとか、レンタル制度などを、あるいはその助成を図ってもらいたい。販売側がやるのは、資金的に大変です。また、補助金は、中小企業にとってはありがたい制度なので、個々の金額を減らしてでも、件数を大幅に増やしてもらいたい。優良な開発案件は、全額補助でもよいと思います。全額がいけないのであれば、90%補助、というのがあって、表彰してもよいと思

います。NEDO ノーベル賞。

- 支援の方法をもっと検討すべき。例えば、もっとたくさんのテーマを採択し、段階的に助成し、実用化に近づいている結果があればさらに続けたり、金額 UP し、実用性が低い場合は打ち切ればよいのでは。

【審査委員】

- ニーズがあり、実用化可能なレベルまで開発されているものに対しては、最後のフォローが大切である。技術面以外は、企業の自己努力が必要。
- 本制度では実用化への支援を行うことになっているが、実際、中小企業等が「製品」として売ることを考えるとその普及宣伝や、製品製造に係る賃金的支援も必要と思う。
- ①販売ネットワーク（販売店）の紹介　②商品化フォローアップ制度：デザイナーを含めた方達からのアドバイスや商品化のための制作費の助成
- 助成金事業。終了時点での製品の完成度が低いものが多い。
- 知識が無いので、お答えできません。
- 障害者ユーザーへの宿舎に関するコンサルティング・介護保険制度への参入、用具の選定、適合システム
- 福祉は個別対応のオーダー品が原点である。しかし何らかの量産あるいはイージーオーダーに乗せるためには、試作試用データの助成が必要。またマーケットの実態把握を少数精密調査でするための助成。
- 商品として流通しなくとも、必要な人に届くような助成（例えば補器具のような）、実用化できなくても毎年の HCR で展示ができるような助成。（欲しければ情報はある状況にするため）
- 医療・福祉現場での試用を積極的に促進する支援・制度が不足している。◎九州 NEDO は九州内の福祉業者に目を向けて支援を試みているが自由裁量権が狭く十分なコンサルタントができない。
- 関連技術を提供可能な大学、研究所などに関する情報を提供して両者のマッチングを行なう経済的なサポートも含めた制度の実現さらに、ユーザー団体（障害者、難病患者等）などに対するニーズ調査をサポートする制度の実現などを期待する。
- 製品化されたものを、ユーザーを直接結びつける“場”の提供、展示場、ショップ等、消費者や中間ユーザーが直接、製品を体感できる場を提供。
- 本制度に応募するケースではアイデアや技術があり、ニーズもとらえて、マーケティングもできるぐらいの力がないと採用までいきつかない。むしろこういう技術が開発されたが、これを販売に持っていこうという会社はいませんか、と助成付き応募をしてもいいのでは。外資製薬の薬をもらって国内販売する会社があるように。
- 多くの企業は中小であり、情報集収力、販売網を有していないことが多い。最終製品としてだけでなく販売にまでゆきとどく支援成度が必要、ただし、全助成テーマにまで適用する必要はないと思われる。

【ヒアリング】

- 本協会では毎年 1 回研究助成中の事業に対しヒアリングを行っている。15 人の委員の前で助成を受けている企業の人が進捗状況を説明し、アドバイスを委員から受ける。机上のプランで製作したものはできあがっても使えないことが多いので、本協会の制度では研究段階の初めから研究チームに福祉の専門家（OT（作業療法士）、PT（理学療法士）

等）をプロジェクトメンバーに入れることを義務づけている。

- フォローアップ制度は必要である。採択審査の時にやるといったことを、中間報告会では実際にはやっていないという開発者もいる。こういう開発者を指導するためには強力なアドバイザ制度が必要である。理想的なやり方は、1 年目に数十件採択して、少額の助成金を付ける。1 年後に審査して、助成件数を数分の一に絞り、2 年目は多額の助成金を付けるというやり方がよい。
- アドバイザ制度に関していえば、委員の先生への報告会は助成期間中は 4 ヶ月に 1 回位が望ましい。ただ、あまり回数が多いと説明資料の準備など事業者の負担が過重になる。フォローアップ制度で商品が売れるように目利きの人にアドバイスしてもらうことが望ましい。
- アドバイザ制度やフォローアップ制度があればありがたい。我々は採算を度外視してやっている部分もある。
- 審査員の方々の経歴や専門が報告者に事前に知らされていれば、報告者が質問をしやすい。
- フォローアップ制度は是非とも必要である。
- フォローアップ制度があれば活用させていただけると存じます。

⑪交付先選定のための審査を行う際、審査方法や制度の内容に関する NEDO からの説明・情報提供は充分でしたか。【審査委員 C4】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	交付先選定のための審査を行う際、審査方法や制度の内容に関する NEDO からの説明・情報提供は充分でしたか。 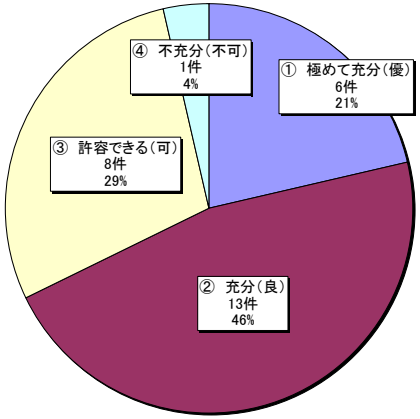

【審査委員】

- 不明、疑問がある場合は質問している。
- 採択されない・採択された理由を明確に公開すべき。

⑫審査委員の委嘱手続きなど、事務手続き面での NEDO の対応はいかがでしたか。【審査委員 C5】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	審査委員の委嘱手続きなど、事務手続き面での NEDO の対応はどうだったか。 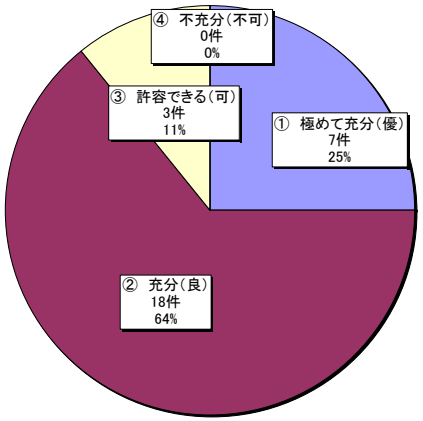

【審査委員】

- 印が必要な文書類以外はメールが使えると良い。担当の健康福祉室とは極めて良いコミュニケーションがとれたが、人事関係の処理がメールでできないのは、今後の課題と思う。

⑬審査手順はわかりやすかったですか。【審査委員 C6】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	審査手順はわかりやすかったか。 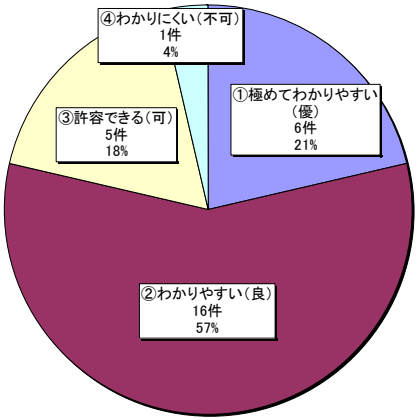

【審査委員】

- 最終的に採択された理由、採択されない理由を申請者、審査に関連した人に公開すべき。

⑭審査そのものは容易でしたか。【審査委員 C7】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	審査そのものは容易であったか。 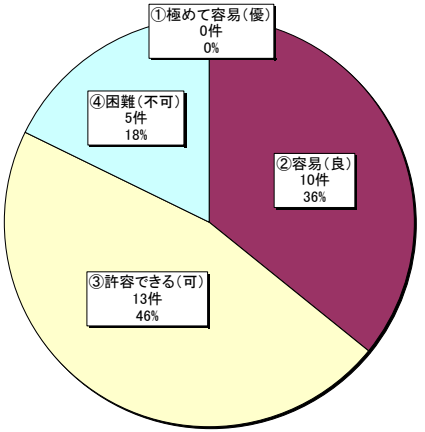

【審査委員】

- 申請書類に、審査基準に対応する内容が十分に明記されていない場合があり、評価が困難となる。
- 開発における困難度の評価がむずかしい、私自身全ての技術に精通している訳ではなく、評価が難しい案件もあった。
- 部分的に困難、特にその分野の知識やシステムの知識が乏しい場合は調べたり確認したりの時間が必要であった。
- 企業が本当にどこまでやるのかがわからない物が多い。大学、公的機関とのチームを説明する部分をより詳しく記述してほしい。そのような設問設定を増加させるか、欄を増加させる必要がある、
- ニーズはあるが、製品化（技術面で）が困難ではないかと思われる案件や、同じく、ある程度の売上げが見込めるのか疑問に感じられる案件等、審査項目毎の判定がアンバランスである時。
- 資料が多すぎて、読むのに難解でした。できれば要旨をまとめた総括表のようなものがあればと思っています。

⑮適切な審査を行うために充分な時間がありましたか。【審査委員 C8】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	適切な審査を行うために充分な時間があったか。 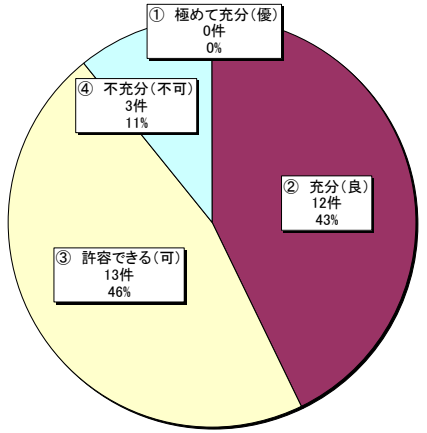

【審査委員】

- 時間的に分担して審査は難しい。集中して評価している。（日程調整をしているが）
- ケースによるが医療との連携が必要な場合もあるので、その余裕を！
- 今年度に関しては許容できる範囲でしたが短かかったです。評価には影響はありませんでしたが、事務局や委員会への補足資料となるデータ・資料の収集時間が不足しました。
- あと２週間ぐらい時間が欲しい。
- 申請書によっていろいろなので、適切な日数を算出しにくい、
- 3～4 週間位。
- 時期的に本務が多忙な時期と重なっている。他の時期（夏期など）に変更してほしい。
- 同じ２週間でも、今のテーマ数（１６～１８）の場合、土、日が２日ずつ欲しい。じっくり読んで、調べてコメントを書くための日数が、１回しかなかったため、時間が不足し、平日に残業してやった。

⑯貴殿に配分された審査対象テーマは、ご自身の専門分野と照らし合わせて、適切でしたか。【審査委員 C9】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	貴殿に配分された審査対象テーマは、ご自身の専門分野と照らし合わせて、適切であったか。 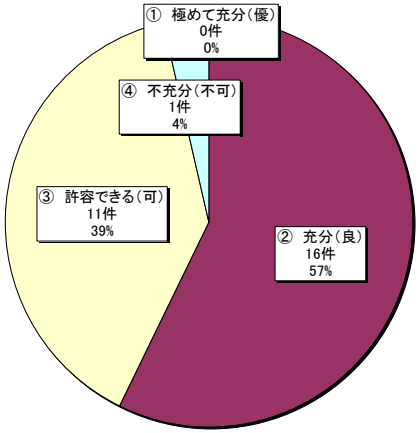

【審査委員】

- 具体的な内容は思い出せないが、例えば、ある福祉用具（システム）が高度な電子回路や情報処理技術を駆使している場合その基本技術が現在のその分野での技術レベルに照らして評価が難しい。
- 最も得意とする視覚障害、コミュニケーション・インターフェース技術が１件も配分されなかったことです。実際に配分されたテーマは十分許容できる（判断できる）テーマでした。
- １件、自分のやっていることとほぼ同じ申請があった。こちらからの情報提供もより詳しい方が良いのかも？と思っている、ちなみにその１件については辞退した。

⑰貴殿に配分された審査対象テーマの件数は適切でしたか。【審査委員 C10】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	貴殿に配分された審査対象テーマの件数は適切であったか。 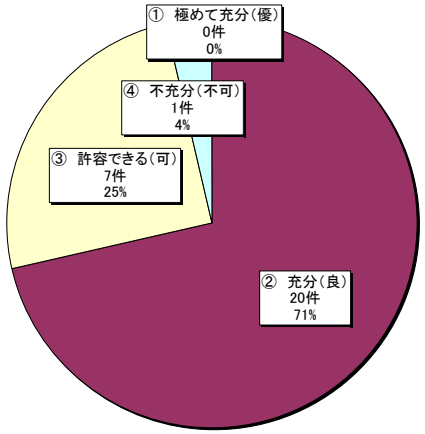

【審査委員】

- 問９に示した様なケースを含む場合はせいぜい１０件程度が限界と思う。
- ２０前後では、最大３０だと思います。少なすぎると全体のバランスもわからないので全応募の１/４～１/３が適切だと思います。
- もう少し多くても良い。
- 10～15 テーマ

⑱貴殿に配分された審査対象テーマについて、その申請者と貴殿の間に利害関係があったり、申請者と貴殿が知り合いであるテーマが割り当てられたことはありましたか。【審査委員 C11】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	貴殿に配分された審査対象テーマについて、その申請者と貴殿の間に利害関係があったり、申請者と貴殿が知り合いであるテーマが割り当てられたことはあったか。 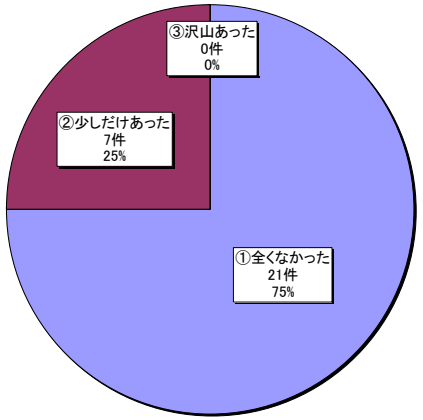

⑲審査委員のお名前を公表する方が良いとお考えですか。【審査委員 C18】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	審査委員のお名前を公表する方が良いとお考えか。 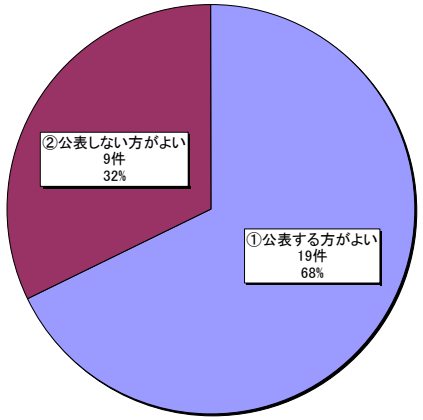

【審査委員】

①公表する方がよい理由

- 審査結果に責任を持つため。
- 所属と名前程度でしたら問題なし。
- 情報公開の時代なので、ただし申請者と審査委員との不適切な接触がないような工夫が必要
- 審査分野等は、公表しない方がよい
- 責任を持つ意味でも公表は当たり前。
- 審査の公表性を保つ上で必要。
- 情報公開が基本と思います。
- 公的資金を使った事業である為、情報公開は必要であると思います。また、応募者にとっては、審査結果に拘わらず、審査委員名の公表が以降の事業展開にとって、有益と思われるので。
- どのようなバックグランドを有する人々が審査しているのかを示し、国内での審査員のレベルを明確にするため。

- 責任がより鮮明になる。

②公表しない方がよい理由

- 申請者側からの質問やアクションが出ると困る。
- 審査という業務上、利害関係が生じにくい状況にしておいた方がよいと考える。（時代的に逆行するかもしれませんが）
- 特に必要性が無い。ケースによるが利害関係も生じる
- この審査は、最終審査へ向けた参考的な事前審査であり、同一案件を複数で審査していると聞いている。このため、公表は不要と考える。
- どちらでもよい。それぞれに長欠がある。
- 公表すると、その人に利害関係がからむ面有り。
- 審査される側は委員の名前より、審査の内容についての情報が知りたい。委員が著名であるかどうかは問題外だと思う。
- 権力に結びつきやすいので。

⑳採択されなかった申請者（企業等）に対して、評価結果をどのようにフィードバックすることが望ましいでしょうか。【審査委員 C21】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	採択されなかった申請者（企業等）に対して、評価結果をどのようにフィードバックすることが望ましいか。 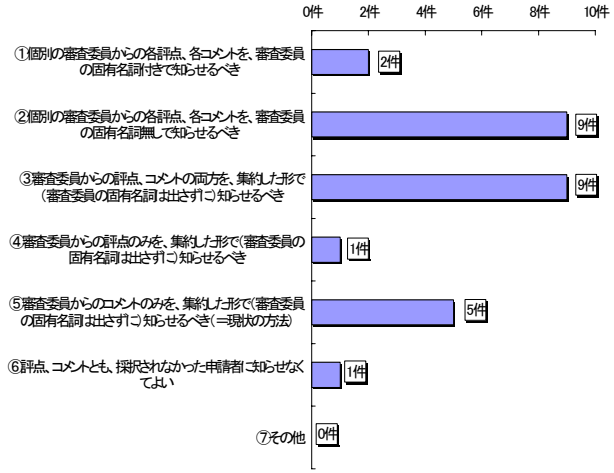

【審査委員】

- Ｃ２０と同様ですが、採択されなかった企業でも良いテーマに対してはアドバイザーを派遣し、よい物を作る援助があればと思います。

㉑本制度と他の類似制度（があれば、ただしテクノエイド協会の上記制度を除く）の間で、何らかの連携（あるいは統合）が必要とお考えでしょうか。
【審査委員 C27】

交付先企業	不採択企業	審査委員
なし	なし	本制度と他の類似制度（があれば、ただしテクノエイド協会の上記制度を除く）の間で、何らかの連携（あるいは統合）が必要とお考えか。 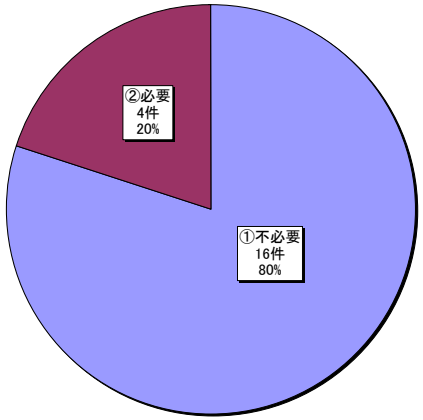

【審査委員】

- 類似の制度としてどんなものがあるかは分からないが、制度として類似していて、かつ、その目的も同じだとすれば、重複採択等は調整すべき
- 補助の対象や規模による住み分けをより明確にすべきではないか。
- 互いに Web などで情報（採択テーマ、金額、助成後の顛末）を公開する。

３．成果軸

①客観的にみて、本制度で開発された製品群は障害者・高齢者の QOL（Quality of Life：**生活の質）向上に役立っているとお考えですか。**
【採択 A42**】【不採択** B24**】【審査委員** C30**】**

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度で開発した製品群は障害者・高齢者の QOL に役立っているか。	**本制度で開発した製品群は障害者・高齢者の QOL に役立っているか。**	**本制度で開発した製品群は障害者・高齢者の QOL に役立っているか。**

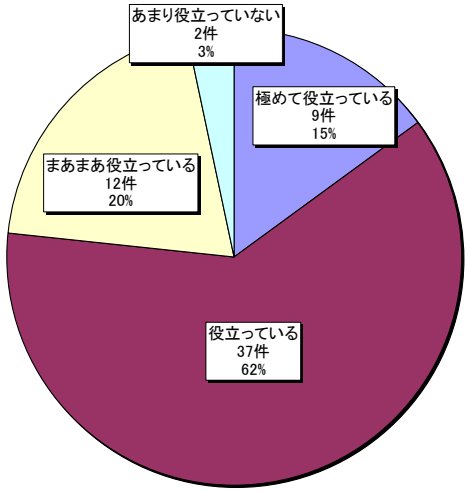

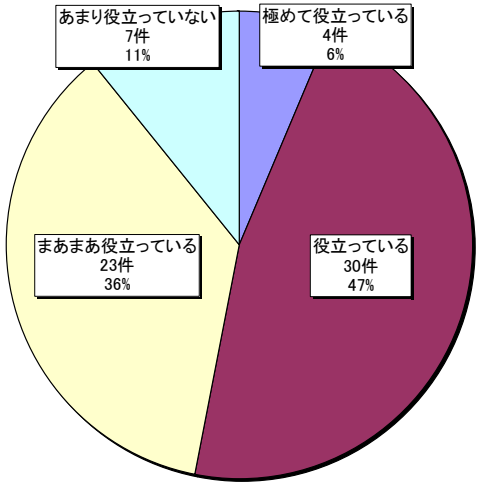

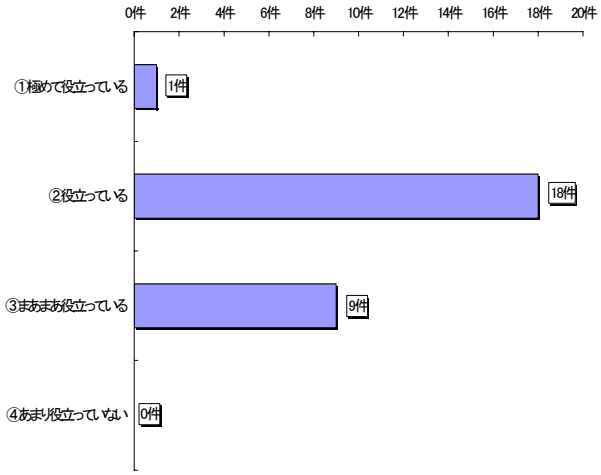

【交付先企業】
（肯定的記述）
- 製品として市場に流通しているものが多くある。
- 実際に市場に出ている商品（製品）を見て。
- 販売台数は少ないものの、確実にニーズがあり、毎年毎年、問い合わせが増加してきているので。
- 製品化され販売されている商品のほとんどが、補助金の助成を何かしか受けている。
- 技術開発の資金面で助かる

- 弊社の商品実用化により、「携帯型車椅子」というジャンルが市民権を得た。
- 実際に商品化され、多数利用されているものがある。
- こうした開発力が高齢者・障害者の生きる希望と夢をもたせられると思うから。
- ユニバーサルデザインだから。
- 開拓者精神に満ちたユニークな製品が多い。
- 障害の程度（レベル）に対応した幅広い製品群であると思う

（否定的記述）

- あまり明確な理由はありませんが、むしろ通信、バイオ、ナノテク等のように国家指針が見られないのでインパクトが弱い。
- 実際に商品化された物が少ない。
- 画期的なものが少ないように思う。
- 基本的な開発商品（なにもないところより開発）するには予算、期間が少い、短い。例えば；階段を車イスで、安全にスムースに自分で運転して、走行できる、商品開発には、予算、開発期間も短かった。

（その他の記述）

- 本制度だけに限らず、「福祉用具」全体として普及していない（良い物が少ない）。
- 少しは役に立っているが本当に実用化するためには更に大きな努力と資金が必要
- 審査員が現場をはなれた人が多い様に思う。現場サイドの人を選定するべき（例えば、大学の学長では、現場を知らないと思う！）。
- 役立っているというよりは役立ちそうだという感じです。ただ全体的にデザイン性の点でレベルが低い。
- 役立っていると思うが、実際の販売量や使用状況が分からないので答えられない。

【不採択企業】

（肯定的記述）

- 当社の歩行器は 100 万人以上が利用することになると確信している。

（否定的記述）

- 福祉施設等に訪問した時にあまり役に立つ製品がないと良く言われるし、私どもが見てももっと何らかの方法があると思われる製品が多い。
- 弊社は福祉用具のレンタル業をやっていますが、このような商品はお客様、ケアマネージャーからの要望がない。
- 既に市場において入手できるような商品もあり、又、一個人として買い求めたいと思う製品が少なく思います。
- 福祉用具に関してはその人に合ったものが少ないため。
- 個々の障害への対応が求められている中では必ずしも十分とは言い難い。又、価格的にも高すぎるものが多い
- あまり普及していないように思える。普及できなければ、役に立たない。

- QOL を重視した選定を行なっているのですか？
- （その他の記述）
- まだ特定の身障者向けが多いと感じられる。今後の高齢化社会に対応する、一般老人向けの製品の開発品が少ない様に思う。

【審査委員】

①の理由

- 製品として出ている物を知っている

②の理由

- 選択のない時代から、数種とはいえ選択できる商品群となったものもある。選択枝の一つとなっただけでも役立っている。
- 役立っている例を知っているから。
- いくつもあるが、特に、義肢の開発が障害者だけでなく、高齢者の外出の幅を広げているが、本制度の影響が高いと思う。

③の理由

- どの程度利用されているかのデータがないため、判断できない。
- 障害者用の支援機器は本質的に「誰にでも使える」ということは難しく、その意味で、ある程度、「特定の人のためのもの」にならざるを得ず、開発されたもので、万人の障害者の QOL 改善に役立つ訳ではない。
- この事業により開発、製品化された製品の多くが、現状では市場で十分に認知され、普及しているとは言い難く、必要な人のもとに情報が行き渡っていないと思われる為。（流通形態のまずさ）
- 高齢者に役立っている製品は少ない。

②客観的にみて、本制度は日本の福祉用具・機器産業の発展に役立っているとお考えですか。【採択 A43】【不採択 B25】【審査委員 C31】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度は日本の福祉用具・機器産業の発展に役立っているか。	本制度は日本の福祉用具・機器産業の発展に役立っているか。	本制度は日本の福祉用具・機器産業の発展に役立っているか。

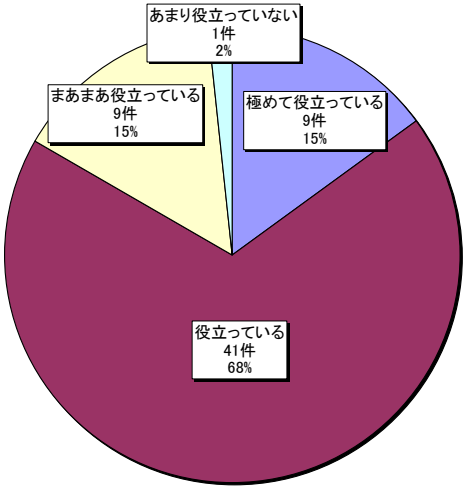

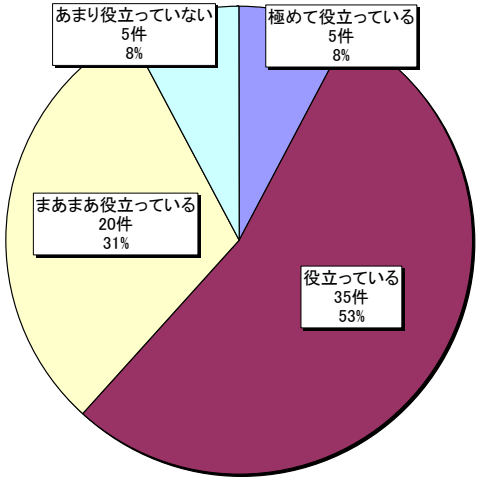

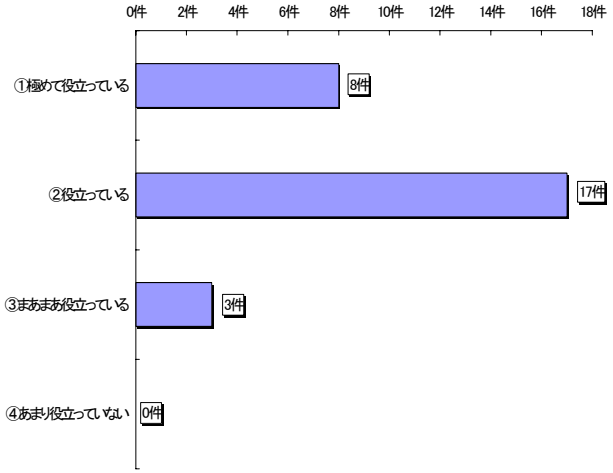

【交付先企業】

（肯定的見解）

- 開発参入の大きな力になる。
- 実際に市場に出ている商品（製品）を見て。
- 商品化の助成がない為。
- 製品化され販売されている商品のほとんどが、補助金の助成を何がしか受けている。
- 技術開発の資金面で助かる
- ニッチな製品が多く、開発費が十分に捻出できない。
- 福祉用具のメーカーは零細企業が多く、100%自己資金で開発ができるところが少ない。
- 福祉用具産業発展のきっかけ作りになっている。

- 助成制度がないと新規分野への進出が出来ない企業は多いと思う。
- パンフレットの製品を見て、売れているいないは別に有用である製品を見る事ができるから。
- 新しい研究開発のテーマに対して、資金の投入がしやすくなる。
- 実用化が難しいと感じる開発もあると思うが、実用化に向けた最初の一歩には必ずなっている。
- 本制度があるために、本気で開発しようとする意欲が湧き、開発スタートのきっかけともなる。
- 一部の産業には役立っていると思う。
- 業界は、案外せまい世界で、部品の調達、第三者評価先で競合会社と会う機会があり、情報交換・助言にめぐまれた。

（否定的見解は特になし）

【不採択企業】

（肯定的記述）

- 福祉用具に関しては必ずその用具に合う人は居るため

（否定的記述）

- レンタル業をやっていて、お客様からの要望がない。もっと開発視点を基本的に変えるべき。
- なぜ商品として成功しないのか。考えてみても良いのでは。福祉産業への貢献は、市場においての商品評価にしかず。

（その他の記述）

- 自社資金で行うような開発に資金（補助金）が出ている。もっと小企業に出すべき。
- 他社企業（S 製作所）の情報から判断した。
- 「物」が出来ても販路の確保が難しく、広く障害者や高齢者へ普及しない。ハード、ソフト、サービスの充実が必要になるのではと考えます。

【審査委員】

①の理由

- 問 29 と同じ理由（＝福祉用具は大きな利益を上げる産業に至っていない。したがって、製品開発への投資もリスクが大きい。国の支援が必要である。）
- 使用されている製品もある。

②の理由

- 企業は、本制度に採用される事を名誉と思っている。
- 国際福祉機器展で見る福祉用具の多くは本制度とは無関係に増えているが、研究成果の広がりを感じる製品も多く見られる。本制度があることは誰もが承知しており、福祉用具開発の牽引役を果している。

③の理由

- 本制度で開発される用具等が、「特定の人向け」になりがちのため、一つの産業に発展することが少ない。開発企業が中小の場合、それを普及する力も弱く、制度を運用する側も普及面でのサポートも必要なのでは。

③客観的にみて、本制度は開発された製品群の売り上げを通じて、日本経済に役立っているとお考えですか。【採択 A44】【不採択 B26】【審査委員 C32】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度は開発された製品群の売り上げを通じて、日本経済に役立っているか。	**本制度は開発された製品群の売り上げを通じて、日本経済に役立っているか。**	**本制度は開発された製品群の売り上げを通じて、日本経済に役立っているか。**

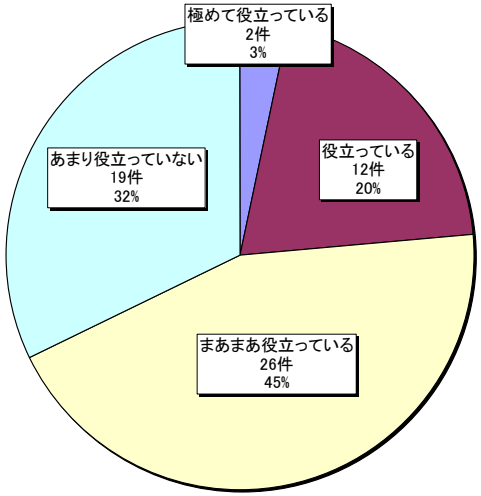

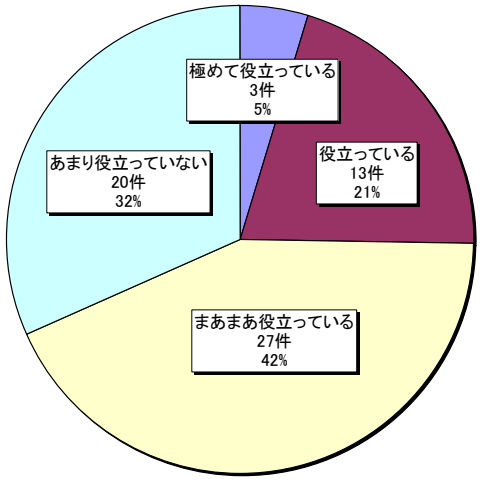

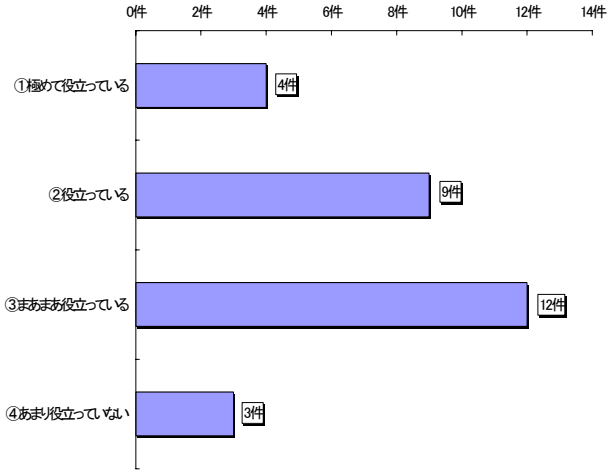

【交付先企業】

（肯定的記述）

- 国際福祉機器展を見ると、参加企業数、内容等、確実に市場が形成されている。
- 福祉機器の積極的な開発を促している。
- 弊社のように、福祉用具に縁の無かった会社にとって福祉産業への参入のきっかけとなった。
- 高齢者・障害者が自立すれば、消費する公的資金の減少が見込める。元気になり外出できた場合は、経済活動を行う。さらに仕事ができれば、税金を使う立場から、払う立場へと逆転する。
- 少なくともマイナスではないと思う。数多くの企業を巻き込む（協力を得る）ことができた。

（否定的記述）

（注：本制度への否定というよりも産業自体としての特性に関する認識も多い）

- 収益が上がるほどの売上が出ない。

- 日本経済の役に立つほどの開発品目の市場性が不明。
- 売上が少ないため。
- 本制度だけに限らず、「福祉用具」全体として普及していない（良い物が少ない）。
- 市場が小さい。
- あまりにもユーザー規模が小さい。
- 量販されそうなものが少ない。
- 社内外を見て、そう伺えるから。NEDO の制度が悪いわけではなく、福祉機器の商品についての認識が日本ではまちがっており、その影響で、日本経済には関係していないと思われる。
- 実用化に至っているテーマが割合少なく感じる。
- 研究開発ができても、確実に市場化がなされないと経済効果が出ないと思うから。
- ビジネスとして成功させるのが難しいのでは感じたから
- 実例をあまり知らない。
- 医療の様に強固な社会が形成され、良い意味でも悪い意味でも独立経済が成立する場合に比べて一部のメーカーを除いて流通が不利
- ただちに販売に結びつく客観的な根拠がない。

（その他の記述）

- 短期間で収益をめざすという業種、機器は「福祉用具」の中では、たいへん少ない。まさに「社会福祉制度」の一部です。よって、売上にあまり考えをシフトするのは、近年の悪い風潮だと考えます。
- もともと市場規模が小さいために、大企業などが本腰を入れない分野であったり、儲けが少ないため、このような制度があるのでは？

【不採択企業】

（肯定的記述）

- 役立つもので有れば本人のため、経済のためにも役立っていると思います

（否定的記述）

- 製品にまだ開発する点が多いのに製品化をしてしまっている。
- 開発商品が普及していない
- 内容ははっきり言えないが、レンタル業をやっていて、本記載の開発品は一度も要望されない。もっと別の所に現場の要望はあります。全部間違っています。
- 特殊物が多い
- 特定の身障者向けが多い。（例えば、ゲートボール的普及率にはなっていない。）
- マーケットが小さいし、流通するルートが発展していない
- そこまでの商品群ではない。大きく市場に出ているとは思えない。
- ①量産をめざすには真のニーズをとり込んだ製品が少ない②価格的にも恵まれた人にしか行き届かない→数が出ず経済刺激効果は少ないと考えます。

- 福祉機器のマーケットはまだまだ小さいのではないでしょうか？
- 市場規模がまだ小さい。
- ヒット商品が生まれていない。
- 役立っているという裏付がないので（本制度を利用したメーカーに聞いた話とて、売上まで寄与してないことをよく聞きます。）

（その他の記述）

- 売り上げ等が公表されていないので、わからない
- 福祉用具マーケットにおける割合からみて。※数値的にはわかりません。
- 現在、寝たきりにしておくことが経済合理性にかなっているから。
- ニッチ製品が多いと思われる→選定基準も売上を考慮した時には再考する必要有るのでは？逆に経済性はあまり考えない方がいいのでは。社会福祉の向上には役立っていると思う。
- 役立つことを願っておりますが、具体的には分かりません。
- 開発された製品群を見ると、実際に売れているのは、1/10 程度に思える。製品としてもともと不適切だと感じられるものも見受けられるが、製品の目的に合う対象者が少ないこと（これは致し方ないことです）が理由だと思う。幅広い製品群が望まれていると言うことでしょう。日本経済にはそれほど役に立つとはいえなくても、機器を利用せざるを得ない人には有効だと思いますので、制度は続けて拡充していただきたい。

【審査委員】

①の理由

- 福祉用具製作業者が活躍している。
- 福祉用具には、車や TV などの産業商品と違った見方が必要。本制度の様な助成がなって福祉用具産業は成長する。

②の理由

- 売上のない助成者もいるため。しかしそれを許容する制度でもあるべきだと思う。

③の理由

- 問 30 と同様に、判断データがないのでよく分からない。個々の企業の業績には影響を与えていると思われるが、日本経済全体に影響与えるほどの効果はまだではないか。
- 製品化→商品化されるまでの支援システムが必要。
- 福祉用具そのものが経済への影響が現状で少ない。もっともっと成長すべき。
- 判断が難しいが、国際福祉機器展などにおける動きを見る限りは顕著とは言えないまでも効果があると思われる。

④の理由

- 障害者向け製品はどうしても「すき間産業」的にならざるを得ない面があり、日本全体での経済的な寄与は難しいと思う。
- 福祉用具の市場自体が小さいため、現在のところ日本経済に影響を及ぼす程の力にはなっていないと思われます。
- 福祉用具で経営的に商売として成り立っているものはほとんど無い。法制度を含めて要改革。

④客観的にみて、本制度は、福祉用具・機器技術の高度化や他の周辺技術への技術的波及（応用・転用）など、技術的側面でどの程度役立っているとお考えですか。【採択 A45】【不採択 B27】【審査委員 C33】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度は、福祉用具・機器技術の高度化や他の周辺技術への技術的波及など、技術的側面で役立っているか。	本制度は、福祉用具・機器技術の高度化や他の周辺技術への技術的波及など、技術的側面で役立っているか。	本制度は、福祉用具・機器技術の高度化や他の周辺技術への技術的波及など、技術的側面で役立っているか。

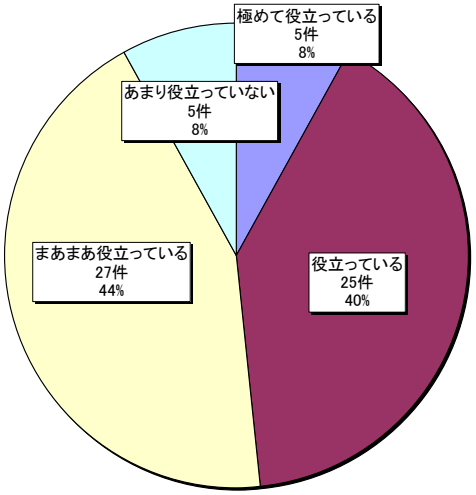

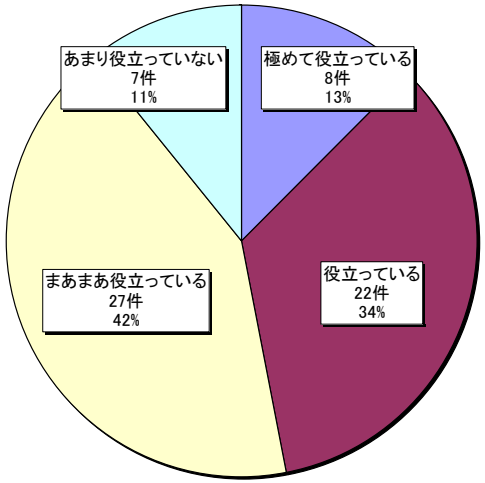

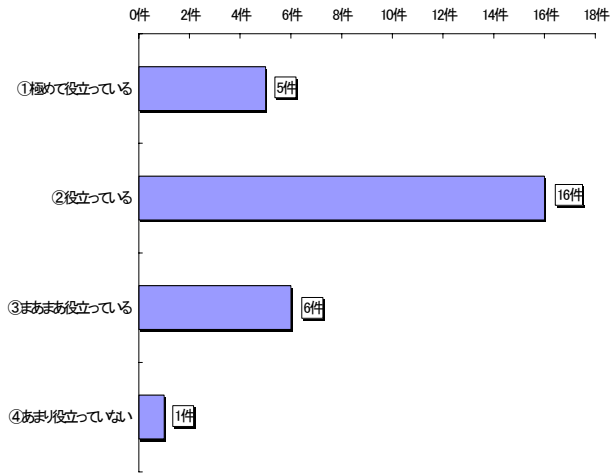

【交付先企業】

（肯定的記述）

- 応用、転用面で、まだまだ使える技術は有ると思われるが、応用、転用のヒントになっている。
- 技術的波及効果が大きい
- 助成事業で成功したマイナスばね定数変換機構は入浴の座位昇降等の用具に有効利用される。
- アイディアの具現化で役立っている。
- 助成が得られたことで開発した企業も多いと考えるから。
- 自社と他社を見て。一般工業分野や民生品の開発による技術が、NEDO 助成により、多く福祉機器開発に取り入れられてきている。民間企業だけではそれはなしえない。
- ヒントを与える開発が多い。

- 健常人へフィードバックできる商品、障害者・高齢者予備群への応用。
- 他から注目を浴びるため、社内的に活性化する。

（否定的記述）

- 汎用的な技術となりにくい。どうしても、障害者向の合せ込みのような技術となってしまい、既存技術の流用となってしまう。
- 一般的な異業種交流の範囲程度に感じる。

（その他の記述）

- まだこれからである。
- 福祉用具は、基本的に個別対応であるべき。

【不採択企業】

（肯定的記述）

- ロボット開発に影響する可能性がある。

（否定的記述）

- ハイテクを必要としないから
- 弊社の開発に、一つも役立つ要素を持っていない。
- 波及は少ないと思う。
- 規模が小さい
- 他の技術を福祉用具分野が受けているだけ。発信はしていない。

（その他の記述）

- 福祉用具の場合、その用具全てが合う訳には行かないため
- 同様な用具を各々の開発者（企業）の思いで作っている。→共同開発の旗振りを NEDO がとり、開発費の低減、開発製品のコスト、価格ダウンにつなげる方がベター。

⑤本制度は、貴社の技術力向上にとってどの程度効果がありましたか。【採択 A22】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度は、貴社の技術力向上にとってどの程度効果があったか。 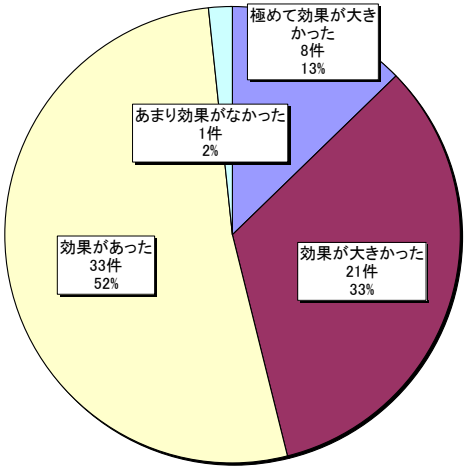 	**なし**	**なし**

【交付先企業】

（効果があった理由・状況）

- 独自では、市場化すら不可能だった。
- リスクを考え、取組まない。技術課題を実際に試す事が出来た。
- 新しい成形方法にトライできた。
- 評価技術、アッセンブリー技術の向上につながった。
- 今迄取り組んだことのない分野の開発に携れることができた。
- 航空業界と違い一般消費者の意向優先の技術思考向上に効果があった。
- FA 関係以外にも転用が可能であることが証明された。
- 技術者のレベルアップは大きい。
- 本助成対象事業の実用化が実現できなかったが過程に於いては当社の技術力向上に成果があった。

- 請負の加工が主体の社風の中で、自社商品の開発という技術力が向上し、大きな自信となった。
- 外注試作において、専門的なノウハウが習得できた。
- 全くの新規分野にチャレンジできた。
- NEDO 事業として、社会の注目が高まった。チャネル、人脈開拓に役立った。メーカーではないので、ものづくりの技術は低かったが、外注等も活用してその下地ができた。
- 福祉用具に関する工業的要素、知識が深まった。
- 本研究開発のおかげで、多くのデーターを得ることが出来た。外部の研究機関との面識が広がり、今後の開発への情報が入所できるようになった。思い切った開発に着手できた。
- 社員が誇りを持つことができた。社員の技術力・開発意欲が向上した。
- 試行錯誤ができた。その結果、絞り込みが適切にできた会社の費用では、試行錯誤が許されない時がある。

（効果がなかった理由・状況）

- 当社にとって実施したテーマは異分野だったため通常の予算枠では開発できなかった可能性がある。
- すべて保有している技術を利用した。
- 単年度で完結しようとしたため、研究時間にゆとりが無かった。

⑥本制度は、貴社の実用化（＝製品の販売）にとってどの程度効果がありましたか。【採択 A23】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度は、貴社の実用化（＝製品の販売）にとってどの程度効果があったか。 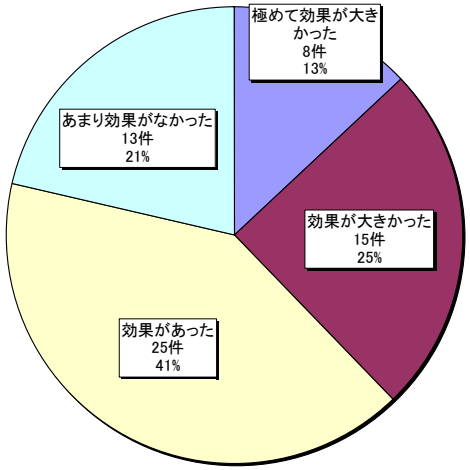 	**なし**	**なし**

【交付先企業】

（効果があった理由・状況）

- 助成期間中のアドバイスも良かったし、終了後のバックアップも年々良くなった（初めは、そうでもなかった）。
- 構想を具体化し、様々な問題点を実際に確認出来た点は大きい。
- 商品の品ぞろえとしての効果大。
- 急速なインターネット化により、通常の PSTN（電話回線）を利用した製品化は無理になってしまった。
- 事業化推進の効果あり。
- この開発品に対して各方面の方々から問い合せがあり、当社の福祉機器得の取り組みが少しは理解された。
- 助成金により開発商品の具現化が出来たので、量産のための予算獲得の役に立った。
- NEDO の助成があることで、商品への信用が高まった。

- まだ実用化、販売に致っていないが、商品化に向けての基礎部分の開発が行えた。
- 本開発商品に対しての関心度、信頼度、期待度が高くなった。

（効果が無かった理由・状況）

- 開発製品の実用化までは業界の違いを痛切に感じた。
- 商品化の助成がなかった為。
- 実用化の障害となる購入品の低価格化が実現できなかった為
- まだ商品化していない。
- 実用化に対する利便性を考慮する必要がある。
- 展示会では反応がえられたが、実際販売には至っていない状況からあまり効果としてはなかった。
- 販売に結びつくための商品開発にまで、完成度が至っていない。
- まだ事業化に向けた検討中のため、効果は出ていない。

⑦本制度を利用した実用化（＝製品の販売）はどのような状況ですか。【採択 A24】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度を利用した実用化（＝製品の販売）はどのような状況か。 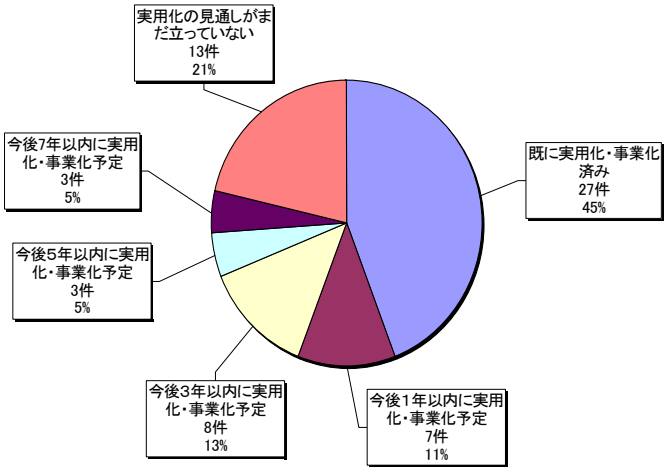 	なし	なし

【交付先企業】

（既に軌道に乗っているケース）

- 既に事業化し、開発商品の年間売上げ 23,000 千円。
- 99 年度実用化（2000 年 2 月販売開始）
- 急速なインターネット化により、通常の PSTN（電話回線）を利用した製品化は無理になってしまった。
- 製品の販売を行なっている。平成 11～12 年助成で、平成 13 年より商品の販売を開始した。「IT 車椅子を推進する会」を設立、大学、行政、企業に PR している。
- 何件か採択頂いており、最近の油圧制御下肢装具においては、大変な反響です。実際に機械的な開発ステップにおいては NEDO の助成金による成果が大きく感謝しています。
- H15 年 11 月末より販売を開始する予定です。
- とりあえず、完成した試作モデルの状態でマーケティング販売を行い、さらなる改良開発を加えて、本格的な事業化に入れようと思う。
- 年内には、販売開始予定。

（中間ケース）

- 技術は確立できたが、販路が当社にはない為、商社等との交渉中。
- 器機の機能面での問題が発生しており、この改良を実施中で実用化に手間取っている。
- 実用化のための利便性の改良、小型化、耐久性の確保が必要なため。
- 医療用具に該当するため国の承認許可が必要。現在噴射機（結晶セルロース）は申請中。実用化はできるようになったが、まだ事業としての採算がとれていない。研究開発としては十分とは言えないが、実用化しつつ、事業化の道を開く。
- 一応、実用化・事業化はいたしましたが、商品化については、物足りない点が残っており、さらなる改良を重ね、満足のいく形態にしたうえで、本格的な市場開拓に入りたいと考えています。
- いくつか解決しなければならない項目がある。自助努力して改善してゆく。

（うまくいっていないケース）

- 事業化したが、利益が出せる程ではなく、やむなく中止した。
- 製品化し、事業化を断念しています（事業部閉鎖）。事業としての採算を検討しましたが、トップの判断で中止となりました。
- 事業部とした採算ベースに乗るところまでは、難しい。
- コストと実用面でまだ困難な状況にある
- 実用化したが、あまり売れていない。
- 本業の懸案事項が山積のため、見通しが立たない。
- 不況のため。

⑧本制度は、貴社の売上高にとってどの程度効果がありましたか。【採択 A25】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度は、貴社の売上高にとってどの程度効果があったか。 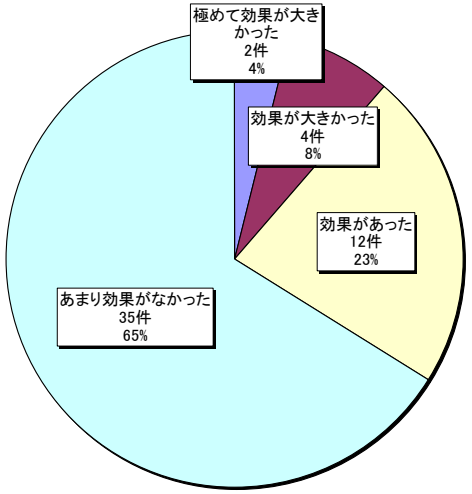 	**なし**	**なし**

【交付先企業】

（売上等にかなり寄与したケース）

- 試作等、モニター協力によって商品のアピールができたことによりシェーアーが広がった。
- 福祉関連企業とのつながりと、開発した製品のノウハウを生かし、他の製品化に応用出来た。
- 他部門の売上が大きく全体に及ぼす影響は小さい。それよりも、新分野に参入出来たことがメリットであった。
- 会社に対する信用力が向上し、他の商品の売上にも多大の貢献があった。

（売上げに若干寄与したが効果はさほどでないケース）

- 元々全社売上高に占める福祉用具等の売上高の割合が小さいため。補助金で開発した商品であるため商品価格を低くしたため。
- 売上げが少なかった。
- 販売台数が少ない。
- 予想したよりも、販売台数が少ないため、売上面で寄与しない。

- 研究開発としては成功したが販売量が伸びていない。
- 片側への体位支援のため、顧客のニーズに十分に応えた製品ではなかった（商品企画がまずかった）。
- 販売数量が伸び悩みの状況である。
- 機能性を優先したために、市場での価格が高いものになった。

（未実用化ケース）

- 製品として市場を見出せなかった。
- 急速なインターネット化により、通常の PSTN（電話回線）を利用した製品化は無理になってしまった。
- 商品化未定
- 実用化できなかった為
- 実用化していない為。
- 販路開拓が困難であった。
- 残念ながら、事業化には至らなかった。
- 未発売。
- まだ市場がない。
- 商品化は未だ。
- 販売していないので。会社そのものの広報、宣伝効果は高かった。（新聞、テレビ等の取材）
- まだ商品化していない。
- 開発中
- まだ本格的に売り出せていない。
- これから発売なので、まだ効果はわからない。
- 実用化がまだである。
- 実用化に至っていないため。
- 販売に至ってない為。
- 製品化がまだされていないから
- まだ、販売開始していないので何とも言えない。
- これから。
- 実用化した製品の販売を、まだ、開始していません。
- まだ売っていない。
- これからの対応。

- 現在、未販売の為、不明。
- 実用化前の段階であり、売上高は問えません。
- 未だ販売していない。
- まだない。

【ヒアリング】

- 一般的に本制度の製品が売れ行きに貢献しなかったというアンケート回答が多かった理由としては価格設定を誤ったのではないか。本当にその商品を欲しいと思っている人にいくらなら購入されるかを聞いて、マーケティングを行ってその商品を購入する人数を予測する。そうして商品性を見極めて適正な価格を設定する必要があるのに、これが実施されなかったのではないか。
- 応募書類に書いた販売予想通りには売れていないが、最初に作ろうと思った数量よりは売れている。在宅の人でも購入できるように低い価格に設定したので、売れているのだと考える。病院で購入する人からは「安いね」と言われるが、在宅の人やヘルパーの人には「高いね」と言われる。将来的には売り上げが伸びると予想しているので、今手作業でやっている部分を機械化する装置を開発中である。マーケティングについては、いろんな福祉関係の展示会に商品を出品して PR をしている。
- 数量的な問題がある。例えば、金型を作っても償却代が一個当たりかなり高くなるので、価格が高くなってしまい、売れ行きが健常者向け製品に比べてよくないのではないか。健常者向けの製品と同じ流通ルートにのせることが出来ないことも多く、そのために売れ行きが悪いのではないか。

⑨本制度における研究開発の過程で出願・取得された特許・実用新案・意匠の件数と、代表的な特許・実用新案・意匠の概要をお教えください。なお、助成期間中だけでなく、助成期間終了後も含めてお答えください。【採択 A27】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度における研究開発の過程で出願・取得された特許・実用新案・意匠の件数と、代表的な特許・実用新案・意匠の概要をお教え下さい。なお、助成期間中だけでなく、助成期間終了後も含めてお答え下さい。 ・特許　出願　計 66 件（うち海外計 6 件）、　登録　計 11 件（うち海外計 2 件） ・実用新案　出願　計 7 件　　登録　計 0 件 ・意匠　　出願　計 4 件　　登録　計 3 件	**なし**	**なし**

【交付先企業】

- 形状記憶合金を織物として利用した体圧分散機構
- CD 再生機の基本特許
- 縫製方法
- 車両本体側から延設された支持部材に取り付けられたミラー取付け軸にセンサ用ブラケットを介して取り付けることにより、ミラー取付け軸に作用する下向きのモーメントが、できるだけ小さくなるように構成した。
- 1.熱転字方式での点字形成。2.盲人用点字装置。
- 内圧調整バルブを備えたクッション

- 特許申請したが許可されなかった。
- 片手機能障害者が、健常者と同じように、食事ができるようにすること。
- 介護用シャワー装置
- 携帯型車椅子の折り畳み機構
- 車椅子ナビゲーション地図の作成。その地図に基づくナビゲーション。
- 特許は審査中です。その他「ユニビークル」は和文、英文での商標登録を完了しています。
- 長下肢装置、短下肢装置。
- 商標登録「hisplan（ヒズプラン）」
- 駆動部：平行二軸駆動装置
- 材料の形状・組成、および他の既存の材料との組み合わせによるマットの開発
- 開口器に照明機能がついた。
- GPS を用いた案内装置およびその装置を用いた案内方法。
- 特許特願 2003-138728：治療用プロテクター、特許特願 2003-138729：彩型および彩型方法

⑩本制度における研究開発の過程で投稿・発表された論文等の件数と概要をお教えください。なお、助成期間中だけでなく、助成期間終了後も含めてお答えください。【採択 A28】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度における研究開発の過程で投稿・発表された論文等の件数と概要をお教え下さい。なお、助成期間中だけでなく、助成期間終了後も含めてお答え下さい。 ・学術雑誌等への学術論文の投稿　計 31 件 ・その他の文献（総説、記事等）の発表　計 59 件 ・学会やセミナー等での口頭発表　計 94 件	**なし**	**なし**

【交付先企業】

- 機械学会・リハエ学シンポジウム
- （CSUN）で発表視覚障害者関連のコンファレンス
- 情報処理学会　音楽情報処理研究会　第 36 回研究発表会「点字楽譜・学習・作成ソフト"B ’ Score（びーすこあ）"について」、アサヒパソコン 2003 年 7 月 1 日号「楽譜点訳にもっとソフトの活用を」
- リハ工学カンファレンス
- 社団法人自動車技術会学術講演会前刷集 9761977-10CCD：距離センサから出力される二次元の距離データを用い、書く処理段階で距離データに重み付けを行なうことで信頼度の高い物体認識ができる。
- 上肢保持用機器バランサーⅡの開発（第 13 回リハ工学カンファレンス：1998）・上肢保持用機器バランサーⅡを用いた自立支援法（第 15 回リハ工学カンファレンス：2000）・上肢保持用機器バランサーⅡを用いた自立支援法（第 2 報）（第 16 回リハ工学カンファレンス：2001）

- 弊社自体では、発表していない。但し、外部の研究者の方が、10 件程度発表している。直近では、千葉大学の先生が電気学会に論文を発表（EMU を利用した研究テーマ）。
- 携帯車椅子の開発の経緯
- 日刊工業新聞での新商品の販売記事、リハ工学学会での評価発表
- A Navigation System for Wheel Chairs(Industrial Robot)
- 静岡県「ユニバーサルデザイン推進講座」にて開発プロセスの紹介（2001、2002 年の 2 回）
- 日本義肢装具学会学術大会、リハビリテーション工学カンファレンス、PT ジャーナル、日本機械学会誌。それらに、高齢者用車いす「ひなたぼっこ」、「油圧制御下肢装具」の機構開発過程、臨床評価、適応範囲など数多く発表講演、全ての論文末には「本開発には NEDO 開発助成金により…」明記。
- 共同研究者が結果等をまとめて発表。
- 膝関節伸展補助装置を備えた長下肢装具製作の試み。
- 第 16 回リハ工学カンファレンス「車椅子に適応した体に負荷のない衣服の開発」第 17 回リハ工学カンファレンス「ご自身の写真 4 枚から作成が可能になった車椅子使用者のファッション衣服」
- 第 16 回リハ工学カンファレンス“ 車いす用多目的かごの開発 ”（現状問題点、構造、動作解析、使用場面例等の発表）
- 経済誌「フォーネット」、業界誌「住宅九州新聞」
- 最適な形状にしたプロセスと、体圧分散の実際。

⑪本制度を利用することにより、直接的な成果以外の面で、どのようなメリットがありましたか。【採択 29】

交付先企業	不採択企業	審査委員
本制度を利用することにより、直接的な成果以外の面で、どのようなメリットがあったか。 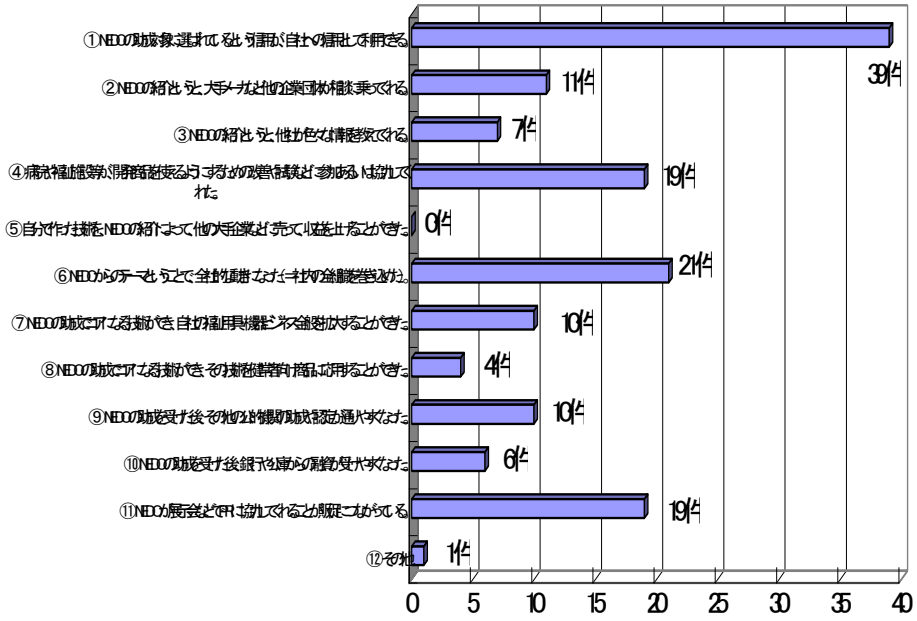 	なし	なし

（3）ヒアリング調査結果

今後に対する提言に関するヒアリング調査結果

＜総括＞

Ⅰ．少し不自由な高齢者について

１．少し不自由な高齢者に制度適用対象を拡大することには賛成の意見が多いが、市場原理に任せればよいという意見も有

２．少し不自由な高齢者の社会参加を促すには政府による社会インフラの整備が重要

３．支援機器による高齢者および障害者の就労支援は社会の負担を軽減する鍵

Ⅱ．公募方式について

４．現在の公募方式では、きめ細かいニーズに即した製品開発ができない面もあることから、今後、幅広いニーズに対応した製品開発を行うにはニーズに絞り込んだ指定課題方式の採用も検討すべき

５．メーカーは自社にとって核心的な技術課題については応募しない傾向があり公募方式だけでは真の技術開発を行うことは難しい可能性がある

Ⅲ．流通について

６．標準化は製品の流通促進の前段階として重要

７．福祉用具の流通産業を特別視せず、普通の流通システムの中に溶け込ませることが重要

８．福祉用具とよぶと普通の人が使ってはいけないような印象を与える可能性があるため、流通を発展させるためには福祉用具に対する従来のイメージを取り払う方策を検討することが重要

Ⅳ．プロジェクト運営について

９．研究段階の初めから研究チームに福祉の専門家（OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等）をプロジェクトメンバーに入れることが必要であり、専門家等をアドバイザーとして派遣するようなスキームを考えるべき

１０．アドバイザ制度に関していえば、委員の先生への報告会は適切なアドバイスを適宜もらえるよう助成期間中は４ヶ月に１回位が望ましい

１１．中間報告会で審査員の方々の経歴や専門が事業者に事前に知らされていれば、事業者が審査員に適切なアドバイスを受けるための質問が出しやすい

Ⅴ．本制度の成果および波及効果について

１２．本制度により開発された製品の市場性に問題が多いとの指摘があった。これは事業者の価格設定等のマーケティング能力の問題が考えられる。

１３．本制度の成果には、産業を活性化させるという波及効果が有

Ⅵ．その他

１４．医療で救えなかった後遺症のツケは福祉に回ってくるので、医療と福祉の連携の一層の推進を検討することが重要

１．福祉に係わる財団
日時：2004 年 10 月 20 日 13：30～15：00

ポイント
・少し不自由な高齢者には「虚弱老人」が該当する ・少し不自由な高齢者に制度適用対象を拡大することに賛成 ・公募方式は不十分であり、指定課題方式で補完をすべき ・標準化は流通産業の発展の大前提 ・研究段階の初めから研究チームに福祉の専門家（OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等）をプロジェクトメンバーに入れることが必須

１．福祉用具実用化開発推進事業の関係機関（テクノエイド協会等）や類似の他制度との連携・調整体制は適切であるか。

平成 5 年に福祉用具法が厚生省と通産省の両方から提出され、制定された。7 条ではテクノエイド協会が法人として指定され、20 条には NEDO が指定されており、両者の連携が基本にあることがわかる。当時、老人が老人を介護する（老老介護）社会が到来することがわかっていた。当時は福祉用具という言葉がなく、福祉に係わる用具は呼び方が統一されていなかったが、これを機に福祉用具という言葉が定着した。

テクノエイド協会、NEDO それぞれ研究開発委員会を設置し、応募者の審査を行っている。審査の際には NEDO の委員会にテクノエイド協会の人がオブザーバーとして参加し、テクノエイド協会の委員会にも NEDO の人がオブザーバーとして参加しており、このようにして連携を取っている。

また、テクノエイド協会の研究助成応募書類に他制度の活用状況を記入する欄を設けており、NEDO や他の制度の支援状況がチェックできるようになっており、二重助成の発生を防止している。

２．少し不自由な高齢者の定義について

「虚弱老人」が該当するのではないか。虚弱老人とは、心身の障害または疾病等により、移動、入浴等の基本的な日常生活動作について、必ずしも介護を要する状態ではないが、一人で行うには困難が伴い、または相当時間がかかる人のことをいう。

３．少し不自由な高齢者に本制度の適用対象を拡大することの是非について

福祉用具の定義が生活に不自由している人の機能の補完を意図しているので、テクノエイド協会の開発助成事業では特に、適用対象を限定していない。少し不自由な高齢者に本制度の適用対象を拡大することは積極的に実施するべきではないか。

４．少し不自由な高齢者の QOL の向上のため政府がすべきこと

現在すでに、政府でゴールドプランが実施されており、老後の生活に希望が持てるように政策が行われている。この政策は十数年前から行われている。

５．福祉用具実用化開発推進事業の公募方式の是非について

良いアイデアをもっている研究者が助成事業を知らないで、企業とタイアップして製作するところまでいっていないケースはあるかもしれない。テクノエイド協会では平成 14 年度から指定課題方式というやり方を始めた。毎年、150～160 件の応募がありその内約一割を採択している。しかし、例えば排泄に係わる分野のように全く応募がない分野がある。こういう分野を応募状況を見て探し出して課題として指定して、その課題に関連した企業に声をかけ、研究会に参加してもらいケアマネージャーや利用者サイドの人と生活上どういうところが既存の福祉機器では不十分なのか討論をしてもらう。この討論を踏まえて、各企業に研究開発要望書を作成してもらう。これを審査していい案件を採択する。まだ始まったばかりであるが、利用者のニーズをよく反映した製品ができつつある。

６．福祉用具実用化開発推進事業の成果としての QOL 向上を測る方法・指標は何か

日常生活を円滑に行えることになるのが QOL の向上である。さらに、QOL が向上すると就労可能なレベルとなる。

７．障害を持った人（フィッティングにより量産品が使える伝統的な障害者）の QOL の向上のため政府がすべきこと

内閣府に障害者施策推進本部が設置されている。これには十数省庁が参加している。これは昭和 56 年、国際障害者年に設置されたものである。給付事業としては「補装具給付事業」や「日常生活用具の給付等事業」が行われている。具体的には、電車では聴覚障害者のため、駅名を表示する電光掲示板が導入されているし、車椅子のためのスペースが或る車両が増えており、駅施設の環境整備が行われている。東京都で駅ホームまで車椅子で行けない駅はほとんどない。

８．特殊な障害を持った人（福祉用具の個別設計が必要な人）の QOL の向上のため政府がすべきこと

補装具給付事業においてオーダーメードの福祉用具についても給付の中で面倒を見ていく仕組みができている。また、このレベルの障害になると住宅の改修が必要となるが、住宅回収資金を安い利息で貸す制度や資金を一部補助する制度がある。しかし、これらの施策は十分とは言えず、支援をもっと拡大して欲しいという要望もある。

９．ユニバーサルデザインに対し政府がすべきこと

経済産業省の中で、統一性のある進め方を指導していくことが望ましい。全国で統一性を持たせたデザインを決めていくことが非常に重要である。

１０．福祉用具実用化開発推進事業においてアドバイザ制度、フォローアップ制度の必要性について

テクノエイド協会では、毎年 1 回研究助成中の事業に対しヒアリングを行っている。15 人の委員の前で助成を受けている企業の人が進捗状況を説明し、アドバイスを委員から受ける。机上のプラ

ンで製作したものはできあがっても使えないことが多いので、テクノエイド協会の制度では研究段階の初めから研究チームに福祉の専門家（OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等）をプロジェクトメンバーに入れることを義務づけている。

開発した商品については利用者に情報の提供が必要になる。この商品情報についてはテクノエイド協会のホームページで福祉用具情報システム（TAIS）事業というのを行っており、これに商品情報を登録すれば、みんなが福祉用具に関する情報を知ることができる。これがフォローアップ制度と言える。

テクノエイド協会の制度では、介護保険の適用品目でなくても、積極的に開発を行っていくスタンスを取っている。介護保険の適用品目が増えると保険料が高くなるので、バランスを取る必要がある。

開発してできあがった製品を本当に使えるものか全国 66 箇所の指定施設でモニターすることができる。モニター協力者には 100 万円を限度としてお礼をしている。お礼の半額はテクノエイド協会から出して、残りの半額は企業から出している。このモニター制度を NEDO も利用できないかという話があり、検討中である。これには、例えば、モニター中に事故が起きた際の補償の問題等がある。

１１．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか

部品等の標準化が進めば、部品管理がスムーズに行き、例えば、九州で故障が起こっても、東京から修理する人が現地に行かなくても、標準化された部品を送るだけで問題が解決する。これにより、流通産業も健全に発展していくと考える。

JIS 規格では、規格があっても適合検査をするところがなかった。今後は新 JIS 規格に移行することにより、検査態勢が整うことになるだろう。将来的には、TAIS に商品を登録する段階で JIS に適合しているという証明書の提出を義務づけるようになり、これにより安全性も担保されるようになるだろう。

２．大学関係者

日時：2004 年 10 月 26 日 14：00～15：00

ポイント
・「少し不自由な高齢者」は病気やけが、高齢化などで機能低下はあるが、障害者手帳を申請する気にはならない高齢者のこと ・少し不自由な高齢者に制度適用対象を拡大することに賛成 ・UD については政府は交通整理をすべき ・少し不自由な高齢者の社会参加のため政府は社会インフラの整備を ・医療で救えなかった後遺症のツケは福祉に回ってくる

１．少し不自由な高齢者の定義について

障害者手帳を持っているか、それと同等の機能障害を持つ人が福祉用具実用化開発推進事業の今までの適用対象と理解している。「少し不自由な高齢者」は病気やけが、高齢化などで機能低下はあるが、障害者手帳を申請する気にはならない高齢者のことであろう。

２．少し不自由な高齢者にまで福祉用具実用化開発推進事業の適用対象を拡大することの是非について

適用対象を拡大することは良いと考える。厚生労働省が給付対象を拡大するということなら、金銭的な負担が拡大するのでためらいがあるが、開発ということであればそれを支援する政府の施策は重要であると思う。便利で良い商品が開発されれば、少し不自由な高齢者は伝統的な障害者よりも数が多いので経済効果も大きいであろう。

３．少し不自由な高齢者の QOL の向上のため政府がすべきこと

交通バリアフリー法、ハートビル法などの推進。つまりみんなが共通に使う社会のインフラを整備することにより、障害者も一般の人も一層の社会参加ができることが重要である。IT の整備により家にいながらも豊かな生活ができるようにすること。日本を代表する東京駅さえも普通の人と同じように車椅子の人が使えるようにはなっていないようである。

４．障害を持った人（フィッティングにより量産品が使える伝統的な障害者）の QOL の向上のため政府がすべきこと

すでに、政府によりやられている。個々のリハビリテーションセンターでも取り組みがなされていると思う。しかし、足りないことは福祉用具のフィッティングができる人がきわめて少ない。ケアマネージャーは文系の人がほとんどであり、機械のことがあまりわからない。それでいて、ケアマネージャーのような中間ユーザーと呼ばれる人達が、福祉用具を選ぶ決定権を持っていることが多い。従って、ケアマネージャーの資格試験の中に福祉用具に関する試験科目を入れるようにすることが一つの方策である。あるいは、福祉用具を扱う資格を新設することもよいのではないか。

ケアマネージャーは新しい職業なので、福祉用具に関する新しい要求を柔軟に取り入れるのに適

している。理学療法士の場合は、歴史が古く、治療体系が確立しているので、新しい要求を柔軟に受け入れることが難しい。

５．特殊な障害を持った人（福祉用具の個別設計が必要な人）の QOL の向上のため政府がすべきこと

その人の特徴に合わせて機器を作る必要がある。そのさいに必要となる技術領域には二つの場合がある。

①既存の技術を組み合わせて、テクニシャンで対応できる技術領域
リハビリテーション工学協会

②やや基礎研究の要素も入って、新しいシステムを作る研究が必要な技術領域
ME（medical engineering）学会、ライフサポート学会、生活支援工学会

①と②を車の両輪のようにバランスよく支援して発展させていく必要がある。

６．ユニバーサルデザイン（UD）に対し政府がすべきこと

UD の規格をきちっと政府が指導して作るべきである。しかし、認定制度をつくり政府が規制をしすぎると、その分野の成長を妨げてしまうので、認定制度までは作る必要はない。しかし、UD の商品を使って人がけがをする場合の補償の必要性等の問題を考えると、特に安全性に係わる規格については政府が注意を払う必要がある。政府が交通整理をする必要がある。

使い方を間違っても事故につながらないような規格にする必要がある。

７．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか

インターネット上やコンビニで簡単に検索して見ることができる福祉用具のデータベースシステムを整備するべきだ。そうすれば、メーカがカタログを置いておく必要もなくなる。また、政府がテレビで福祉用具の紹介をするのも方策の一つだ。データベースは具体的には、フォーマットを決めておいて、業者に各製品のファイルを送ってもらう。それを掲載するが 1 年経ったら削除する。毎年新たにファイルを送ってもらうようにする。

８．アドバイザ制度、フォローアップ制度の必要性について

必要である。採択審査の時にやるといったことを、中間報告会では実際にはやっていないという開発者もいる。こういう開発者を指導するためには強力なアドバイザ制度が必要である。

理想的なやり方は、1 年目に数十件採択して、少額の助成金を付ける。1 年後に審査して、助成件数を数分の一に絞り、2 年目は多額の助成金を付けるというやり方がよい。

９．その他

医療は命を救うが後遺症は仕方ないという立場である。医療で救えなかった後遺症のツケは福祉に回ってくる。福祉の問題を福祉の中だけで解決することはできない。医療分野で福祉の問題を解決することも必要である。たとえば、生まれてしまえば障害者になってしまう胎児を、生まれる前

に医療で障害を治療してしまう医療技術の開発が重要である。

介護はその人の生まれ育った環境と密着している。特に高齢者はその国の伝統に深く染まっている。従って海外から低賃金の労働力を導入して異文化の外国人に介護に当たらせることには大きな問題があり、その代わりに福祉機器開発をして、機械に介護に当たらせた方が方向性としては正しいと思う。

３．福祉に係わる企業１
日時：2004 年 10 月 21 日 15：00～16：00

ポイント
・少し不自由な高齢者の定義は介護保険の「要支援」の段階の人 ・少し不自由な高齢者に係わる福祉機器は市場原理に任せて、制度適用は不必要 ・支援機器による高齢者および障害者の就労は社会の負担を軽減する鍵となる ・メーカーは自社にとって核心的な技術課題には応募しないので公募方式には問題が多い ・福祉用具の流通産業を特別視せず、普通の流通産業の中に溶け込ませる

１．少し不自由な高齢者の定義について
厚生省に「介護予防」という発想がある。なんとか自立できている人が全面的に介護が必要な要介護者にならないように予防をすることが重要であるという考えである。経済産業省も健康に比重をおいた発想になりつつあるようだ。健康福祉機器を人が使うことにより、重度の要介護者を増やさずに済むだろう。また、重度の要介護者の分野はビジネスとして儲からない。
少し不自由な高齢者の定義は介護保険の「要支援」の段階の人や、厚生省の判定基準で言えば、寝たきり度 J1、J2 の人のことではないか。
J-1：何らかの病気や障害があるが、日常生活に支障はなく、交通機関を利用して外出できる。
J-2：何らかの病気や障害があるが、日常生活に支障はなく、隣近所へなら外出できる。

２．少し不自由な高齢者に福祉用具実用化開発推進事業の適用対象を拡大することの是非について
少し不自由な高齢者の用いる機器は、福祉用具という枠の中で考えるより、むしろ普通の商品として「元気高齢者」をターゲットにしたものづくりを考えるべきである。本制度の枠内でするべきことではないと考える。以前は、要介護者が増え、少子化や女性の社会進出でその人達の面倒を見る人的パワーが不足するという予想のもとで、不足する人的パワーを補完するものとして福祉用具を作らなければいけないという意見が主流であった。しかし、少し不自由な高齢者については介護に必要な人的パワーが必要なわけではないから、本当の福祉用具が必要なわけではない。対象を拡大することを否定するわけではないが、市場原理に任せておけばよい領域かもしれない。

３．少し不自由な高齢者の QOL の向上のため政府がすべきこと
交通バリアフリー法、ハートビル法、JIS Z8071（ISO/IEC Guide71）などの推進。これにより少し不自由な高齢者が町に出て一層の社会参加が可能となる。就労も可能となる。生産性のない遊びに係わる福祉用具を開発するより、就労を支援する福祉用具を開発するほうが重要ではないか。就労することにより、要介護の人を支える側に回ることになり、他の就労者の介護者を支える負担を軽減することにもなる。

４．福祉用具実用化開発推進事業の公募方式の是非について
公募するだけでなく、今年から 3 年は移動に係わる機器とか、テーマを決めてやるとよい。今の

ままでは、雑貨が蓄積していくだけである。重点テーマを決めたり、優先順位をつけて実施していくことにより、構造的にきれいな福祉用具の体系的ピラミッドができることになる。

会社でものを作るときには会社に脈々と流れている会社の保有する技術を用いる。そういう技術をベースに新しい商品が出てくる。会社の幹となる技術を用いた商品を作るときに、ノウハウが流れるのを防ぐために、公募には会社は応募しないだろう。メーカーのコアコンピタンスとなる技術をベースとした商品は公募では開発されない。公募によって、企業のコアコンピタンスとなる技術が移転され社会に普及することはないだろう。

５．福祉用具実用化開発推進事業の成果としてのQOL向上を測る方法・指標は何か

健常者のレベルまで身体能力が向上することは、QOL の向上といえる。さらに、レベルが上がれば、就労が可能なほど身体能力が向上する。「寝返りがうてるか」、「一人で水が飲めるか」といったチェック項目をもうけて、QOL の向上を測定するコンピュータプログラムの開発は可能であろう。

デザインが向上したかということは測るのが困難である。これと QOL の向上を測定することは似ている。デザインも福祉用具の QOL の中に含まれている。売れる商品はいいデザインの商品だという考え方もある。

福祉用具の真の評価は身体能力、住環境、家庭の経済力、家族の介護パワー、介護される人の価値観等が複雑に影響して決定される。客観的判断は難しい。主観的ファクターが入ってくる。

福祉用具の事後的評価のデータベースの充分な蓄積があれば新商品の QOL 向上の販売前の事前評価は可能である。

福祉用具では、たとえ売れても使用されていないものが多い。例えば、ポータブルトイレは売れてはいるのだが、半分も実際に使われていない。販売データが一人歩きしている。

６．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか

福祉用具を特別な商品として扱うのではなく、普通の生活用品と一緒に扱えば問題は解決する。福祉用スプーンはデパートのスプーン売場の中に、車椅子は自転車ショップにというように、普通の商品の流通経路にのれば問題は解消するのではないか。製造側も普通のメーカーが福祉用具を開発すればよい。つまり、スプーンメーカーがバリエーションの一つとして対象ユーザーとして障害者・高齢者をターゲットとしたスプーンを開発すればよいと考える。

４．福祉に係わる企業２（本制度採択企業で現在開発中）

日時：2004 年 11 月 9 日 15：00～16：00

ポイント
・現行の応募書類は後ろから書いていくと記入しやすい ・年間公募回数は上期、下期の年２回あるのが望ましい ・本制度の製品が売れ行きにあまり貢献しなかったというアンケート回答が多かった理由としてはマーケティングを行わず価格設定を誤ったのではないか ・アドバイザ制度に関していえば、委員の先生への報告会は助成期間中は４ヶ月に１回位が望ましい

１．公募説明会会場は妥当だったか。

特に遠くなく、妥当であった。

２．公募説明会説明時間は適切だったか。

いろんな例をあげながらていねいに説明されていた。質疑応答の時間も十分とってあった。よって説明時間の長さは適切だったし、時間配分も適切であった。

３．公募説明会説明資料は適切だったか。

おおむねわかりやすい資料であったので、適切であった。

４．公募説明会開催ＰＲは適切だったか。

NEDO のメール配信サービスおよびホームページ上で開催案内を見た。ＰＲは適切だった。

５．提案書等の提出書類に記載すべき内容は、適切だったか。

内容はおおむね適切であった。しかし販売体制を記述する欄では、販売体制を明確にしきれない部分もあり記述するのが難しかった。書いていく順番として書類の後ろで詳細に書いてそれをまとめて前の部分に書いていくと書きやすいような構成になっている。よって、フォーマットにもう一工夫が必要ではないか。

６．提出方法は、妥当だったか。

直接提出する方法と郵便等で送る方法のいずれかを選ぶことになっていたが、私は２月２日に着くように宅急便で送った。受領したというファックスが２月４日に来るまでは、本当に着いたかどうか不安であった。

７．公募時期は、妥当か。（2004 年は１月 19 日～２月３日）

期末ではないので応募の準備をする時間はあった。そして４月の上旬に電話で内示がきた。タイミング的には都合がよかった。２週間という長さも妥当であろう。

８．公募回数は、妥当か。（年１回）

期首の 10 月１日と４月１日に開発がスタートできるよう年２回公募される体制が望ましい。

９．本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。

現在開発を実施中であり、まだ次の関連製品には着手していないが、本事業の成果を次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上につなげていきたいと考えている。

１０．福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。

我が社では全国各地にショールームを作って地域密着型の流通ネットワーク展開を行っている。本制度の成果の商品もこの流通ネットワークにのせていくつもりである。標準化への寄与についてははっきりとわからない。

１１．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか

省庁が連携して福祉用具の理想の高齢者モデルを作りメディアで紹介すると流通産業も活性化するのではないか。また、国が流通の部分をかなり直接的にバックアップする必要もあるのではないか。

１２．本制度の製品は他の製品に比べて売れ行きはどうか。売れ行きの原因は何か。

我が社に関してはまだ開発中であり売れ行きはわからない。しかし一般的に本制度の製品が売れ行きに貢献しなかったというアンケート回答が多かった理由としては価格設定を誤ったのではないか。本当にその商品を欲しいと思っている人にいくらなら購入されるかを聞いて、マーケティングを行ってその商品を購入する人数を予測する。そうして商品性を見極めて適正な価格を設定する必要があるのに、これが実施されなかったのではないか。

１３．アドバイザ制度、フォローアップ制度の必要性について

アドバイザ制度に関していえば、委員の先生への報告会は助成期間中は４ヶ月に１回位が望ましい。ただ、あまり回数が多いと説明資料の準備など事業者の負担が過重になる。フォローアップ制度で商品が売れるように目利きの人にアドバイスしてもらうことが望ましい。

１４．その他

助成期間中に NEDO 機械システム部の人が時々訪問して試作品を試したりアドバイスをしたりしてくれている。共同研究費が出ないのは残念である。

５．福祉に係わる企業３（本制度採択企業で事業終了後に商品化）
日時：2004 年 11 月 18 日 14：00～15：30

ポイント
・公募回数は年に 2 回くらいが望ましい ・公募期間の長さは一ヶ月半は欲しい ・書類を書く中で、作業時間について残業が認められず、作業時間を改竄しなければならないのは問題である。事実は事実として受け止めていただきたい ・本制度の成果により、吸引器メーカーが吸引器を今までは痰を取ることにしか使っていなかったのが、別の使い方をするようになった。これにより吸引器メーカーを活性化させるという波及効果があった ・マーケティングについては、いろんな福祉関係の展示会に商品を出品して PR をしている

１．公募説明会会場は妥当だったか。
妥当だった。

２．公募説明会説明時間は適切だったか。
その場で資料を全部理解できるわけではない。説明会の後帰って資料を読んで理解した。説明時間は適切だった。

３．公募説明会説明資料は適切だったか。
適切だった。

４．公募説明会開催ＰＲは適切だったか。
もともと制度の存在は知っていたが、PR は適切だった。

５．提案書等の提出書類に記載すべき内容は、適切だったか。
できれば記入項目はもっとすくない方がよい。内容的にだぶる箇所がいくつかあった。

６．提出方法は、妥当だったか。
妥当だった。

７．公募時期は、妥当か。（2004 年は 1 月 19 日～2 月 3 日）
3 月、4 月に開発のアイデアが出たときには、応募まで 1 年近く待たなければならない。公募期間の長さは一ヶ月半は欲しい。

８．公募回数は、妥当か。（年１回）
年に 2 回くらいが望ましい。

９．本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。

寄与できた。本制度の成果を応用して健常者の人が使える製品を開発した。本制度の成果により、吸引器メーカーが吸引器を今までは痰を取ることにしか使っていなかったのが、別の使い方をするようになった。吸引器メーカーを活性化させるという波及効果があった。ある意味で本制度の成果により吸引器メーカーの製品を我が社が広めることができるし、吸引器メーカーが本制度の成果を広めるという状況になっている。

１０．福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。

流通ネットワークの整備については、インターネットによる直接販売に力を入れている。

１１．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか

これに関してはわからない。

１２．本制度の製品は他の製品に比べて売れ行きはどうか。売れ行きの原因は何か。

応募書類に書いた販売予想通りには売れていないが、最初に作ろうと思った数量よりは売れている。在宅の人でも購入できるように低い価格に設定したので、売れているのだと考える。病院で購入する人からは「安いね」と言われるが、在宅の人やヘルパーの人には「高いね」と言われる。将来的には売り上げが伸びると予想しているので、今手作業でやっている部分を機械化する装置を開発中である。マーケティングについては、いろんな福祉関係の展示会に商品を出品して PR をしている。

１３．アドバイザ制度、フォローアップ制度の必要性について

アドバイザ制度やフォローアップ制度があればありがたい。我々は採算を度外視してやっている部分もある。

１４．その他

書類を書く中で、作業時間について残業が認められない。事実は事実として受け止めていただきたい。予算を取るときに、いろんな会社から見積もりを取る必要がありそれに時間がかかる。それで、間に合わなくて未提出になってしまった見積もりの部分がある。

銀行振り込みは通常機械で振り込むようになっている。銀行振り込みについて領収書を提出しなければならないのは、時代に即応していない。

請求書、納品書、請け書、発注書等をすべて提出しなければならないのは非常に煩雑である。

厳しい関門をくぐっての NEDO の助成金を受けたことで、人々にいい仕事をしているということで、認められた。

もし、NEDO の助成金を受けることができなくても、自力で開発は行っていただろう。

６．福祉に係わる企業４（本制度採択企業で事業終了後に未商品化）
日時：2004 年 11 月 19 日 14：00～15：00

ポイント
・公募説明会を知ったのが説明会開催の間際だった。公募説明会開催に関する情報が少なかったという気がする ・本制度の助成で設計対象が健常者から障害者にまで広がり設計思想の向上に寄与できた。評価系でもいままでモニターにより言語情報でとっていたのが、本制度の助成をきっかけに筋電図や脳波をもちいて生体反応的な評価を行うようになった ・福祉用具とよぶと普通の人が使ってはいけないような印象を与えてしまうが、流通を発展させるためには福祉用具の周りにある垣根を取り払う必要がある ・中間報告会で審査員の方々の経歴や専門が事業者に事前に知らされていれば、事業者が審査員に質問をしやすい

１．公募説明会会場は妥当だったか。
　妥当だった。

２．公募説明会説明時間は適切だったか。
　適切だった。時間内に質疑応答も出尽くしていた。

３．公募説明会説明資料は適切だったか。
　特にわかりにくいところはなく適切だった。

４．公募説明会開催ＰＲは適切だったか。
　私の場合は公募説明会を知ったのが開催の間際だった。情報が少なかったという気がする。

５．提案書等の提出書類に記載すべき内容は、適切だったか。
　予算計画を細かく出さなければならなかった。細かい品目について裏付けの書類を提出しなければならなかった。もう少し品目がおおぐくりであるならば、記入しやすかったと思う。

６．提出方法は、妥当だったか。
　妥当だった。

７．公募時期は、妥当か。（2004 年は 1 月 19 日～2 月 3 日）
　12 月 7 日に公募説明会があった。公募の長さは 1 月 10 日～24 日であったが妥当である。ちょうど正月休みを書類作成に用いることができた。時期的にも妥当である。

８．公募回数は、妥当か。（年１回）
年１回は妥当である。

９．本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。
設計対象が健常者から障害者にまで広がった。評価系でいままでモニターで言語情報でとっていたのが、本制度の助成をきっかけに筋電図や脳波をもちいて生体反応的な評価を行うようになった。

１０．福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。
文具全体を見るとユニバーサルデザインのコーナーが文具店等にできつつある。このことにいくぶんか寄与していると思う。

１１．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか
福祉用具とユニバーサルデザインの間に垣根がある。福祉用具とよぶと普通の人が使ってはいけないような印象を与えてしまう。福祉用具とよんでいても、普通の人で体力が落ちていたりする人には便利なものが多数あるのに垣根があって使われていない。流通を発展させるためには福祉用具の周りにある垣根を取り払う必要がある。

１２．本制度の製品は他の製品に比べて売れ行きはどうか。売れ行きの原因は何か。
数量的な問題がある。例えば、金型を作っても償却代が一個当たりかなり高くなるので、価格が高くなってしまい、売れ行きが健常者向け製品に比べてよくないのではないか。健常者向けの製品と同じ流通ルートにのせることが出来ないことも多く、そのために売れ行きが悪いのではないか。

１３．アドバイザ制度、フォローアップ制度の必要性について
審査員の方々の経歴や専門が報告者に事前に知らされていれば、報告者が質問をしやすい。

１４．もし仮に本制度が無かったと仮定した場合の貴社への影響（開発の遅れ・断念、開発スペックのダウン等）
開発が遅れていたであろう。断念はしなかったであろう。

１５．貴社にとっての制度の副次的効果
NEDO の助成を受けてやっているので、社会貢献度の高い仕事をがんばってやっていると社内的に認知されていた。

１６．制度の管理・運用に際して、推進機関側の対応やマネジメントシステム、書類・手続き関係で問題は無かったか。
それほど煩雑な要求はなかった。推進機関による伝票関係のチェックも緊張したがそれほど大変ではなかった。特に問題はなかった。

７．福祉に係わる企業５
日時：電子メールにより回答

１．公募説明会会場は妥当だったか（狭すぎなかったか、遠くはなかったか等）。
狭すぎなかったし、遠くもなかった。

２．公募説明会説明時間は適切だったか（説明時間は十分だったか、十分質疑応答を尽くせる長さがあったか等）。
十分だった。

３．公募説明会説明資料は適切だったか。
適切であった。

４．公募説明会開催ＰＲは適切だったか。
公募説明会開催ＰＲは積極的に調べないと、判らないので、もう少し考えた方法を採用して頂きたい。

５．提案書等の提出書類に記載すべき内容は、適切だったか。
開発を行う発端となった事項を取り上げて欲しい。その他は、適切だった。

６．提出方法は手渡し、あるいは郵送であるが、妥当だったか（電子メール等の提出方法は必要ないか）。
電子メールで受付て欲しいが、５部必要となるといたし方なしと思う。

７．公募時期は、妥当か。（2004 年は１月 19 日～2 月３日）
妥当

８．公募回数は、妥当か。（年１回）
年２回、下期・上期と分けて欲しい。

９．本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。
寄与できた。

１０．本制度の成果により福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。
標準化で手間取っているが、如何しても必要です。

１１．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか
我々の場合（聴覚障害者向け警告装置）、では厚生労働省（障害給付）と警察庁（運転免許）が

関係するが、その後押しを考えて欲しい。

１２．本制度の製品は他の製品に比べて売れ行きはどうか。その売れ行きの原因は何か。
まだ、売り出してはいない。２００５年3月に発表の予定

１３．本制度を支援する研究開発に関するアドバイザ制度、商品の市場導入に関するフォローアップ制度の必要性について
是非とも必要である。１１．で述べたような事情があり是非設けて欲しい。

８．福祉に係わる企業６
日時：電子メールにより回答

１．公募説明会会場は妥当だったか（狭すぎなかったか、遠くはなかったか等）。
妥当でした。

２．公募説明会説明時間は適切だったか（説明時間は十分だったか、十分質疑応答を尽くせる長さがあったか等）。
適切でした。

３．公募説明会説明資料は適切だったか。
適切でした。

４．公募説明会開催ＰＲは適切だったか。
適切でした。

５．提案書等の提出書類に記載すべき内容は、適切だったか。
適切でした。

６．提出方法は手渡し、あるいは郵送であるが、妥当だったか（電子メール等の提出方法は必要ないか）。
妥当でした。電子メールは必要ありません。

７．公募時期は、妥当か。（2004 年は 1 月 19 日～2 月 3 日）
妥当です。

８．公募回数は、妥当か。（年１回）
妥当です。

９．本制度の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。
開発意欲や設計思想の向上に活用させていただいています。

１０．本制度の成果により福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。
どちらとも言えません。

１１．福祉用具の流通産業が健全に発展するにはどのような方策をとればよいか
申し訳ありませんが、適切な意見はありません。

１２．本制度の製品は他の製品に比べて売れ行きはどうか。その売れ行きの原因は何か。
現在交付をいただいて開発中ですので、まだ販売はしていません。

１３．本制度を支援する研究開発に関するアドバイザ制度、商品の市場導入に関するフォローアップ制度の必要性について
あれば活用させていただけると存じます。

９．NEDO 機械システム部　ヒアリング

（※：本ヒアリングは制度推進部署であるため、参考情報として用いた。）
日時：2004 年 11 月 2 日 14：30～15：30
場所：NEDO
面談者：NEDO 機械システム部　担当者

１．上位施策とどの程度整合が取れた目的となっているか。
　上位施策は健康安心プログラムであり、その中で福祉用具実用化開発推進事業(一般:交付金)事業は福祉用具法に基づき、高齢者､心身障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、NEDO を通じて優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し広く公募を行い、研究開発費用の補助を行っている(補助率:国から交付先へ定額､交付先から民間企業等へ補助率 2/3)。以上より、上位施策と本制度とは全く整合が取れている。

２．福祉用具実用化開発推進事業に係わる投入資金（事業費+運営費）は他制度との比較を含めていかがか。
　NEDO の他制度と比較すると、圧倒的に投入資金は少ない。もっとも、事業自体が小規模なものが多いので、もう少し投入資金が多ければ採択件数を増やすこともでき、申請予算を大きく減額させる必要もなくなるであろうが(昨年度までは、申請予算より大幅に減額して受け付けていた)、それほど大幅に増額する必要はないのではないか。
　テクノエイドと比較すると、数年前より予算を大幅に減らされていることもあり、投入資金は大幅に少ない。もっとも、予算があっても、良質の提案が多数来て、予算に見合うだけの件数を採択できなければ意味が無いので(今年は予算に余裕があっても採択件数を絞っている)、これは提案内容次第でもある。

３．各審査段階での投入人員、人員構成はいかがか。
　事前審査の段階では、事前審査担当者が多忙な時期に当たっているということもあり、もう少し人員を増やしても良いかもしれない。但し、既に 36 人（一次審査）+2 人（経理状況、商品が売れそうかどうかを評価）いるので、これ以上増やすことが良いかどうか。次の段階が 10 人からなる審査委員会であるが、これについては投入人員、人員構成は妥当である。

４．公募時期は、いかがか。（2004 年 1 月 19 日～2 月 3 日）
　時期的には、事前審査をする側の負担が大きいということがあり(大学教員等の場合、入試シーズンと重なる)、もう少し早くしたい面もあるが、国の予算の確定のタイミングとの関係もあるので、あまり早くはできない(また、どんなに早くても 4/1 より前に事業を開始するわけにもいかない)。一方、公募時期を遅くすると、開発の開始がそれだけ遅くなるので(年度で切る以上できるだけ長く取りたい)、それはできない。

５．公募回数は、いかがか。（年１回）

利用者側からは年１回というのは少ないという声も聞こえてこないわけではないが、公募時期設定の制限条件の存在からどうかと思う。もっとも、それほど広報を行なわなかった追加公募にもそれなりの件数の提案があったことから、今後もう１回ほど増やすことを考えても良いのかもしれない。

６．NEDO 推進部署の人員は、いかがか。

現状の事業範囲であれば、人員が不足ということはないと思う。

７．テーマの評価とその後のテーマの方針変更、資源配分変更、中止決定等への反映はいかがか。

大幅な方針変更は無い。但し、中間報告において委員の評価が低かった案件について、事業者を呼んで今後の方針について確認したり、委員と連絡を取った上で修正をさせたことはここ２年間程度で数件ある。

８．福祉用具実用化開発推進事業が解決に貢献した福祉上の問題点はあるか。

本制度により福祉用具の選択の幅が限られていたのを、多くの商品を実用化することによって新たな選択肢を提供した。さらに、福祉機器の安全性の向上にも貢献している。

９．福祉用具実用化開発推進事業の成果が、次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に寄与できたか。

数社においては、NEDO によって開発した製品の改良版を製作したり、あるいはさらなる助成を申請したりしていること、また、NEDO の助成により福祉用具関連部署が軌道に乗った会社もあるようであり、事業者によっては次の関連製品の開発意欲や設計思想の向上に一定の寄与があったのではないか。

１０．福祉関連のインフラ整備（流通ネットワークの整備、標準化）への寄与が認められるか。

「開発」に対する助成事業である以上、その方面への直接的な「寄与」というのはあまり無いのではないか。

今後に対する提言に関する文献調査結果

<総　括>

Ⅰ．公募方式について

１．福祉産業発展に真に貢献するため公募のあり方を検討することが必要

Ⅱ．少し不自由な高齢者について

２．重症の障害者の分野よりも少し不自由な高齢者のエンターテイメントに係わる分野の方が大きな利益を生む可能性が高く、今後の研究開発の対象として有望

Ⅲ．流通と標準化

３．標準化を推進することが福祉用具の流通体制高度化の大前提

４．福祉用具を一般商品の流通と同じチャンネルで流すことで福祉用具の流通が正常化

５．様々な規格の併存状態が標準化推進の障害

Ⅳ．福祉産業の課題と方策

６．利潤をあげる通常の産業として福祉産業を捉えることが福祉産業の健全な成長には不可欠

７．健常者が受けるサービスを障害者も享受するためのバリアフリー化の推進により大きな市場が出現

８．福祉機器開発の方向として、①介護負担の大きいもの②療養者の生活意欲を強めるもの③排泄などに代表される自立意識の強い療養者の動作支援の３点が重要

９．福祉機器の商品化で企業が直面する課題は採算性と製造責任の二つ

１０．商品開発の前段階として市場調査によるマーケティング戦略策定は不可欠

Ⅴ．その他

１１．安全な機器を開発することが福祉用具開発の大前提

１２．介護保険はメーカーの開発の範囲を介護保険給付対象に限定させる弊害を生んでいる

＜個別文献のとりまとめ＞

<table>
<tr><td>標題等</td><td colspan="3">（1）福祉用具の明日を拓く－新規参入ガイドブック－</td></tr>
<tr><td>編著者等</td><td>斎藤正男監修</td><td>発行年</td><td>1995 年</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="3">内　　容</td></tr>
<tr><td>開発政策の方向性</td><td colspan="3">福祉分野では人手不足が深刻化することが予想されている。人手不足を緩和する福祉機器の開発について戦略的な考え方が日本政府には不在である。体系的な戦略策定が望まれる。</td></tr>
<tr><td>施設と在宅の区別</td><td colspan="3">介護保険は施設の負担を減らし、基本的に在宅で介護を行う方針となっている。この点、福祉用具の開発でも、その用具が施設機器か在宅機器かで開発方針を分けて考える必要があるのではないか。</td></tr>
<tr><td>デザインの重要性</td><td colspan="3">デザイン無視の機器はユーザーになじんでもらえず、結局粗大ゴミとなる危険性があることに注意すべきである。</td></tr>
<tr><td>機器開発の流れ</td><td colspan="3">理想的な機器開発の流れは以下のようである。
<table><tr><th>ポイント</th><th>内容</th></tr><tr><td>①市場ニーズの調査</td><td>障害実態を調査し、有効な福祉機器とは何かを分析する。</td></tr><tr><td>②機器の開発計画</td><td>より多くの人に有効に使える機器を計画する。</td></tr><tr><td>③機器の開発実施</td><td>公的補助を用いて機器の開発を行い、有効性評価を行う。</td></tr><tr><td>④機器の販売</td><td>施設や個人への営業活動を行い、販売・寄付や展示会への出展を行う。フィッティングの実施。</td></tr><tr><td>⑤フォローアップ</td><td>購入者へのフォローアップを行う。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>生活者の視点</td><td colspan="3">我が国の福祉用具の開発における問題点は、技術ばかりが先行し、高齢者や障害者を一人の生活者としてとらえる視点が欠落していることである。</td></tr>
<tr><td>産業の自立化</td><td colspan="3">福祉用具であっても、もう少し視野を広げて、福祉用具を一般化してみんなが使う可能性を検討してみることが、ウォッシュレットの例のように、福祉用具産業を活性化させていく鍵になる。</td></tr>
</table>

標題等	（2）福祉用具産業政策の基本的方向　福祉用具産業懇談会第２次中間報告		
編著者等	通商産業省機械情報産業局編	発行年	1997 年
項目	内　　容		
現状の問題点	福祉用具の現状は、「利用者側のニーズ」に十分に対応できず、この問題を放置すると長期的に福祉用具産業の発展に悪影響を及ぼし続けることが予想される。		
開発政策の方向性	福祉用具開発政策の適切な運用のためには介護保険等の交付・給付システムと整合性の取れた展開が求められる。また、各地域での多様なニーズを十分踏まえた開発政策が望まれる。		
産業の自立化	福祉用具産業は活力がやや欠ける傾向にあるが、産業としての自立指向への誘導をはかるべく、産業を活性化するためにもっとも有効な形で研究開発の支援を行うべきである。その形が公募方式なのかどうかは再度確認することが望ましい。		
開発体制の強化	福祉用具産業の活性化のためには、供給プロセスの高度化の支援を図るべく、産官学などの異なるアクター間の研究開発連携体制を強力かつ総合的に展開することが必要である。また、業界共通のインフラとなる開発設備の充実、福祉用具の供給の高度化のための標準化の推進が望まれる。		
安全性評価システム	福祉用具においては安全性がきわめて重要である。福祉用具の安全性の評価・表示・補償システムを整備し安全な福祉用具の開発に取り組むことが必要である。		
流通システムの高度化	福祉用具産業においては流通システムが極めて未発達な状態にある。研究開発システムと流通システムとの整合性を保ち、ユーザーのニーズを受けて開発された製品が速やかにユーザーのもとに届くような流通システムの高度化への支援が不可欠である。		
産業の自立化	福祉産業を特別視せず、通常の産業としての分析・対応（例：適正利潤をあげ、継続することの重要性の認識）を行うことが、福祉産業の自立のために必要不可欠である。		

<table>
<tr><td>標題等</td><td colspan="3">（3）平成 13 年度福祉用具の利用効果測定手法に関する調査報告書</td></tr>
<tr><td>編著者等</td><td>日本健康福祉用具工業会</td><td>発行年</td><td>平成 14 年</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="3">内　　容</td></tr>
<tr><td>QOL</td><td colspan="3">QOL の測定指標としては、「くらしの目標に対する満足度」、「援助技術・サービスによる障害関係プロセスの変化」の 2 つの視点で捉えることができる。</td></tr>
<tr><td>QOL</td><td colspan="3">本事業で開発された利用効果測定手法（JOMS）の測定基準については「くらしの目標に対する満足度」は 4 段階、「援助技術・サービスによる障害関係プロセスの変化」は 6 段階とし、それぞれ測定不能および判断困難の項目も設ける。測定方法は、「くらしの目標に対する満足度」は自己採点評価、「援助技術・サービスによる障害関係プロセスの変化」は支援者側からの質問あるいは観察による採点方法で行う。ただし、この手法は精神的あるいは知的に障害のある人の QOL を測定することには適さない。</td></tr>
<tr><td>QOL</td><td colspan="3">本事業で開発された利用効果測定手法（JOMS）では、不自由な高齢者や障害者が福祉用具を用いることによって、どの程度健常者に近づくことができるかを客観的に測定し、健常者に近づくことが QOL の向上であると捉えている。福祉用具利用に対する満足度評価の採点基準は以下の通りである。

<table>
<tr><td>2</td><td>満足している（問題解決を図る必要性なし）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>満足度に変化あり（問題解決を図る必要性が残っている）</td></tr>
<tr><td>0</td><td>満足度に変化なし（問題解決を図る必要性あり）</td></tr>
<tr><td>-1</td><td>精神的に負担が増加し、満足感が得られなかった</td></tr>
<tr><td>N</td><td>測定不可、判断が困難</td></tr>
</table>
評価のカテゴリとしては「コミュニケーション」、「移動性」、「操作系」、「適応系」から成っている。</td></tr>
</table>

標題等	（4）福祉用具の明日を拓くⅡ－事業展開のチェックポイント－		
編著者等	通商産業省機械情報産業局 医療・福祉機器産業室監修	発行年	1996 年

項目	内　　容
標準化	欧米では、製品が十分に成熟していない段階で標準化に取り組むのに対し、日本ではかなり成熟した段階での取り組みになることが多い。そのため自然淘汰を経て生き残った商品をベースに標準化を行おうとするので、企業の利害が真っ向から対立することが多い。欧米では、標準化は前向きで、将来予想を踏まえた作業であるから創造的な仕事であると考えられるのに対し、日本では標準化は後ろ向きの仕事になってしまい、創造性に乏しいと言われる。 [日本] ・標準化の作業は後ろ向きの仕事で創造性がない。 ・欧米追従の歴史が長いため、結果的に細部の基準にこだわることが標準化とされている。 ・自然淘汰を経て生き残った商品をベース標準化するので、利害が正面から対立する。 ・経験を積んだ人が従事する。 [欧米] ・前向きで、将来予想もふまえた作業であるから創造的な仕事である。 ・予想が入るので、細部まで規定するより、概念、枠組み、将来の発展性、あるべき姿が重要。 ・pre-competitive stage での標準化であれば、利害が対立することが少ない。 ・経験よりも理論が優先する。
流通	福祉用具の特徴のひとつに、問屋機能が発達していないということがある。通常未成熟な業態の場合、問屋が需給調整役を果たすのだが、福祉用具はその定義があてはまらない。多くの場合、メーカーからの直販で買い取り制となる。最小ロットは 6 コあるいは 12 コなので、介護ショップでは売り切るまでに時間がかかり、デッドストックとなりやすい。いっぽう、メーカーからは「小口注文が多い」といった不満が聞かれる。
産業の自立化	「多角化」「複合化」「一般化」が福祉産業を発展させる際のキーワードとなる。

標題等	（5）福祉用具の明日を拓くⅢ－流通からみた産業化－		
編著者等	通商産業省機械情報産業局 医療・福祉機器産業室監修	発行年	1997 年

項目	内　　容
流通構造	福祉用具の流通を一般商品の流通と同じチャンネルで流すことこそ、福祉用具の産業自立化成功の鍵であろう。
流通構造	福祉用具・機器の開発－設計－試作－フィッティング－製作－販売－使用支援－保守－更新というサイクルのなかで発生する技術的ソフト料を含む諸コストを福祉用具の流通の中にきちんと位置付けることが福祉産業の自立のためには必要である。
公の関与の必要性	ユニバーサルデザインのように一般化やモジュラー化できないような福祉用具の個別対応サービスを保障していくうえで、公の役割はきわめて大きい。
市場性	介護保険に係わるマーケットの分野では、ビジネスはあまり利益を生まない可能性がある。むしろ、健康な高齢者の分野の方が利益を生む可能性が高いのではないか。元気な高齢者を長生きさせて楽しませやる気をださせるソフト商品、環境、エンターテイメントなどが、大きなビジネスになる可能性を秘めている。
高齢者との共生	高齢者が隔離されず若年者と同じ地域でくらすことを支援するような福祉機器の開発が健全な社会を創り出す。
市場性	健常者が普段何気なく受けているサービスのほとんどが障害者には行われていないことが多い。ここには情報障害という巨大なバリアが存在する。このバリアフリー化を推進することで福祉機器の大きな市場が創出されるはずである。
市場性	障害ゆえに享受できないサービスこそが福祉機器としての未開拓市場であり、そこに市場創造の可能性がある。

標題等	（6）施設における福祉機器開発の視点		
編著者等	三和総合研究所	発行年	1994 年

項目	内　　容
施設のニーズ	施設における福祉用具機器開発の視点としては以下の点が重要である。 ①介護負担の軽減 ②自立の促進 ③リハビリテーションの強化 ④介護外労働の負担軽減 ⑤生きがいの創造
施設用機器開発の今後の方向性	新規に福祉用具機器を開発していく際の方向性として ①介護負担の大きいものを優先的に開発する。 ②療養者の生活意欲を強める機器を開発する。 ③排泄などに代表される療養者の自立意識の強い動作を支援する機器を優先的に開発する。
従来の機器の問題点	開発課題として以下の点が指摘できる。 ①使い勝手の改善 ②コスト低減 ③個別ニーズへの対応 ④安全性の確保 ⑤利用者の抵抗感の除去
流通面の問題	流通システムが未成熟なため、施設では製品の選択肢がきわめて限られ、製品間の比較ができない。

標題等	（7）ユニバーサルデザイン懇談会　～第二次取りまとめ～		
編著者等	経済産業省製造産業局	発行年	平成 13 年

項目	内　　容
UD の対象	ユニバーサルデザイン（UD）＝高齢者・障害者専用というイメージは誤っている。対象はすべての生活者である。
UD への取り組みの方向性	①人間特性データベースの整備とその活用 ②各種 JIS・ISO 規格の整備とその活用 ③産業界による生活者ニーズの吸い上げおよび生活者による産業界への訴求 ④産業界による生活者への普及・啓発 ⑤産業界と生活者の取り組みを支える環境作り。具体的には、IT の活用、生活者団体による補完、UD 教育と普及。
UD 製品成功事例にみられる成功要因	①企業方針： ・取り組み方針の明確化 ・中小企業における経営トップのリーダーシップ ②製品の企画・開発・設計・製造プロセス： ・UD 製品の独自性の明確化 ・対象ユーザーのカテゴリー（「個人向け製品」「使用者が不特定多数の公共的製品」）を明確化した製品設計 ・他社の UD 開発事例調査を踏まえた製品開発 ・価格戦略→「高品質・高価格戦略」か「UD 製品の一般仕様化によるコストダウン戦略」 ・流通戦略→販売チャネルの拡大、PR 効果の大きい販売チャネルの活用 ・販売促進政策（広告宣伝）→「UD」という言葉の使用にたいする配慮（誤解を避けるためあえて使用しない場合もあり）、製品体験コーナー等の設置による「ユーザー体験型」の販売促進 ③製品開発のための「技術」「人材・組織体制」 ・人間特性データベースの自社内での構築 ・外部組織との有機的連携

標題等	（8）平成５年度福祉機器ニーズ・シーズ適合調査研究報告書		
編著者等	技術研究組合　医療福祉機器研究所	発行年	平成６年

項目	内　　容
福祉機器開発指針 （1）開発のあり方について	・対象者の利用意向の高い機器を優先的に開発する。 ・対象者の潜在的生活意欲を掘り起こす機器を開発する。 ・先端的な技術のみでなく、既存技術の適正な応用による機器開発も行う。 ・現状立脚型の開発と、将来的な生活環境の変化を見据えた開発を平行して行う。 ・多種多様な機器の中で市場性のある機器を開発する。 ・ヒューマンインターフェイスにおいて優れた機器を開発する。 ・機器自体のハードのみならず、使用状況に見合ったマニュアルの作成等のソフトも同時に開発する。 ・開発段階における評価システムを確立する。 ・複数の福祉機器に適用可能なキーテクノロジーの開発を行う。 ・モニタリングによる評価を研究開発にフィードバックさせる。
福祉機器開発指針 （2）生産・流通のあり方について	・多品種少量生産を効率的に行う生産技術を開発する。 ・機器のレンタル制度の整備を行う。 ・ユーザーに情報を提供する機構の整備を行う。 ・機器使用に関する専門家の資質の向上・育成を行う。 ・安全規格基準等の設定を行う。
在宅用機器開発の今後の方向性	①自立を促進する機器の開発 ②介護負担を軽減する機器の開発 ③療養者の身体症状とその変化に対応可能な機器の開発 ④既存住宅の構造を考慮した機器の開発 ⑤生活に違和感のない機器の開発 ⑥誰にでも使いやすい機器の開発 ⑦外部とのコミュニケーションを図ることのできる機器の開発 ⑧他の機器と併用しやすい機器の開発 ⑨緊急時に対応するための機器の開発

標題等	（9）平成6年度福祉機器ニーズ・シーズ適合調査研究報告書		
編著者等	技術研究組合　医療福祉機器研究所	発行年	平成7年

項目	内　　容
高齢化社会への企業姿勢	企業は利益を上げることが最大の目的には違いないが、利益の上がらないことに手を出さないという経営哲学は、近年少しずつ変化してきている。福祉に関わる活動で社会に利益を還元するという考えの経営の増加が予想される。このような企業の姿勢の変化に即応することを国として考えるべきである。
福祉機器の開発支援	①福祉機器の開発成果に対する開発奨励金、報奨金の検討 ②福祉機器の標準化の推進 ③福祉機器メーカーの利用に供するための大学、国研等の研究成果の積極的な公表 ④福祉機器のデザインの洗練化
福祉機器の流通・普及	①福祉機器情報センター設立の検討 ②レンタル・リースシステム等の構築 ③機器購入アドバイザー育成の検討 ④機器使用のトレーニング体制の確立 ⑤機器のメンテナンス体制の確立 ⑥事故発生時の保障体制の確立

標題等	（１０）平成７年度福祉機器ニーズ・シーズ適合調査研究報告書		
編著者等	技術研究組合　医療福祉機器研究所	発行年	平成８年

項目	内　　容
福祉機器開発推進上の課題	・個性対応とコスト低減の両立を図るためには、研究すべき多数の課題がある。 ・情報ネットワークシステムは国全体で１つあればよい。 ・医療福祉技術開発においてはプロトタイプが予定通り開発できても、それを実用品にまで発展させるためには、試作、試用、改良というサイクルを何回も経なければならない。 ・中小企業が福祉産業の中核をなしていることを考えれば、企業の育成、指導などの施策を、その企業の規模に合わせて考えるべきである。開発の支援、試作・試験装置の共有化、助言などの機能を、公共機関が面倒を見ることが当面有効であると考えられる。 ・標準化の推進により、製品のコスト低減、安全性、信頼性などの品質保証、リサイクル、フィッティングの簡易化、国際化など様々な効果が生まれる。 ・企業が福祉分野への参入をためらう理由は、採算性と製品責任の二つにつきるといってよい。この二つに対する不安を取り除くことが重要である。 ・適切な機器を開発するには、技術側と福祉実務側が意思を通じ、協力する体制が重要である。 ・中間ユーザーや販売店が、福祉機器についての知識を持つことが重要である。
規格に関する課題	ISO、JIS、製品安全協会の基準、Ｇマーク等様々な規格があり、全体を把握している人は少ない。情報を一元化し規格相互の重複と矛盾を解消する必要がある。
シミュレーションの活用	バーチャルリアリティ：例えば、車椅子に乗って生活し、町を歩き、電車に乗るというような過程をシミュレートして訓練に用いたり、試作品を作らなくても製品の設計段階で製品の良し悪しを評価することに利用できる可能性がある。この、シミュレーション結果を設計にフィードバックすることで試作段階のコストをかけないで使いやすい製品を作ることができる。
福祉機器の研究基盤の充実	国および民間で過去に研究された技術が広く知られていないために、あまり利用されなかったり、既にある技術と同じものを開発しようとすることがある。こういった無駄をなくすためだれでもアクセスできる福祉機器の技術情報データベースを構築することが必要である。

標題等	（１１）福祉機器プロジェクト、成功へのシナリオは？　（日本機械学会誌）		
編著者等	伊福部 達	発行年	2002 年
項目	内　　容		
採算性	障害の種類は多種多様であり、しかも絶対数が少ないのであるから、どれくらいの数の人達のために何台作り、価格がいくらだと採算がとれるかをはっきりさせる必要がある。		
大企業にとってのメリット	大企業にとって、少品種大量生産と多品種少量生産の違いを知るためには、福祉機器はいい経験になるといえるし、付加価値の高い製品を作る上でも参考になる。		
開発者と利用者の連携	普及する製品を作るためには、利用者と開発者の間のキャッチボールを何回も行うことが必要である。		
開発の問題点	福祉機器の開発に当たっての問題点には、①研究のために患者に事故があった場合の責任と補償、②医療と福祉の棲み分け等がある。		

標題等	（１２）中小企業のための福祉用具マーケティングの提案		
編著者等	有限会社吉川バリアフリー商品企画	発行年	2001 年
項目	内　　容		
マーケティング活動の導入	「良い物を作ったから売れるはずだ」ではなく、顧客の求めるものを正確に把握するために、事業計画の立案にあたり社内にマーケティング手法を導入することが必要である。		
マーケティング戦略の立案（ターゲットの設定）	外部環境の予測と分析（将来予測、介護保険導入・世代交代による意識変化、過去の失敗事例の調査分析）及び対応が求められる。 1. 従来の市場は「補装具」の延長線上の市場であり、専門家の処方や推薦で選択されたり、主な顧客は自治体であったりした。利用者をターゲットとしたマーケティング戦略はなかったといえる。 2. 介護保険導入後も、現実的には用具選択は専門家→ケアマネジャーに移っただけで、利用者の声が反映されているとは言いがたい。 3. 今後、利用者の主流が「昭和世代」に変わることにより、市場のニーズが「介護者に都合のよい用具」から「利用者が求める機能を持つ用具」に変わると予測される。また、「共用品市場」が既に立ち上がりつつある。		
情報の入手	従来は、専門家や開発者自身の経験など、偏った情報が多かった。今後は、利用者のニーズを汲み上げるために、公的機関（テクノエイド協会・NEDO・医福研等）その他のデータベースも活用すべきである。また、失敗例の調査は、新規参入の場合絶対必要である。		

標題等	（１３）介護保険に関するデータと提言		
編著者等	日本生活支援工学会誌	発行年	

項目	内　　容
福祉用具の活用状況	介護保険による在宅サービス利用者の福祉用具貸与サービスの利用者は22%となっているが、実際これは在宅での福祉用具利用の一部にすぎず、約７割が介護保険前から何らかのかたちで利用している。また、福祉用具サービスの貸与・購入は、同居家族がある場合の方が独居者に比べて２倍の利用率がある。
介護保険の福祉用具サービス	介護保険で実際利用されている福祉用具の種目は限られており、レンタルはベッドと車椅子、褥瘡予防具、歩行器など限られた品種に集中しており、フィッティングや慣れを要するリフトはほぼレンタルされていない。これは福祉用具の活用やそれを支えるしくみが十分に整備されていないことを示している。
研究開発の促進	世界に向けた販売力の育成とともに、タイ、ベトナムなどを生産拠点として主体的に活用していく必要がある。また、世界的に高齢化が進展するなか、提供されるためのソフトと一体になった製造業のあり方が求められる。
利用拡大のための社会的サポート	使用方法の習熟、メンテナンスが必要なものに対しては、レンタル事業者や販売事業者の十分な対応と、専門的な相談機関を地域に設置することが求められる。メンテナンスやアフターフォローの徹底、福祉用具の展示会への出展その他の広報を積極的に行い、住民の関心を高めるとともに、関係者のモラル向上を図る必要がある。
介護保険の対象品目の拡大	給付対象を制限することは、事業者にとって効率化というメリットはあるものの、メーカーの開発の方向性を介護保険対象に限定させるインセンティブを与えることになり、今後の高齢者の幅広いニーズに対応したものづくりを困難にさせる可能性がある。

標題等	（１４）社会保障審議会介護保険部会　資料		
編著者等		発行年	2003 年

項目	内　　容
軽度者に対するサービスの実態	介護予防・重度化防止の実効が上がっていない（提供されるサービスは単品メニューが大半である、訪問介護は生活支援中心である、通所サービスは集団ケアである、福祉用具が状態像と不適合である）。
福祉用具の給付見直し	利用者の状態像に合わない福祉用具の提供により、自立を妨げ悪化につながっているケースもある。これを改善するため、以下のことを実施する必要がある。 ①用具の選定・利用に関する適切な情報提供 ②訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションと組み合わせた福祉用具の使用方法の指導 ③福祉用具購入への指定制度の導入
通所系サービスの見直し	通所介護、通所リハビリテーションを通所系サービスとして一元化を図る必要がある。また、「リハビリテーション中心」、「痴呆対応」、「日常生活活動中心」など機能別に類型化する必要がある。大規模・広域型施設の設置を抑制し、地域密着型サービスの整備を推進する必要がある。
高齢者向け予防介護システムの構築	要支援、要介護１程度までの高齢者について、統一的な体系の下、連続的・効果的な介護予防サービスを提供する総合的なシステムを構築する必要がある。

標題等	（１５）社会参加支援のための福祉機器の技術シーズの把握		
編著者等	(財)日本システム開発研究所	発行年	平成６年
項目	内　　容		
	社会参加支援機器の具体的イメージの例として、コミュニケーションボックス及び各種車椅子に関する説明及び将来予測が記載されている。		
車いすのニーズ （ﾋｱﾘﾝｸﾞ調査より）	・欧米に評価される車いすの開発 ・欧米のシーティングシステムの導入 ・新素材の導入による軽量化 ・軽量高性能メンテナンスフリーの電池及び小型高性能モータによる電動車いすの軽量化 （安全性及びデザインとのバランスを考慮、簡易分解により乗用車に車載運搬が容易な電動等） ・走行性能の向上（軽量化による走行性能の向上、高品質のベアリングによる走行性能の向上 etc）		

標題等	（１６）「福祉用具技術分野」における標準化戦略		
編著者等	日本工業標準調査会／標準部会　福祉用具技術専門委員会	発行年	
項目	内　　容		
情報ネットワーク	使用者と生産者だけではなく、関係大学や独立行政法人研究所等との広いネットワークとして構築し、ユーザーニーズに応えるための基礎研究等の課題の把握と連携が必要		
標準化・国際標準化活動	標準化・国際標準化活動は良質な福祉用具の開発、普及、及び消費者の選択のための情報提供等に不可欠。個別製品の標準化については、多様性・技術進歩・他の機器との関連等を踏まえた標準化の検討が必要。そのためにもデータの取得・整備体制の強化が重要。さらに個人消費者からの情報収集システムの構築を検討すべきである。		

標題等	（１７）高齢社会活性化技術開発プログラムの検討委員会 参考資料　高齢者の就労をめぐる社会・技術環境		
編著者等	新エネルギー・産業技術総合開発機構	発行年	平成 13 年
項目	内　　容		
	福祉用具に関しての記述はほとんどなし。人間共存型のパーソナルロボットの紹介等あり		

標題等	（１８）中長期課題の絞り込みのための社会経済的背景・高齢化に係る指標		
編著者等		発行年	
項目	内　　容		
	3 フェーズに区切った生活支援分野（在宅、私設）及び社会参加支援関連の技術開発関連の指標		

標題等	（１９）高齢社会活性化のための技術課題		
編著者等	新エネルギー・産業技術総合開発機構　医療福祉機器開発室　高安正躬	発行年	平成 13 年
項目	内　　容		
75 歳現役社会 課題	予防重視型の自立支援は、従来の介護機器開発などでとられていた主観的な方法では限界がある。以下の様なアプローチでの「能動的自立支援」が必要である。 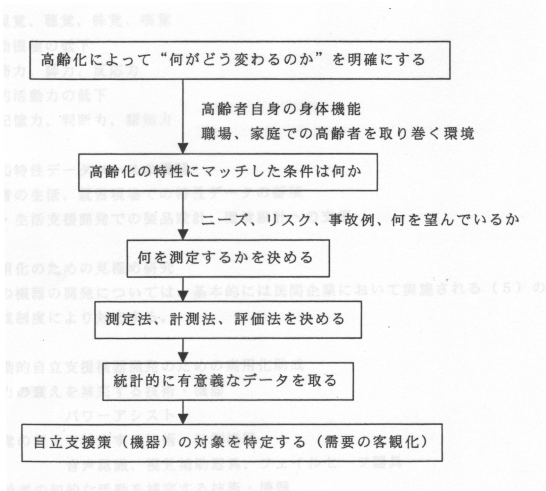 ◎能動的自立支援機器開発のための実用化助成 筋力の衰えを補完する技術・機器 → パワーアシスト 感覚の衰えを補完する技術・計測機器 → 音声認識、資格補助器具、フェイルセーフ器具 高齢者の知的な活動を補完する技術・機器 → 情報リテラシー ◎福祉工学、加齢工学の確立のための助成 人間生活工学と福祉工学による加齢工学の確立を目指して、研究助成による大学における若手研究者の育成		

標題等	（２０）福祉用具の安全基準作成調査報告書		
編著者等	製品安全協会	発行年	1999 年

項目	内　　容
レンタル用の福祉用具の安全性向上	アンケート調査結果から、以下の検討が必要である。 １．事故防止、安全性向上、消費者保護等 ・　SG マークの認知向上のための、各種基準の速やかな策定と、その内容を幅広くわかりやすく情報提供する具体的主要や仕組み ・　利用者保護を目的とした契約書に記載すべき内容及び実行手法 ・　事故情報提供システム ・　事故発生時の対処マニュアル ・　事故情報制度への「福祉用具」関連項目新設への働きかけ ２．基準・ルールづくり ・　レンタル用具のメンテナンス状況等のチェックリスト作成 ・　SG 基準作成のための準備調査の実施 ・　レンタル対象商品の客観的安全基準策定に向けた検討
用具のリサイクル	循環型社会システム、特に利用されなくなった用具の処理方法等に関する具体的な検討が必要である。
事故関連情報の整備	詳細な調査の実施と、事故原因究明機関の対応方法も含めた情報ネットワークの構築が必要である。
事故防止への対応	表示・取扱説明書だけで対応できないケースに対応するため、利用者のレベルに合った説明ができる人材の育成が必要である。そのための流通事業者と製造事業者の交流、研修の充実などを図る必要がある。また、何らかの規格をクリアしている製品についてはその旨明示すること、事故発生時の事故情報の連絡、取扱説明書の充実などが求められている。

標題等	（２１）福祉用具産業懇談会報告書（案）		
編著者等		発行年	

項目	内　　容
福祉用具に求められる条件	福祉用具全般について、豊富な品揃え、安価であること、試用・試着できること、相談しやすいこと、アフターサービスが良いことが求められている。
福祉用具の利用形態	８品目を対象にアンケート調査を実施した結果、介護用ベッド・車椅子・リフトについては、過半数がレンタルではなく購入する意向であり、特にリフトでは８割以上が購入すると回答している。
行政の補助	行政が無料あるいは低価格でレンタルするなどの補助、行政による価格統一や各種指導等の監視強化、カタログの設置、高齢者・低所得者への援助、専門家の設置、用具の各種試験結果の公表及び情報提供、公的展示場の開設などを要望する。
流通について	再販ルートの確立が望まれる。

標題等	（２２）高齢化社会対応型製品の現状把握及び課題に関する調査		
編著者等		発行年	

項目	内　　容
生活場面別の問題点	生活場面別の問題点は以下の通り。 生活関連動作；電化製品の操作手順や機能が理解しづらい 移動関連動作；階段・段差に手すりなどの補助設備が必要である。特に、外出時のバス乗降や駅構内の移動については、高齢者が移動しやすい環境整備が望まれる。 身辺動作；入浴、排便・排泄の際の不便解消が望まれ、設備としては、浴室・浴槽内の手すり、浴槽内の段、背もたれ椅子、トイレの洗浄機のニーズが大きい。
ニーズ適応製品の認識度	高齢者対応型製品についての認識度は低い。
製品に対する満足度	不満はさほど大きくない。不満内容としては、機能の複雑さ、表示の見にくさ（表示が小さい・英文表記である）、説明書の複雑さ等の回答が多い。

参考資料１　　制度評価について

制度評価について

１．背景と目的

研究開発内容を公募・選定し、実施する研究開発（以下、「テーマ公募型事業」という。）においては、従来、経済産業省技術評価指針及び機構の定める技術評価実施要領に基づき、個別の研究テーマについて評価を実施してきた。しかしながら、中期計画において、「全ての事業について厳格な評価を行い、不断の業務改善を行う。」と定め、独法として新たに策定した技術評価規程（平成 15 年度規程第 27 号）第 12 条（以下「規程」という。）においても「制度については、必要に応じて事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を行う。」と定めたことにより、テーマ公募型事業の単位（以下、「制度」という。）の評価についても実施することとなった。

これは「第 2 期科学技術基本計画」や「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の指摘も踏まえたものである。

「第 2 期科学技術基本計画」（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）

> １．研究開発システムの改革
>
> （１）優れた成果を生み出す研究開発システムの構築
>
> ④評価システムの改革
>
> 各府省は、･･･追跡評価を実施し、･･･過去の評価の妥当性について検証する。また、研究開発制度及びその運用についても、その目的に照らして効率的・効果的なものになっているか等の評価を行う。

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 13 年 11 月 28 日内閣総理大臣決定）

> 第３章　評価の実施（対象別の評価方法）
>
> 1.研究開発施策の評価
>
> 各府省は、政策目標を達成するために策定した研究開発戦略等（※1）、政策目標を具体化するための研究開発制度等（※2）の研究開発施策が、国の施策に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか等を評価する。
>
> （※1）特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策（複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。）をいう。
> （※2）研究開発戦略を具体的に推進するための制度を指し、例えば、科学技術振興調整費等の競争的資金制度や政策目的を実現するための研究開発に係わる制度・事業等が該当する。

また、この制度評価の目的は、規程において定める技術評価の目的のとおりである。

一　業務の高度化等の自己改革を促進する。
二　社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
三　評価結果を資源配分に反映させ、資源の重点化及び業務の効率化を促進する。

なお、制度評価の実施については、平成１６年2月２５日に開催された第２回研究評価委員会で審議、承認され、平成１６年3月３０日に開催された運営会議に諮り、実施について了解済み。平成１６年度の年度計画も、以下のとおり定めたところ。

【平成１６年度　年度計画】
制度評価に関しては、産業技術研究助成事業、大学発事業創出実用化開発事業、福祉用具実用化開発推進事業、エネルギー・環境国際共同研究提案公募事業の４事業について評価を実施する。

２．試行的制度評価

制度評価手法検討のため、福祉用具実用化開発推進事業について試行的な制度評価を実施した。検討メンバー等は以下のとおり。

【対象事業】福祉用具実用化開発推進事業（平成５年～　）
1）目標；高齢者、障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発を促進により、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心のできる生活が実現されること。より具体的目標として、助成事業終了後３年経過した時点で５０%以上が製品化されていること。
2）概要；　優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を交付する。
3）予算；平成１４年度　１．７億円、平成１５年度　１．０億円

【実施経過】
H15.6.19：「NEDO における制度評価システムの構築に関する調査」
委託先：テクノリサーチ研究所
8.6：第１回委員会
委員長：平澤　冷（東大）、委員　：村上　路一（(株）シクスオン）、小林　麻理（早大　公共経営研究科）、野長瀬　祐二（埼玉大　地域共同研究センター）、林　隆之（大学評価・学位授与機構）
10.6：　試行的制度評価に係るアンケート発送（審査委員、採択先、非採択先）併せてヒアリングも実施
12.24：第２回委員会
H16.2.20：第３回委員会

３．実施方法

（１）実施上のポイント

実施に当たっては、以下の点に資することとする。

① 上位施策及び個別テーマとの有機的連携（推進部署、評価部、ＭＥＴＩの三位一体となった評価）（図１参照）
② 顧客満足度（CS）の視点で広く（採択者、非採択者等に）アンケート等を実施（利用しやすい NEDO の実現）
③ 客観的でわかりやすい評価（制度改革等も視野に）

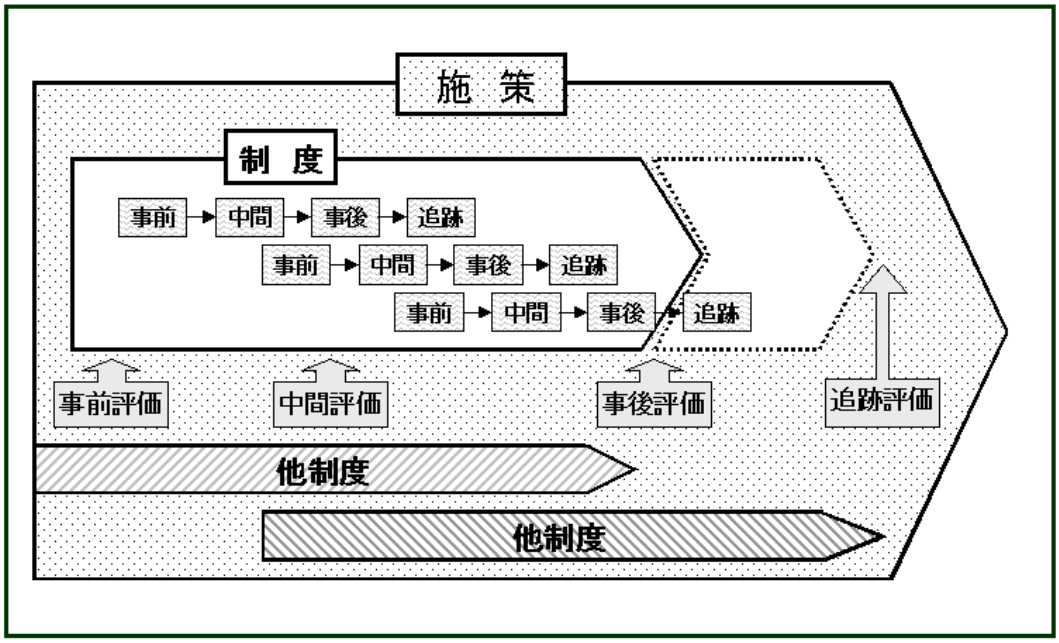

図１：施策評価、制度評価、個別テーマ評価の関係（イメージ）

（２）評価の実施方法

実施方法は、以下のとおりとする。（別紙1の「制度評価の実施フロー図」参照）

①評価手法の事前準備

先ず、制度の根拠(位置付け)、目的、目標、内容、成果等の諸情報を纏めた制度原簿を作成する。

また、評価対象制度毎に、外部有識者で構成する制度評価分科会を研究評価委員会の下に設置し、推進部署、研究評価部、必要に応じ、ＭＥＴＩ関連部署も交え、評価項目・基準、データ収集方法等について事前検討する。なお、事前検討に当たっては、

制度に関わった者などに対し、事前に予備的なヒアリングを実施することで、より効果的な評価手法の検討に努める。

②評価データの収集・分析・整理

事前検討結果に基づき、研究評価部が事務局となり、シンクタンク等を活用しつつ、評価データの収集・分析・整理を実施する。

③評価の実施

事前検討で決定した評価方法に基づき、制度評価分科会で評価し、評価報告書（案）をまとめる。

また、制度評価分科会で作成した評価報告書(案)は、研究評価委員会へ附議する。

４．その他の重要事項

（１）結果の公開

原則として、研究評価委員会での公開の取扱に準じ、ＮＥＤＯのＨＰ等で評価報告書の公開を行う。

（２）結果の反映

評価結果を踏まえ、推進部署、企画部署と調整の上、制度運営等へ反映を行う。

（３）進め方の見直し

制度評価の進め方は、毎年度、その妥当性を判断し、適宜、見直す。

以上

別紙１

制度評価の実施フロー図

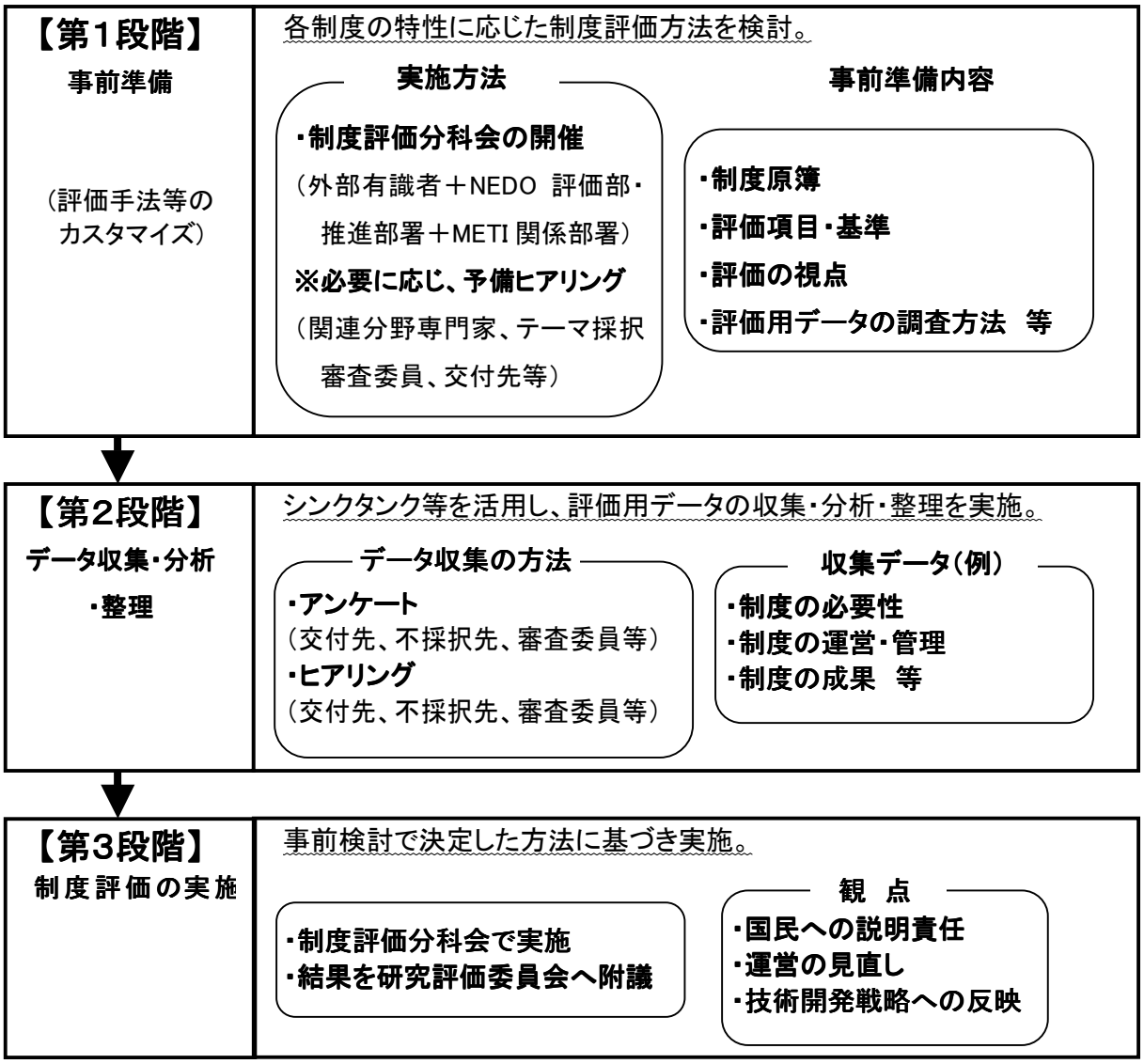

本研究評価委員会報告は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ技術開発機構）研究評価部が委員会の事務局として編集しています。

平成１７年３月

ＮＥＤＯ技術開発機構
研究評価部
部長　奥田　昌宏
主幹　弓取　修二
担当　山崎　光浩

＊　研究評価委員会に関する情報はＮＥＤＯ技術開発機構のホームページに掲載しています。（　http://www.nedo.go.jp/iinkai/kenkyuu/index.html ）

〒212-8554　神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地
ﾐｭｰｻﾞ 川崎ｾﾝﾄﾗﾙﾀﾜｰ(19F)
TEL 044-520-5160　　FAX 044-520-5162